

会 議 録

第 1 日

(平成7年12月1日)

○議事日程第1号

平成7年12月1日(金) 午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第116号ないし議案第132号 …………… 説明

議案第116号 平成7年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

議案第117号 平成7年度四日市市公共下水道特別会計補正予算
(第2号)

議案第118号 平成7年度四日市市土地区画整理事業特別会計補
正予算(第2号)

議案第119号 平成7年度四日市市老人保健医療特別会計補正予
算(第1号)

議案第120号 平成7年度四日市市農業集落排水事業特別会計補
正予算(第1号)

議案第121号 四日市市税条例の一部改正について

議案第122号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災
害補償等に関する条例の一部改正について

議案第123号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
について

議案第124号 四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第125号 四日市市特別工業地区における建築制限の緩和に
関する条例の制定について

議案第126号 四日市市特別工業地区建築条例の一部改正につい
て

議案第127号 四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防
と調整に関する条例の一部改正について

議案第128号 市道路線の廃止について

議案第129号 市道路線の認定について

議案第130号 工事請負契約の締結について

－（仮称）羽津午起線橋梁整備工事（上部製作）－

議案第131号 工事請負契約の締結について

－小牧町市営住宅建設工事（第1工区）－

議案第132号 町及び字の区域の変更について

小林 博次

笹岡 秀太郎

佐藤 晃久

佐野 光信

瀬川 憲生

田中 武

田中 俊行

谷口 廣睦

土井 数馬

豊田 忠正

中森 慎二

南部 忠夫

野崎 洋

橋本 茂

長谷川 昭雄

濱口 善元

日置 記平

藤井 浩治

藤岡 アンリ

藤原 まゆみ

古市 元一

益田 力

水野 幹郎

毛利 彰男

森 真寿朗

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（41名）

小井 道夫

石川 勝彦

市川 悦子

市川 正徳

伊藤 修一

伊藤 正数

伊藤 雅敏

伊藤 正巳

宇野 長好

大谷 茂生

小川 政人

葛山 久人

川口 洋二

川村 幸康

久保 博正

桑原 勇

○出席議事説明者

市長 加藤 寛嗣
助役 加藤 宣雄
助役 奥山 武助
収入役 栗本 春樹
港湾審議監 梅木 勇二
調整監 須原 賢治
市長公室長 佐々木 龍夫
計画推進部長 山口 奉文
総務部長 小畑 廣次
財政部長 野呂 修
市民部長 南部 和雄
保健福祉部長 服部 美次
商工部長 米津 正夫
農林水産部長 赤塚 宗信
環境部長 玉置 泰生
都市計画部長 西田 喜大
建設部長 矢田 禎雄
下水道部長 馬淵 貞夫
消防長 島村 隆
病院事務長 谷口 淳一
水道事業管理者 鎌田 悟

教育長 小竹 章

代表監査委員 長谷川 昭彦

事務局長 有竹 正宏
次長兼議事課長 伊藤 千秋
副参事兼議事課長補佐 福島 和幸
議事係長 井上 紀久夫
主事 濱田 信二
主事 芝田 敏樹

午前10時1分開会

○議長（野崎 洋君） ただいまから平成7年12月4日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、40名であります。

今定例会の議事説明者は、市長初め23名であります。

○議長（野崎 洋君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（野崎 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、佐野光信君及び日置記平君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（野崎 洋君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から12月18日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

○出席事務局職員

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は本日から12月18日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 議案第116号 平成7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）ないし議案第132号 町及び字の区域の変更について。

○議長（野崎 洋君） 日程第3、議案第116号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）ないし議案第132号町及び字の区域の変更についての17件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第116号は、本市一般会計補正予算第3号案であります。

今回の補正の主な内容は、経済対策に基づく道路、河川、街路、公園、都市下水路、住宅等の事業費、国・県より補助割り当てのあった公共事業費等でありまして、歳入歳出予算のほか、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の追加額は25億4,500万円で、補正後の予算額は995億6,154万5,000円と相なるのであります。

以下、各款にわたり補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、地震対策事業費及び交通安全施設等整備事業費の追加計上であります。

第3款民生費は、国庫補助内示による保育所整備事業費及び臨時備人料の不足見込額の追加計上のほか、民間保育所振興費の計上であります。

第4款衛生費は、合併処理浄化槽設置費補助金及び清掃工場管理運営費

の追加計上並びにし尿収集・処理事業費の減額補正であります。

第6款農林水産業費は、国・県からの補助割り当てによる農業農村活性化構造改善事業費補助金の追加計上及び地域農業基盤確立農業構造改善事業費の計上であります。

第8款土木費は、国庫補助内示に合わせた中心市街地活性化事業費、中央通り地下駐車場整備事業費及び道路、河川、街路、公園、都市下水路、住宅事業費のほか、特定優良賃貸住宅供給促進事業費の計上であります。

第10款教育費は、小学校増築事業費及び臨時備人料の不足見込み額の追加計上であります。

第14款災害復旧費は、土木施設に係る災害復旧費の追加計上であります。

以上、概要をご説明いたしました。歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

議案第117号から議案第120号までは、各特別会計の補正予算案であります。

公共下水道特別会計は、経済対策として措置される補助事業費のほか、単独管渠布設費及び北勢沿岸流域下水道負担金の追加計上であり、歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金を減額補正いたしました。

土地区画整理事業特別会計は、国庫補助内示に合わせた補助事業費及び垂坂郷川・新貝土地区画整理事業費補助金の計上であります。歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金及び繰越金を追加計上いたしました。また、資金管理の面から一時借入金の最高額を変更しようとするものであります。

老人保健医療特別会計は、平成6年度に交付を受けた支払基金交付金が、医療費に対する所要額を上回っていたため、返還するものであり、歳入につきましては、繰越金を追加計上いたしました。

農業集落排水事業特別会計は、補助割り当て及び単独事業費として排水施設整備費を追加計上しており、歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、繰越金の追加計上及び一般会計繰入金を減額補正いたしました。

続きまして、条例その他の議案のうち主なものについてご説明申し上げます。

議案第121号市税条例の一部改正につきましては、個人市民税等の前納報奨金の算定方法を変更するとともに、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、身体障害者等に対する軽自動車税の減免手続において提示を要する書類を変更しようとするものであります。

議案第122号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員災害補償法等の一部改正により、介護補償の新設、遺族補償年金額の引き上げ等が行われたことに伴い、関係規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第123号消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、遺族補償年金額の引き上げが行われたことに伴い、関係規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第125号特別工業地区における建築制限の緩和に関する条例の制定につきましては、本市の地場産業である乾麺製造業の保護育成と地域の住環境の保全を図るため、特別用途地区として指定する第3種特別工業地区内における建築物の建築制限の一部を緩和するとともに、その構造及び建築設備を制限しようとするものであります。

議案第130号及び議案第131号は、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、(仮称)羽津午起線橋梁整備工事(上部製作)及び小牧町市営住宅建設工事につきまして、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(野崎 洋君) 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長(野崎 洋君) この際、報告いたします。

専決処分報告及び監査結果報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長(野崎 洋君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、12月6日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時12分散会

会 議 録

第 2 日

(平成7年12月6日)

○議 事 日 程 第2号

平成7年12月6日(水) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (41名)

小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 修 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 谷 茂 生
小 川 政 人
葛 山 久 人
川 口 洋 二
川 村 幸 康
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
笹 岡 秀 太 郎
佐 藤 晃 久

佐野光信
 瀨川憲生
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 南部忠夫
 野崎洋
 橋本茂
 長谷川昭雄
 濱口善元
 日置記平
 藤井浩治
 藤岡アヅリ
 藤原まゆみ
 古市元一
 益田力
 水野幹郎
 毛利彰男
 森真寿朗

収 入 役 栗 本 春 樹
 港 湾 審 議 監 梅 木 勇 二
 調 整 監 須 原 賢 治
 市 長 公 室 長 佐々木 龍 夫
 計 画 推 進 部 長 山 口 奉 文
 総 務 部 長 小 畑 廣 次
 財 政 部 長 小 野 呂 修
 市 民 部 長 南 部 和 雄
 保 健 福 祉 部 長 服 部 美 次
 商 工 部 長 米 津 正 夫
 農 林 水 産 部 長 赤 塚 宗 信
 環 境 部 長 玉 置 泰 生
 都 市 計 画 部 長 西 田 喜 大
 建 設 部 長 矢 田 禎 雄
 下 水 道 部 長 馬 淵 貞 夫
 消 防 長 島 村 隆
 病 院 事 務 長 谷 口 淳 一
 水 道 事 業 管 理 者 鎌 田 悟
 教 育 長 小 竹 章
 代 表 監 査 委 員 長 谷 川 昭 彦

○出席議事説明者

市 助 長 加 藤 寛 嗣
 助 役 加 藤 宣 雄
 助 役 奥 山 武 助

○出席事務局職員

事 務 局 長 有 竹 正 宏
 次 長 兼 議 事 課 長 伊 藤 千 秋
 副 参 事 兼 議 事 課 長 補 佐 福 島 和 幸

議 事 係 長 井 上 紀 久 夫
主 事 濱 田 信 二
主 事 芝 田 敏 樹

午前10時1分開議

○議長（野崎 洋君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は39名であります。

本日の議事は一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（野崎 洋君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

田中俊行君。

〔田中俊行君登壇〕

○田中俊行君 おはようございます。

平成7年を締めくくる本年最後の12月定例議会で一般質問のトップバッターを仰せつかりまして、大変光栄に思っております。

オリックスのイチローのようにさい先のいいクリーンヒット、有効打を打てるかどうかわかりませんが、精いっぱい努めますので、どうか理事者の皆さん方も、議場をうならせるようなファインプレーで答えていただきますように、まずもってお願いをしておきたいと思っております。

それでは、早速質問に入ります。

まず第1点は、環境庁が設置を目指している地球環境戦略研究機関の誘致についてであります。

今さら申し上げるまでもなく、本市は過去において公害という大きな苦悩の歴史を経験し、そのマイナスの財産を抱えながらも、それを克服し、環境先進都市を目指して、市民、行政、企業が一体となって日々努力をし

ていただいているところであります。鈴鹿山麓リサーチパークのICETTを中心に、環境面で国際貢献の実績を上げていること、また環境庁から星空の見えるまちに指定されるまで大気汚染が改善され、それが評価されて、本年6月に本市と加藤市長に対し、国連環境計画からグローバル500賞が贈られたことなど、まさに本市の面目躍如といったところでしよう。

しかしながら、まだまだ本市のイメージが公害を代名詞としていることは否めない事実ではないでしょうか。公害のイメージを払拭し、大気汚染のみならず地球環境全体を視野に入れて、環境といえば四日市、四日市といえば環境と、すぐイメージされるぐらいになるまで環境政策に力を入れていくことは、本市に課せられた使命でもあり、最重要課題の一つだと考えます。

そういう観点から、昨年9月議会においてICETTの存在、実績、展望等、全国あるいは世界にもっともっと情報発信を強化すべきだ、こういう指摘をさせていただいたところであります。

また、今年9月には、地球的な視野に立ち、皆で取り組む水と緑の豊かな安らぎと潤いに満ちたまちを目指して、快適環境都市宣言がなされたところであります。

こうしたことも踏まえて、さらに積極的な環境政策を展開していく上で、一つの提案をするものであります。すなわち、現在環境庁の進めている地球環境戦略研究機関の設置に対し、本市としても果敢に誘致運動に取り組むべきだと考えるわけですが、いかがでしょうか。もちろん国の新しい機関ですから、事前によく精査する必要はあろうかと思いますが、私の知る限りでは、本市の環境行政に相当のプラスのインパクトを持つ研究機関であると確信をしております。既に環境庁は、地球環境に関する研究を総合的に進める国際研究機関として、国の平成8年度予算に対し、基本設計や設置場所の調査費など約4,000万円を概算要求しております。スタッフは、

内外の研究者約100人を予定し、平成9年度中の開設を目標に、各国の研究機関との情報ネットワーク化や研究交流、地球環境保全に関するデータベースの構築などを旨とするものであり、とりあえず来年度は人材確保のために海外に研究者を派遣したり、人的ネットワーク構築のための国際会議の開催、情報通信システムや設備の基本設計、設置場所の調査等が計画されているようであります。

近々鈴鹿山麓リサーチパークでは、三重県の方で都市センター建設に向けて、設計、地質調査等が着手されるやに聞いておりますが、国際会議や民間のサポートも行う、文字どおりのセンターとなるこの都市センターとあわせて、この国の機関が立地すれば、今苦労しております民間の研究機関誘致の大きな呼び水となることも期待できるであります。設置形態などの不確定要素はまだ残すものの、ICT等との相乗効果をもって環境都市四日市を強く内外にアピールする意味からも、県と一体となって誘致に動くべきだと考えますが、果たしてどうのご見解をお持ちか、お尋ねをいたします。

次に、天津市との交流促進についてというテーマで質問をいたします。

ご承知のようにことは、本市と天津市が友好都市提携を結んで15周年の記念すべき年であり、私も去る10月9日より15日まで約1週間、公式訪問団の一員として天津市を訪問させていただきました。ちょうど7年前、昭和63年に日中友好青年の船「四日市号」の事務局長として、約250名の青年たちと天津市を訪れたときと比較いたしまして、そのエネルギッシュな町の活気、著しい発展の姿に目をみはるものがありました。

そして、今回の訪問では、15年間の幅広い分野での親善交流を踏まえ、経済面での交流へと、さらにその結びつきを深くしたいという天津市側の強い熱意を感じました。開放経済による活発な経済活動を展開しつつある中国にありまして、天津市との経済面での交流促進は、本市及び本市の産業界にとっても、益するところ少なからず、こういうふうを考えますし、

7月の市内の企業を対象とした天津投資セミナー、また10月の経済訪中団も、そうした方向に沿ったものと判断しております。

市民レベルでのより身近な交流促進と同時に、企業を中心とした経済面での交流、環境保全のための支援協力、貿易の拡大等、さらに一步踏み込んだ新しい段階の友好都市関係を構築していくことは、本市にとって非常に重要な課題と言えるでしょう。

しかしながら、実際問題、企業が現実に天津市へいろいろな形で経済活動の機会、場を求めようとしても、具体的にどうすればいいのか、困惑する点も多々あるかと思われます。したがって、資本主義国と違った社会経済体制の国において、特に経済活動における政治、行政の権限、役割が非常に大きい中国においては、経済活動、投資活動を計画しようとしている日本側の行政が、情報の収集、提供をしながら、それらの企業に対し、現地政府との橋渡し等支援サービス活動を行う必要があると考えます。そのためには、天津で経済活動をしようとする企業はもちろん、交流訪問団や個人に対しても、相談窓口となるような駐在員事務所を設置することが望まれるわけですが、この点についてどうお考えでしょうか。

既に昨年の9月の市議会定例会において、15周年を記念して駐在員を相互派遣する旨の提案を行ったとの答弁もあり、昨年10月には市長みずから天津市を訪問されておりますが、その後の経過も踏まえて、ご見解を伺いたいと思います。

またあわせて、FAZをにらんでの天津港との貿易拡大、さらに友好都市提携20周年を目標にした四日市館、天津館の建設構想について、その後の進展があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

最後に、第2文化会館構想についてお尋ねをいたします。

四日市は文化不毛の地などと言われたのは、今はもう昔の話でありまして、ここ数年、いわゆる草の根の市民文化はしっかりとこの大地に芽生え、着実に成長しております。私は、芸術や文化に対して全くの素人ではありません

ますが、素人は素人なりに、日常の繁忙さの中から抜け出して、文化会館などの催し物を楽しむのは、ひとときの心の遊びであり、ゆったりとした心のゆとり、豊かさを感じさせてくれる貴重な時間だと思っております。

先月は、タンゴに興味のある人たちが集まったタンゴの夕べ、そして市民の手による市民オペラ「フィガロの結婚」と、二つの催しを楽しませてもらいましたけれども、市民文化のたくましさ、すばらしさを感じたのと同時に、こういう時間、機会を持つことの大切さを改めて痛感した次第です。

ほとんどあらゆる文化の分野を統合した四日市市文化協会が発足いたしました、市民文化の組織面、あるいは人的ネットワークの面での充実が図られたことも、大変心強い、喜ばしいことでもあります。こうした市民文化の急成長を支え、文化活動の種類に応じた発表の場、見る機会を確保し、本市の文化がより一層発展するための条件づくり、環境整備をするのは、これはやはり行政の仕事だと思うわけであります。

しかるに、皆さんもよくご承知のとおり、四日市の市民文化の一大拠点としての現在の文化会館は、開設以来10年以上経過し、既に駐車場も含め需要が供給を上回る、物理的な限界に来ておりますし、設備、機能面でも不十分なところが出てきております。

そこで、これにかわるもう一つの新たな文化施設の必要性が叫ばれているわけですが、昨年の3月議会において、日本舞踊や詩吟、能など、伝統芸能の上演を中心とした（仮称）伝統芸能文化会館の建設構想が打ち出され、大変喜んでおりましたのは、私1人ではないと思えます。

ところが、建設予定地とされた納屋小学校の跡地が、地元の意向とのずれが表面化したことで白紙に戻り、その後特に進展した様子もなく現在に至っているように見受けるわけですが、果たして現在どの程度まで計画が進んでいるのか、地域との交渉経過も含めてお尋ねをいたしたいと思えます。

またあわせて、今後の計画スケジュール、見通しについてもお答えをいただきたいと思います。

以上3点について質問をいたしました、いずれの課題も相当の財源を要することです。本市の財政不如意の折、大変心苦しいわけですが、財源についてのあらゆる工夫を施しながら、もう5年後に迫った21世紀に向けて、この三つのテーマを力強く、着実に推進していくことが、必ず本市の躍進につながると信じての質問でありますので、どうぞひとつその点をご理解の上、積極的なご答弁をいただくことを期待いたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 田中議員のご質問の中で、特に第1点について私からお答えを申し上げたいと思えます。

地球環境戦略研究機関というのは、先ほどお話がありましたように、環境庁の総合的な研究機関、教育の推進体制に関する懇談会が、国際機関としての設置を提案したものでございます。本年6月に発表されました中間報告によりますと、研究機関のスタッフは、内外研究者約100人、平成9年度中の開設を目標とする。そして、各国の研究機関との情報ネットワーク化でありますとか、あるいは研究交流、地球環境保全に関するデータベースの構築、中長期的な人文・社会科学研究を世界に提言することを目指しておられるようであります。研究機関の設置形態というのはまだ決まっておりませんが、国際機関とするのが望ましいということでございまして、平成8年度は、人材確保に向けて海外に研究者を派遣するほか、人的ネットワーク構築のための国際会議の開催、情報システムや設備の基本設計、設置場所の調査などを行う計画と聞いております。平成8年春には最終報告が出される予定になっているようであります。

環境庁も、平成8年度予算の概算要求に基本設計や設置場所の調査費な

ど、先ほどお話がありましたように約4,000万円を織り込んでおられます。誘致には、現在県や政令指定都市を含めまして26の自治体が名のりを上げているというふうに聞いております。私は、この三重県のハイテクプラネット21構想の重点整備区域としての鈴鹿山麓研究学園都市の中にそういった機関を設置することができれば、本来のハイテクプラネット構想を、もう1歩も2歩も前進させることができるというふうに考えております。三重県はこの研究機関について、ふさわしい施設であるということで、積極的に誘致活動を進められているようでございます。

ただ、これは平成8年度の予算要求でございますが、新聞情報等で知る限りでは、このODA予算というのは、国の方では削減しようというような気持ちがあるようでございまして、国の機関で最終的には決定をされるというふうに思っております。したがって、これはやはりどの程度の予算が必要であるのかということとはよくわかりませんし、環境庁の予算がどうなるかということにも、大変大きな関連のある事項でありますから、当然この四日市のICETTの、あるいは先ほどお話のありました三重県のセンターとのタイアップというものは極めて重要な問題でありますので、近く環境庁の方と接触を始めてみたいというふうに思っております。

やはり何といたっても、県との連携というものが極めて重要でございますから、センターも含めまして、県と歩調を一にして、その誘致に向かって努力してまいりたいというふうに思いますが、先ほどお話がありましたように全国で26の自治体が立候補しているということでもあります。その中で三重県、山梨県、神奈川県、北九州市等々が有望なところであるというふうに県の方からはお聞きいたしておりますので、ただいま申しましたように、近く環境庁とも接触を深めてまいりたい。そして、できれば四日市へ誘致ができるように、今後いろんな面を通じて努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、この上ともぜひご支援を賜りますようお願い

いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） 中国天津市との交流促進につきましてご答弁申し上げます。

ご承知のように、本市と中国天津市とは、1980年の10月に友好都市提携を結んで以来、本年は15周年に当たるわけでございまして、記念事業といたしまして7月には天津市友好訪日団を受け入れました。訪日団によります天津投資セミナーを開催いたしました。またあわせまして、中華屋台村ですとか中国伝統楽器コンサート等を開催いたしましたところでございます。そしてまた、8月には天津市から少年サッカーチームを受け入れております。また、本市から中学生の訪中団や女性訪中団を派遣いたしまして、交流試合ですとかホームステイ、ホームビジット等を通して、市民同士の交流を積極的に行いまして、友好を深めてまいったところでございます。

このようにこれまで市民各層によります友好交流というのはかなり推進をしてまいったわけでございますが、ご指摘のように最近では、中国の目覚ましい経済発展に合わせまして、天津市におきましても、経済交流等の実利性の高い交流を望むようになってきております。したがって、本市といたしましても、10月には四日市商工会議所の協力を得まして、経済訪中団を派遣いたしまして、経済面での交流拡大に努めているところでございます。

そこで、天津市へ駐在員事務所の開設が必要ではないか、こういうお話でございますが、改革、開放路線を進めております中国でございますけれども、これからの世界経済を考えますときに、その中国の経済基盤というものは今後の世界経済を大きく左右するものであろう、そういうふうに考えておりますし、我が国経済への影響も極めて大きいと考えております。したがって、今後中国の方との経済交流、あるいは資本移転等がさら

に進むということを考えました場合に、一地方都市であります当四日市市におきましても、市民の方々の中国への経済活動の、より円滑かつ迅速にそれが促進されるということを考えますとき、駐在員事務所というようなものは必要なものである、そういうふうと考えているところでございます。特に社会体制も異なっておりますし、商慣習も含めまして不明確で不透明な部分も少なくない状況でございますので、そのような現地駐在員事務所を開設いたしまして、通常的な需要調査はもちろんでございますけれども、外面からとらえにくいような独特な経済ルールですとか価値判断、あるいは人間関係等についての確かな情報をそういった市民の方々に提供できれば、両市の港湾貿易を含めた経済交流をより活発にする上で大変有意義なことであろう、そのように思っておりますのでございます。

そして、このような考え方につきましては、既に天津市側といろいろ協議をしておるところでございますけれども、天津市側におきましても、その重要性を認識しておりまして、今後それを開設することについて積極的な意向を天津市側も持っておる、そういう認識は双方で確認しておるところでございます。

したがって、昨年9月議会におきまして、先ほどお話もありましたように、この四日市港の貿易拡大に合わせました駐在員の派遣ということにつきましては、ご質問もございましたので、その後、既に他県、他都市でこういった現地の駐在員事務所を設置されておるところもございまして、実態調査等を行ってまいっておるわけでございます。

そういったことを踏まえまして、今私どもが考えておりますことは、一体地元でどのような情報が求められておりまして、それをどのような格好で提供すれば、地元の企業に有効に活用されるであろうか、そのためにはどのような体制の駐在員事務所というものを設置すればいいのか、そういうようなことをもう少し深めて調査検討していく必要がある。

それから、これはちょっと意味合いの違う条件ではございますけれども、

現在中国では急激なインフレが進んでおりまして、物価が大変高騰しております、こういう事情がございまして、このような駐在員事務所を開設するということにつきましては、予想外の経費を必要とするというような部分も一つの課題として出てまいっております、その辺の費用対効果を十分考慮いたしながら、慎重に検討して進めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

なお、参考までに申し上げますと、現在中国に駐在員事務所を開設しております自治体と申しますのは、東京都、大阪府、神奈川県、静岡県、岐阜県、長崎県のほか、市といたしましては、横浜市、神戸市、北九州市、こういう9自治体ということになっております。

それから、もう一つお話がございました四日市館、天津館というふうなお互いの地域の紹介をいたしますような施設のことでございますが、こういった施設は、かなり前からいろいろ構想としてお互いに話が出ておりました。市民がそれぞれ友好都市の実態とか実情というものをそれぞれ理解し、なおそれを深めていくというためには、非常に重要な施設であろう、そういうふうと考えておりまして、西暦2000年に友好都市提携20周年を迎えるわけでございますが、できましたらそれを実現ができるように、施設の内容ですとか規模、運営の方法等について天津市側とも十分協議をいたしまして、今後もさらに検討を進めてまいりたい、そのように考えておりますので、ひとつよろしくご理解を賜りたいと思う次第でございます。

○議長（野崎 洋君） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） 3点目の第2文化会館構想についてお答えいたします。

近年の文化会館の開館日数に対する利用日数の割合、いわゆる利用率は、ホール、練習室、会議室、展示室のいずれも、80%台から90%台の高い数値を示しております。中でも第2ホールは90%に近い数値、第3、第4

ホール、会議室、練習室は、いずれも100%に近い高い利用率であり、市民の文化活動等の施設利用要望にこたえ切れないという状況にあります。

このような状況を反映して、平成3年度に行った市政アンケートの結果にも、ホール建設に対する要望は極めて高いものがあり、練習や発表など、市民の文化活動や鑑賞の場の新たな設置が求められています。そのため、総合計画第6次基本計画の中では、(仮称)伝統芸能文化会館の設置を位置づけているところであります。この施設の立地場所につきましては、納屋小学校の跡地が最も有力な候補地であると考えており、現在庁内に設置している納屋小学校跡地活用検討委員会の中で、音楽や演劇など専門性も念頭に置いたホールの設置について、規模、機能、運営形態を含めて検討しているところであります。今後ある程度市の方針がまとまった段階で、地元や関係者等の協議もしてまいりたいと考えております。

なお、スケジュール的には、さらに地元との協議が必要でございますけれども、今年度中に基本計画をまとめて、来年度中には基本設計、供用開始は平成12年度くらいを目指して努力してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長(野崎 洋君) 田中俊行君。

○田中俊行君 ご答弁ありがとうございます。

第1点目の環境庁の研究機関の誘致についてでありますけれども、これは、国の予算といたしましても、大蔵原案の内示までまだまだ予断を許さないという状況のようですけれども、まず認められる可能性の方が高いのではないかというふうに思っておりますので、環境庁と交渉を進めたいという市長の誘致に努力するという力強いご答弁をいただきましたので、知事もかわったことですから、県と一体となって誘致にぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

26も競争相手があるということですが、その中の有力候補ベスト5には入っておるといふふうに聞いております。十分可能性のある研究機

関だと思っておりますので、これまでの四日市市のさまざまな環境面での努力、特にICETTという大きな交渉上の武器を持っておられるわけですから、これを有効に活用しながら、今後運動の展開方法をよく検討していただいて、幅広く誘致活動を展開していただきますように重ねてお願いをしておきたいと思っております。

それから、2番目の天津市との交流促進についてでありますけれども、これも、市長公室長の方から、両市ともに駐在員事務所は必要である、こういう認識を持っておる旨聞かせていただきましたので、今後その駐在員事務所の内容、あり方について十分検討していただいて、早期に事務所の開設につなげていただくようお願いをしておきたいと思っております。

また、四日市館、天津館の話も、2000年を目標に施設の内容、運営方法を検討していくということですので、これもあわせて大いに前向きに進めていただきたいと思っております。

そしてその際に、経済交流の一環としてということでもありますので、先日、11月28日だったかと思っておりますが、新聞で天津市海運会社が運航する上海四日市間のコンテナ定期航路の第1便が四日市港に入港し、加藤市長が歓迎の意を表したという記事が載っておりました。市長初め関係者の皆さんのご努力のたまものと思っておりますし、深く敬意を表するところでありますけれども、さらに平成5年12月に入港後、休止状態にある天津と四日市の定期航路を復活させる意味でも、駐在員事務所の設置ということが、直接、間接の役割を果たしてくれるものと、こういうふうに考えますので、ぜひ推進方をお願いしておきたいと思っております。

市長公室長からお話がありましたように、確かに天津市においても、インフレでかなり地価が高いと聞いておりますし、天津市役所の一画をお借りするということが、国家体制上どうも無理なようですので、この駐在員事務所の場合につきましては、人民政府の協力も得ながら、例えば暫定的にでも、今唯一四日市から天津へ進出している住友電装のご協力をいただ

く方法も、これは例えばの方法ですけれども、こういうことも工夫しながら検討する必要があるというふうに考えますし、財源につきましても、産業界の協力も、当然企業が進出する際に大変重要な拠点になるわけですから、産業界の協力も視野に入れて検討できないものかどうか。こうした点について再度お考えを伺いたいと思います。

3点目の伝統芸能文化会館についてですけれども、教育長の方から、平成12年の供用開始を目指していきたいというご答弁でしたので、これ以上申し上げませんが、現在の文化会館と機能、役割を分担しながら、伝統芸能を中心とした新たな文化会館を建設するという事は、最近の多くの市民の皆さんの待望するところでもありまして、その促進を重ねて強く要望しておきたいと思います。

最近愛知県の扶桑町の方で、「百貨店より専門店」という考えのもとに、今までのような何でもありの多目的ホールではなくて、演劇、伝統芸能に的を絞った、非常に特色のある、一味違う文化会館を開設いたしまして、文化のまちづくりに乗り出したということを知っております。現に一流の歌舞伎俳優、能楽師、狂言師、舞踊家、こうした芸術家の方々の公演、そして町民の皆さんの演劇活動の拠点としても大変盛り上がっているということを知っております。なおかつ、しかも総工費は約17億7,000万円ということでもあります。本市も、こうした特色のある文化施設を目指していくことが非常に肝要かと思っておりますので、この伝統芸能文化会館の構想の推進に当たっては、その辺も十分加味してお考えを進めていただきたいというふうに思います。

以上でありますけれども、2点目の天津市との交流促進について、もう一度お答えをいただきたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） 駐在員事務所と一口に申しましても、中国側の受け入れといたしましては、一地方自治体の組織の一つとして、中

国の国の中へそういった出先を設けるということは法律上できない、こういうことになっておるそうでございまして、そういったことから、これまで9自治体がいろいろ出しております内容を見ますと、経済貿易事務所ですとか、あるいは経済交流事務所、それから何々貿易協会、そういうふうな経済関係、あるいは貿易関係の名前をつけた別の組織をつくりまして、それが出ていっておる。しかも、職員といいますが、駐在員につきましても、自治体の職員であったり、あるいは全く経済界の方であったり、そういうケースがあるわけですが、実際には行政、いわゆる自治体が音頭を取らなければならぬ、これは事実であろうと思っております。しかしながら、こういった駐在員事務所等をつくり出す場合には、やはり地元の経済界が本当にその駐在員事務所を必要としておる、設置することを熱望しておる、こういうふうな意向の集約といえますか、そういったものが大前提として必要なんではないかなと、そういうふうに思っております。したがって、そういうあたりを今後集約いたしまして、その設置の実現という方向にまとめ上げていく、こういうことになろうかと思っております。そういった過程で、財源の負担の問題等もおのずから決まってくるのではないかな、そういうふうにおられるわけですので、商工会議所の方ともその辺については今後さらに協議をして詰めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○議長（野崎 洋君） 田中俊行君。

○田中俊行君 一步踏み込んだ答弁をいただいたと思いますので、これ以上申しませんが、3点とも本市の新しい躍進に向けて、大変しつこいようではありますが、重ねて強力に推進していただきますようお願いしておきたいと思っております。

それから、3点目の第2文化会館構想についてでありますけれども、私ごとで大変恐縮ですけれども、新しく就任されました小竹教育長は、遠い昔、28年前に私が高校1年のときの恩師でありまして、本市の教育文化の

牽引車としてこれから、この伝統芸能文化会館の件も含めて今後のご活躍を大いに期待しておりますし、教育長のご活躍を心からお祈りいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（野崎 洋君） 暫時、休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時56分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川村幸康君。

〔川村幸康君登壇〕

○川村幸康君 通告に従って質問させていただきます。

まず1番目に、ごみ処理問題についてであります。

先日も新聞報道されましたが、本市ではRDF建設への参加は見送りとし、現在稼働している焼却炉がかなり老朽化しているので、ごみ処理施設の建設を決定、計画を進めるとのことですが、この件についてはさておいて、今回はごみ収集の実態と収集業務の管理についてお尋ねいたします。

現在本市においては、家庭や事業所から出るごみを分別して回収しています。振り返ってみますと、この分別回収のことについては、昭和58年9月に本市議会において野崎議長さんがごみ問題についての質問をなされたのですが、市当局の答弁は、「焼却炉の傷みが早くなるので、分別回収はどうしても必要であり、市民の方々にぜひ理解してもらいたい」ということだったと聞いております。それ以降、市内の各地域では分別回収が進み、燃えるごみと埋め立てごみや再生可能物に分けて回収されています。地域によっては、自治会単位で当番を決め、ごみ集積所の管理をするなどして、徹底を図っているところもあるほどになっております。

ところが、5年ぐらい前でしたが、私が自分の家業の所用で市内の取引

先を回っていたときのことで、以前はそこでもごみ分別をして出していたのですが、そのときは何もかも一緒に出しているのです。それを見て、分別することを指摘したら、その店の経営者は、分別しても、回収していく車は一緒に集めていくというのです。だから、分別して出しても意味のないことで、その店では、分別する手間も省けるのだから、一緒に出すとのこと。実際、先日も焼却炉のある清掃工場に立ち寄ってきたのですが、ごみ収集業者関係の車だと思うのですが、分別回収という点から見て、随分悪いように感じたところです。

一方で各家庭では分別して出すようにしているのに、片方では分別せずに回収していく。市当局は、かまが傷むから分別して出してほしいといいながら、このごみ収集の実態はどういうことなのか。

また、このごみ収集の実態とも関係するのですが、ごみ収集にかかわる業務の管理をどうしているのかという側面もあるのです。また、ごみ収集車が分別せずに回収していくことを申しましたが、これは収集業者の車だけでなく、一部かわかりませんが、市の回収車でも、家庭からは分別して出している燃えるごみ集めを、すぐUターンしてほかのごみ集めをしていく。これは複数の市民が目撃していることであります。こうしてみますと、ごみ収集の業務がかなり乱れてきているのではないかと思います。

いずれにいたしましても、ごみ収集車の回収のやり方を改善し、事業所からのごみの出し方を、分別して出すように指導を徹底されなければ、分別回収が向上、定着しないと考えますが、これらの問題にどう対処されるのか、お尋ねしたいと思います。

2番目の質問は、神前地区の問題についてであります。

その第1は、下水道整備のことなのですが、この下水道整備事業は、環境保全等の面からも指摘されており、今の社会では、その整備が急務とされている問題でもあります。本市では、いろいろな部局が所管している下水道関連の事業をあわせてみても、下水道の普及率はおよそ35.4%、汚水

の衛生処理率は平成6年度末約44%ということであり、目下いろいろところで下水道整備が計画、着手されておりますが、この下水道整備の問題は、私の居住しております神前地区におきましても大きな課題の一つであります。これの早急な解決が望まれるところであります。

ところで、本市では、保々地区において同和対策事業として、隣接地域を含めた生活排水対策事業、コミュニティ・プラントが実施されております。このように、同和地区だけでなく周辺地域も含めて同和対策事業としての環境整備が進められることは、地区住民と周辺住民が連帯していく意識を育てる上からも、ねたみ意識を解消していくためにも役立つものと考えます。

そこで、神前地区においても、下水道整備については、この生活排水対策事業、コミプラを適用し、神前全体を対象地域として計画するようしてもらいたいと思うのです。市としても、下水道整備はどのような形であれ進めていく事業でありますし、神前地区においても、遅かれ早かれ実施していかなければならない事業なのですが、そうであれば、地対財特法に基づく同和対策事業として進めるのが市としても得策だと判断するのですが、どうでしょうか。

既に周知のとおり、地対財特法も、余すところ1年余りで期限が切れるのですが、この法律の有効期間のうちに同和対策事業としての生活排水対策事業を計画、実施した方が、国、県からの補助金、あるいは起債の面から見ても、市としては得策であると思われま。同和対策事業を、周辺地域と一体化した形でハードな面での事業を進める一方で、啓発あるいは教育で同和問題について取り組むのが行政の方向として重要だとすれば、この生活排水対策事業を、神前地区を対象としてぜひ実施してもらいたいと思います。

二つ目は、神前地区の諸問題についてであります。諸問題といいましても、土地利用あるいは都市計画に関係した問題であります。神前地区は本

市の中央部に位置しており、東名阪自動車道、そして現在整備が進められている国道477号バイパス、計画中の北勢バイパス等、将来の四日市のまちづくりの骨格となる重要幹線道路の結節する地域であります。本市の将来像に神前地区を重ねながら考えてみたとき、神前地区のまちづくりがどのように進められていくのか、土地利用も含めて、市の考え方を聞きしたいと思います。

さきに言いましたとおり、神前地区は将来本市の交通の要衝となる地域であり、四日市インターあたりは本市の顔というぐらゐの状況になっていくのではないかと思います。それだけに、開発可能な土地としてまとまった広さのある四日市インターの東側、曾井山や東山地区は、いろいろな開発、不動産関連の業者の注目するところであり、現にそれらの関係者の出入りが目につくようになってきており、具体的な開発計画が地元で示されているケースもありますし、時としては地区住民の意向を無視した業者の動きもないとは言えません。他の市町村の開発状況が聞こえてくる中で、いわゆるミニ開発といいますが、つまみ食いの状態でばらばらに開発され、まちづくりを進める上でいろいろな問題やトラブルが生じているとも伝えられています。こうした話を聞くにつけ、神前地区の土地利用についても、さきに挙げました場所の開発は、全体的な都市計画といいますが、構想をしっかりとすること、そしてそれに調和のとれた整合性のある開発とすることが必要不可欠だと考えられるのですが、市としてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

いずれにしても、先祖から受け継いだ貴重な財産であり、地区の発展につながるような土地利用をしていかねばなりません。そういう意味で、地区住民は非常に関心があり、期待もしております。市では、以上申し上げてきたような状況を踏まえて、神前地区の将来をどのように考えておられるのか、そして地区住民の意向をどのように酌み取りながらまちづくりをリードしていかれるのか、市の見解を聞かせていただきたいと思ひます。

3番目は、行政運営の有効性についてであります。

今の世の中は、科学技術の進歩、産業の発展などに伴って大きく変化し、個人の生活においても、また地域や市町村の単位で考えても、大変な変わりようです。こうした社会の発展の中でよく議論されるのが、行政のあり方、進め方の問題であります。今日、行政機関が担うべき役割、あるいは領域は大きく膨らんでいることは事実であります。本市においても、それは例外ではないと思いますが、こうした行政の担う役割や範囲が広がっていく過程の中で、市民の側から見ていると、次のような疑問の声が聞こえてきます。

それは、新たな公共施設の建設に当たっては、完成した後、その建物の管理運営などをどのようにしていくのかという問題であります。当然市の建物は、市民の税金によることです。使用料などの収入もありますが、差し引きすれば持ち出しの割合が多くなるわけで、つまるところ市の財政から出ることになるかと思えます。もちろん行政運営の中には、採算を抜きにしてやらねばならないたくさんの必要施策があるのは認識しております。しかし、税が税を生むというか、投資をすることにより余計に苦しくなり、負債が増してしまう。こうしたことは民間では到底考えられないことでして、とりわけ最近のバブルがはじけての経済状況の中で、経営の立て直しに懸命という観点から見れば、もっと工夫があってもよいのではないかと感じます。大体において、建物を建てたり、道路を整備したりという、ハード面での施策はよしとして、そうしたハードでやったものをどう使うのか、生かすのかというソフト面、管理運営をどう充実させるのかという点が、行政、財政の運営の有効性を高めることにはなれないかと考えますが、市の考えをお尋ねいたします。

行政運営ということで考えたとき、もう一つお尋ねしたいのは、市の行政組織には多くのセクションがありますが、それぞれのセクションのトップが交代した場合など、前任者と新しく就任した者との間の方針や路線の

継承の問題であります。前任者の時期に策定された方針や路線、あるいは計画を新任者が継承して進めるのか、あるいは独自の色を出して進めるのかという問題は、いろいろなところで議論になるところです。極端な場合、左から右へと大きく変わったりするケースもあり得ることです。新しい責任者が、時代が変わったから、今はもうそんな時代ではないという判断で方向転換がなされることがよくあることです。

実際、私が窓口相談に行ってみると、「その件は前任者の人のことだから、人がかわったから、私ではわかりません」と言われた事実がありました。また、電話での質問でも、「それはあそこです。それは違います」というような感じで回され、最終的にはもとのところへ戻ったこともありました。

先日では、例えば教育長の交代がありました。その中でも、教育委員会は市長部局から独立した機関ではありますが、本市の教育行政の中核であり、責任ある機関であるのですが、その最高責任者が交代したことでもどのように方針や路線がつくられるのか。これは、それ以外のというよりも、その他いろいろなセクションでも同じことが考えられるのです。行政運営をより有効に進めるという点から、どのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

以上いろいろ申しましたが、よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎 洋君） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） 第1点目のご質問、ごみ処理問題についてお答えをさせていただきます。

現在、市の清掃工場や埋立処分場へ搬入されるごみは、その約6割が一般家庭系でございまして、残りの4割が事業系となっております。これらのごみは、ご指摘のように事業者の責任で収集運搬業者等に委託して搬入される事業系のごみにつきましては、その分別が、市が直接収集いたし

ております家庭系に比べて劣っている状況が見られます。その程度によりましては、ごみを持ち帰らせたり、あるいはまた文書警告を行ったりもしておりますが、まだまだ不十分な状況でございます。これまでも、多量に排出いたします事業者に対しましては、ごみの減量計画の作成や分別などについて研修会で指導する、あるいはまた個別指導をする、こういったようなことを行っておりまして、また収集運搬業者へは、工場等への搬入を許可制といたしまして、毎年許可の更新時には分別等の指導を行っておりますが、さらに効果を上げるように、これらを繰り返し強化してまいりたいというふうに考えております。

ただ、これだけでは改善していくことには限界もあると思われまので、今後は新たな視点、異なった角度からの指導も必要でございます。すぐにとり得る対応といたしましては、収集運搬業者及び排出事業者に分別の徹底を強化するように文書で注意いたしますとともに、積載物のチェックが困難でございます、例えば、市で使っておりますような収集車のような、中の見えない機械式の収集車で持ってきているごみにつきましては、清掃工場あるいは埋立処分場の現場でそれをプラットホーム等にあけさせまして、抜き打ち的にチェックをする、こういったことを実施してまいりたいというふうに考えております。

このほか、事業系のごみは増加傾向にございますから、中長期的にも事業所のごみ対策を種々検討いたしてまいりました。この中で、今現実に浮かび上がってまいっておりますのが、幾つかの事業者がグループをつくり、効率的にごみの分別やリサイクルなどを行っていただけるように誘導するという事など、排出事業者がごみの分別にご協力をいただきやすいような体制づくりについても努力をしてまいりたいというふうに考えております。

また、家庭ごみの収集におきましても、担当職員に不適切な点があったとのご指摘でございますが、早速その実態を調査いたしますとともに、市

民の皆さんに不信を抱かれるようなことのないように、管理部門のみならず収集を担当いたしております全職員が一丸となって適正収集の徹底に努めてまいりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまご質問の2点目の下水道整備についてお答え申し上げます。

現在、保々地区で進められておりますコミュニティ・プラント事業につきましては、地域のし尿と生活排水を処理する施設整備事業でございまして、厚生省の補助対象事業でございます。本市におきましては、この事業を同和対策事業として取り込み、三重県の同和対策事業補助金を上乘せして実施いたしております。その処理区域は、同和地区と隣接地域の二つの町にまたがり、280世帯、約1,000人、対象面積では38.5ha、総事業費約15億円で本年度着工、平成9年度内に完成を予定いたしております。

このような同和地区周辺地域を含めた同和対策事業を実施することにつきましては、平成5年8月の本市同和対策委員会答申「四日市市における同和対策事業の今後のあり方」の中で、「同和対策事業は本来、地区住民の生活の安定に役立つものであり、差別解消のためのものであるはずなのに、市民への説明や啓発が十分とは言えなかったため、地区住民に対するねたみ意識が生じる結果となっております。ハード面における同和対策事業がねたみ意識を誘発している原因の一つに、一般対策事業による周辺地域の整備と同和対策事業とによる地区内整備が一体性を十分に考慮されずに進められてきたことが挙げられます」と述べられております。このような観点の反省に立って、同和地区周辺地域を含めたコミュニティ・プラント事業を実施している次第でございます。

ご質問の神前地区での生活排水対策事業につきましても、同和対策事業として、従前よりその必要性を十分認識しており、周辺地域との整合性を

図った同和対策事業が重要だと考えております。その整備方法、時期、領域等、具体的な計画につきまして今後検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（西田喜大君）登壇〕

○都市計画部長（西田喜大君） 神前地区の諸問題の中から、いわゆるまちづくりにつきましてお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、神前地区は高規格幹線道路等の結節点でございます。本市にとりましても、計画的な開発を誘導すべき地域であると考えております。特に三重団地西部丘陵地域につきましては、本市の地域総合開発整備構想におきましても、研究学園都市等を支援する地域といたしまして、自然環境と調和した快適な居住空間や個性的な商業施設の整備を図り、東名阪自動車道の四日市インター、あるいは国道477号バイパス、また北勢バイパスの利便性を生かしたスポーツ・レクリエーション機能の一大拠点と位置づけております。ミニ開発を抑制し、計画的に大規模開発を誘導するとともに、地区計画制度等の活用も視野に入れまして、まちづくりを指導してまいりたいと考えておるところでございます。

また、開発計画の策定に当たりましては、地域住民の皆さんの意向を十分に反映するよう、開発事業者を指導するとともに、必要に応じまして、行政と地元、事業者の協議の場を設け、質問のご趣旨に沿いましたように誘導してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） 第3点目の行政運営の有効性についてということでございますが、行財政改革推進本部を預かっております私の方からお答えを申し上げたいと思います。

まず、施設建設と運営との連動について、非常に薄いのではないかと、こういうことと同時に、ランニングコストの問題について質問をされているところでございますし、第2点目は、特に例を挙げられて、職員の姿勢の問題も含めて申されておりますので、大きく2点についてお答えを申し上げたいと思います。

当然のことながら、市民の価値観の多様化によりまして、さまざまな行政需要が増大、拡大をしてきておりますし、行政が担う役割が、これもまた拡大をしてきていることはご承知のとおりだと思います。さまざまな公共施設の建設の要望が各地区から、各階層から上がっております。

このような中で、四日市といたしましても、総合計画の中で施設の重要性、投資効果を見ながら事業に着手してまいったところでございますが、施設建設に伴う完成後の維持管理面との連動がどうも薄いのではないかと、いう指摘でございますが、建設に当たりましては、施設建設と完成後のランニングコストは不可分の関係であるということをとらえておるところでございます。これらを忘れずに運営体制の中では議論をしてきているところでございます。

また、先ほど申し上げました完成後の維持管理費につきましては、公共施設使用料という形で、市民の皆さんから一部を徴収させていただいておりますが、民間企業のような損益のバランスに関しては、ご指摘のように100%使用料で反映させていくことが非常に難しい、こういうことございまして、公共施設の場合には、その施設の目的、性格から、必ずしも損益バランスという視点がなじむものではないと考えているところでございます。例えば、地域の活性化の問題、産業振興の問題、スポーツの問題、あるいはまた文化振興という個々の政策目的によって建設されるものであることを認識していただきたいと思っております。

ただ、ご質問の中にありましたように、ハードの面の政策に対して、それをどう生かすかというソフトの面の充実が行政運営の有効性を高める、

こういうことの視点から、これまでも十分配慮してきたところでございますが、議員ご指摘のように今後さらに真摯に受けとめて、考えていきたいと思っております。

どのような施設であっても、市民が有効に利用していただかなければ、行政投資的な効果がないわけでございますから、経済的な効果だけではなくて、それらも含めて考えていきたいと思っております。したがって、施設完成が施策のゴールではなくて、むしろ新たな出発点としての位置づけをしていきたいと考えているのが基本であると理解をしていただきたいと思いますし、今後それぞれの分野においてさらに内容の充実について努力をしてまいりたいと考えております。

次に、人事異動に伴う担当者の異動の場合によって、どうも引き継ぎがうまくいっていないのではないか、あるいは政策が変わるのではないかというご指摘でございます。担当事務を初め、懸案事項等の課題等については、その内容が後任者に十分伝わっておらず、後任者に尋ねても十分な回答が返ってこないという場面が、議員の中にも多々あるということもご指摘があるところでございますが、もとより行政事務の遂行につきましては、市民生活に直結する処理事業を的確に、あるいは継続的に運ばなければならないと思っております。職員、すなわち行政を担当している者としては当然の責務であり、これが実行を期するためにも、前任者と後任者の間において十分な事務引き継ぎがなされなければならないということでもあります。

人事異動に伴う事務引き継ぎにつきましては、事務的に申し上げますと、職員服務規律に、「職員は、転任等があった場合は、5日以内に後任者に担当事務の内容、懸案事項等について引き継ぎを行わなければならない」という規定があります。基本的にはこういうことではございますが、各セクションの異動によりまして、ベテランの担当者が異動した場合には、例えば把握のレベル、あるいは理解度が若干低下することも避けられない事実

であります。このことを踏まえ、今後さらに引き継ぎ時において、従前にも増してより綿密な、あるいは的確な引き継ぎが行われるべく努力してまいりたいと考えております。その事務について十分補完できるように、関係者すべてに対して指導をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、市の重要な施策、あるいは各部の重要な施策等につきましては、責任者がかわって変更をするということではないという考え方は当然ですが、行政運営の流れ、あるいは各機関の確認の中では、簡単に変更されるものではないという認識を持っているところでございますので、市の重要な政策、あるいは各部の重要な政策につきましては、部長会、あるいは調整会議等で協議をするとともに、総合調整を的確かつ効率的に行うことを申し上げまして、ご理解を願いたいと思っております。

さらに、最後にご指摘がありましたような電話対応を経験されたことについて、まことに申しわけなく思っているところでございますが、電話の対応あるいは対面対応については、接遇の重要性について、機会あるごとに各職場に対してさらに徹底をしていきたい、かように考えているところでございます。

電話対応だけではなくて、市民への対応は行政運営の基本であります。これまで、各職場で十分意識するよう接遇リーダーの研修だとか、あるいはまた10月を接遇月間と位置づけまして、それぞれ市民への接遇向上に努めてまいったところでございますが、さらに今後職場研修等を強化してこれらに対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 川村幸康君。

○川村幸康君 どうもありがとうございました。

まず最初のごみ処理問題ですが、グループ化ということをお述べられました。ということは、例えばA、B、Cというふうに業者があるとすると、

A業者は燃えないごみとか、B業者は埋め立てごみとか、そういった形で分けられるのかなど。これは、樋口環境部長のときにも、ごみを焼却処分するときに市の方としてチェックをするというふうにあったんですが、今しているのかどうか、そしてまた、していても分別回収の状態が悪いということは、やっぱり結局身になっていないんじゃないかなど、風化していったのかなど。どんなことを決めても、結局なくなっていったら意味がないので、やはりごみの分別の問題についても、市の方としてやっぱりチェックをするというんですか、捨てるときに抜き打ちじゃなくて、担当の課長なり係長なりがある程度システムをつくって、分別が徹底されているかということをするのは大事じゃないかなど。逆にいえば、市民の方では、自己啓発というんですか、お互いに管理しているという面もありますから、逆に一番大もとの市としてそういうことができていないということではだめですから、やっぱりグループ化というか、そういうチェックを現場で試みてはどうかと思います。

それと、そういうふうなシステムをつくると、いろいろな横やりは入ると思うんですけれども、横やりが入ってしまうときには、やっぱり明確な基準や、そういうきちっとしたシステムを決めたら、何があっても変えないという、そういった姿勢があると、分別回収も徹底されるんじゃないかなど。だから、このごみ処理問題については、そのシステム化をきちっとつくっていただきたいなと。また、それはどう考えているか、お尋ねします。

二つ目の下水整備ですけれども、これからの同和行政の方向もあると思うというふうな形で、周辺地域との整合性を図った事業のやり方が望ましいと、自分もこれは本当にそのとおりだなと思っております。でも、財特法もあと1年余りで切れますので、市の財政事情なんかを考えますと、やはりその法がある間に、国や県の補助金の期間がある間に利用することが、市にとっても役立つんじゃないかなど。また、それが本当にこれからの同

和の事業のあり方じゃないかなど。そして、地元神前地区としても、通るなら、利用率、加入率をなるべく高くして頑張っていきたいなと、こういうふう考えております。

次に、神前地区の諸問題ですけれども、最終的にミニ開発ということがやはりこれからの問題になってくると思うんです。ですから、地元住民としても、四日市市全体を眺めて、神前地区がどういう位置づけにあるのかなどということはわからないと思います。だから、その辺も、逆に今度行政の方で、四日市市の中で、四日市市から神前地区を見て、こうですよ。地元住民なら、神前からしか神前のことを見ていないですけれども、四日市市から見ると、神前はこれくらい大切な場所ですよということ、逆に都市計画の面などいろいろなことから情報提供というんですか、そういった形で物の考え方を教えていただきたいなと、こういうふうに思います。

最後の行政運営ですけれども、自分も本当に損得だけじゃできない部分はたくさんあると思います。総務部長からも、施設建設がゴールではないというふうに、さっきもおっしゃられましたけれども、本当にまさしくそれで、やっぱり管理運営というんですか、それが一番大切だと。だから、頑張ると言われますけれども、できるだけ努力と、この前の議会ときでも言われましたから、それぐらいで理解しなければあかんのかなと思いますけれども、やはりもう少し責任の場所を明確に決めるというんですか、建物がもし建つなら、それはどこが、だれが管理運営をしていくかというような責任者をきちっと決めて、そうしたらある程度その人が責任を持って運営に当たれるけれども、どこが持っているのか、まやかして、ぼんやりとしていてわからない。そういったことでは、やはりこれからの行政運営はだめなんじゃないかなと思います。

再質問ですけれども、最初のごみ処理施設の問題は、本当にグループ化にしていくときに、そのシステムをつくるかどうかということをもう少し詳しく教えていただきたいなと思います。お願いします。

○議長（野崎 洋君） 環境部長。

○環境部長（玉置泰生君） お答えをいたします。

グループ化というふうに申し上げましたが、今ご指摘いただきましたように、Aという業者から、例えば燃えるごみも出てまいりますし、埋め立ての方のごみも出てまいります。これを完全に分別してということになりますと、収集運搬業者の方に委託をいたしておりますものですから、今まで、例えば1社という形で料金を契約いたしておりましたのが、2社お願いしなくちゃいかん、かような形になります。これを複数の事業者でやりますと、ごみのトータルの量は変わりませんものですから、複数の業者でグループにさせていただきますと、例えば100という形で今契約をしておりましたものが、うちは燃えるごみの分だけは持ちますよと、こういう形になって、極端というか、一番少なくていきますと、例えば2社で組んだと、こういうことになりますと、我が社は燃える方を持ちますと、もう一つの業者の方は埋め立ての方を持ちますと。こういうことになりますと、排出事業者につきましては、結果的には1台だけの負担で、そしてごみの方は結果として完全に分別ができると、こういうようなイメージをいたしております。その辺についての研究をして、そういうフィールドづくりをしていきたい、こういうことでございます。

それから、チェックでございますが、ごみのチェックについては、現在もやってございますが、今ご指摘を賜りましたように、実効性ということになりますと不十分でございます。つきましては、これについて強化をしてみたい、こういうことでございます。そういうチェックの体制というものをシステム化してやるべきだというご提言でございますが、十分に効果が期待できる内容でございますので、実現の方法で検討いたしてまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎 洋君） 川村幸康君。

○川村幸康君 今の説明だと、ちょっとわかりにくかったんですけども、

例えば市役所へごみを回収に来ると。そうすると、A、Bという、Aの方は燃えるごみで、もう一つが埋め立てごみということになれば、次の業者に行くときにはということは、それは、今ある業者間の中でそういうふうなグループ化をつくるということですかね。ということは、逆に言うと、A、B、Cと三つ業者があるとすれば、それがおのおのに役割分担を変えて、一緒のところに、今だと一つの事業所というか、ごみを出すところで、缶も瓶も生ごみも埋め立てごみも全部一緒に集めて車に乗せるから、分別ができない。それならば、一つのところの業者を幾つか、100あるなら100あるうちを、缶なら缶だけを全部その1社の業者に任せて、Bの業者には生ごみなら生ごみだけ、Cの業者には埋め立てなら埋め立てのごみばかりを回すということですかね。そういうことでよろしいんですかね。

○議長（野崎 洋君） 環境部長。

○環境部長（玉置泰生君） 大体のイメージはそのようでございます。それで結構だと思います。

もう少しつけ加えさせていただきますと、Aという収集業者が1、2、3という事業者のごみを収集委託を受けておるといたします。そういたしますと、1という業者からもお金をいただいておりますし、2という業者からも3という業者からもいただいております。すなわち、Aという収集運搬業者につきましては、1、2、3の分の3軒分の料金をいただいております。これを完全に分別いたしますと、その1、2、3の、今度は排出者の方のグループでございますが、これをグループ化することによりまして、1、2、3のグループをしていただきまして、1という会社は生ごみの分だけを持ちましょう、すなわち1社分持ちましょうと、こういうことになります。2というグループにつきましては、再生の分だけを持ちましょうと、例えばこういう形になります。3という業者は埋め立てだけ持ちましょう。結果として、排出事業者の1、2、3につきましても、おのおの1社分だけしか持ちません。収集運搬業者については、3社分従前どおり

入る。結果としてごみが分別できる。こういうようなイメージを抱いておりまして、このような形のことでグループ化をして推進いたしたい、こういうふうを考えておるところでございます。

○議長（野崎 洋君） 川村幸康君。

○川村幸康君 わかりました。そうしたら、どんなシステムとか、そういう会社のグループ化をつくるのでも、やっぱり決めたら必ず守っていただきたいなということを引きちと約束していただきたいなと。そうせんと、また5年か10年したら、また分別回収でも、その他いろいろ行政の有効性なんかでも、結果として崩れてくると。

自分自身半年間入っていた中で、行政に対して有効性で思うんですが、最後に、行政というところはどうも、ややもすると、自分も肉屋ですけれども、肉やと、売れる肉を先に売るんじゃなくて、売りにくい肉を先に売ってから、売りやすい肉はほうっておいても後で売れていくというような物の考え方があるんですけれども、どうも行政は、売れていくで売れていくと。売れない肉は、売れないから仕方ないというふうに最初からあきらめているところを物すごく感じるものですから、その辺のところを、やはり売りにくい肉を先に売っていただいて、それから売れていくところはだれでも売れるんですから、そういう物の考え方でこれからの行政運営に当たってほしいと思います。

以上で終わります。

〔関連〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） 大谷茂生君。

○大谷茂生君 ただいまの川村議員の質問の中で、3点目の行政運営の有効性についてに絡んでお尋ねをしたいと思います。

先ほどの総務部長の答弁の中で、ソフト面、特に管理運営については、これまでも対応してきたと。行政投資効果が大いに発揮できるような、そういう運営に努めてきたと、こういう発言があったんですけれども、川村

議員も再質問の中で触れられたように、やはりどこがそこを責任持って臨んで、管理運営をしていくかという、いわゆる所管課を早く決めて、その運営に当たっていろいろと研究をしながら進めていくというような、こういう触れられ方をしたわけですね。これに対する答弁がなかった。

それと、私もこの6月議会で同じようなことを指摘させていただいた、ドームにちなんでということですがけれども、聞き及びますと、総合会館も落成を見てから、完成後にその所管課を決めたような経過も耳にしています。なぜその辺が早く決められないのかな。そういった総務部長の言われたような認識をしてみえるなら、いち早く所管課を決めて、その対応策を十二分に、建設過程の中で協議しながら、管理運営しやすいような、そういう体制に持っていくということをどうして考えられないのか。そのことについてご答弁いただきたいというふうに思います。

また、人事の引き継ぎの問題ですけれども、これは川村議員がこの半年の間で感じられたということですがけれども、私も同じような思いを13年前にいたしました。これは、議員各位も、大小含めて同じようなそういう思いを過去持たれたというふうに思うんですね。日本という国がこれだけ短期間に高度成長をしてきた理由に、私は以前カナダを訪問したときに、カナダで企業を経営してみえる日本の方にお目にかかったわけです。その方がいみじくも言ってみえたことをいまだに心に中に刻み込んでいるわけですけれども、カナダやアメリカというのは、トップがかわれば、官僚がすべてかわってしまって、今まで積み上げてきたものをゼロからまた再スタートする、そのたびに問題意識が遅れていくという、こういうことを言ってみえました。日本のよさは、ひずみもあるけれども、それを、政治がかわっても官僚が引き継いで積み上げていく、いわゆる「継続は力なり」という、この例えを実践しているからだというような思いを言われたことがあるんです。答弁の割には中身がもう一つかなと。自信を持って言われた総務部長の言葉どおりになっていないという現実もありますので、

その辺もう少しお考えをはっきり聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、せっかく教育長がおかわりになられたということで、川村議員からも質問があったわけですから、そういった引き継ぎを含めた問題についても、教育長の方からご見解を示していただければと思います。

○議長（野崎 洋君） 総務部長。

○総務部長（小畑廣次君） ただいま大谷議員の方からドームという言葉が出たわけですが、例えばドームのことにつきましても、実は100周年記念事業という形で企画、市長公室がとらまえておった。あるいはまた、ドームという性格上、スポーツ課といえますか、教育委員会がとらまえておった。さらにまた、建設という面で都市計画部がという形で、3部にまたがった建設の計画が進行してきたところでございます。そういうことで、若干の遅れはあるということをご指摘をされたことは、もう十分承知をしております。

例えば、仮称ですが、本町プラザを建設しておりますが、これの管理運営についてもご指摘がございました。これについては、建設の当時から、総合計画の中で具体的に市長公室が受け持っていたいただいていたわけでございますが、管理運営については、建設当時から総務部が受け継ぐ、こういうことで来年の8月に完成することについて、今から具体的には来年の予算で審議をしてもらうことになろうと思いますが、総務部で系統的にとらまえていく、こういうことで反省も含めておるところでございます。

今例を二つ挙げたわけでございますが、本町プラザについても、そういうことで運営については、一本化をまずやっていかなければならない、こういうことで肝に銘じてやっていきたい、かように考えているところでございます。

それから、2点目の人事の引き継ぎ等につきましても、先ほどちょっと申し上げましたわけでございますが、やはりベテランの職員がかわって、

新しく行った職員については、若干の把握のレベルの差、あるいは理解度の差があることは事実でございますが、これはもう一つは、ちょっと触れなかったんですが、人事異動の中身の問題といえますか、例えばその職場に長くいることと、それからそれを取り巻く係、あるいは課長、これの問題、この問題が次の問題として出てくるわけでございます。当然個人の問題でなくて、行政というのは組織で動いているわけでありますから、これらの連携をどうやっていくのか、これは人事異動の問題として、個々の異動と全体の異動という考え方を持って対処していきたい、かように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 教育長。

○教育長（小竹 章君） 先ほどのご質問にご答弁させていただきます。

新しくなりました際に、前教育長からは、細かい資料とともに半日にわたりまして、それから各課からは、細かい資料をもとに3日余りにわたりまして細かく聞かせていただきました。まだ隅々まで完全に理解したとは申せませんが、これから努力をしまして、細かいところまで理解をしながら、職務に努めていきたいと、かように存じております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 大谷茂生君。

○大谷茂生君 総務部長の方から、十二分に対応してやっていますよと、その体制づくりもしておりますという自信のほどをあらわしていただきましたので、私ごときがこれ以上申し上げることもないかというふうに思いますけれども、今後こういった指摘がされないような形で、なお一層心を引き締めて、今のようなことを、まだ残っている部分があれば、早急に解消していただきたい。少なくともドームという名前が出ましたけれども、これについてのランニングコストもまだ明確にされておられません。こういったことを含めて、やはり早くするというに、決してそこに遜色はないわけですから、そういったことを踏まえて十二分に対応していただき

たいというふうに要望申し上げて、関連質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（野崎 洋君） 暫時、休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時1分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日置記平君。

〔日置記平君登壇〕

○日置記平君 それでは、政友クラブの最後の質問として、ただいまから質問をさせていただきます。

私は今回、下水問題に焦点を当てまして質問させていただくことになったわけですが、前回、道シリーズで皆さんにお聞きをいただき、理事者の皆さん方から大変詳しい答弁をいただいたところでもありますけれども、その道の際に道の難しさと同時に、下水の難しさも同じような問題を含んでいるのではないかと、こんなことから下水について早急に私としても勉強し、また今後の大きな問題として下水問題を早期に解決をしなければならぬ、その責任を感じて、今回も前回に引き続いて、道の下を通る問題の下水についてご質問をさせていただくわけでございます。

この下水につきましても、大きな目的として私は三つほど挙げさせていただいたわけでございますが、一つは、何といたっても、三重県自身が下水の普及率が大変低いということでもあります。詳しくはわかりませんが、全国的でもビリであると、大変恥ずかしい下水施策の実績ということをお承っております。

さて、四日市は一体どうなのかということですが、その低い下水を何とか向上しなければならない、これが大きな一つであります。二つ目としては、長引く不況を打開するのに、何といたっても公共投資が最優先

である、この不況を乗り越えるには、公共投資でもって地域経済の活性化を図る、ケインズの経済論ではありませんが、公共投資が大きな経済の発展に寄与するということから、この下水を何とかして不況の打開策として考えなければならないのではないかとというのが2点目になります。

それからもう1点は、1週間ほど前、新しく就任されました三重県の北川知事が県内の高速幹線道路の早期実現に向けての会合をやられたばかりであります。これも公共投資に向けての一つの案であり、積極策でありますし、同時に県は公共下水の早期実現に向けてすばらしいネームを発表されました。ジャンプアップという作戦であります。普通ならばジャンプだけでとどまる場所ですけれども、ジャンプの上にさらにアップすると、これがどんな効果を県内にもたらし、また本市に経済的な効果を、あるいは本市の目指す本当の住環境の潤いのあるまちづくりに貢献してくれるのか、こういった観点から質問をさせていただくわけでございます。

細部については後でもう一度申し上げますが、この質問をさせていただくに当たりまして、通告をさせていただきましたのが、実は公共下水の推進ということで通告させていただいたんですけれども、担当の部局の皆さんとヒヤリングをやっている最中に気がつきまして、実は公共下水というのは極めて幅の短いことがわかりまして、それですとほんの一部しかお答えができない、こんなヒヤリング中での話でありましたので、私の下水というのはいわゆる四日市市内、人口28万数千人の皆さんが完璧に下水という問題をクリアするには、その公共下水だけでは足りないということがわかりまして、タイトルを下水という大きなタイトルにさせていただいたわけです。

そうしていろいろお聞きしますと、下水というのが大きな枠の中にありまして、その下に実は大きく分けると八つほどの分類になる。一つが都市型の公共下水であり、一つが本市が積極的に進めております単独公共下水、それからもう一つが北勢流域下水道、こういうふうな大別によるよう

あります。全部で八つということではありますが、そんなことから多岐にわたる範囲になりますので、実は私事で大変恐縮でございますけれども、うまく作文がまとめられなかったものですから、地図を持ってまいりました。これは四日市の下水道計画の地図でございます。少々議員の皆さん方には見にくい点があるかと思っておりますけれども、ご容赦をいただきまして、これをセロテープでちょっと張らせていただきます。見えるでしょうか。見えると思っております。私の方からは全く見えません。

下水というのは確かに私が質問させていただく段になって、迷路に入ってしまったしまして、作文が書けなかった原因がここにあるわけですが、迷路に入ってしまったものですから、議員の皆さん方も私の説明に迷路に入ってください可能性が出てまいります。理事者の皆さん方にはもう既にヒヤリングを終えておりますので、そこそこのところはうまくコントロールしてご答弁いただけるものと期待をしておりますので、その辺のところはぜひご容赦をいただきたい、冒頭にお断りをさせていただきます。

この地図を見ていただきますと、この皆さんから向かって左の方向に縦にピンクの線が入っています。それから右方向にもピンクの線が入っていますが、これが実は川でありまして、こちらが内部川、こちら側が海蔵川。その海蔵川と内部川を挟んで、ここが単独公共下水道の区域と、こういうふうになっているようであります。こちらの方が流域幹線下水道、これは南部の処理区になります。下の方に赤いものがありますが、あれが終末処理場です。真ん中にも日永処理場がありまして、それから北の方に行きますと、川越町に処理場がある。その辺のところ、三つに大別。あと八つほど浄化センターがあるようではありますが、余り詳しく説明しますと、部長の答弁になってしまいますので、大別するとういうふうに地図に分かれているということをまず頭に描いておいていただきたいわけです。

そういったことで、これから質問をさせていただくわけですが、大きく分けてもこの三つがあるわけです。果たして私たちの南部はどんな

のかということを見ますと、この黄色い部分が南部になります。これも日永の中央の終末処理場に行くわけでありまして、そこにはこの赤い線があり、これが幹線であります。この幹線の地図を見ますと、私の住まいの前を幹線が走るということになっているようではありますが。

さて私は、先ほど申し上げましたように、道路が大変重要な本市の施策であるならば、下水も同じような施策の一つだと、こういうふうに決めて今回質問に入らせていただきました。道なりの道の施策というのは前回でもわかったんですが、計画決定してから20年たった、あるいは30年過ぎた今もなおそのまま行きどまり道になっているのが、実は前回申し上げたとおりであります。下水も実はそんな方向でいくのではなからうかという心配が、私が今回登壇をさせていただいたことになるわけですが、下水だけは今申し上げましたように、全国でブービー賞をもらおうという賞で、こんな賞は要らないわけでありまして、そのところをしっかりとひとつ理事者の皆さんはお決めをいただきたい。

そこで、昨年12月を思い出すんですが、12月のちょうど1年前にこの議会で質問が殺到いたしましたのを記憶しております。福祉問題が圧倒的に多く議員の皆さんから質問があったかと記憶しているんですが、保健福祉部長が大変汗をかきながらご答弁いただいたのを覚えておりますけれども、さて市民の皆さん方が今、四日市市の行政の施策に一番望んでおられるのは一体何なのか。四日市はどんな町に、どんな都市に発展することが市民の皆さんのニーズにこたえる仕事になるのかというのを実は調べてみました。ご参考までにちょっとその数字を申し上げたいと思います。

その調査の項目であります。一つは私、今申し上げましたように、昨年12月に皆さんがたくさん質問されました福祉の充実した都市、これが一つあります。それから教育機関や文化施設が整備された都市、これが二つ目。産業が活発な都市、これが三つ目。それから道路、下水など、生活環境が整備された都市、これが四つ目。五つ目に交流が活発なふれあいの

ある都市。それから最後に、無回答とわからない。こういう項目で実はアンケート調査をされたわけでありまして、これがたまたま私の目にとまりましたので、若干この比率について申し上げますと、私は実は福祉が一番だろうとこう思っていました。実は一番比率が高かったのは、私が今から質問いたします道路・下水が一番比率が高いのであります。数字を申し上げますと、これが40.1%という比率でありまして、福祉が23.6%、教育が16.1%、産業が活発な都市に向けては何と5.6%という数字が出ております。この数字を見ますと、なぜ経済・産業が5.6%なのかということですが、やはり国内の日本の経済がこれだけ安定をし、そして世界的にそれなりの地位を築いたおかげがこのパーセントになっているんだらうな、こんなふうに思います。

ちなみに、この四日市23地区を見まして、この比較をしてみますと、一番低いのが中部地区で30%であります。それから一番高いのが、これは道路・下水の比率ですね、高いのが保々と海蔵が50.6%という数字が出ております。ちなみに、私どもの内部地区は42.4%であります。こういう数字が出ています。

それから、年代的に分けますと、20代、30代、40代、50代、60代というふうに分けておられますが、20代は32.6%です。それから福祉に対しては16.2%という数字になっています。それから、60代になりますと、道路・下水に対しては41.4%、福祉に対してはさすが高くなって33%という数字が出ています。こういう非常に貴重なデータが出てまいっているわけですが、男女別にも分けてありますけれども、この辺のところは割愛をいたしまして、こういうふうにしてこの貴重な市民の皆さん方のニーズを求めておられる、本市に求められておられる現状を見てみますと、こういう結果が出ているわけでありまして、私の今回、質問させていただく下水道、大きく分けた下水道ということについては、非常に私は市民のニーズにこたえた的確な質問であると、このように自信を持ってさせていただくわけ

あります。

さて、先ほど大きな私の質問の項目については申し上げたところでありますが、実はこの下水道ということに関しましては、先ほど三つを申し上げますが、さらに分割しますと、皆さんも既にご存じだと思いますが、いわゆる四日市の近隣にあります単独公共下水道、両サイドを挟んで北勢沿岸流域下水道、こういうのが公共下水としてはびこっているわけですが、さて四日市全域がそれでカバーできるのかと解釈したら、さにあらず。何がほかにあるのかといえますと、この中には市街化区域と市街化調整区域が実は四日市にはございます。そのところでも実は分かれているということがわかりました。市街化調整区域に至っては農業集落排水という一つの施策があって、これも現実に二十幾つかの町でいろんな形で計画的に計画をされているわけですし、それからそれではまだ全部ではありません。合併浄化槽というのもありますね。合併浄化槽はそういう指定された域の中でも、両方との中にそれが存在するということになります。それから、午前中に川村議員から質問もありましたコミュニティ・プラントというのも、実はこの中に存在するわけでありまして。ですから、下水という一つの大きな枠の中には、幾つかのそういう分類が初めて構成されて、そしてそれが全部できた時点で四日市が100%に向かうんだ、こんなことになるということが初めてわかったわけでありまして。

そこで、細かく私の質問する要項でございますが、まず各部長さん方にそれぞれの受け持っていただく下水道の種類について概要のご説明をお願いしたい。それから、いわば100%を目指すのはどうしたらいいのかというのが私のねらいでありますので、四日市の下水道の沿革について簡単にご説明もいただきたい。

さらに、その始まってから現在、現在から将来というプロセスですけども、その推移状況と同時に現在の整備状況がどうなのか、あるいは県内の13市のそれぞれの特性は一体どうなのか、この辺のところも触れていた

できればありがたいと思います。と同時に、そういったことから今後の四日市市が目指す目標はどうか。さらには、私どもの関係になりますこの黄色い部分の内部川の周辺でございますが、この辺の計画についてもお願いをいたしたい。

それから、財政問題、いろいろとあろうと思いますが、今後の問題もありますので、過去3年間の建設改良費についての状況をお示しいただきたい。と同時に、私は経済対策というふうに申し上げたわけですから、その経済対策に向かったの強力な8年度の財政はどうか、それから同時に先ほど申し上げた北川知事が勇気ある発言のジャンプアップ、この政策そのものがどんなような方向で進められていくのか、あるいは本市にこの政策そのものがどれだけのメリットがあるか、そしてそのジャンプアップの政策そのものがどれぐらいの金額を年間に試算するのか、その辺のところをお示しいただくと、大体下水道というテーマにほぼ触れるのではないかと、このように思います。

いろいろと本当に下水道の図面のごとく、私の質問が迷路になってしまったことをおわびを申し上げますが、これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 奥山助役。

〔助役（奥山武助君）登壇〕

○助役（奥山武助君） 私の方から関係分にわたる点につきまして、全体のご答弁を申し上げまして、なお補足、あるいは細部につきまして、関係部長よりご答弁申し上げますので、よろしく願いをいたします。

ご質問の下水道及びその類似施設についてでございますが、世間一般に言われております下水道につきましては、下水道法上の下水道、またこれ以外には農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽と、このような仕組みで進めておるわけでございます。

まず、下水道法上の下水道についてでございますが、全体的には流域下

水道、それから公共下水道、そして都市下水路とこういう形になっております。都市下水路というのはなかなかご理解しにくいかわかりませんが、後ほどご説明なり、お答えをしております。

流域下水道につきましては、二つ以上の市町村が管理する下水道から流れる下水を受けて処理するために、県が建設管理いたします下水道で、浄化センターと各市町村を結ぶ流域幹線が建設されるものでございます。

市の行っております公共下水道は、主といたしまして市街地における下水を排除し、また処理するために市町村が管理する下水道で、浄化センターを有するもの、また流域下水道に接続するものがございます。このうち、市が浄化センターを建設管理するものが当初より行っておりました単独公共下水道ということになるわけでございまして、流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道ということでございまして、流域関連公共下水道は県の維持管理しておりますセンターの方に流れていくと、こういうような仕組みになっておるわけでございます。

次に、都市下水路でございますが、本市は全体的にかなりの浸水が繰り返されておまして、全国でもトップクラスぐらいの事業費をもらって、当初は都市下水路課というのを昭和49年ごろにつくって鋭意努力したということの経緯があるわけでございますが、市内全体ほとんどが低地域でございまして、大河川は集中豪雨のときにはなかなか低地の方は浸水ということで、ほとんどがポンプアップで排除しなければならないというような低地のある、全国的にも非常に珍しいと申しますか、非常にそういう宿命を負った市ということで、担当の職員がなかなか下水道の普及率アップができなかったというのは、公共下水道に占める雨水対策費、雨水費がかなり多かったわけでございますが、最近はやうやくにして公共下水道の7割程度が污水対策費と申しますか、污水事業費、残りの3割が補完する雨水対策、こういうことになっておまして、最近におきましてはその普及率も前進ということでございます。

次に、公共下水道と都市下水路についてでございますが、市内を大きく三つに分けて、先ほども図面でご説明がありましたように、三滝、海蔵川から北につきましては、北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連公共下水道ということでございます。それから、南の方に転じまして、内部川より南につきましては、南部処理区関連公共下水道ということで分担をいたしております。それから、その挟まれた中心部につきましては、単独公共下水道というようなこの三つの仕組みでやっておるわけでございます。

それに重なるような形で都市下水路事業でございますが、これはその区域の雨水を専門的に排除する事業でございますが、これが都市下水路ということになるわけでございますが、これは北から朝明、羽津茂福、羽津、雨池、こういうような四つの事業を進めておるわけでございます。このうち公共下水道につきましては、昭和29年に市内の中心部を単独公共下水道として整備に着手するとともに、計画区域の拡大を図ってまいったところでございます。

また、北部沿岸流域下水道（北部処理区）関連公共下水道は、51年に流域下水道が計画されまして、本市は58年度より污水整備に着手いたしまして、昭和63年1月から供用開始しておるわけでございます。その後、流域下水道幹線、これは県事業でございますが、その進捗にあわせて認可拡大を図って鋭意現在進めておるところでございます。

南部処理区の関連公共下水道の着手は多少北部よりも遅れているわけでございますが、平成元年度に雨水整備に着手いたしまして、平成4年度より磯津地区、さらに昨年は河原田地区でも污水整備に着手して、ようやく流域南部浄化センターは来年、平成8年の1月から供用開始するという運びになったわけでございます。

この結果、平成7年度末の本市の下水道普及率は38.2%というようなことでございます。この整備目標でございますが、21世紀初頭には50%にぜひとも引き上げていきたいというふうに努力をいたしておるところでござ

います。

公共下水道事業の推移についてでございますが、これにつきましては、担当部長より説明をさせていただくことにいたしたいと思います。

平成8年度事業につきましては、事業計画も含めまして現在鋭意策定中でございます。

次に、県が新しく始めました下水道普及率ジャンプアップ事業でございます。これは平成6年度末における県下の下水道普及率は10.7%と、非常に全国的にも低いわけでございます。そこで、三重県の第3次長期総合計画で下水道事業を重要施策として位置づけ、平成12年度末における県下の下水道普及率を30%までに引き上げていきたい、こういうことから市町村の負担となる末端管渠整備の単独事業費を行うため、県費助成制度として発足されたものでございます。

末端の管渠につきましては国の補助がないということで非常に市町村のウエートが高いわけでございます。これでこの補助の仕方でございますが、この制度は、平成3年から平成7年に投資をいたしました、過去5カ年に投資した污水単独事業費の平均額を上回る事業費について、平成7年から12年度までの各年に実施される事業費の地方債にかかる元利償還のうち、2分の1が地方交付税対象、本市の場合はこの地方交付税は対象にならないわけでございますが、その残りの2分の1に対しまして一定の補助率で10年間助成される、こういうことでいろいろ県費助成を陳情した成果もここにあったのではないかとこのように思っております。

本市の場合、平成7年度の污水単独事業費は34億8,400万円、こういうことでございますので、財政力指数等によって計算されます一定の率を掛けてやるわけでございますが、この県の補助対象となる事業費は34億円のうち8億3,500万円と、こういうことになりまして、これに一定の率を掛けた結果でございますが、1億6,100万円の助成額、これは10カ年分ということでございますが、そういうことで8億3,500万円に対して19%が補

助されたという結果になるわけでございます。

次に、農業集落排水事業でございますが、先ほど公共下水道、関連公共と、単独公共ということでございますが、あと調整区域の中で、それぞれ下水道部門と農業集落排水の部門、補助体系でいいますと、建設省あるいは農業集落については農林省と、こういうような方からもいろいろ説明して、市全体の区分けをいたしておるわけでございますが、調整区域でカバーできないと申しますか、農業集落ですべきだという地点は全市で20地区ございまして、これについて平成元年より鋭意農業集落排水事業を進めておるわけでございます。

平成7年度までには、県、小牧南、狭間地区の3地区が供用開始をいたしておりまして、現在、水沢野田、水沢東、堂ヶ山地区で事業を実施いたしておるところでございます。また、コミュニティ・プラントにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて行われるものでございまして、これは厚生省の補助でございますが、本市の場合は先ほども川村議員さんからいろいろご質問のありました保々地区あるいは神前地区につきまして、このような事業をやっておるわけでございます。

その他、生活排水対策といたしまして、厚生省の補助事業である合併浄化槽の設置補助を行っております。この補助につきましては、下水道認可区域外を昭和63年度より国庫補助事業として、また下水道認可区域内につきましては、平成5年度より市単独事業として実施いたしておるわけでございます。

以上のこの状況につきまして申し上げましたが、今後とも地域に合った各手法を取り入れまして、衛生処理率の向上に努力をいたしたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 下水道部長。

〔下水道部長（馬淵貞夫君）登壇〕

○下水道部長（馬淵貞夫君） それでは、先ほどの答弁に関連いたしまし

て、四日市市南部地域の下水道計画についてお答えいたします。

その前に、少し事業費の関係を述べさせていただきたいと思っております。ただいま助役の方から申しました公共下水道建設事業費の推移につきましてでございますけれども、建設改良費でございますけれども、平成5年度で144億5,300万円余でございます。平成6年度で163億3,600万円余でございます。平成7年度で144億円余でございます、これは12月補正をお願いしておる金額は約28億円余でございます。

それでは、四日市市南部地域の下水道計画について述べさせていただきます。内部川より北を単独公共下水道で、南を南部処理区関連公共下水道で計画をしております。内部川より北の地域につきましては、雨水対策として現在公共下水道事業に先駆けまして、雨池都市下水路事業により、近鉄小古曾駅附近に向けまして、雨池10号幹線水路を施工中でございます。

一方、汚水対策につきましては、内部日永地区の市街化区域の人口集中区域を整備するために事業の進捗にあわせまして事業区域の拡大を図り、パワーシティ東側の市道泊山大治田線を南下して、小古曾東二丁目方面へ向かう小古曾汚水1号幹線及び小古曾五丁目へ向かう汚水2号幹線で整備を進めたいと考えております。

内部川より南の汚水対策につきましては、現在磯津、河原田地区で整備を行っておりますが、内部地区の市街化区域に向けて汚水幹線の延長を図っていきたくと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（赤塚宗信君）登壇〕

○農林水産部長（赤塚宗信君） ご質問にございました農業集落排水事業の計画並びに事業の進捗状況につきましてお答えを申し上げます。

農業集落排水事業につきましては、市内の公共下水道区域以外の区域、すなわち四日市市でいいますと、農業振興地域、市内の西の方に点在しま

おわびを申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 日置記平君。

○日置記平君 ご答弁、どうもありがとうございました。私の大きなお尋ねしたい目標の一番最初の、三重県が大変普及率が低いという問題ですが、ただいまの説明でいきますと、2000年、今世紀末で50%という比率だそうであります。ご報告を受けました。全国的に見て、70という数字と、本市が50という数字で、20の差がありますが、この辺のところをどう考えておられるのか。

とあわせて、このジャンプアップというのは経済効果をねらったものではなさそうですが、いわゆる公共投資で経済の活性化を図ることからして、本市の144億円から、これもどの程度の効果があるのかということについて、お考えがあれば、お示しもいただきたいし、それからその辺の目標をクリアするのに、来年度に向けてどのような方向で行くべきかというお考えもあわせてお聞かせをいただきたい。大きな観点ですけれども、この辺のところもひとつお聞かせをいただきたいと思います。

一体いつになったら100%にできるのかということですが、シミュレーションを見ますと、平成17年ぐらいにならないと100%に到達しないんじゃないか。平成17年に果たして人口がどれだけ推移できるかというシミュレーションも書かなければいけないわけですが、グラフで線引きをしてみると、この表は建設部の書かれた表ですけれども、このグリーンの表でいきますと、これが8年度で、さっき三十何%、この中で見ますと、少し数字のパーセントは違うようではありますが、少々の違いは別といたしまして、このぐらい線で、今スタートしたらグラフの角度は大体20度ぐらいの角度で推移している。これからなおかつ20度だったら、2050年ぐらいしかできないんですけれども、幹線ができ上がってくるごとに、この角度は45度方向あるいは50度方向に向くであろう、そういう推定はできるのですけれども、最終ゴールは何年ごろと読んでおられるのか、この辺

のところはあくまでも目標設定ですけれども、私の1回目の質問の中になりましたように、市民のニーズは確かに道路と下水のところに大きな主体を置いておられるということ、責任を感じていただくならば、最終ゴールぐらいははっきりとお示しいただくのが責任のあるお答えだと、このように思いますけれども、その辺のところについてお答えをいただきたい。

それから、この幹線の取り組み方でありまして、この地図はちょっと場所が狭いですから何ですが、面整備、確かに達成率を上げるためには幹線が100m行ったら、その周辺の面整備をする、さらに100m行ったら面整備をするというのが達成率の向上のためには確かに数字をあらわすと格好がいいかもしれませんが、先に幹線を全部やってしまって、それから面整備に入るという方が、財政の問題いろいろありましようけれども、例えば下水道料金の徴収という点の財政問題からいけば、損かもしませんが、しかし目標を早期に達成するというを主体に置かならば、幹線を早く布設する方がより効果が出るであろうと思うのですけれども、この辺のところの考え方もお示しをいただきたい。

それから、合併浄化槽ですけれども、これはこの間も私どもの会派で勉強会をやらせていただいたときに、こんな問題がありまして、新しく家を新築する、そのときに夫婦2人の世帯に2人槽であればいいのに、何で10人槽にしなければならないのか。この辺は都市計画の問題もあるかもしれませんが、この許容の許可基準、容量の問題です。これはそこに住まいを新しく構える家族の人数ではなくて、建物でやるのか、しかしそれが本当に実態の問題もいろいろあると思いますが、これはひいては幹線ができたときに、幹線とそれから合併浄化槽を接続するについての費用もありますので、その辺のところはどういうふうにお考えになられたのか、この点もお聞かせをいただきたい。

それから、これは随分昔の話になりますけれども、名古屋市の終末処理場で、完全に普及した時点では最近郊外型の工場進出が随分ございますが、

各工場から出てくる汚水、工場排水も雨水の中に入ってくるのか、あるいは汚水管の中に行くのか、どっちにしても、最終処理場へは到達するわけでありまして、この最終処理場でそういった化学薬品、重金属類を取り除く技術は今できているのかどうか、将来的にはその辺の研究もなされているのかどうかちょっとあわせてお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、これは環境部長が随分ご存じだと思いますけれども、最近、EM菌というのが世に出ております。この培養が農業に随分大きな収穫増として力が発揮できる、と同時にこの環境汚染に対してもこのEM菌というバイオが非常に大きな効果を果たすというふうに言われているのですが、仮にそうだとすれば、そのEM菌に対して終末処理場で培養して、そこで使うと結果はどうなるのか、非常にそういった筋書きどおりのいい結果が出るのかどうか、その辺のところを研究しておられたら、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思うのです。

以上について、よろしくをお願いします。

○議長（野崎 洋君） 下水道部長。

○下水道部長（馬淵貞夫君） それでは、ジャンプアップ事業の効果ということになるわけでございますけれども、今回の下水道の普及、ジャンプアップ制度は国の第8次下水道整備5カ年計画の事業期間に合わせまして行われたものでありますが、先ほどもご答弁させていただいておりますが、起債償還率を4.3%として計算した結果、助成率は19%と一定でありまして、事業の拡大につきましては、今回の助成制度があるものの、本市は不交付団体であり、その効果も少ないことから、残り81%につきましては通常の起債償還を行わなくてはならないので、行政の助成率の増額につきましては、今後、県に要望してまいりたいと思います。

それと、何年ごろに100%になるかということですが、その点につきましてはまだちょっと見込みが立ちませんので、ご理解賜りたいと思います。

幹線を入れてということで、事業効果につきましては、事業を進め

る市町といたしましては、事業効果を上げるためには数年間の目安で事業認可をとりながら進めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

ちょっと下水の方で、工場からの排水でございますが、有害物の処理方法についてということでございますけれども、下水の方としましては、工場から直接公共下水道に有害物資を放流することは下水道法並びに市条例によりまして禁止をされております。

下水の有害物質とは処理場においては微生物による処理をしているために、処理することが困難なカドニウムを代表とする重金属類や、そこに従事いたします作業員に被害を与えるシアン合成物等の31物質と、酸とか油を規定濃度以上含有するものを言うわけでございますが、こうした有害物質を放流する工場につきましては、自社で公共下水道に放流できるよう、水質を守りまして放流するというところでございまして、こうした基準を守るように条例でも除害施設責任管理者を各工場ごとに選任していただいております。市ではこれらの工場に対しまして定期的に水質検査を実施しているところでございます。

○議長（野崎 洋君） 奥山助役。

○助役（奥山武助君） ジャンプアップの県のこの事業につきまして、もう少しちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、この県の規定でいきますと、いろいろ算定の基準があるわけでございますが、起債の本市の単独事業の起債にかかる分の2分の1は半分は地方交付税で賄うということですから、三重県の場合は四日市市と川越町は適用にならぬということでございます。残りの関係市町村は半分は交付税で算定されるわけでございまして、残りの半分について、財政力指数によって各市の状況が違いますが、本市の場合はかなりの事業量を投入しておるわけでございます。現在では公共下水道に対する起債残高は710億円というようなことでございまして、一般の建設費の投入等と比べてみますと、繰出金におきましてもかなり逼迫した状況にもなっており、こういうことから国の目標で

ございます全国70%というところまでなかなか行かぬというのが実情でございまして、何とか今のこの状況の中で21世紀初頭には50%にぜひともしていきたいというのが現在の状況でございます。

そういうことで、ジャンプアップがあるので、単純に市の方の財政はその下水道に対する財政がかなりのウエートで補助されるというような感じにはならないわけでございますが、いずれにいたしましても、従前よりそれだけ補助を受けるということにとってはありがたいわけでございます。

以上でございますので、ご理解をお願いいたしたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 日置記平君。

○日置記平君 細かい点をお聞きしておりますと、時間がなくなりますので、私は今、助役に答えていただきましたけれども、とにかくその70%というのは数字で実際出ているわけです。それで財政問題云々があらうかと思えますけれども、これは県のジャンプアップなどという格好いい名称も、実際はお聞きしてみたら、四日市にとってそんなにメリットがあるジャンプじゃないんですね。何がジャンプなのか聞きたかったですけれども、これは決してジャンプではなかったと。なら、ジャンプアップでなくても、何であってもいいんですが、ダウンはだめなんです。それで、少なくとも今世紀の間に、全国的に見て70%ですから、それが何で50%で満足しているかというところに、私は問題を当てなければならぬと思うんです。真剣にひとつ取り組んでいただきたいんです、これは。何度も申し上げますが、市長ひとつ市民のニーズは私の読み上げたとおりです。けれどこの部門が調査していただいたか、記憶しておりませんが、たまたまこの資料が出てきました。道路・下水に対する大変強い要望があるわけです。

生活のかなめであります。前回もお話ししましたように、道路が経済発展の唯一の手段ならば、我々の住環境の手段はやはり下水でありますので、ぜひひとつこれは頑張ってください、少なくとも今世紀に全国平均の70%は何としても達成をしていただくよう強く要望させていただきます。

日ごろ、とかく下水道事業というのは日の当たらない事業ではないか、大変皆さん方のご苦勞に対し感謝を申し上げる次第ではありますが、どうぞひとつ市民の皆さん方のこのニーズにしっかりこたえるべく、施策を着実に市長初め皆さん方でともどもに、我々も頑張りますので、ひとつよろしく目標に向かって進んでいただきたいことを強く要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野崎 洋君） 先ほどの答えはいいですね。残りは。

○日置記平君 結構です。

○議長（野崎 洋君） 暫時休憩いたします。

午後2時休憩

午後2時15分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

南部忠夫君。

〔南部忠夫君登壇〕

○南部忠夫君 緑水会のトップバッターとして、通告どおりの3点を質問いたします。

1番最初に、生活雑排水、汚水等下水処理施設の受益者負担の公平についてご質問いたします。

本市の生活雑排水等の汚水処理にかかる施策は、市民生活の文化的で衛生的な都市像を目指すことにおいて不可欠な課題であると思います。その施策は、おおむね4通りの方法を推進しておられると思うのですが、一つには公共下水道の推進、二つには住宅団地等へのコミュニティ・プラントの設置、三つには合併浄化槽の普及、四つ目には農業集落排水事業の推進であります。

この4事業の推進に対しましては、本来公共下水道が全戸に普及することが望ましいわけではありますが、現在の公共下水道の普及率35%という進

捗状況から考えますと、当然の施策かとも思います。しかし、住民は好むと好まざるにかかわらず、その地に住居を構え、生活をしているという実態があります。その中で地域によって、あるいは事業メニューによって条件の同じ家庭において、市の施策として利用者の施設設置負担金あるいは維持管理負担金に相違があってはならないと思うわけであります。ところが、調査の結果ではその負担額において相当の開きが出ているという実態を市長はご存じでしょうか。このことは公益の不平等を市民に対してあえて強いることになりはしないか。ご所見を伺いたしたいと思います。

標準的な家庭での生活雑排水等污水处理施設費及び維持管理費等の個人負担額の調査の結果では、これはあくまでも平均数字の結果でございますが、公共下水道では設備にかかる個人負担金は敷地内配管及び室内設備は4事業とも同じグレードと考え、比較するために、この経費を差し引くと、本管工事負担金はおおむね1万円未満で、維持管理費は年間3万円程度であります。これに対してコミュニティ・プラントについては、入会金等を含めた負担金は30万円、維持管理費は年間平均3万3,600円であることから、設備費等に対する個人負担は30倍の30万円となり、維持管理費については12%の増を余儀なくされております。また、家庭雑排水の合併浄化槽の設置については、建築基準法に基づいて建築物の延べ面積において何人槽か決められることになっておりますので、必ずしも世帯の人数と浄化槽の大きさが比例してはおりませんが、130㎡までは5人槽となっていることから、これを基準として算定いたしますと、浄化槽設置費は85万円、本市はこの事業に対して30万円を助成しているところから、その差額は55万円が個人負担となっており、またその維持管理費は年間5万6,400円となっております。これを公共下水道と比較すると、設備で55倍、54万円の増となり、維持管理費では約1.9倍の2万6,400円増となっております。ちなみに、農業集落排水事業については、負担金が35万円、維持管理費は4人家族で年間4万8,000円であります。これを同じように比較いたしますと、

設備費負担は35倍の34万円増、そして維持管理費は1.6倍の1万8,000円増となっております。

このアンバランスを住民サイドで考えると、行政はどうしているのかという怒りにはならないかとお思いではありませんか。住民が公共下水道の普及を請い願う理由はおわかりと思います。しかし、例えば、公共下水道の下野地区の計画を尋ねれば、10年先か20年先かわからない、地図の上で白紙となっているという状態ではありませんか。まず、その時期については諸般の事情を考慮いたしましても、市民の文化的で衛生的な社会生活を営む権利の保障は公平でなければならないと思います。公共下水道の取り残されている地域での合併浄化槽の普及推進のため合併浄化槽の設置費助成額の増額及び維持管理費の助成計画はないのか、環境部長にお尋ねいたします。

そして、個人負担の不公平もさることながら、コミュニティ・プラントが近くにあるのに、規模が小さく満杯で入会してもらえない住民の苦情、余裕があっても団地が違うことになり、入会してもらえない住民の苦情、またプラントによって、入会金や維持管理費の個人負担額はまちまちであること、これらは何が原因なのか。行政は口は出しても手を出していないからであり、それはそれぞれにその管理をゆだねているからであると言わざるを得ないのであります。

コミュニティ・プラントの設置については、計画の時点から当然本市も承知し、承認している事項であるはずであります。その設備を本市が委任を受け、管理運営を行えば、受益者の個人負担あるいは入会に対する不公平さも解消されるのではありませんか。とかく行政の縦割りの結果このような事態が起こり、市民が戸惑い苦しむのであります。これからはもっと包含かつ横断的行政に目を開き、行政に新しい感覚を吹き込むことをご検討する意向はないか、お伺いいたしたいと思います。

次、2番目に、地域福祉の中での障害者対策と精神障害者対策について

ご質問いたします。

本市の障害者福祉施策は、21世紀に向けた住みよい四日市のまちづくりを実現するために、障害者施策に関する長期計画を策定し、障害の有無にかかわらず、すべての市民が地域の一員としてともに生活していくことのできる地域社会の構築を目指していることに対して、心から敬意と感謝をするものであります。が、まずその実施計画についてお伺いしたいと思えます。

障害者という定義は難しいものでありますが、人間はほとんどの方がおそいか早いかは別にいたしましても、ある意味においては障害者となって死するものであります。このことから、我々全体のものとしてとらえ、考えなければならないと思っております。平成6年4月1日現在のデータではあります。市民の中で障害者手帳の交付を受けている方は6,035人、知的障害者は871人の合計6,906人となっております。さらに、手帳交付を受けていない精神障害者数は、平成5年度の調べであります。これを加えれば市民の中で8,615人が何らかのハンディーを持って生活しておられるということになります。こういった現状認識に立って障害者福祉を考えると、住環境の改善はもとより、市民全体の問題として、障害を障害として意識することなく生活できる社会の構築が肝要であることは語るに及ばないこととなります。そのことは障害者にとって、住みよい社会は健常者にとっても住みよい社会となるからであります。

しかし、現実の社会ではまだまだ障害者が障害を意識しなければならないのが、地域社会の実態であります。それは受け皿としての地域社会が、あるいは住民一人一人が健常者中心の経済競争社会の中に巻き込まれ、人間が人間としての価値評価を見誤ったり、障害者に対する偏見や誤解があったり、地域福祉が何たるかを認識していないのが実態ではないかと思えます。この現実を踏まえ、行政が障害者対策としての福祉環境の整備、保健、医療、教育の充実、授産施設等の拡充促進、障害者の就労、雇用の

促進を図ることは当然の課題としても、それに加えて、市民総ボランティアの意識高揚と実践を誘導する施策を打ち出すことが重要な課題ではないかと思うわけであり。このことは、障害者福祉対策が地域福祉の推進の中でもしっかりとらまえていなければならないと思うわけであり。

保健福祉部長にお尋ねいたしますが、地域福祉の推進の中で障害者福祉対策についてどのように進めていくのかという計画をお尋ねいたします。地域福祉の中での障害者福祉の推進を図るために、各地域で地区民生委員の協力、地域ボランティアの協力、地区社協の支援と協力、障害ごとのボランティアの養成等が必要であると確信しているわけであり。そのため、地域で障害者と連携した横の組織体の結成が必要であると思うわけであり。そうでなければ、だれもが真に住みよいまちづくりにはならないのではないか。ノーマライゼーションの社会の構築は現実のものとして実現できないのではないかと憂慮されるわけであり。これらのことから、組織体の育成、運営に対して、本市としての支援をどう考えておられるのか、保健福祉部長にお尋ねしたい。

次に、精神障害者対策についてご質問いたしたいと思えます。市内における精神障害者数については、本市が把握している数字は先にも述べたように、市民として1,709名おられるわけであり。しかし、この数字はあくまでも法的医療制度を利用している方の数値であり、任意に入院しておられる方を含めると、2,000人を超えと言われております。精神病は高校を卒業し、あるいは大学の在学中、あるいは結婚してからおおよそは思春期から経済競争社会の人間葛藤により社会病として発病するものであります。そういったことから、だれしもが発病しても不思議ではない病気であり。しかし、一度精神病と診断され、精神障害者となった方の40%は現代医学の進歩に相まって、向精神薬の登場により、社会復帰が可能となっております。しかし、一度精神障害者となった方の80%は死するまで薬を飲み続けなければならないのであります。薬を飲み続けるというこ

とは、死するまで病院へ入院あるいは通院するということになります。精神病は早期治療ができれば、ほとんどの方が治癒すると言われております。また、薬を飲まないでいると再発し、長期入院を余儀なくされるとも言われております。精神障害者には社会の偏見と誤解から就労しにくく、生活基盤は脆弱であります。そういった方が死するまで通院医療費の個人負担を支払う能力がおりとお思いでしょうか、市長。

高額医療費助成制度を受けたといたしましても、月々非課税3万円未満は死するまで支払っていかねばならないのであります。現実には精神障害者を持つ家族の負担となっているのであります。しかし、この精神障害者家族は障害者が高齢になれば、扶養者の父母もこれまたそれ以上に高齢者になっておられるわけでありまして。こういった高齢者の父母の生活費から捻出しているのであります。生活基盤の脆弱な老人から子供の医療費負担を死するまで余儀なくしなくてもいいじゃありませんか。ハンディーある障害者も国民、県民である前に市民であります。せめて、精神病にかかる自己負担分を全額市で負担していただきたいと思っておりますが、所見をお伺いしたい。社会からは精神障害者の烙印を押され、偏見と誤解により、社会から疎外され、泣いている市民を救ってこそ、本当の住みよいまちであり、四日市であると思っております。障害者施策を抜きにして四日市が繁栄しても、真の住みよいまちとは言えないと思っております。

既にご存じのように、平成5年において障害者基本法が成立し、精神障害者が障害者として明確に位置づけられたことを踏まえ、精神保健法が本年改正され、精神保健及び精神障害福祉に関する法律に改められました。いわゆる精神保健福祉法が制定されたわけでありまして。このことは精神障害者に対するさまざまな福祉施策が明確に位置づけされたのであります。

その一つとして手帳制度が創設され、今後この手帳を利用した精神障害者に対する各種の支援策を促進し、その社会復帰の促進と自立、そして社会参加の促進を図ることとなったわけでありまして。こういったことから、

本市としても当然、他の障害者と同等の施策と恩恵を付与しなければならないはずであります。これらのことから、重度心身障害者医療費補助制度の適用、公共施設の利用料減免、福祉タクシーの利用等については、市民の一員として当然本市の施策の中においても他の障害者福祉と同等の施策をお願い申し上げたいわけでありまして。ご所見をお伺いしたいと思います。

また、市内を走るバス運賃の割引、有料道路料金の割引、JR旅客運賃の割引、航空運賃の割引等についても、他の障害者と同等に実現すべく、市民として当事者として本市が市民になりかわり関係機関に要望し、実現を図っていただきたいと思っております。これらの要望については、早急に対応していただくようお願いいたします。

障害者対策全般についてお伺いいたします。平成6年度の主要施策実績報告の中で、福祉団体等育成対策事業費として、本市は145万円支出したとありますが、これは市長、各種障害団体の運営助成金と理解してよろしいでしょうか。さきにも述べましたように、市内に障害者手帳の交付等を受けておられる方が8,615人いると聞いております。その方々に生活、就労、福祉、医療、教育等の情報連絡、啓発等が本市行政でしっかりと行っておられるか、まずお尋ねいたしたい。各種障害別の福祉団体等にゆだねておられる部分が非常に大きいと思うわけでありまして。障害者団体とは本来、同種の障害を持つ障害団体、あるいは保護者、家族等で構成されている団体と理解しております。この団体活動の持つ意義は市内に点在する障害者及び家族との連絡、連携により、いろいろの情報提供、交換の場の提供として、本市としても重要な施策の一環として位置づけをしているではありませんか。実際に8,615人の障害者に対して、これらの団体が掌握し、活動されておりますか。恐らくされてはならないし、できはしないと思っております。8,615人のうち、数千人は埋もれたままだと思うわけでありまして。このことはその団体が悪いわけではありません。行政の取り組みが悪いのではないのでしょうか。全障害者団体の運営費として145万円とは何ですか。

8,615人に1通の手紙を出しても、68万9,200円の通信費が必要ではありませんか。印刷費はどうなりますか。そして、だれがそれを行うのですか。障害者自身に無償で行えというのですか。ハンディーのある障害者、あるいはボランティアの方の協力を得たとしても、日当は無償で、交通費は個人持ちで、世のため人のために埋もれた障害者の掘り起こしと情報の提供、教育、啓発活動をせよという方がおかしいではありませんか。それができるとでもお考えですか。少なくとも各種団体ごとに専従者を1人雇用でき、常勤にして、専門に取り組めるぐらいの助成をして当たり前ではありませんか。イベント事業の助成も必要かもしれません。しかし、団体運営助成は一けた間違っているのと違いますか。ハンディーを持ち、生活基盤な脆弱な障害者に対して、受益者負担の適用は1週間飯を食べていない人と朝飯を抜いてきた人に一つずつのパンを与えるのと同じ原理ではありませんか。そのことは決して平等の権利とでも市長はお思いでしょうか。

こういう課題が解決されてこそ、本当に底辺の苦しみの声が聞こえてくるのではないのでしょうか。だれにでも住みよい四日市市とはそういうものではありませんか。早急に善処して下さることをお願いしておきます。

3番目といたしまして、北部スポーツ文化公園の建設について。

最後に、北部スポーツ文化公園の建設について提言申し上げたいと存じます。地域福祉の促進もさることながら、市民が文化的で潤いある地域社会の構築を目指して、何人もスポーツを通じて、あるいはレジャーを通じて、そして文化と教育の高揚の場として、それが結果として地域に触れ合いの場の提供をするということは、21世紀を展望した四日市市として今からその構想を検討しておいてもいいのではないかと思うわけであります。

特に、市内の北部においてはスポーツ施設は小中学校のグラウンド等の活用を余儀なくされているのが実態であります。しかし本来、学校教育中心の施設であり、いつでもというわけにはいかないのが実情であります。高齢者や障害者等の弱者のスポーツ施設はゲートボール場以外、適当な施

設がないのが実態であります。そして、行動半径の小さい障害者を初め、幼児、高齢者等が行けるスポーツ施設、あるいはレジャー的な施設は見当たらないのが実態ではありませんか。21世紀を展望して、市民が豊かで潤いある四日市の町を構築していくには、北部にもぜひスポーツと文化のはぐくむ公園施設の建設を実現していただきたいのであります。スポーツと文化のはぐくむ公園とは、子供も大人もともに楽しめる遊戯施設、そして競技場があり、図書館があり、各種サークル活動のできる多目的ホール、また老若男女の健康増進あるいは体力向上を図る場、そして憩いの場として温泉プールの建設であります。また、北部にはこういった施設を建設できる候補地が幾つもあります。本市が土地利用構想の中に、こういった公園施設の建設ができないものなのかどうか、ぜひ取り組んでいただきたいと思うわけであります。

現代社会は一にも二にも産業の振興と経済中心の、そして健常者中心の大人社会の構築を目指してきたといっても過言ではないかと思うわけであります。21世紀の日本社会は人間尊重の人権・福祉の時代の到来だと思われたいわけであります。そういった観点から、21世紀を目指して、何人も人間として憩え、潤いあるスポーツ文化公園の建設が必要であると提言を申し上げます、私の質問を終えたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 下水道部長。

〔下水道部長（馬淵貞夫君）登壇〕

○下水道部長（馬淵貞夫君） ご質問の生活雑排水、汚水等の下水処理施設の受益者負担の公平についてのうち、今後の公共下水道事業の見込みについてお答えいたします。

公共下水道事業における下水道普及率をご指摘のとおり、平成6年度末35.4%であります。本年度末には38.2%になる見込みであります。今後の整備目標であります。平成8年度から始まる国の第8次下水道整備5カ

年計画及び本市の第6次基本計画に基づき、流域関連公共下水道につきましては、流域幹線と整合を図りながら、また単独公共下水道につきましては、幹線管渠と面的整備の整合を図りながら、効率的な下水道整備を推進してまいりたいと考えております。

この結果、21世紀初頭の下水道普及率を50%に高めたいと考えております。このうち、下野地区の下水道整備につきましては、三重県が事業主体となって進めている流域下水道朝日幹線が平成11年度に四日市市に到達する予定であり、下流部より逐次整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） 第1点のご質問のうち、合併処理浄化槽関係のところについてご答弁を申し上げます。

生活排水の処理は、ご指摘をいただきましたように、各種の衛生処理方法が混在をいたしておりまして、その設置及び維持管理費用につきまして相当な差が出ておりますことは十分承知をいたしております。特に、公共が計画的に整備を進めております公共下水道や流域下水道などと、これらが整備できるのを待ち切れずに、文化的、衛生的生活を求められる視点から、合併処理浄化槽を個人のレベルなどで設置をいただく場合には差がございます。しかし、一方では市としても長期的には公共下水道や流域下水道で全市をカバーしていくことは理想であると考えておりまして、この実施に鋭意努力をいたしておる中でございますので、各種衛生処理方法の差を市で平準化していくことは大変難しいと考えてございます。

合併処理浄化槽の補助につきましては、単独処理浄化槽が水洗化志向により普及する中、家庭排水による水質汚濁防止のために単独浄化槽よりは合併処理浄化槽を普及すべきである、このような観点から、単独と合併との差、すなわち単独浄化槽を設置する費用で、それと大差なく合併処理浄

化槽を設置いただけるように補助制度を設けておりますので、現在の段階ではほかの施設とのバランスを考慮した設置補助の増額や維持管理費の助成についての計画はございません。

ご指摘をいただきました点につき、大変難しいとの観点から、ご答弁を申し上げざるを得ませんが、どうぞよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 調整監。

〔調整監（須原賢治君）登壇〕

○調整監（須原賢治君） 1点目のご質問のうち、幾つかの部局にかかわる事項につきまして、私の方から簡単にご答弁を申し上げたいと思います。

まず、第1点目に、既存の団地における集中浄化槽の諸問題ということでごございましたけれども、これにつきましては議員もご指摘のように、維持管理主体が開発業者であったり、あるいはまた地域の住民組織であったりいたしますし、またその維持管理の費用や運営方法などにも差があるわけでございます。また、開発当初に住民の皆様が土地代などに含め、それぞれの負担をした割合も異なっておるというようなこともございますので、現段階におきましては、これを市が一元的に維持管理をしておりますことにつきましては、いささか無理があらうかというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、しかしながらご指摘のように、市民の皆さんにとりましては、清潔で文化的な生活を望んでおられ、水洗化の志向は大変強いものがあるわけでございます。このような市民の皆様の要望にこたえるためには、下水道の普及率の向上というのが第一であるというふうには考えておりますけれども、それには相当の日時と莫大な資金が必要になるわけでございます。市といたしましては、先ほど日置議員に対するご答弁で、助役の方からも申し上げましたように、公共下水道を初めとしまして、農業集落排水、集中浄化槽あるいは合併処理浄化槽など、それぞれの生活排水処理の特徴を

生かし、地域にあった普及を図る必要があると考えております。

したがいまして今後は、下水道部、環境部、農林水産部等、関係部で十分に協議、調整を図りながら、市内全体の衛生処理率の向上を目指した総合的な、あるいは横断的な取り組みをしていく必要があろうと考えておりますので、今後そういう対応をしてみたいというふうに考えております。どうかご理解をお願いしたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ご質問の第2点目の地域福祉の中での障害者対策と精神障害者対策についてお答え申し上げます。

さて、第1点目の障害者施策に関する長期計画は、障害者施策を中長期的な観点でとらえ、今後、どう展開すべきか、その基本的な方向を示したものでございます。本計画につきましては、具体的にどう進めていくのか、実施計画を示せというご指摘でございますが、現在のところ、市の基本計画の中でできる限り多くの具体的な施策を盛り込んでいく方針でございます。

なお、国の方では近い将来、具体的施策目標を数字で示してくるとも聞いております。市といたしましても、その指針が出された段階で、本計画の見直しを行い、年次計画も入れた、より具体的な計画に改めてまいりたいと思っておりますので、どうかご了承賜りたいと存じます。

次に、地域社会で障害者福祉を推進する組織に対する育成と支援についてお答え申し上げます。

我が国の障害者施策はノーマライゼーション理念に照らし、障害者が可能な限り地域の中で普通の暮らしができるよう、「施設福祉から地域福祉、在宅福祉へ」及び「自立と社会参加」という大きな流れでございます。このような状況にあって、地域住民一人一人が福祉への理解と関心を深め、地域の連帯感に基づき、自主的な福祉活動を展開していくことが何にも増

して大切でございます。その意味から、我々行政といたしましても、地域福祉の担い手である地区社協やボランティア団体の果たす役割に大いに期待しているところでございます。地域で障害者福祉を推進していくためには、このような地域住民や関係団体、福祉等のネットワークづくりが必要でございます。その指導的役割を果たす組織として、市社会福祉協議会を位置づけております。市社会福祉協議会におきましては、ボランティアスクールやリーダー研修会、手話、点訳等の養成講座を実施するとともに、地域で具体的な福祉の取り組みが展開されるよう支援しております。市はこのような社会福祉協議会をバックアップするとともに、地域との連携を密にしながら、地域で生活する障害者の自立支援を図っていきたく考えております。

いずれにいたしましても、今後の福祉社会は地域住民の皆様とともにつくっていくべきものと考えており、そのためには地域社会全体で支え合う福祉の風土づくりに積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、精神障害者に対する福祉施策の充実についてお答え申し上げます。

精神障害者施策につきましては、従来、患者として医療施策を中心に行われてまいりましたが、平成5年に成立した障害者基本法において障害者として明確に位置づけられ、また本年5月には精神保健法が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改められ、福祉施策の対象として位置づけられたところでございます。

これまで精神障害者福祉施設の整備補助、精神障害者小規模授産所に対する運営費補助を主に行ってきたところでございます。また、本年10月には障害者手帳の交付制度がスタートし、それに伴って福祉諸施策の充実が求められているところでございます。それで、ご質問の医療費の助成制度適用についてお答え申し上げます。

ご指摘のように、現在、心身に重度の障害のある方に対しましては、医療費の自己負担分につきまして助成しているところでございますが、精神

障害者については、その認定方法の困難性から医療費助成は行ってごさいません。しかし今回、国において精神障害者保健福祉手帳の交付制度が創設され、精神障害者も障害者として明確に位置づけられ、保健所において手帳の交付を行っております。

一方、精神保健法の改正において、国民健康保険による通院医療費についての自己負担は15%から5%になるなどの改正がなされるなど、精神障害者への対応が図られております。本市におきましては、現在、手帳交付者が4名でございますものの、精神障害者数は四日市保健所管内で約1,700名に上っております。今後、手帳の交付者の増加が予想されます。したがって、心身障害者医療費助成制度との整合性を踏まえ検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

次に、公共施設等の利用料の減免につきましては、市のスポーツ施設の使用料及び博物館の入場料につきましては、身体障害者等と同様な扱いで、障害者手帳を提示した場合、50%の割引が適用されます。

なお、ご指摘の公共料金に関するご要望につきましては、関係機関の方へ、十分検討して要望してまいりたい、さように存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご指摘の団体助成についてでございますが、四日市市社会福祉事業振興基金の運用益充当事業の一つとして、身体障害者団体連合会並びに精神障害者連絡協議会に対し、市社協から145万円の補助金を支出しております。しかしながら、昨今の金利の低下により運用益が相当目減りしてまいりまして、充当事業の財源にも不足を来しているところでございます。そこで、本市といたしましては、その不足分を市費で補てんし、団体の助成に努めているところでございます。この間の事情、どうかご賢察いただき、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） 北部スポーツ・文化公園の建設についてご答弁申し上げます。

北部地域にスポーツ施設、文化施設と多様な機能を持った総合的な公園をというご提言でございますが、現在、霞ヶ浦緑地には野球場、サッカー場、それからプール、体育館に加えて、このたび市制100周年を記念した多目的スポーツ施設の四日市ドームを建設中でございます。さらに北勢の広域的な施設といたしましては、各種のスポーツ施設、芝生広場等を持った県営北勢中央公園の整備が現在進んでおるところでございます。これらいずれも文化施設というようなものは含まれておりませんが、こうした施設の配置につきましては、広域的な範囲を対象としたもの、あるいはコミュニティー施設として狭い範囲を対象としたものなど、それぞれの施設の利用者の状況ですとか、施設の性格に応じた利用の範囲等を念頭において、配置等について対処していくべきもの、そういうふうを考えております。

現在、ご提言のような大規模な複合施設構想は具体的にはございませんが、土地の有効活用ですとか、多様な利用形態、そういうふうな面で大変貴重なご意見でございますので、今後公共施設の整備に際しましては十分参考にさせていただきたい、そのように思っている次第でございます。

○議長（野崎 洋君） 南部忠夫君。

○南部忠夫君 1番目の生活雑排水の回答ですが、下水道部長からいただいた回答は、それはさきの日置議員に対する私は回答ではないかと思えます。私は、下水道とか合併浄化槽、この4事業の一つ一つの事業に対してどうのこうのというんじゃないんです。行政としてどのような……、4人の市民がおると、Aの市民が公共下水道、Bの市民が合併浄化槽、Cの市民がコミプラ、Dの市民が集落排水、この方たちに意見を言われたときに、私は答えようがないんですよ。今の回答は何ですか、それ。私らは市民の代表として市民の声をこのままぶつけたわけです。四日市の行政としてこ

のような不公平があるやないか、同じ市民として公共下水道の恩恵に浴している市民と、いわゆる合併浄化槽、これは平均値ですが、公共下水道でしたら、これは施設費も全部含んで大体62万円ぐらい、合併浄化槽は140万円、コミュニティ・プラントは90万円、農業集落排水は95万円、これだけの格差があるんですよ、私の調べた平均の数字ですが。こういうことはあってはならぬわけです。公費の公平化、どこに根源があるかということは先ほど日置議員が言われました下水道に問題があるわけですが、それまではこのように辛抱してくれということで合併浄化槽あるいはコミュニティ・プラント、あるいは農業集落、市が進めておる。ところが、4人が4人とも施設管理費あるいはその施設費にこれだけの格差があるということは、私はその市民に対して申しわけないと思います。ただ単に下水道や、ただ単に環境だという問題じゃないんです、これは。四日市の行政として市民にあくまでも公正公平化、すぐに助成金を地ならしをせい、一律にせいということはいけません。だけど、合併浄化槽、それだけの比率の高い市民に対しては、今確かに助成はしておるけれども、もう少し助成をしましょう、あるいはまた集落排水の人にはもう少し何とかそのように市の行政としても努力しましょうという、そういう回答が欲しい。自分ところのセクトばかりの回答じゃないですか。市民というのは、常に行政のそういう恩恵を、公費負担は公平でなければならない。これだけの格差があったら、4人の市民に対して、私、その目の前で、あなた方理事者も回答できますか。下水道がこんなやで辛抱してくれ、合併浄化槽で辛抱してくれ、建坪50坪で、中に住まう人が2人であっても、50坪なら15人槽という大きな二百何十万の便槽を入れなくてはならない今の建築基準法、いろいろな問題がありますけれども、だからそういう市民に対しては少しでも補助金とか助成、そういうのをもっともっと市は受益者負担の公平、これをやっぱりもう少し考えてほしい。何とかそれは前向きに検討しましょうぐらいの回答はいただきたかったものでありますが、私は本当にこういうような下水道一つと

りまして、環境保全計画の中にも、いわゆる前段で申しました縦割り行政のこれは悪ですよ。

環境保全計画の中にもちゃんと下水道事業、農集事業、合併浄化槽等を所轄する部局間の連絡調整を図りますと書いてあるんですよ。図ったことがあるんですか、今までに。図って推進しておりますと書いてあるんですよ。平成7年度から平成12年度までの間にそのようにやりますと。書いてあったことはやっぱり部局間調整する、そのためにいわゆる横断的行政をやしてほしい。どうしても今までの市の行政は縦割り行政ばかり、横断的な行政は一つもない。これを何とか目を開いていただかないことには、受益者公平、市民への公平化、我々としても市民に対してお話ができない、こういうことです。

そして次に行きますが、精神障害者、これも期待した回答はいただけませんでした。期待はしておらなかった、私。障害者福祉の基本方向、本当に立派なのが出た。出たのだけでも、実施計画はあるだろうと、私が質問したところが、実施計画はない。なかったら、こういう本は無策ですよ。施策ではなしに無策ですよ。だから、このページの中に、市長も本当に元気な顔の写りが載っております。地域の福祉づくり、風土づくりだとかに頑張らましょと、こういういい施策を策定したと。確かにこの本を読むと、これが実現すると、四日市は本当に全国一の福祉の町になります。必要と思います、必要と思いますばかりです。ところが、実施計画はないということはどういうことですか。基本的方向、構想は出ておっても、実施計画がなかったら、こんな本はつくらなくてもいいんですよ。ただし、この2ページに、それは市の第6次基本計画に沿って推進していきますと書いてありますね。基本計画の中の障害者福祉計画の中に、これをどれほど組み入れておるんですか。これは6カ年基本計画の中に、障害者の福祉センターの整備、福祉環境の整備、社会参加の促進、雇用就労の促進、在宅福祉の充実、これを6カ年計画の中で、ただこれだけじゃないですか。

じゃ、これどうなるんですか。

特に、精神障害者に対する項目、たった5行です。この10月1日から精神障害者に対して手帳が交付された。保健福祉部長、おわかりですか、なぜ障害者手帳に写真を張らないかということが。おわかりだと思います。回答は要りません。保健福祉部長であれば当然精神障害者手帳になぜ写真を張らないか、そのことぐらいに保健福祉部長は知っておられると思いますから、回答はいただきませんけれども、そういう精神障害者に対する基本的方向だけ、実施計画出ない。これでは四日市の障害者対策はゼロですよ。ゼロと言われても仕方がないんですよ。この6カ年計画の中で、今、読み上げたこの五つの中、この中で障害者福祉センター、これはセンター、箱をつくるだけですよ。福祉環境の整備、これは道路を安心して歩けるように、点字ブロック敷設をした、三つ目には社会参加の促進、デイサービス事業、移動手手段等、各種そういう充実をする、そしてまた雇用就労の促進、在宅福祉、本当の障害者の身になった施策がこの中に載っておりながら、こちらにないということは、この6カ年が過ぎなければこれが上がってこないわけですか。一体何年先ですか。下水道と一緒にですか。いつになったら、これが日の目を見るのですか。99%まで、これを読んで、障害者の皆さん方に聞いていただいた。「うわぁー、立派なものをつくってもらった、さすがは四日市市、さすがは行政だ」と褒められた。ところがあとの1%、「南部さん、それだったら、それをいつやってくれるの」と。答えが出ないんですよ。そんな障害者福祉対策では、傍聴にも仲間が来ております。私も障害者を子供に持つ親の一人、もっともっと真剣に行政はやってもらわなくては困る。これだけのいいお手本がありながら、そして風土づくりをします、市長が本当に胸を張って言うておられる、そんな地域の福祉がどこに、この基本6カ年計画の中に上がっているんですか。だから、今までの行政のこういう冊子が本当に構想ばかり打ち出されて、実施計画は一つも伴っていないじゃないですか。

今、保健福祉部長が言われました。近々に国の指針が出ますと。確かに老人福祉に対しては国の10カ年ゴールドプランが出ました。それに調味料を加えて市のあれができました。まもなく障害福祉も国の指針が出ますと。国の指針が出る前に、四日市でこういういい指針ができていないんですか。昭和40年を思い出してください。あの公害が発生したときに、公害条例ができたのは、昭和42年、県条例ができたでしょう。国がさきにできましたか。その4年後の昭和46年に国の公害防止法ができたじゃないですか。地元で大事なことだったら、地元で条例をつくるべきじゃないですか。国からの指針が出るまで待っている、なぜ待つんですか。このときの四日市の公害防止法、県条例が発生してから2年でできた、その後、国ができた、そういう経緯はあったでしょう。「国が出なければ、私ら何ともできません」、そんなこと言わずに、四日市で指針をつくりなさいよ、そして国へ上げなさいよ。国は後からその指針が出てきてもよろしいじゃないですか。何でもあんたらは上の、あんたらもお上かも知らぬけれども、お上のお上がおりにくるまで待っているって、そういうものであってはならぬということです。

現実に障害者が困っている問題であれば、四日市でなぜそれを障害者対策としていいのをつくらないんですか。そして、逆に国へ上げる、そのぐらいの力がないんですか。でなければ、障害者、きょう私はこれに対して質問しましたが、まだまだ言いたいことがたくさんあるんです。特に、精神病患者につきまして、本当に今まだ4人しか交付がない、どうのこうのとありますが、1,709人、今医療機関で私が前段で言いましたね、かかっておられる患者がおられるということは、23地区に分けたら、平均80人各地区におられるということですよ。まだまだ精神障害者は潜在しておられる方はたくさんみえます。1,700人どころじゃなしに2,000人、3,000人かもわかりません。こういう人を今障害者とし、身体障害者と同等になぜ行政はやらないんですか。こういう重度心身障害者医療補助制度

の適用でも身障者と療育手帳者には○、精神保健福祉手帳者には×、福祉タクシーの利用、二つの方は○と○、精神保健福祉手帳者には×、これは市は同等と扱いなさいよ。なぜ区別するんですか。障害者にとっては差別ですよ、これ。そういう施策をとってもらっては困る。

だから、精神障害者に関しては、精神障害という病気は、社会のいわゆるそういうアクシデントから発生するんですね。風邪ひきで病院に行って、風邪薬をもらえばなおるという病気ではないんですよ。だから、精神病院へ朝行っても、また昼から行きたい、病院へ行ったら気持ちがよくなる。あるいはまた、アルコール中毒の方、いろいろみえるわけです。これから、今の社会においてはますます精神障害者が増えてくと私も思います。だから今、四日市の行政としてそういう人たちに積極的な行政を打ち立ててほしい、そうでなければ、この精神障害者に対してあなた方はまだまだ軽い考え方を持っておられるか知らぬけれども、たとえ先ほど言われました5%、毎日医療通院費5%、いわゆる1万円かかるとして、国保の人だったら、3,000円のところを精神障害者の人は500円ですよと。今まで1,500円が500円になりました。500円になりましたら、安くなりました、よろしいじゃないかと。決してよろしいんじゃないですよ。1日何回も毎日病院へ行くわけですから。この5%、しかも所得の脆弱な人なんですよ。そして、その家族がその負担をみんなするわけですよ、3万以下の場合。そういう5%を市費でもって免除せよというんですよ。そのことぐらいできませんか。5%、回答ください。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどご紹介させていただきましたのは、国民健康保険の例で、ほかにも社会保険、それから共済保険等がございますので、そういうところの関連もあわせて検討が必要かと存じますので、貴重なご意見としてこれから検討させていただきたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 南部忠夫君。

○南部忠夫君 時間がありませんので、続いて言います。結構な答えでした。

次いで、私、3番目に言いましたね。福祉団体等育成対策事業145万円、これ身体障害者連合会は115万円ですね、去年。そして、精神障害者協議会へは30万円ですか、合計145万円。各団体は五つずつの団体がありますね、保健福祉部長。例えば、精神障害者の団体五つとって、その団体へ30万円、5団体ありますね。すると、1団体、年間6万円、月幾らですか、5,000円。これで福祉の育成事業、満杯に四日市はやっておると胸を張って道を歩けますか。官官接待もできませんよ、これ。こういう、それは基金がいわゆる銀行の利息で目減りしておる、だから出せないんだ、3億円基金にまだ達成していない。達成していなかったら、市から金を出しなさいよ。あるいは145万円、最低私が質問で言った各障害者団体に1人の常駐者が配置できるような、それをしないことには市長の言った、1ページのこの言葉がむだになるわけですよ。福祉の風土づくり、育成事業に出しておりますということで、社協から基金として出しておるけれども、たった月の5,000円でその育成になると思いませんか。確かにイベント事業とかそういうのは出しております。ところが、365日、会を運営する育成事業資金にたった5,000円でどのように育成できるんですか。みんな、その父母とか関係者が身銭を切ってその団体を守っているんですよ、その現実をおわかりですか、市長。市がそのように出している、一けた違うんですよ、出している金が。145万円、私、びっくりしたんですよ。これ1,450万円だったら話を通るんですよ。145万円で、そういう福祉の育成事業はできない、こんな金であれば、涙金にもならないわけですよ。そういう点をもっともっと社協の方へも、市からもお金を出してください。そして、こういう団体が本当に地道で、自分らの団体は自分らの身銭を切って守って、そして掘り起こして助け合っているという、そういう面を非常に私は憂うわけです。私も障害者の親として大変なものなんですよ、現実には。

最後に……

○議長（野崎 洋君） 時間が参りましたので、南部忠夫君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） 小井道夫君。

○小井道夫君 今、南部議員が本当に胸に迫る訴えをされましたので、これ以上申し上げることは水をかける形でまずいと思いましたが、胸に迫るような実際の苦しみの中から、その市民の声を代弁して訴えているのに、市長が一言も答えない。しかも、各部長の答えが本当に心のこもったものになっていない、だからあえて関連質問に立ちました。

関連質問も時間が限られていますから、市長、先ほど最後にも南部議員が言われました。障害者団体の助成、たった年に145万円で、それで恥ずかしいと思いませんか、市長。これぐらいについても一けた違う、まだ一けたでも足らぬ、まだもう一けた違っていいと思う。だけでも控え目に一けた違っていいと追及してみえたが、それぐらい一遍考えましょうというぐらいに、市長がこの場で英断される、そういう意思能力をもうお持ちではありませんか。笑い事ではないですよ、本当に。やっぱり、この議場で、本会議、南部議員が本当に心から訴えているんですよ、感じるものがなかったですか。それやっぱり答えてくださいよ。私は本当に、今じーんと迫るものがあって、実際、関連質問に立ったわけですよ。少なくともこの点ひとつ、市長、はっきり答えてください。

それからもう一つ、市民の生活雑排水あるいは汚水の下水処理問題で不公平があるということですが、その環境部長の答弁の中で、あるいは調整監でもそうでしたけれども、公共下水道を待ち切れずに合併浄化槽をすとか、あるいは水洗化志向が強いとか、これ何か市民の責任ですか。そんな観点ですか。なぜ合併浄化槽に公費補助までするようになってきたんですか。環境汚染を防ぐ、伊勢湾の環境汚濁だってひどい状態でしょう。

それを防ぐために下水道の事業が追いつかないから、合併浄化槽もやって、そしてこの環境浄化もしようということです。単に市民の水洗化志向が強いだけじゃないですよ。四日市は南アフリカまでお金を使って、グローバル500賞をもらいに行ったんだ。環境問題に、桜にあんな眠った施設をつくったんだ。それで、環境問題だというと、市長は病身を押してでも名古屋のシンポジウムにも出かける、こんなに一生懸命になっているなら、足元でもっと環境問題に力を入れなさいよ。この環境問題に力を入れるんなら、下水道の普及が全国の都市が50%いっているのにまだ35%という状況の中で、合併浄化槽でも環境汚染に貢献しようということで、もっと助成にも力を入れたらどうですか。

また、南部議員が言いましたように、コミュニティ・プラント、あるいはまた集落排水、こうしたところの負担の公平についても配慮すると、下水道事業に投入するよりもまだ少なく済むはずですよ。そこらのところをばらばらに答えるのではなくて、何のために調整監がおり、何のためにこの議会に備えて部長会議が持たれているんですか。そこらを一括してびしっと答えられるようにしてください。今、四日市市政にはそういうリーダーシップをきちっと発揮して、全体の執行体制を統括していくものはないのですか、はっきりしてください。

○議長（野崎 洋君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたしますが、これは非常に多岐にご質問がわたっておりますので、お答えがしにくい面もあります。ただ、私自身は下水道については、今日までの歴史があったというふうに思っているわけでございますし、それは四日市市だけの問題ではありません。県全体がそういう形になっておる、そういう中で実は下水道については四日市は突出をいたしております。かつて四日市市で問題になりましたのは、都市下水路の整備でございました。この都市下水路の整備というのが、公共下水道の枠と同じことでもございまして、国費の枠がございまして、その国費の

枠の中で全国一番の補助を取ってきたわけではありますが、それには一方で補対率という問題がございます。国の費用だけではできません。これに対して、やっぱりそれぞれの地域が独自で予算をつけないことには国はつけていただけでない、補対率の問題がありますので、その面で随分苦勞をしながら今日までやってまいりました。ようやくこの都市下水路の問題についてはそれなりの展開が終わったと、かつて常時浸水地域の解消ということは大きな課題であった、それに大変なお金を使ってきたということでございまして、それが各河川のポンプに反映をしておるわけでございます。したがって、公共が遅れてきた。そこで今度は公共に力を入れなければならぬ。公共下水道のやり方に先ほど皆さんの方からご指摘のありました単独と流域とがあるわけであります。それぞれにわたって予算を投じてまいりましたが、これも県下では一番充足率が高くなっております。よその都市はそこまで来ておりません。したがって、県のジャンプアップ対策というのが出たものだというふうに私は考えております。

一方、そういった問題はありますけれども、やはり全体、環境保全ということから行けば、ご指摘のありましたような、この集中浄化槽なり、あるいはコミュニティ・プラントなり、あるいは合併浄化槽なりを進めなければならないということでございますが、法律上少しおかしな面もございまして。ただ面積だけでその規模を確定しているというところに無理がある、それも団地によって取り扱い方が地代に反映したり、維持費まで団地をつくった業者が持っていたりということで、まちまちでありますので、これを統一的にするのは大変難しい。しかしながら、私はやはり環境問題で同じようなご苦勞があるわけでございますから、それに対してはそれなりの考え方を今後持っていきたいというふうに思っております。

なお、福祉の問題でありますけれども、私は専門家ではございませんが、時代のニーズというものが変わってまいります。したがって、それに合わせた方向づけをしていくべきだというふうに考えておりますので、今

後の課題として十分私は念頭に入れて、各部をリードしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○議長（野崎 洋君） 小井道夫君。

○小井道夫君 もう一度、一つだけ念を押ししたいと思います。市長、先ほどの私からの質問、身体障害者団体に対する団体助成の問題を申し上げました。これ145万円という現状を、少なくとも来年度予算編成の時期にきていますけれども、南部議員が言われたように、一けた違う方向を目指してやられるという意味として、今市長のおっしゃったことはそういうことを含むものとして理解しておってよろしいですか。

○議長（野崎 洋君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） そういうお話があったことを私は十分念頭に入れておりますので、さようご承知おきを賜りたい。

○議長（野崎 洋君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 26 分休憩

午後 3 時 42 分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

葛山久人君。

〔葛山久人君登壇〕

○葛山久人君 通告にしたがいまして質問させていただきます。

まずは、Jリーグタウン四日市についてであります。ことしの9月5日、四日市青年会議所から市長、市議会に対し、Jリーグタウン四日市の実現に向けた陳情書が提出されたことに基づき、このJリーグ誘致運動を21世紀へ向けての新しい四日市のまちづくりという観点から質問させていただきます。

まず、今回の署名は7万人を超えておりますが、この署名の数についてどのように見ておられますか。四日市の人口の約4分の1であります。市

民が四日市にＪリーグを本気で実現させようと考えているのではないでしょう。これはサッカーを数あるスポーツの中の一つとして考えるのではなく、市民の一体感を生み出すものとして考えることはできないでしょうか。

次に、少しＪリーグの機構についてお話しさせていただきます。Ｊリーグとは日本プロサッカーリーグの略称で、Ｊリーグチームを頂点とし、その下にＪＦＬ（ジャパン・フットボール・リーグ）があります。現在、Ｊリーグ16チーム、ＪＦＬ16チームがあり、来年度にはＪＦＬより2チーム、Ｊリーグに加わることになりました。将来的にはＪＦＬよりプロを目指すチームは順次Ｊリーグに昇格させ、Ｊリーグ1部16チーム、Ｊリーグ2部16チームの計32チームのプロチームをつくり、1部、2部、入れかえ戦を行う予定としております。また、Ｊリーグは地域と密接な関係を持ち、ホームタウン制をもととして、トップチーム以下、サテライトチーム、2種、3種、4種の年齢別チームを持つことが義務づけられており、地域スポーツの振興、活性化を図っております。また、バックアップしている企業名はチーム名には入らず、純粋に地域振興に有形無形の利益をもたらすことを目指しております。

次に、四日市におけるサッカーの環境は、全国でもトップレベルの四日市中央工業高等学校、ＪＦＬリーグに所属するコスモ石油の各サッカー部があり、また30年前からサッカー少年団があり、子供から大人までサッカーに親しめる環境があり、四日市出身のＪリーガーも10人を超えており、あとはトップチームのＪリーグがないということになります。よって、ことしの10月29日、市民、四日市青年会議所、四日市サッカー協会の3者が中心となり、四日市サポーターズクラブ「パラディッソ」が結成され、活動方針はＪリーグタウン四日市の実現に向けた運動を展開していくという方針です。

このように市民レベルのサポート体制ができつつあり、あとはプロチー

ム発足というところまでこぎつけております。しかし、プロチームを法人化するには多額の資金が必要となりますが、Ｊリーグはホームタウンとしている都市を見ましても、四日市と同格、または人口、財政力においても四日市以下のところもあります。しかし、清水市以外は大企業がスポンサーとなりチームを運営しております。清水市の場合は、市民に10万円の小口株主を募り、一般法人、清水市、静岡県からの出資で16億円を集め、法人化し、チームを運営しております。

四日市も現時点において大企業のスポンサーがつく予定はないので、清水市同様、市民の力、地元の企業のより多くの参加がなければ実現は遠く一方です。しかし、四日市市民も自分たちの手でプロチームをつくりたいという気持ちのあらわれが、パラディッソの発足ではないでしょうか。

この機運を市としてもただ見ているだけではなく、最大限のバックアップをしてはいかがでしょうか。スポーツを通じて新しいまちづくりをし、今までの四日市のイメージチェンジを図るべきではないでしょうか。Ｊリーグタウン四日市の運動を通じて、21世紀へ向けての新しい四日市のまちづくりという観点から市はどのようにお考えでしょうか。また、市としてＪリーグ誘致運動についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、富田地区公園問題についてであります。地元のことで大変申しわけございませんが、質問させていただきます。

浜園公園についてであります。浜園公園は霞コンビナートと富田地区との間にある公園で約4,000坪、サッカーコート約2面の敷地があり、四日市地区消防団競技大会場としても使用されているところであります。浜園公園は富田地区内にグラウンドがないため、富田地区の連合自治会が四日市港管理組合からグラウンド整備をしていただき、連合自治会が管理運営を任せられ、連合自治会も浜園公園管理運営委員会をつくり、グラウンドの整備、草刈り等をして維持管理しております。しかし最近、自然災害等に

よりグラウンドの回りの支柱が朽ち倒れたり、またネットもぼろぼろ状態となりました。よって、管理運営委員会は自力で直すように努力をいたしました。多額の費用がかかり手がつけられなくなり、連合自治会に相談した結果、連合自治会から補助を出し、またある程度行政の力をかりるといことになりました。

今ここで、行政の力をぜひかしていただきたいと思います。浜園公園は今までグラウンドのなかった富田地区内に、初めてグラウンドができ、広々とした場所でいろいろな大会を開催することができ、地元住民は大変感謝しており、またスポーツ振興上にも大きく貢献し、富田地区内においてはなくてはならない存在と今はなっております。説明のとおり、地元市民にとりまして必要不可欠な公園のため、今も自分たちの手で少しずつ整備をしておりますが、遅々として進んでいない状況です。地元住民の声としては、ぜひとも行政の力をかしてほしいということでもあります。この住民の切なる気持ちを行政側も聞き入れていただきたく思います。

今までも市当局にはお骨折りをしていただいておりますが、より一層のお力添えと関係各方面への働きかけをいただきたく存じます。ご答弁、よろしく願いいたします。

次に、四日市中央緑地陸上競技場改修についてであります。

四日市中央緑地競技場は現在2種公認陸上競技場の指定を受けております。まずは、公認陸上競技場の種類について説明させていただきます。指定種類は、第1種公認から第5種公認に区別され、競技場にて開催できる競技会の標準があります。第1種公認は日本陸上競技大会や国体など、国際レベルの大会が開催でき、第2種公認は、地域大会、ブロック大会などが開催でき、第3種公認以下は、加盟団体等の対抗陸上競技会等の開催となります。よって、公式競技大会を開催するには、第2種公認以上の指定が必要となります。また、県下の1種、2種の公認競技場は第1種公認の県営伊勢陸上競技場、第2種公認の東員町陸上競技場と四日市中央緑地

競技場の3カ所しかありません。第3種公認は、県下北部には一つもない状況です。平成11年に四日市中央緑地競技場が第2種公認の更新時期が来ますが、指定条件が以前より厳しくなるため改修が必要となります。

変更点の主だったものとして、収容人員数が15,000人以上で、スタンド席の確保、また更衣室が100人以上収容し得ること、そしてスタンド照明施設等であります。しかし、改修するには多額の費用が見込まれるために、第2種公認の指定を検討中と聞いております。また、今回の更新時に改修費用が多額になるため、第2種公認を外しても仕方がないんじゃないかという意見が占めているとも聞いております。しかし、本来でしたら、三重県下最大の町である四日市は第1種公認競技場があってもおかしくないと思いますが、第1種公認となりますと、より多くの改修が必要のため、現段階では不可能と思いますので、四日市といたしましては、スポーツ振興上も第2種公認は絶対指定を受けるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

最後に四日市の伝統文化財についてであります。とかく四日市は伝統文化のない町と言われておりますが、本当にそうでしょうか。余り有名ではないが、ずっと地区の皆さんの手で传承されているものは四日市のどの地区にもあると思います。しかしながら、その传承されているものが文化財の指定を受けていないため、地区の皆さんの力で細々と成り立っているというのが現実です。このままでよいのでしょうか。地区の伝統文化を守るため、各保存会等をつくり、またそれによって地元住民の横の連携、近所つき合い、地元意識の向上により、まちづくりの基礎となっているところも多いと思います。今、この根本が崩れようとしております。といいますが、継承していくにはある程度の資金が必要です。そのバックアップとして行政は何かすることはできませんか。たくさんの文化財はありますが、その中から2点ほど例を挙げて質問させていただきます。

まず、石取り車であります。市内でも北部を中心に11カ所の地区で20車

両ほどあります。太鼓と鐘を使った囃だけの祭りではありますが、歴史的には桑名の石取り祭りの方が早くから発達し、四日市の石取りは明治以降と言われています。桑名が新造すると、その古い車を買って求めて祭りを始めました。その例として、平成4年から茂福町の石取り車が大修理を行い解体したところ、文政9年（1826年）に桑名の三崎通り西の祭り車として製作されたものであることが判明いたしました。

このように祭りとしての歴史はまだ浅いかもかもしれませんが、石取り車は結構古く、芸術的価値のあるものもあります。今の現状では各石取り車は市の指定を受けてなく、維持することも困難となりつつあります。少しの修理ならいいのかもしれませんが、ほとんどの石取り車は大修理をしなければならぬ状況となってきております。各地区では保存会等の組織をつくり、将来的に維持することを考えてはおりますが、大修理となれば、費用が数千万円となり、各地区の皆さんの力だけでは不可能な状況となっております。しかし、またこの伝統を守るということはひとつは地区の皆さんのまちづくりとなっているとも思います。いろいろな観点から見ましても、手を差し出すべき時期が来たのではないのでしょうか。このまま行政側がバックアップしなければ、伝統的な祭りが一つ一つ姿を消していくのではないかと思います。文化財に指定されていなくても、何か行政として救済措置はないのでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。

次に、蝙蝠堂（こうもりどう）についてであります。こうもり堂とは富田の伊藤吉兵衛親子が2代にわたり収集した民俗玩具であります。明治時代から昭和時代にかけて、日本全域、中国、朝鮮半島、南アメリカ諸国、インドなど東南アジア地域の異色の手作り玩具が収集されており、数もいまだにはつきりせず、数万点とも言われております。これら収集した玩具を伊藤家敷地内の2棟の平屋建て蔵づくり建物に保存されており、1棟は於茂千也函（おもちゃばこ）といい、日本各地の玩具を中心におさめ、もう1棟はこうもり堂といい、中国大陸のものを中心に外国ものがおさめら

れておりましたが、昭和34年、伊勢湾台風にて被害を受け、多くの収集物が失われ、建物自体も破損が大きく、解体されてしまいました。おもちゃばこも被害は受けましたが、現在も残っており、こうもり堂にあった収集品が未整理のまま木箱や段ボールに入ったまま床に積み上げられているものが多いと言われています。

収集品は県、市で有形民俗文化財に昭和31年、指定されておりますが、伊勢湾台風に被害を受けてからはほとんど手が加えられていない状況です。このように、四日市に民俗学上、貴重な収集品があるのに、県指定とか個人の所有のものであるから、市として調査研究、分類整理するのも不可能だと言われずに、何か方法をとっていただきたいと思います。

例えば、県指定が足かせになるなら、県指定を解除していただき、四日市の文化財として個人の了解を得て、備蓄保存とか、収集品だけでも博物館の方で保存し、数万点の収集品があるのですから、定期的に展示公開したらいかがでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。

以上、2点を例に挙げて質問させていただきましたが、市として今後、こういう伝統文化財の保護のあり方について、どう思っているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） ただいま葛山議員の方から4点ほどご質問がございました。そのうち、私からは3点、ご答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、Jリーグタウン四日市についてでございます。ご承知のように、本市には高校サッカー日本一に輝いた四日市中央工業高校やJFL（ジャパン・フットボール・リーグ）に所属するコスモ石油サッカー部があり、また市内各地域にはサッカー少年団の存在など、全国的にもサッカー熱の盛んな土地柄となっております。そうしたことを

背景に、このたび四日市J Cを中心に、サポーターズクラブ「パラディッソ」が発足したところでありますが、サッカー愛好者の集いとして、また本市の各種サッカーチームの活躍を応援する組織として結成されたものであると伺っております。本市としましても、このような市民の間から生まれた応援組織につきましては、サッカー競技の振興のためには貴重な動きであると理解しており、健全かつ組織的な活動を展開されていくことを願っているところであります。

そもそもサポーターズクラブは既存のプロサッカーチームの応援組織となっており、本市の場合はその応援対象となる中心チームはJ F Lのコスモ石油ですが、現コスモ石油サッカー部は会社の福利厚生事業の一環として運営されており、プロ化の考え方はさまざまな条件から明確になっておりません。したがって、プロチーム化については、企業としての意向も尊重する必要がある、しかもプロサッカーリーグ参加には数々の条件があると聞いておりますが、今回、民間を主体にプロ化の検討組織ができたことで、新たな展開を議論する場が生まれたものと考えております。

現在もコスモ石油サッカー部を中心に、地元で技術的に高いレベルのゲームが行われており、それに対してサポーターズクラブへの参加を通して、市民がもっと関心を深めていただくことは市全体のスポーツ振興、まちの活性化に対して非常に重要であり、今後ともサポーターズクラブの動きについて市としましても協力させていただきたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、三つ目のご質問であります四日市市中央緑地陸上競技場改修についてでございます。本市中央緑地陸上競技場は昭和44年3月財団法人日本陸上競技連盟の第2種公認競技場の認定を受け、その後、5年ごとに更新を続けてきており、平成6年3月15日に更新し、次回は平成11年3月が更新の時期となります。さらに、日本陸上競技連盟が昨年11月に第1種及び第2種公認陸上競技場の仕様を変更しました。主な改正点は跳躍場、投て

き場の設置場所の変更、写真判定室及び判定装置の設置、観客席は屋根つきで1万5,000席以上、及び身障者席の設置となっており、大幅な改修が必要となります。

現在、三重県下には第1種競技場が伊勢市に、第2種競技場が本市及び東員町にしかないため、県全体で見ても必要性の高い施設であり、他都市の事例も検討しながら、計画的に整備をするよう努力してまいりたいと存じますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、第4点目の四日市伝統文化財についてでございます。歴史的にかけがえのない貴重な文化財の保存につきましては、国指定文化財は文化財保護法、県指定文化財は三重県文化財保護条例、市指定文化財は四日市市文化財保護条例の規定に基づき、それぞれ必要な行政措置を行っております。このうち、市指定文化財につきましては、未指定の文化財の所有者及び管理者からの文化財指定申請書に基づき、各種文化財研究家で構成している本市の文化財保護審議会に諮問し、同審議会の調査研究により、本市にとって重要と思われるものについては、同審議会の答申を受けて教育委員会が指定しております。そして、指定文化財で保存上、修理等の必要のある場合には、四日市市文化財保護条例の規定に基づき経費の助成を行っております。したがって、未指定の文化財につきましては、調査等を行い、文化財として貴重なものは指定文化財として積極的に指定を行い、必要な修理等の助成を行ってまいりたいと考えております。

蝙蝠堂民俗玩具は昭和31年に県指定文化財に指定されておりますが、ご指摘のとおり十分調査されていないのが現状でございます。今後、県教育委員会と協議しながら、所有者の同意の上、分類、整理、展示、公開につきまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 港湾審議監

〔港湾審議監（梅木勇二君）登壇〕

○港湾審議監（梅木勇二君） 私からは、残りました第2番目のご質問にお答えいたします。

四日市港の浜園地区でございますけれども、この地区は管理組合によりまして昭和51年、面積約9.4haで埋め立て竣工した地区でございます。ご発言にありましたように、同地区の一部約1.4haでございますが、ここにつきましては、現在地元自治会によりまして運動広場として、ソフトボール、あるいはサッカー等の主にスポーツに利用されているという状況でございます。この運動広場の再整備につきましては、施設管理者であります四日市港管理組合と地元自治会の間で調整が行われたということは承知をいたしておるところでございます。

なお、ご発言の趣旨につきましては、四日市市港管理組合へその旨をお伝えしたいというように思っております。

○議長（野崎 洋君） 葛山久人君。

○葛山久人君 ご答弁ありがとうございます。まず、富田地区の公園問題についてであります。富田地区におきましては、浜園公園のグラウンド以外にはありませんので、地区において本当に必要不可欠の公園であり、住民の切実な思いを酌んでいただき、市も関係方面へ積極的に働きかけていただきたいと思っております。

次に、四日市中央緑地競技場改修についてであります。四日市は県下最大の町でありますので、本当でしたら第1種競技場があってもいいんじゃないかというふうには思っておりますけれども、いろんな面で今回不可能だと思いますので、何としても第2種公認だけは維持していただきたい。そして、将来的には第1種公認というふうを目指していただきたいと思っております。

次に、四日市伝統文化財についてであります。私の申し上げているのはこの2点だけではなく、有形無形伝統文化財を将来的に残さなければならぬということでもあります。行政は積極的に調査研究を行い、埋もれてい

る貴重な伝統文化を守る努力をしていただきたいと思います。

また、文化財等を伝承するには相当な資金がかかりますが、この負担を地元住民だけにかけるのではなく、指定の有無にかかわらず、四日市の文化、伝統を守るという立場で考えていただきたいと思います。また、四日市は本当に文化、伝統のない町だと、不毛の町と言われておりますので、21世紀に向けて新たな対応を期待したいと思います。

最後になりますが、Jリーグタウン四日市についてであります。サポーターズクラブ「パラディッソ」が結成され、市民のJリーグ誘致の機運が本当にみなぎっていると思います。ですから、この機会をぜひともこの運動に市側も側面的なバックアップをしていただきたく思います。そして、四日市がJリーグのホームタウンとなれば、有形無形の利益があり、またスポーツを通じて健全なまちづくりができ、一般市民の連帯感を生み出すものとして有効なものだと思いますので、その辺もご理解していただきたいと思っております。

そして、今ちょっと、教育長からJリーグに関してはご答弁していただきましたが、21世紀に向けて新しい四日市のまちづくりという観点から、市長公室長、ちょっとご答弁していただいただけませんか、お願いします。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） 突然のご指名でございます。

青山前議員さんがこの件につきましては、現職のときから非常に熱心にいろいろお気遣いをいただいてきておりまして、今回のこの結成に当たりましたも、J Cの中で中心的なご活躍をされたということは仄聞しております。現職のときから、議員さんいろいろ私どもの方へも足を運ばれていろいろご相談を受けた、そういう経緯はございますが、それで今般、このパラディッソが結成されましたことは、大変四日市市にとりまして、経済的な波及効果も将来的には期待できる面もありましょうし、あるいは、今お話がありましたように市民の連帯感といいますか、そういうことでは

非常に貴重な動きになるんであろうと、そういうふうに思っている次第でございます。

今後、こういったことについて行政の方からどのような支援があるのかという話だろうと思うわけでございますが、きょうもちょっとラジオで聞いておりましたが、JFLに東芝というチームがございまして、これは今8位ぐらいのところにあるそうでございますけれども、このチームが今度札幌市の方へ本拠地を移すということになった、こういうことでございまして、その札幌市では150の企業がとりあえず5億円の基金を集めるめどがたつたからそれが実現した、こういうふうなお話がございました。そういうことから考えますと、やっぱりまずはそのJCといいますが、民間の特にそのスポンサーとなり得るような企業の方々が一大結集を図っていただきまして、そういったチームの運営費を捻出するための基金をまずつくっていただく、そういうふうな動きが出て初めて本当のサポーターズクラブというのができ上がってくるのではないかと、そういうふうに思っておる次第でございます。そういう動きがありますゆえ、そのJFLのコスモと本体がJFLの方へ行くのか、あるいはそれとも単なる企業の福利厚生事業の一環としてのチームにとどまるのか、その辺の分岐にもなるということになってくるのではないかと、そういうふうに思っておるわけでございます。

もちろん私どもの方もそういった動きに対しては十分関心を持って、できるところではお手伝いをさせていただくべきである、そういうふうに考えておる次第でございます。

○議長（野崎 洋君） 葛山久人君。

○葛山久人君 ありがとうございます。Jリーグ誘致には市民、行政、企業、三位一体となって推し進んでいかなければならないと思います。ですから、そのうちの一つが次けましてもできないと思いますので、今、市民が本当に盛り上がっているとさだめますので、行政としても最大限

のバックアップをしていただくということを強く要望して、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、あす午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時16分散会

会 議 録

第 3 日

(平成7年12月7日)

○議事日程第3号

平成7年12月7日(木) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(41名)

小井道夫
石川勝彦
市川悦子
市川正徳
伊藤修一
伊藤正数
伊藤雅敏
伊藤正巳
宇野長好
大谷茂生
小川政人
葛山久人
川口洋二
川村幸康
久保博正
桑原勇
小林博次
笹岡秀太郎
佐藤晃久

佐野光信
 瀬川憲生
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 南部忠夫
 野崎洋
 橋本茂
 長谷川昭雄
 濱口善元
 日置記平
 藤井浩治
 藤岡アンリ
 藤原まゆみ
 古市元一
 益田力
 水野幹郎
 毛利彰男
 森真寿朗

収 入 役 栗 本 春 樹
 港 湾 審 議 監 梅 木 勇 二
 調 整 監 須 原 賢 治
 市 長 公 室 長 佐々木 龍 夫
 計 画 推 進 部 長 山 口 奉 文
 総 務 部 長 小 畑 廣 次
 財 政 部 長 小 野 呂 修
 市 民 部 長 南 部 和 雄
 保 健 福 祉 部 長 服 部 美 次
 商 工 部 長 米 津 正 夫
 農 林 水 産 部 長 赤 塚 宗 信
 環 境 部 長 玉 置 泰 生
 都 市 計 画 部 長 西 田 喜 大
 建 設 部 長 矢 田 禎 雄
 下 水 道 部 長 馬 淵 貞 夫
 消 防 長 島 村 隆
 病 院 事 務 長 谷 口 淳 一
 水 道 事 業 管 理 者 鎌 田 悟
 教 育 長 小 竹 章
 代 表 監 査 委 員 長 谷 川 昭 彦

○出席議事説明者

市 助 助
 長 加 藤 寛 嗣
 役 加 藤 宣 雄
 役 奥 山 武 助

○出席事務局職員

事 務 局 長 有 竹 正 宏
 次 長 兼 議 事 課 長 伊 藤 千 秋
 副 参 事 兼 議 事 課 長 補 佐 福 島 和 幸

議 事 係、 長 井 上 紀 久 夫
主 事 濱 田 信 二
主 事 芝 田 敏 樹

午前10時1分開議

○副議長（伊藤正数君） おはようございます。野崎議長に代わりまして議長の職務を行いますので、よろしく願いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

本日の議事は一般質問であります。

日程第1 一般質問

○副議長（伊藤正数君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。順次発言を許します。

石川勝彦君。

〔石川勝彦君登壇〕

○石川勝彦君 皆さんおはようございます。

それでは、通告に基づきまして、3点ほど質問をさせていただきます。

まず第1点、100周年記念事業への取り組みについてであります。

平成元年は市制施行100周年が全国で31市あり、お定まりの地方博覧会が数多く開催されました。県都津市もその一つでありましたが、その取り組みは一部誤算もありましたが、大変余裕を持った中身のある企画の中で100周年を迎えられたと聞いております。

さて、本市も2年後、平成9年8月1日、市制100周年を迎えることになっております。現在本市の取り組みは、100周年即四日市ドームになり、ドームには何かと世評が飛んでいるようですが、決まった以上、工事は順調に進めなければなりません。しかし、それ以上に完成後のソフトの具体

化、すなわちもろもろの事業等の計画また100周年記念事業とし、ドームの中でのイベントをどう準備し、どう展開していくか、またすべての管理運営のあり方について、一日も早い方向づけ、しっかりとした機能できる組織が必要であります。ドームに関して、この際、一、二点お聞きしておきたいと思います。

スポーツ団体からの苦情も出ていていると聞いておりますが、スポーツ団体の意見をどう聞き取り集約しておられるのでしょうか。また、それに対してどのような対応がなされているのでしょうか。ドームは当初サッカーがメインだと聞いておりましたが、どの程度のレベルまで可能なのでしょうか。また、どんなスポーツができるのか、改めてお聞きしておきたいと存じます。組織のない中での対応に難しさを感じ、もどかしさをも感じておる次第でございます。

さて、100周年記念事業につきまして、その具体的内容につき、やっと10月31日に出されたのが、記念事業案の概要でありました。しかし、中身は具体的な説明に乏しい、もう一つ見えてこない、また事業委員会の名簿も案として出されておりますが、いつごろ委員会を開催するのかすら周知されていない、時間切れで進めていくことに対して懸念がないとは言えませんが、決まったこと、考え方としてまとめられたことを、もう少し早く議会に知らせる方法はとれないのでしょうか。

津市の場合、100周年の3年前にはしっかりした内容が出されていたといわれております。すなわち、主催事業、協賛事業、市制施行100周年の記念前夜祭等の記念事業の実施要綱が明確にされていたということです。本市の場合、いまだに窓口は一本化されていない。そのためばらばらで動いているとしか考えられないし、動いているようにも思えない。だから、何も見えてこない、こちらにも伝わってこない、この進め方で市民への働きかけ、盛り上げは間に合うのでしょうか。9月議会ではスポーツの施設、ドームについて、なぜ市長公室長が答弁しているのか、不思議に思ったの

は私だけではありません。一体責任者はだれなのでしょう。組織はできていないし、どう進めようとしておられるのか、はっきりとお聞きたく存じます。事業推進室の具体的な動きも、寄附集めが見えてくる程度です。行政側が仕掛けるイベントが増える一方、昨今なぜもっとしっかりとした取り組みができないのかと、不思議でなりません。もともと健全なイベントは市民の発意により事を起こし、プロセスが楽しくなければ意味がありません。市民は自分の内面の喜びを満たす本物のイベントを望み始めております。行政のやるイベントのバーゲンセールにはあんぐりの感すらしそうな印象すらあります。市制100周年は市民にとっては大きな節目であります。市民もそれぞれの思いがたくさんあるはず。着実に計画を進めていくことこそ、盛り上げていくためには最も大切な条件です。

さて、10億円の基金が用意されるようですが、もろもろのイベントを含めた記念事業にどのような配分がされるのでしょうか、お尋ねいたします。基金が最大限の有効活用されることに大きな期待をしている一人です。

次に、100周年記念事業の推進体制の組織についてお尋ねいたします。

記念事業推進本部は、どこに設置されているのでしょうか、また、どんな組織なのでしょうか、そして、どんな機能を果たしているのでしょうか。また、記念事業委員会とは一体どのような委員会なのでしょうか。単に協力を取りつけるのみの委員会としか考えられませんが、いかがでしょうか。

続いて、単純な質問ですが、大切なことゆえ、それぞれ案についてお聞きしておきたいと存じます。

まず、メインイベントについてお尋ねいたします。メインイベントとして、「市・環境・港」をテーマに繰り広げられるとのことですが、予算的な配分はいかがでしょうか。「大市」ということで、1億6,500万円ほど使うということですが、その内容は過去盛大に取り組んだ、そしていい足跡を残したオープンバザールの二番せんじ程度という印象がうかがえます

し、内容にもう一つ期待度が薄い。例年の事業の域を出ていないのではとも感じられます。どのような内容なのか、案としてもっと詳しく説明があってもいいのではと思います。何が「大市」なのかもお教えいただきたいと存じます。

次に、(仮称)国際環境市民会議及び地球環境フェスティバルについてであります。この案も具体性に乏しく、本格的な国際会議なら環境問題においては世界の第一人者をお呼びすることになりましょうし、当然名前が挙がっていてもいいのに、それありません。どのような市民会議になるのでしょうか、お尋ねいたします。フェスティバルにいたしましても、概要では環境フェアプラスリサイクル市のようで、全く新鮮味というか、魅力が乏しい。基金から1億円以上が割り振られるように思いますが、具体的な記念事業として、またメインイベントの一つとして、どのような内容なのか、案の具体的な説明を求めます。

次に、港についてのイベントについてであります。8月下旬、ドームにおいて「大インポートバザール」とありますが、どの程度を「大」と位置づけているのでしょうか。ドーム内のイベントですが、スポーツイベントとの整合性はどうなっているのでしょうか。港のイベントについて具体的な案の内容についてお尋ねいたします。

最後に、地区イベントについてお尋ねいたします。既に各地区市民センターあて、話が届いているとのことですが、どのような形の取り組みになるか、構想をお尋ねいたします。各地区の特性を生かして、早くからの企画が必要です。市民総参加は大いに結構ですが、基金が有効に活用されるよう、くれぐれもご留意あらんことを願っております。

以上、細部にわたりお尋ねいたしました。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

次に、第2点目、観光行政についてお尋ねいたします。

市制100周年というけれど、四日市には行くところがない、ゆっくり伸

び伸びと過ごすところがない、友人や身内など来訪者を案内するところがない、ドームもいいけれど、もっと楽しい、ゆったり、のんびりできて、四日市っていいところだなと思える、あるいは言える、憩いの空間がぜひとも必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。これは多くの市民の本音です。残念ですが、私も同じ思いをいたしております。景色のいいところ、解放感にひたれるところは、鈴鹿山麓をバックに、茶園の広がる水沢地区など、鈴鹿山麓を借景に取り入れたところにはいいところがありますが、ほかにこれといったところがないのは寂しい限りです。100周年を記念するなら、全市民の思いを満たせる100周年記念自然公園が欲しいとは市民の声ですが、いかがお考えか、お尋ねいたします。

市民初め遠くから訪れ、1日十分楽しく過ごせる憩いの快適空間づくりこそ市民の求めるところではないかと思えます。全市を見渡してみると、市民をまた本市を訪れる人々を引きつけるものがない、また、ところがない、これからは産業、商業のみの魅力だけでは物足りなく、憩いと交流の場こそ必要です。広い意味で「るるぶ」、すなわち、見る・食べる・遊ぶことを十分満たすことのできる観光に力を注ぐときが到来したと考えますが、いかがでしょうか、ご所見をお尋ねいたします。

ここで一つ提言をさせていただきます。それは、鈴鹿山麓周辺への取り組みであります。眺望がすばらしい鈴鹿山麓に広大な自然広場ができないものかと思えます。もちろん、樹木等、自然は最大限生かしたレジャーゾーンを考えてみたいと思えます。現在整備中のふれあい牧場よりさらにスケールの大きい牧場をつくり、観光ゾーンにするというのはいかがでしょう。そのゾーンにレジャー関係の異業種企業が集まり、しゃれた牧場スタイルのレストラン、屋外でのバーベキューあり、地ビールあり、陶芸村ありで、花を咲かせ、実を結ぶことのできる遊び空間を整備する、市民にとって、また訪れる人にも満喫していただけたところになると思えますが、いかがでしょうか。子供たちには小動物との触れ合い、馬にも乗れる体験

型の遊び、若者にはグラススキー場、隣接のフィールドアスレチック、スポーツランド、水沢の茶業振興センター、少年自然の家、青少年野外活動センターとのネットワークも考えるなど、結構思いは膨らむものです。見るものの一つに、公害歴史資料館をICETTの一角に置き、遠くコンビナートを臨むというのもいいものです。鈴鹿山麓の広いエリアで「るるぶ」、すなわち、見る、食べる、そして体験する、スポーツするなど、遊ぶことが満たされたら、さぞすばらしいレジャーゾーンになると確信いたします。今後の四日市市のために、また市民のためにも、ぜひとも具現されるべき事業かと考えますが、いかがお考えか、ご所見をお伺いしたいと存じます。

市民の願いを提言として一つ紹介させていただきましたが、この際、身近なところからの提案として、快適な憩い空間の必要性について、観光という視点から、またレジャーゾーンという観点から、身近な緑地を含めた公園について、すなわち1日ゆっくりとくつろげる憩える公園について、さらに整備はできないものか、お尋ねいたします。中央緑地、霞ヶ浦緑地、南部丘陵公園などの公園をグレードアップし、市民に今まで以上に親しまれる公園づくりはできないものか、お尋ねいたしたいと思えます。

次に、3点目、老人福祉行政についてであります。

本市の老人福祉の取り組みについて、大局的かつ幾つか焦点を絞ってお尋ねいたします。本市もゴールドプランに基づき、来るべき高齢化社会に向けた幾多の具体的な取り組みがなされていることに対し、まずは敬意を表すものであります。21世紀を目前に控え、おのおの市町村が独自のスタンスでの福祉への取り組みが行われているところでありますが、本市の財政における福祉へのシフトについて、平成に入ってから推移を見詰めてみますと、将来の否21世紀初頭を考えてみますとき、決して満足のいく取り組みは期待できそうもありません。四日市版ゴールドプランも実施3年目に入って、それぞれサービス等の充実に向け努力がなされておりますも

の、決して十分であるとも思えません。税収の落ち込み等で財政も厳しいものがあり、今後も見通しが立たない中で推移していくように思われます。このような世情の中にあって、本市として福祉の充実に向け、予算配分から平成8年度に向けてどのような考え方に立って福祉予算が立てられようとしているのか、まずお尋ねいたします。特に老人福祉関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

次に、各市町村それぞれの取り組みがなされておりますが、本市の取り組みにおいて、市民にとってどれくらい福祉サービスが充実の方向にあるか、お聞かせいただきたいと存じます。各市町村等、地域における福祉サービスの格差は既に拡大していると聞いておりますが、実態はいかがでしょうか。本市は他の同格都市に比べ、あるいは福祉の面での同格都市に比べ、または目標としている他都市に比べ、何が進み、何がおこなわれているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、過去にもお尋ねいたしました在宅福祉の3本柱の一つ、ホームヘルパーについて、その後の充実への努力についてお尋ねいたします。お聞きするところによりますと、本市のホームヘルプサービスは週二、三回、朝8時30分より夕方5時までということで、早朝や深夜への取り組みはいまだ無理とのことですが、要介護の老人にとって、早朝、深夜を含め、24時間体制は大変待ち望まれているサービスですが、本市はいつごろから実施されるのか、具体的にお考えになっているところをお聞かせください。

本市には現在ホームヘルパーが五十数名しかおらず、ヘルパー一人お一人が大変ご苦労されていることは、今さら申し上げるまでもありません。少数で対応することに限界があることを考えるとき、ゴールドプランによると平成11年度末のホームヘルパーの確保が目標として210名とあります。ゴールドプランは色あせるもので、シルバープランなのでしょうか。また、絵にかいたモチなのでしょうか。理想にとどめず、目標に向けて年度ごと

目指す努力は実現させていただきたいものですが、いかがでしょうか。毎年40名程度の増員をなぜなさないのか、改めてお尋ねをいたします。

行政はニーズがないとか、需要が少ないとかいいますが、現実をどう把握されているのでしょうか。現場の人の声からすれば、現実を見ていないというほかありません。寝たきり老人実態調査は、実際に定期的に実施されているのでしょうか。掘り起こしもしないで、ニーズがない、需要が少ないとは腑に落ちません。最も詳しい福祉を担う担当者に正しい認識に立っていただきたいものであります。ニーズの掘り起こしについては、意識的にしていないとしか言いようがありません。ニーズはたくさんあるのです。掘り起こしはしないのか、それともできないのか、いかがでしょうか。なぜしないのか、なぜできないのでしょうか。ヘルパー増員によって、財政負担が大きくなるからでしょうか。また、福祉にかかわる職員、ヘルパー以下、協力員を少な目にしか配置していないからの結果でありましょうか。福祉サービスの充実は、首長や福祉担当者、特に首長のやる気次第であります。福祉は今日全市的な問題としてとらえるべき課題ですから、ひとつ保健福祉部だけでは荷が重過ぎるかと思えます。財政の構造的な仕組みの中で、負担の多い事業の先送りの志向が、時代が大きく変わりつつある中であっても、相変わらず横たわっている。また、一度予算化してしまえば、今後減らすことが難しくなるということにこだわっているように思います。いかがでしょうか。時代の流れの厳しさを感知している自治体が、財政面から否行政全体の取り組みの中で軌道修正していないのはどうしたわけか、この点につき市長のご答弁をぜひとも伺っておかねばなりません。市長のお考えをお聞かせください。

ホームヘルパーの毎日の派遣、早朝、深夜を含む24時間対応は、本市における緊急課題です。在宅では対応できない分、本市は施設福祉が充実する方向で進められているから、それで対応するという考えがあるようですが、負担のかかる施設への入所がたとえ増床によってスムーズになっても、

決してベターであるとは思えません。在宅福祉の充実こそ、市民の望むところだと思います。家族と介護者の負担軽減をどう考えておられるのか、また現ホームヘルパーの充実とその負荷軽減のためにゴールドプランに沿ったホームヘルパーの11年度末まで毎年40名程度の増員を実現すべき努力が必要であります。全国あちこちで24時間体制での取り組みが始まっております。本市は高齢化社会に向けての取り組みが弱く、福祉基盤が脆弱であるといえるでしょう。福祉の先送りだけは許されません。人生の晩年の生き方に、もっと行政として精いっぱいの手を差し伸べる方策が望まれます。ここで24時間体制につき、外部委託、すなわち民間委託についてどう考えておられるのか、また、なぜ委託しないのか、さらにはその枠を広げないのか、お尋ねをしておきたいと存じます。

確かに財政負担は増えますが、苦勞している市民、生きようと努力している要介護老人に向けてのサービスは先送りしてはなりません。委託すれば在宅福祉サービスの充実につながります。また、要介護の本人にも、また家族にも光明になります。東員町、桑名市、鈴鹿市では、委託への兆しがあるやに聞いております。サービスの充実による巡回看護サービスよってのメリットは大変大きいものがあるはずで、本市も、外部委託、すなわち民間委託について、今後具体的にどのようにしていられるおつもりか、お尋ねいたします。

次に、ホームヘルパーの登録制度についてお尋ねいたします。毎年県で行われるヘルパー養成講座は希望者も多く、漏れることも多いやに聞いております。地域でお役に立とうとの熱心な方々が参加し、修了しても全く市からも市社協からもお呼びがかからないし、登録する機会すらないと聞いております。どの程度把握され、どのようにお考えでしょうか。さきの質問との関連になりますが、本市のヘルパーの予備軍として登録し、パート等、現ホームヘルパーのお手伝いなど、臨時の対応ができるし、層が厚くなるということも考えられます。今後の増員計画の中にも当然リスト

アップすることもできますが、修了者のパート登録につき、また、その働きかけをどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

以上、たくさんお尋ねいただきましたが、前向きかつ的確なご答弁をお願い申し上げたいと思います。

第1回目の質問を終わります。

○副議長（伊藤正数君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） まず、100周年記念事業の全般についてのご質問でございましたので、できるだけ簡潔に総体についてご説明申し上げます。

この市制100周年記念事業につきましては、過日、議員の皆様にも市制100周年記念事業案の概要というのをお届けをさせていただきました。その後、各会派の勉強会のおかりをしまして、事業案の内容のご説明とご意見をいただいております。しかし、残念ながら、石川議員さんの緑水会につきましては、日程の調整がちょっとつかずに、まだご説明が済んでおりませんので、先ほどのようなご質問をいただいておりますのであろうかと存じますが、そういったことも含めまして、一応ご質問の内容についてご答弁を申し上げます。

まず、今後の推進体制やスケジュールでございますが、特にその中の市制100周年記念事業委員会でございますが、これは市議会代表も含めまして、現在就任を依頼しております各界各層の代表にご参加をいただきまして、第1回の委員会を来年の1月中旬ごろに計画をしております。この記念事業委員会といいますのは、記念事業の実施計画の最終決定から、その実行に至るまでの決定機関でございますけれども、何分にも大きな委員会になりますので、その会の円滑な運営を行うためには、小委員会のような性格をもつ理事会というようなものを設けまして、実質的な実施計画案の調整並びに実行運営についてご審議をいただく、こういうことを考えて

おります。

それから、100周年記念事業の庁内的な組織の状況がよくわからないというお話でございましたが、庁内的な組織あるいは分掌についてでございますけれども、大きく分けまして、記念施設であります四日市ドームにかかわる部分と、それから四日市ドームの建設以外の記念事業すべてを所管する部分、この二つに分かれようかと思っております。まず、記念施設である四日市ドームにつきましては、総合的な事項につきましては、市長公室が受け持ちまして、建設に関する事項につきましては、教育委員会あるいは都市計画部が担当すると、こういうことになっております。そして、それ以外の記念事業につきましては、市長公室の市制施行100周年記念事業推進室が担当窓口となりまして、式典ですとか、イベント、これは、メインイベント、地区イベント、協賛イベント、個別イベントと、いろいろイベントがあるわけでございますが、それぞれのイベント、それから記念誌の発行等を含みます総務・広報、そういったそれぞれの事業があるわけでございますが、その事業ごとに調査検討部会というものを設けておりまして、関係課長で構成する幹事会というものがありますが、これがそれぞれの部会に分かれまして検討しておる。それらが内容の進捗に応じまして、ある程度まとまった段階で、関係部長で構成する連絡調整会議というところに諮り協議を行っているところでございます。

特にメインイベントといいます、この100周年記念事業の中心になる事業につきましては、今申し上げましたような庁内組織に加えまして、市民や各種の団体の方々にお入りをいただいた実行委員会というものを別途組織をいたしまして、計画案を詰めていく、こういうことになっておりまして、一部では既にこれを進めているところでございます。

それから、予算的な問題でございますが、市制100周年記念事業基金は、平成9年度までに10億円の積み立てを目標に造成を進めておるところでございますが、一応今の予定ですと、10億円の積み立てができる、そういう

ふうに見ておまして、これを各事業への配分をするということで、一応予算的な計画はつくっております。したがって、今後それぞれの事業内容が固まるのに合わせまして、具体的な予算額としてそれを確定していくということになるわけでございますが、現下の経済情勢をかんがみまして、できる限り事業基金の範囲内で効率的な事業を実施していきたい、そういうふうを考えておるところでございます。

それから、それぞれのイベント等の記念事業の具体的な実施内容についてはどうかと、こういうお話でございますが、これにつきましては、記念事業案の概要という冊子の中でお示しをしておりますが、その具体的な内容につきましては、それぞれ口頭等でご説明をさせてもらってきておるところでございますが、中心になるものは関係する事業主管課あるいは先ほど申し上げました実行委員会、こういったところを中心に、内容を詰めたり、あるいはその運営についての方策等について調整を現在行っておるところでございます。特にイベント全般につきましては、マスタープランの見直しを行いまして、できるだけ絵花的な展開を改める、こういうことで、ポイントを絞った中身の充実したものにしたい、こういうところで実施計画を再検討し、先般ご提示をさせていただいたところでございます。

そこで、その中身となりますメインイベントについて、ちょっとご説明申し上げます。メインイベントというのは、市・港・環境の3本柱でやるわけでございますが、市につきましては、「よっかいち百年大市」というようなものを考えておまして、従来行ってきました市民参加型のバザールはもちろん行うわけでございますが、それに加えまして、江戸時代をイメージするイベントステージでありますとか、あるいは全国の地場産業振興センターに参加を求めまして、従来とは異なった大規模でバラエティーに富んだイベントを計画しておるところでございます。百年大市の大市とはどういう意味かと、こういうお話でございますけれども、大市という意味は、単に大きいという意味だけではなくて、珍しいとか、あるいは趣の

異なったというふうな意味が含まれておるわけでございます、まさに100年に一度のというふうな意味合いがそこにあるということでご理解をいただきたいと思うわけでございます。

それから、環境市民会議につきましても、基調講演等につきましては、お話がありましたような、やはりその分野の著名な方をお招きしてお話をさせていただく予定をしておりますが、基本的には最近各地で開催をされておりますような著名人が一堂に会しまして、どちらかという、市民から遊離をしておるような学術専門会議を行うというのではなくて、海外の自治体職員ですとか、あるいは環境問題に現場で実際に取り組んでおられる方々を招聘いたしまして、日常の活動や経験を踏まえた市民レベルでの交流を考えております。そして、地域問題あるいは教育、企業、それから国際協力、そういった立場での具体的な課題についていろいろご協議をいただく、そういった場にしたい、そういうふうにご考えておるところでございます。

それから、環境フェスティバルにつきましては、やはりこれもパネル等できらびやかに展示を行うということを中心にして行われます博覧会型のイベントがこれまでは中心になってきたところが他都市ではあったわけでございますが、今我々が考えておりますのは、そういったものじゃなくて、市民が直接運営に参加をしたり、あるいは企業や他都市の科学館、環境に関する科学を行っておりますような、そういったところの協力を得まして、代表する方々が環境問題について体験的に学んだりすることができるようなものを計画しております。子供さんたちもいらっしゃいますから、楽しみながら地球環境を理解できるような内容としたいと、そのように考えておるところであります。

それから、港に関する「まち・ひと・みなとの百年」、こういうテーマで行います事業につきましては、霞ヶ浦地区を中心にこれを展開したいと考えておまして、コンサートですとか、大型客船のクルージング、こう

いったもののほか、インポートバザールをこれに加えて、子供から大人まで海辺で楽しんでいただけるようなイベントにしたいと、そのように考えておるところでございます。

それから、お尋ねの四日市ドームにおけるスポーツイベントとの整合性でございますが、開催される全国規模のスポーツ大会は協賛事業としていろいろ計画をさせておりますので、それとの日程調整は十分行いまして、スポーツイベントとそれ以外のイベントの開催を円滑、順調に行っていきたいと、そのように考えております。

それから、地区イベントについてでございますけれども、これにつきましては、現在各地区市民センターで取りまとめをお願いをすることといたしまして、具体的な実施内容につきましては、各地区の特性を生かした市制100周年事業にふさわしいものを企画、実施していただきたい、そういうふうにご考えておまして、現在センター等を通じましてお願いをしておるところでございます、住民の皆様方の本当の活力に期待をさせていただきたい、そのように考えておるところでございます。

そういったことで、それぞれの事業につきましては、市民ですとか、あるいは各種の団体、企業等に積極的な協力をお願いいたしまして、協賛事業も含めまして、具体的な実施事業をこれから詰めてまいるところでございますが、実施計画がそれぞれ具体的にその内容がまとまるのにあわせて、記念事業委員会の中で順次お諮りをしながら、さらに広報を初めといたしまして、周知、紹介等PRを展開していきたい、そういうふうにご考えておりますので、ひとつ議員の皆様方におかれましても、どうかご理解とご支援を賜りたい、そのようにお願いをする次第でございます。

○副議長（伊藤正数君） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） 100周年記念事業の中で、ドームに関してご答弁申し上げます。

現在ドームの建設が進んでおりますが、ドームの利用に関しましては、グラウンドの表層の使用が大変重要な問題であります。これまでドームにおいて実施可能なスポーツ種目の中で、特に重要な種目につきましては、関係する方々に個別にご意見をお伺してまいりました。そうした中で、子供から高齢者までなるべく多くの目的で利用できる実施ということで、砂いり人工芝の中でもできるだけ汎用性のあるタイプを導入してまいりたいと考えているところでございます。四日市ドームで利用しておりますサッカー競技につきましては、少年サッカーやママさんサッカーは全国大会規模まで実施可能と考えられますが、それ以外の高校、社会人、プロのサッカー競技は現在のところ人工芝での公式競技は認められておりませんので、練習試合程度の利用になります。

次に、ドームにおいて実施可能なスポーツ種目につきましては、サッカー、ミニサッカー、フットボール、ソフトボール、テニス、ソフトテニス、ゲートボール、ホッケー、アメリカンフットボール、グラウンドゴルフ、アーチェリー、少年野球のほか、運動会やレクリエーション活動にご利用いただくことが可能で、そのほか、展示会、見本市、式典集会等の多目的利用が可能でございますので、どうかよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（伊藤正数君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 2点目の観光行政につきましてご答弁を申し上げます。

ご提言の通り、市民を初め遠くからの来訪者に1日楽しく過ごせる憩いの場の確保につきましては、近年の週休2日制の普及などによりまして、自由時間の増大と、それに伴う余暇生活にもこたえるものとして大変重要なものと考えておるところでございます。

ご承知のとおり、鈴鹿山麓地域におきましては、市域の中でも特に多く

の自然が残されているところでございまして、はるか伊勢湾まで望める眺望のよさも有しており、宮妻峡ヒュッテ、バンガローを初め、少年自然の家、四日市スポーツランド、昭和幸福村、さらには現在ふれあい牧場として整備中の乳牛育成場等、多くの観光資源を有している地域でございます。

ご指摘の自然公園等についてでございますが、平成5年3月に策定いたしました鈴鹿山麓レジャー・レクリエーションエリア開発基本計画は、豊かな自然を中心とする地域資源を保全活用しながら、レジャー、レクリエーションの場を整備するため、長期的な展望に立って調査検討を行い、本市の観光の基本的な方向を明らかにしたものであります。この計画の中では、体験ゾーン、自然観察ゾーン、スポーツゾーンなど七つのゾーンに分けて、萬古焼の体験施設とか、お茶を中心とした観光農園、観光牧場としての乳牛育成場等が提案されておまして、見る、食べる、遊ぶの三つの要素を加味し、各ゾーンに点在する資源、施設等、地域特性を活用しながらネットワーク化を図ってまいりたいと考えておまして、現在まで年次的に宮妻峡の道路とか展望台の整備、キャンプ場の便所、炊事場の改築、駐車場、園路整備など、計画的に環境整備に努めてきたところであります。今後ご提言を踏まえまして、自然の中で1日ゆっくりと見て、食べて、遊ぶことのできる魅力ある空間づくりについて研究をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、乳牛育成場につきましては、以前より乳牛の放牧を幼児、児童の情操教育の場としても活用してまいったところでございますが、整備後は、ふれあい機能を一層充実させ、地元で生産されます牛乳とかアイスクリームを初めとした地域特産品等の販売も計画をしており、さらに広く市民の憩いの場として活用を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、公園整備につきましては、地域の特性を生かした個性豊かな公園整備を目指しており、現在、南部丘陵公園の整備に取り組んでいるところでございます。また、昭和40年代に公害防止事業団によりまして整備され

ました中央緑地、霞ヶ浦緑地につきましては、歳月の経過により施設の老朽化が見られるところから、部分的な再整備の検討を行っております。今後ともご提言の市民に親しまれる公園整備につきまして、鋭意努力してまいり所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（伊藤正数君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまご質問いただきました3点目の老人福祉行政についてお答え申し上げます。

まず、財政における福祉へのシフトという指摘がございましたが、平成元年度と6年度の普通会計の決算ベースで比較してみますと、平成元年度を100とした場合、全体の伸び率は30.6%でございますのに対し、老人福祉関係の伸びは71.0%と全体の2倍以上の伸びとなっております。他の部門と比較して、着実な伸びを示しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2番目のゴールドプランに関連してお答え申し上げます。

まず、同格都市の取り組みの比較についてのご質問ですが、本市から照会いたしましたところ、一言で申し上げますと、あるサービスが進んでいても、別のサービスは進んでいないという自治体が多く、まちまちになっております。その中で、本市はどちらかと申しますと、特別養護老人ホームは進んでおりました、デイサービスやショートステイは平均的で、ホームヘルパーは少し進んでおられないように見受けられております。しかしながら、本市が計画において描きました老人福祉の将来像とも言えるサービスの目標量につきましては、サービス水準に基づいて算定されておりますが、たとえサービスの提供体制やマンパワー等の提供量がこの目標量に至らなかったといたしましても、本市が定めました平成11年度に向けて、目指したサービス水準については達成するよう最大限の努力を図ってまいり所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ホームヘルプサービスにつきましては、まずニーズの掘り起こしでございますが、ホームヘルパーや在宅介護の相談機能を有する在宅介護支援センター相談員が民生委員さんと連携して重点的に障害者の家庭を訪問して利用促進を図る取り組みを今後も積極的に推進するとともに、本年度よりニーズに応じた柔軟なサービス内容について体験利用や長時間の介護交代など、種々の利用促進策を講じているところでございます。これらの取り組みによりまして、現在利用も伸びてきておりますので、さらに強化し、需要に応じたホームヘルパーの増員を十分図ってまいりたいと考えております。この増員に当たりましては、サービスを管理・調整する主任的なヘルパーの配置とホームヘルプサービスの個別対応という特性上困難な業務もございますので、新任研修と現任研修の実施により、資質の確保、向上を図る必要がございます。この業務運営体制の確立を図りながら、民間社会福祉法人への委託も含めてホームヘルパーを段階的に増員してまいります。また、ご提言のホームヘルパー養成講座等の修了者につきましても、公的ヘルパーに限らなくても、人材の層が厚く、かつ広くなってまいりますので、人材バンク的な活用や、本市独自にも介護研修講座等の開催を検討してまいりたいと考えております。

最後に、ホームヘルパーの24時間体制につきましては、老人保健福祉計画策定後、本年度初めて国がホームヘルパーの24時間巡回型サービスを試験的にモデル事業として実施したところでございます。本市におきましては、平成5年度策定の老人保健福祉計画におきまして、平成11年度に朝から夕方までのサービス提供を目標としております。その目標を達成すべく、従来は午前9時から午後4時まででございましたサービス提供時間を今年度に午前8時30分から午後5時までに延長し、朝昼夕の1日3回訪問や、土曜日曜も含めた毎日訪問にも変更し、目標に向けて努力をしているところでございます。来年度はさらにサービス提供時間を延長して、午前7時半から午後7時半まで、つまり一番ニーズの多い早朝から夜までの12時間

体制の整備を検討してまいりたいと考えております。まず優先的に、12時間体制の導入を進めるとともに、業務運営体制の確立や、またヘルパーの就労面の条件整備等によって、足固めを行い、国のモデル事業での検証も踏まえ、民間委託も含めて、24時間体制の導入を検討してまいりたいと存じますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（伊藤正数君） 石川勝彦君。

○石川勝彦君 それぞれご答弁ありがとうございました。

最初の100周年でございますが、聞き漏らしたのかもしれませんが、ドームにつきましては、特に管理運営、機能できる組織という、その辺のところをもう一度お尋ねしておきたいと思っております。

それから、教育長の方からご答弁ございましたが、スポーツがこの程度できるということで、その後に加わってきたのがイベントということでございますが、イベントにつきましては、イベントといえば、今現在ふるさと産業まつりというのが隣のグラウンドで行われておりますけれども、そういったことを含めまして、商工の方から、具体的にどんなイベントが考えられるのかということをお尋ねしておきたいと思っております。

それから、聞き漏らしたかもしれませんが、地区イベントについてどのような形の取り組みがなされて、構想的にどういうふうにあるのかということ、二、三例示をいただければと思っております。

それから、第2点目の観光行政につきましては、レジャー・レクリエーションゾーンの説明にオーバーラップした形で、私の提言を取り込んでいただいたわけでございますが、市民の求めるというところと、やはずれがあったように思います。100周年記念公園という大きなものを掲げたわけではないですけれども、質問の中で申し上げましたように、どこも行くところがないということを踏まえた形で、そちらの方へもっと強く太くジョイントできないものなのか、その辺のことについてももう一つお尋ねをしておきたいと思っております。

それから、もろもろの大きな公園のグレードアップについてでありますけれども、例えば、南部丘陵公園なんかは、その最たるところでございますが、自然を大いに満喫する時代であるということは申し上げるまでもなく、今日、南部丘陵公園等、非常に市民に有効に使われておる場所でございますが、こういう中で、自然にプラスして憩いの場所をちょっとでも手を加えるということだけで、さらに公園が生きてくるということ、市民の中でもう一つ大きな存在になってくるということで、私はグレードアップという意味合いのことをお話し申し上げたわけでございますし、公園法が変わってきておりますから、その辺のところをどの程度までできるのか、その辺と、提案させていただいたのと、もうひとつジョイントしていただいて、お答えをいただきたいと思っております。

それから、福祉のことにつきましては、もう一つお聞きしたかったんですが、同格都市、特に本市が考えておる、福祉の面での同格都市はどんなところがあるのか、あるいはその都市と比べるとどこが進んでおって、どこが遅れておるのか。先ほどいろいろこういう点では、例えば特養については大変進んでおると、あるいはデイサービス等の在宅福祉については相当な努力を払っておると、しかしヘルパーは少し遅れておるというようなはっきりとしたお答えがございましたけれども、全体的な面でどういふふうにその辺のところをお考えになっておられるか。

それから、私は一つの大きい福祉サービスの充実へのやる気はどうかということで、市長にご答弁を期待しておるところでございますが、その辺のところを含めてご答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（伊藤正数君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） まず、ドームの管理運営組織についてでございますが、今回つくり出すこのドームにつきましては、非常に維持管理経費も多額に上るといふようなことから、特に運営につきましては、利用されるのをこちらが待っておるということではなくて、その有効的な

利用をむしろ企画をして、利用される方々をそこへお招きをすると、こういうふうな格好で運営をしていかないと、採算面からも好ましくないのではないかと、そういうふうにご考えておりますので、そういったことを考えますと、これを管理運営する組織というのは、市が直営で行うよりは、市の関係します外郭団体の方へそれをお任せをするのも一つの方法かなと、そういうふうにご考えておるところでございます。

それから、イベントでございますが、その中の地区イベントについて、二、三例示的にというお話でございますが、今我々の方と、それから地区市民センターの方とのいろいろ協議を経た段階では、恐らく地元の方でお考えになれるのは、従来地域づくり事業として毎年市の方が補助金を出しているいろんな地元での事業をやっていたおかげでございますが、そういったものが中心になって、100周年事業の味つけをしてつくられるのではないかと、そういうふうにご考えておるところでございます。これは十分地区の方でも練って出させていただくということになるだろうと思しますので、まだ今の段階では具体的にこれだという案は届いておりません。

○副議長（伊藤正数君） 商工部長。

○商工部長（米津正夫君） 「百年大市」の関係でございますけれども、これまで市民参加型のオープンバザールとして展開してまいったわけでございますが、これをベースといたしまして、特に宿場町としての歴史にかんがみまして、過去から現在への時間軸を演出いたしてまいりたいというふうな考え方でございまして、メイン会場の一角に江戸をイメージするゾーンを設置いたしますとともに、会場全体の回遊性を高めるための一部ゾーニングの見直しもしながら、100周年記念事業としての特色を打ち出してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。特に現在検討中ではございますけれども、例えば、「花の大江戸市」といたしまして、江戸をイメージする茶店とかだんご屋なんかを設置してはどうかとか、あるいは市長公室長からもご答弁申し上げましたとおり、東海道の宿場の物

産市ということで、全国の地場産業振興センター、特に東海道の宿場町の物産ブース等も設置をいたしまして展開をしてみたいというような考え方で現在進めておるところでございます。

次に、自然公園の関係でございますが、確かにご指摘のとおり、最近では週休2日制等の余暇時間の増大によりまして、特に観光に対する概念につきましても、個性化、多様化をいたしておるところでございますが、これまでのような見る観光から、いろいろの体験、活動を通じて、体験の観光へと大きく変化をいたしておるのは事実でございますが、ご指摘のありました特に、見る、食べる、体験をすると、こういうことを大いに加味いたしまして、さきに申しました鈴鹿山麓のレジャー・レクリエーションエリア開発基本計画の一つの基本ベースといたしまして、計画的、段階的に整備をしてみたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（伊藤正数君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） ホームヘルプサービスについて、担当部長の方から詳しくご説明を申し上げましたが、私はやはり今日の段階で、このホームヘルパーをできるだけ増やしていく、そして、早くゴールドプランの線に乗せていきたいというふうには思っております。ただ、人のやることでありますから、特に他人様のうちの中へ入るということですから、人格的にある程度信頼できるという形でない、他人が人のうちへ入ることを逆に拒まれると、こういうことがありますので、そういう心配のないように、十分厳選をした上でやってまいりたい。ただ増やせばいいというだけではないと、私はそう思っております。

そこで、もう一つは、ヘルパーを増やすということも大事ですが、むしろ顔見知りの隣近所の手伝いということも大事ではないか。助け合い、そういった方法の取り扱いも極めて重要だろうというふうにご考えておりますので、そういったことの充実について、そういうことがしやすい

ような環境をつくってまいりたいと、かように考えているところでございますので、この上とも、市民の皆様方のご協力をぜひお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

○副議長（伊藤正数君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 比較した都市がどこだというご質問だったかと存じます、人口同格都市では大垣市、郡山市、川崎市、越谷市、福島市等を比較して、先ほどのご答弁を差し上げました。それから、隣の県の豊橋市、豊田市、岡崎市、春日井市、一宮市等を比較してご答弁を差し上げた次第でございます。

○副議長（伊藤正数君） 石川勝彦君。

○石川勝彦君 もう一度市長公室長にお尋ねいたしますが、記念事業に向けての窓口の一本化ということについて、どういうふうにお考えになっており、これからどういうふうに進めていかれるのか。

それから、ドームの管理運営については外郭団体に任せていきたいということですが、どこが受けてくれるのかという、その辺の心配がかなり大きいものがございます。中途半端で、また多目的ということで、今商工部長からもお答えがございましたけれども、私は商工部長にお尋ねしたかったのは、記念事業としてじゃなくして、ドームができて、例えばふるさと産業まつりのようないろいろなイベントを今後どのように考えて展開していくのかと、その辺のところをお尋ねしたかったわけでございます。

それから、市長のきのうの南部議員の質問のお答えの中に、時代のニーズが変わっているんだと、ニーズに合わせていくべきだということで、今のお答えにつながっていくかと思いますが、どうぞ福祉に向けてのシフト、大変重うございますけれども、これをいつ数字的に方向にということでございますが、保健福祉部長からのご答弁に数字的な面を聞かせていただきましたけれども、まだまだという印象が非常に強うございます。最初が低かったから、幾ら数値が高くてまだまだという印象が強うございます。

その辺のところをひとつよくお考えになっていただいて、大きく前へ踏み込めるような姿勢をおとりいただきたいと思っております。

済みませんが、時間がございませんので、市長公室長、ご答弁をお願いいたします。

○副議長（伊藤正数君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） イベント等の総合的な窓口は、市長公室内の市制施行100周年記念事業推進室が総括的に所管をいたしますが、実際にそれを行うに当たりましては、それぞれ実行委員会というものを、市の職員あるいは関係する団体の方々等で組織をいたしまして、その中で具体的な内容を検討して現実の実行までもっていくと、こういうふうなことを考えております。

それから、ドームの管理でございますが、ドームはご承知のように、霞ヶ浦緑地の中にありまして、これはほかに同様な施設として野球場がありますし、それから体育館もあれば、オーストラリア館もある、しかも……。

○副議長（伊藤正数君） 時間が参りましたので、石川勝彦君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時、休憩をいたします。

午前11時3分休憩

午前11時14分再開

○副議長（伊藤正数君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤修一君。

〔伊藤修一君登壇〕

○伊藤修一君 公明の伊藤修一です。

私はまず、救急救命体制の充実と普通救命講習の普及について質問させていただきます。

四日市消防本部における平成6年の救急出動件数は6,457件であり、搬

送人員は6,325人です。また、救急出動件数及び搬送人員を事故別に見ると、第1位が急病で3,035人、第2位が交通事故で2,029人、以下一般負傷、労働災害、加害などの順となっております。さらに、1日平均の出動件数は17.7件で、三重郡を除く四日市市民では約48人に1人が救急隊員によって搬送されたことになります。このような現状の中、私たちはいつ病人やけが人が出るかもわからないにもかかわらず、少しも不安を抱くことなく、毎日の生活を送ることができるのは、救急救命体制のおかげではないでしょうか。つまり、いざというときには、救急隊員が救急車とともに駆けつけてくれるという安心感があるからです。その意味でも、日々昼夜にかかわらず献身的な努力を続けておられる消防本部の救急隊員の皆さんには心より感謝申し上げます。

そこで、最近の救急出動の傾向についてですが、社会の高齢化に伴い高齢者の急病や事故による救急車の搬送が非常に増えているそうです。さらに、高齢者の救急搬送の特徴を具体的な疾病別で見ると、呼吸器循環不全と言われる心肺停止状態に陥りやすい危険な状態が多く、慢性的な病氣、持病が悪化して運ばれるケースが多いそうです。そのため、高齢者の急病患者をいかに的確に搬送できるかが今後の救急体制の課題とも言われています。つまり、この呼吸不全あるいは慢性疾患というのは、交通事故と違って、外から見ても非常にわかりにくく、それに対する的確な判断のもとに処置を行わないと、後でその回復は困難になってしまうそうです。したがって、救急隊員は常に高度な知識を持っていないと、その対応などできないこととなります。

こうした社会情勢の中、これまで初歩的な応急手当しか許されていなかった救急隊員に、心臓疾患が疑われる傷病者に対して、不整脈等の観察、心音、呼吸音の確実な措置ができる救急2課程を修了した隊員に加えて、救急車の中で電話回線を用いて医師の指示を受けながら心肺停止状態に陥った重度傷病者に対して電気ショックを与える除細動、気道確保、輸液

などの三つの高度な処置が行える救急救命士体制が平成4年よりスタートしたわけであります。先月、11月3日ですが、救急救命士の合格発表が新聞に掲載されており、三重県で10名の方が、四日市でも1名の合格者の名前を見つけることができました。そして、四日市消防本部では、救急救命士の方が4名から5名となり、中消防署における昼間だけの体制から今月2日より午前8時30分から午後10時までに活動時間が延長されることになり、救急救命体制が一步前進されたわけであります。

しかしながら、市民の皆さんからは、一日も早く救急救命士の24時間体制と各消防署の配置を強く要望されております。さらに、救急救命士の配置に伴いましては、高規格救急車や10人に及ぶ高度救命用資機材の配備なども必要とされております。

そこで、今後の救急救命士の体制と、その年次計画、また救急高度化事業の推進状況など、本市における救急救命体制の充実についてお伺いしたいと思います。

続いて、2点目となりますが、救急救命士制度のスタートで、病院に到着するまでの医療の空白時間に処置ができるようになり、救命率の向上が図られるようになりましたが、しかし、まだ空白時間が存在するわけがあります。それは、救急隊員が到着するまでの五、六分の間であります。この空白の時間を解消するために、救急蘇生法を職場や家庭などに広く普及させることが必要だと言われております。例えば急病や事故などで呼吸が停止してしまうような重傷者の場合では、命が助かるかどうかはいかに早く呼吸を戻すかです。アメリカのドリンカー博士の生存直線では、呼吸停止後5分で呼吸が戻った場合に、助かるのは25%であり、4分で50%、3分で75%、呼吸の復活が早くなればなるほど救命率は高まり、2分で呼吸が戻れば90%が助かると言われております。したがって、救急隊員が到着するまでに、現場に居合わせた人が救急蘇生法を行うことができるかどうかが大変重要なのであります。

そのため、四日市消防本部が実施した普通救命講習であります。平成6年度の実施回数が41回で、1,089人の方が修了されました。その職業別修了者数については、団体において消防団員と自治会が119名、PTAが157名であります。そして、公務員では保母が91名、学校職員は76名ですが、他の公務員は全員で91名だけあります。このように公務員と一般の事業所の参加に随分格差があり、今後の普及については検討が必要ではないでしょうか。

そこで、昨年度の普通救命講習における市職員などの参加状況と事業所や市民への普及状況、また講習にかかわる経費や人員、事業予算の位置づけなど、今後の普通救命講習の普及についてお伺いしたいと思います。

次に、少子化社会における低年齢児保育の充実について質問させていただきます。

高齢化社会の不安とともに、少子化社会の進行が大きな社会問題になっている現在、社会全体で子育てを支える体制が必要だと叫ばれております。1993年の日本の合計特殊出生率からですが、1人の女性が生涯に産む子供の数が1.46でありました。日本の人口の維持に必要な出生率は2.08と言われておりますが、1970年代に2.0を割って以来、出生率はじりじりと低下して、1989年に過去最低の1.57を記録してからは、少子化は大きな社会問題としてクローズアップされてきたにもかかわらず、今なお出生率は低下を続けているのであります。

厚生省の出生動向基本調査によると、実際の子供の数が理想とする数より少ない夫婦は約4割を占めております。このことは、子供を産みたくても産めない社会状況が家庭を圧迫しているとも言われております。理想の数の子供を持たない理由としては、子育てにお金がかかる、仕事に差し支える、家が狭いなど、出生動向基本調査で指摘されています。本市におきましても、1993年の9月に実施されました市政アンケートにおいて、働いている女性から見た少子化傾向の理由として、30代と40代の第1位が「女

性が子育てと仕事を両立させることが難しいから」と挙げています。また、子育てに伴う経済的負担を理由とする人の割合がこの10年間で一段と高まっていると言われていることを見ても、思い切った子育て支援対策の実施を急がなければならないのであります。つまり、安心して子供を産み育てることのできる社会環境の整備に積極的に取り組む必要性に迫られているのであります。

このような社会情勢の中、産後休暇や育児休暇明けの0歳児を預かる保育園については、数が少なく、受け入れられる園児数も限られているのが実情です。本市では、産休明けから預けることができる保育園は、公立1園と私立4園の合計5園だけあります。また、育休明けから預けることができる保育園は先ほどの保育園以外には公立6園と私立8園の合計14園しかありません。そのため、多くの家庭が子供を預けることができる保育園にあわせて、職場への遠距離通勤を余儀なくされていることが実情なのです。産休や育休明けの受け入れについては、公立と民間という保育園の違いはありますが、保育室などの確保が可能な公立保育園については積極的に行っていくべきであります。

さらに、保育園の定員に対する園児の充足率ですが、本年4月1日現在において、公立が91.4%、私立が90.3%、全体で90.6%なのであります。つまり、定員の1割しか余裕がないために、年度の後半になると定員が埋まることあるため、年度の途中では希望する保育園に子供を預けることができるかどうかという不安が常にあるわけであります。そのため、定員があく年度当初の4月から入所を希望する人や、子供が1歳になるまで取得できる育児休暇を途中で切り上げて職場復帰をすることがあるそうです。このような状況の中で、育児と仕事の両立を望む共働き世帯にとっては、子供をとるか、仕事をとるかという二者択一の選択に迫られてしまうのが現実です。

本年度から始まった政府のエンゼルプランでは、子育て支援10カ年計画

として、安心して子供を産み、育児ができる社会環境の整備のため、まず緊急保育対策5カ年計画として、0から2歳児の低年齢児保育については、昨年度に定員が45万人であったものを99年度末には定員60万人にすることを目標としております。この目標は、保育園に入所を希望する低年齢児について、全員の入所ができる水準までに整備をすることを目指しているのであります。さらに、厚生省では、本年度から産休、育休明けの入所予約モデル事業、低年齢児保育促進事業などを始めたこととっております。

そこで、産後休暇や育児休暇明けに対する0歳児保育での途中入所の状況と保母などの職員の体制など、少子化社会における低年齢児保育の充実についてお伺いしたいと思います。

最後に、住宅施策における公的住宅の拡充について質問させていただきます。

1990年の国勢調査によりますと、本市の住宅総数8万1,583世帯のうち、持ち家については、5万7,568世帯で、全体の70.6%を占めており、賃貸住宅は2万4,015世帯で、29.4%でありました。そして、前回の調査から見ますと、約5,000世帯の増加であります。持ち家と民間賃貸住宅は着実に増加していますが、公的住宅はほとんど変化がなく、社宅など給与住宅は減少している傾向にあります。

そこで、賃貸住宅における公的住宅の現状についてですが、本市には市営住宅が3,109戸、県営住宅が772戸の合わせて3,881戸の公営住宅があり、このほか住宅都市整備公団の住宅が1,823戸、市の公社住宅が30戸、雇用促進住宅が350戸あり、合計6,084戸の公的住宅があります。このような現状において、本市は人口30万人を目指したまちづくりを推進するために、将来にわたる就業の場の確保を図る産業施策とともに、市内居住者の市外への転出を防ぎ、市外居住者の転入を促進する住宅、住宅地の供給などの住宅施策を展開していく必要があります。

そこで、本市の住宅施策における市営住宅の利用についてですが、定期

募集の状況を見ますと、募集戸数が少ないこともあり、東新町や丸の内など、建て替えによる新しい住宅と高齢者などの単身向け住宅の応募倍率が随分高いと伺っております。市営住宅の状況は、平成4年において、耐用年数の2分の1を経過した戸数が43.9%を占めており、既に耐用年数を経過した戸数は357戸もあり、老朽化と狭小化という緊急的な課題を抱えております。そのため、市営住宅の建て替えによって得られる居住水準の向上が市営住宅の需要の増加となってあらわれています。もとより、市営住宅とは低所得者層の住宅の確保を目的とされた福祉的要素を持つ住宅であります。公営住宅の入居資格を持つ世帯から、居住水準の向上や家賃の軽減を求めて市営住宅の需要がある以上は、その供給を積極的に促進していく施策が必要であります。つまり、現在の公営住宅の果たすべき施策には、民間賃貸住宅の居住水準を誘導する先導的役割や、高齢者の増加などの社会問題にも対応していくきめ細かい施策の展開に迫られているのであります。

そこで、市営住宅の定期募集における公営住宅の需要に対する住宅供給の促進についてお伺いしたいと思います。

続いて、2点目となりますが、昨年10月に実施された市政に対する市民の意識と要望によりますと、「あなたが住んでいる住宅の満足度について」という設問に対して、回答者の49%の方が現在の住宅に不満があると答えています。そして、30代と40代の不満の第1位は、部屋が少ないこととあります。次に、老朽化や部屋の狭さ、家賃が高いことなどを挙げています。現在の30代や40代の家庭にとって、子育てにお金がかかる時期に、持ち家住宅を取得することはとても大きな経済的負担をもたらすものであり、そのための共働き世帯も増えてきております。しかしながら、共働きの世帯では公営住宅の収入基準を超えるために入居資格を得ることができずに、公的住宅の需要があるにもかかわらず、民間賃貸住宅に入居している世帯が実に多いのが現状なのであります。つまり、若年の共働き世帯で

は、子供を2人、3人と産んで、子育てをしながら手に入れることのできる住宅とは夢のような存在なのであります。

そこで、賃貸住宅の入居世帯について、将来の持ち家住宅取得のための財産形成を援助していく施策として、公的な家賃補助制度の導入や公営住宅法の改正による入居基準の地方自治体独自の設定など、本市の住宅施策における公的住宅制度の拡充についてお伺いしたいと思います。

以上で私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（伊藤正数君） 消防長。

〔消防長（島村 隆君）登壇〕

○消防長（島村 隆君） いろいろ貴重なご意見、ご提言をいただきました。ありがとうございました。

ご質問の救急救命の問題は、現在の四日市消防が直面をする非常に重要な課題であるという認識を持って取り組んでいるところでございます。

そこで、まず1点目の救急救命体制の充実についてお答えを申し上げます。ご存じのとおり、当四日市市におきましては、平成5年4月に県下消防本部に先駆けて救急救命士2名が誕生をいたしました。それを機会に、その他の隊員2名との計4名で特別救急隊を編成して中消防署に配置をいたしました。そして、土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日の8時30分から17時15分までの時間帯で運用を開始しました。その後、平成6年に1名、平成7年に2名と毎年救急救命士の養成を図ってきましたが、それに応じて、土日、祝祭日を含めた、いわゆる毎日運用にして活動時間帯を広げてまいりました。そして、ある程度の経験と実績を積んでまいりましたので、このたび隊員の増員を図り、この12月2日から土日、祝祭日を含めた毎日午後10時まで時間を延長して運用することといたしました。近い将来には、24時間中救急救命士を乗せた運用にしたいと考えておるわけですが、そのためには交代勤務の都合もありまして、一つの救急隊を運用するには、少なくとも6名の救急救命士と、これと同数の救急隊員が必要であります

し、また一方では、医師会や救急病院などの関係機関の方々のご理解とご協力が得られる体制を図らなければなりません。当面、来年12月を目標に、24時間の運用に入りたいと考えておまして、現在そのための検討に入ったところでございます。

救急体制の将来計画につきましては、四日市消防が配備をしている7台すべての救急車に救急救命士を乗車させることが必要であると考えておりますが、救急救命士の養成につきましては、今後いろんな事情から、年2名程度の養成が限界であろうと思っておりますので、三つの消防署すべてに救急救命士を配置するには、なお数年が必要であるということになると考えております。

また、こういった救急救命士の養成とあわせて、高規格救急車の全署配置、既に2台の配置を実現しておるわけですが、さらに必要な資機材の整備をできるだけ早く実現してまいりたいと考えております。

2点目の普通救命講習の普及についてであります。四日市消防では、この講習会を昨年の平成6年4月から実施をしております。ご指摘のように、本年3月までの1年間で41回、1,089名の受講者がありました。そのうちの公務員の内訳についてであります。四日市市の職員が79名、お隣の朝日町の職員が12名、市内の幼稚園、小中学校の職員が76名、保母が91名であります。トータルいたしますと、公務員は258名受講したということになります。

ところで、ことしに入ってから受講者数というのは、昨年の同期に比べて20%ほど増えてきております。ちなみに、4月以降、11月末までには53回、1,239名の受講者ということでございます。その中で、新しい試みとして、先般9月に市民の皆さんを対象に、いわゆる一般公募を行いました。ご夫婦で参加をされた4組を含めて、19歳から73歳まで34名の皆さんの応募がありました。改めて意識の高さを感じたところでございます。今後四日市消防としては、受講対象の選定については、市職員に対する研修

ということを念頭に置きながら、計画的、積極的に実施することが必要であると考えております。また、消防や市職員だけで普及啓発を行うことは、物理的にも限界がありますので、地域、事業所あるいは各種団体の中で応急手当の指導できる人を養成していき、そういった資格者にもお願いをしながら、応急手当の輪を広げてまいりたいというふうに考えております。

救急講習についての予算のお話でしたがけれども、講習に必要な訓練人形などの資機材、人工呼吸補助器などの消耗品については、消防予算に計上しております。現状ではその予算の枠の中で十分対応できるという状況でございます。

いずれにいたしましても、救命率の向上を図るためには、その場に居合わせた人がまず適正に救急措置を行うことが大変重要な決め手にもなりますので、今後とも創意工夫を凝らし、さらに応急手当を普及させてまいりたいというふうに考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（伊藤正数君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまのご質問の2点目の少子化社会における低年齢児保育の充実についてお答え申し上げます。

ご指摘のように、少子化傾向が今後とも続くことが予想され、子供自身に与える影響や将来の社会経済への影響も一層大きくなっていくものと考えられます。本市といたしましても、21世紀の少子・高齢化社会を目前に控え、子育て支援が重要な施策であり、本年度より今後の子育て支援のための施策の基本的方向、いわゆるエンゼルプランの策定作業に取りかかっているところでございます。中でも、緊急保育対策が急務でございまして、多様な保育ニーズに対応できるよう整備を図っていく必要がございます。

本市も少子化傾向でございますが、保育園の措置児童はここ数年、4月当初は約4,000人と横ばい状態でございます。その中で、育児休業の定着、

女性の社会参加の増加に伴い、0歳児から2歳児までの低年齢児の入園が増加傾向でございます。また、途中入園の希望も多く、昨年は四百数十名が途中入園され、そのうち約70%が低年齢児となっております。特に保護者が産休期間の満了や育児休業が終了して緊急に入園措置が必要となった児童につきましては、施設面や保母の配置等の制約もございしますが、一部の園で認可定員を超えて、一定の枠ではございますが、入園措置を行う努力をしております。国におきましても、全国的な規模で低年齢児入園の促進を図れるよう平成7年度に低年齢児入園促進事業が創設されております。現在、保育園は通常の保育時間を超えて保育を行う時間延長型保育サービス事業を市内7園で実施し、また、母親の病気のときに緊急に児童を預けたり、仕事の都合で一時的な保育が必要なときに利用できる一時保育事業を6園で実施しております。さらに、保育園が地域子育て支援の中心的な機能を果たし、相談指導、子育てサークル支援等の多様なニーズに対応できるよう努力しているところでございます。

今後とも子供自身が健やかに育っていける社会、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに努めたいと存じますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（伊藤正数君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） ご質問の3番の住宅施策における公的住宅の拡充についてお答えを申し上げます。

最近の市営住宅の応募状況を見ますと、建築後10年未満の新しい住宅や都心部に近い住宅の人気の非常に高い。一方、昭和40年代以前に建てられた都心部から離れた立地の住宅につきましては、応募数に満たない物件も出ているということでございます。したがって、交通利便性の高い都心部周辺の立地や、住居専有面積、設備、環境面での居住水準の高い市営住宅について需要が多いということになってくるわけでございます。また、

高齢者、単身者向け住宅につきましても、ここ数年の平均募集倍率におきましても、かなり高率になっておるような状況でございます。今後供給量の拡大についても前向きに検討してまいりたいと、このように考えておる状況でございます。

現在の公営住宅制度は、戦後の住宅不足を背景として創設されまして、住宅に困窮する低所得者の居住の安定に大きな役割を果たしてきたところでございます。そして、本市の住宅施策は、これまで住宅に困窮する低所得者層を対象として市営住宅の供給と勤労者を対象とした住宅取得、増改築に対する融資、そして障害者及び老人を対象とした住宅改造補助等を行ってきたところでございます。しかしながら、現在の住宅施策を取り巻く経済社会情勢は近年大きく変化してまいりました。したがって、これらを踏まえまして、先般、建設大臣の諮問機関である住宅宅地審議会より「21世紀に向けた住宅宅地政策の基本的体系について」と、このような答申が平成7年の6月になされまして、公営住宅制度についても長寿社会への対応、あるいは現在の1種、2種の区分の廃止、収入と居住水準に応じた家賃制度の改正と、こういうふうないろいろあるわけでございますが、内容が盛り込まれておるところでございます。これを踏まえまして、建設省ではこの答申を受けて制度の見直し作業を進めておりまして、私ども本市といたしましても、この答申を踏まえまして、国の動向を見ながら市営住宅の制度についてさらに検討を進めてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

また、住宅行政サービスの公平性の点から、より広い市民層を対象とした住宅供給を行うためには、やはり収入基準による現在の市営住宅に入居できない中堅所得者層の公的賃貸住宅ニーズに対応するため、実は平成7年4月より特定優良賃貸住宅制度を創設したところでございます。この制度は、民間の賃貸住宅について、建設費の補助や家賃補助を行うことにより、中堅所得者層に対して住宅の専有面積を広く、良質な賃貸住宅を安価

に供給できる制度でございまして、既に3団地81戸の住宅に対しましては、知事の方で認定を行われまして、平成8年度の供給を目指して計画が進められておるわけでございます。そのうち1団地につきましては、平成7年度ということで、本市につきましても、本議会に特別優良賃貸住宅の制度の中での補助制度におきまして、予算を計上させていただいておる次第でございます。この制度によりまして、中堅所得者である共稼ぎ世帯、新婚世帯の市内への定住化を図り、家賃補助による資産形成、ひいては持ち家取得へつながるような当制度の発展に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

高齢化社会に対応した住宅供給サービスにつきましては、老朽市営住宅の建て替え計画にあわせて、中高層の1階住戸については高齢者、障害者向けの住宅整備を、既存の市営住宅につきましても、1階住戸については高齢者、障害者向けの住戸改善を進めており、今後もより一層、市営住宅の高齢化に対して整備に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと、かように思うわけでございます。

○副議長（伊藤正数君） 伊藤修一君。

○伊藤修一君 まず、ご答弁についてですが、1点目の救急救命体制の充実と普通救命講習の普及の件についてですが、消防長の答弁の中から、明年、平成8年12月から中消防署において救急救命士の24時間体制が実現するというようなお言葉をいただきました。今後、救急救命士が毎年2名養成されることによって、数年後には三つの消防署にも配置できることになるということで、本市の救急救命体制が着実に推進されて、また充実されていくことを確信させていただきます。

しかしながら、現在は中消防署の救命士が1隊だけで市内全域を担当している状況であります。出勤判断や時間的な条件からこの救急救命士の制度が生かされておらず、本市の救急救命体制の充実と、救命率の向上のため

めには一日も早く本市のすべての救急車に1人の救急救命士が乗り込むことができるように関係の皆さんに強く要望させていただきたいと思います。

続いて、普通救命講習の件でございますが、先ほど消防長の答弁の中には、公務員の参加につきまして、今後研修として計画的に参加をさせていくという話がありましたけれども、実際に昨年度の参加を見ますと、市の一般職員が79名、全体のパーセントから見ますと、7.3%だけであります。市の職員の参加については、全庁的な考えの中で、総務部長のお考えなども伺いたいんですが、あえて救急講習を行う消防長の方から、再度、公務員である市職員の参加について、つまり、高齢者にかかわりのある職種もあります。日常的に車両を運転する職種もあり、また市民が多く集まるレジャーやスポーツ、文化施設の職員、災害時には緊急出動が求められる職員などもあるわけです。そういう意味で、消防長の方から、あえて公務員の参加について再度ご質問させていただきたいと思います。

それから、2点目として、その普及講習については、消防本部だけで、直接的に普及を行うには限界があると、そういうようなお話がありましたけれども、地域や事業所、各種団体で、民間で指導者を養成して普及を図っていくということですが、民間といいますと、普及講習が民間による普及ということに対して優先されていきますと、将来について、救命講習が質的に低下していくというような危惧があります。どこまでも消防本部が先導的かつ主体的にその普及を推進していくべきではないでしょうか。

千葉県の松戸消防本部では、家庭救急員と事業所救急員などの市民救急員制度を設けているそうです。市内の各所に普及の募集ポスターが掲示されております。私も視察に行ってみてきました。その申し込み要項にはこのようにあります。「いつでも、どこでも、何人でも受け付けますので、最寄りの消防本部へ」とありました。本市の普及方針と比較して、松戸市の消防本部ではどうしてこのようなことができるのでしょうか。消防本部の体制や予算はもちろんのことですが、何よりも市民の命を救うための救

急講習の重要性の認識が市民救急員制度となり、市の施策となっているのではないのでしょうか。つまり、救急講習の普及については、知識や技術の伝達ではなく、救急現場の最前線で働いている皆さんの経験や思いを一人でも多くの市民に伝えていくという消防本部の職員みずからによる職業的使命、このように意義づけてもよろしいのではないかと思います。そういう意味で、今後の救命講習の普及に対する基本的な考え方について、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

続いて、少子化社会における低年齢児保育の充実についてですが、先ほどの答弁の中に、年間四百数十名の途中入所があるということです。その70%が低年齢児、いわゆる育休、産休明けにかかわる園児だと。年間に約300名近い産休や育休明けの入園者がいるということになるわけです。

ある公立の保育園で、4月1日現在の保育園児数は3名です。そこで、正規の職員は定員に対して1名配置されているだけです。ところが、今年12月では途中入園によって園児数がもう4倍近くなり11名となっております。そのため臨時保母を確保して現在4名の保母が対応しているそうです。途中入所については、先ほどの答弁の中にも、定員を超えて受け入れしていると、そういう努力は評価できるのでありますが、実際に定員を超えて受け入れができるのは10%までであります。途中入所の予定や計画がわからずに、臨時職員の確保が大変難しい。救命医療に対する看護婦の配置、現在もなかなか見つからないという、保育室などのスペースの確保が難しいと、このような現状をどのようにご認識されているのか。

また、エンゼルプランの中にありました産休、育休明けの入所予約モデルですが、本年10月に希望する地方自治体から既に実施されております。これは出産前から、子供をいつから保育園に預けたいかという入園予約を受け付ける制度であります。保育園では年度途中の10月から3人の途中入所を受け入れることができるようになり、事前に保母を確保することができるわけです。愛知県の一宮市では、本年10月に五つの保育園が既にこの

事業を実施されております。この産休、育休明けの入所予約モデル事業について、本市ではどのような検討がなされ、また取り組みがなされてきたのか、お伺いしたいと思います。

それから、0歳児の受け入れ先の保育については、公立が30園に対して7園、私立が18園に対して12園だけであります。そのため、保育園の遠距離通園は現実には大変多いのが状況であります。来年度から0歳児保育の実施園については、保育室などが確保できる保育園から拡大していくことが必要だと思っておりますが、この点についても再度お伺いしたいと思います。

最後に、公的住宅制度の拡充ですけれども、特定優良賃貸住宅が創設されたことに大変期待しておった1人として評価できると思っております。少子化などの子供の生活や子育てに配慮した居住水準や家賃補助制度によって、持ち家住宅のための財産形成が今後援助されると思っております。将来、都市の人口の空洞化対策や都市周辺部の市街化農地の宅地化対策にしても、中部や常磐地区、日永地区などにも、この制度を積極的に導入していただくことを要望したいと思います。

さらに、市営住宅については、老朽化と狭小化という現実のため積極的な建て替えの促進とともに、今後高齢者の世帯や単身者を対象にしたシルバーハウジングの導入ということも既に9月議会でもご答弁がありましたので、再度、来年度こそ市営住宅の建て替えに伴いまして導入を要望したいと思います。

○副議長（伊藤正数君） 消防長。

○消防長（島村 隆君） まず、公務員の参加についてお答えを申し上げますが、基本的な考え方としては、昨年から実施をしておるわけですが、市職員に対する研修につきましては、市の職員研修所と協議をしまして、今後とも継続をしてやっていきたいというように考えております。ちなみに、昨年中は市民と接触の多い市民課、各地区の市民センター、出先の機関について優先的に参加をしていただきました。今年度につきまし

ては、既に市の職員111名、さらに日ごろ行政のお手伝いをしていただいておりますホームヘルパーの方が47名、民生委員さん13名が受講されております。ご指摘にありましたように、今後につきましては、災害現場または救急現場に遭遇しやすい職員、市民がよく利用するスポーツ施設などに勤務する職員、こういった職員を対象に、重点的に講習会が実施できるように関係の部署と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。最終的にはすべての市の所属において、救急講習を受けた者がおるということに早急を実現を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、松戸市の例を引用されてのご提案でございますけれども、救急救命講習のやり方については、現在まだ検討中でございますが、大いに参考にしてまいりたいというふうに思っております。救急救命講習については、消防本来の仕事であるという認識を持っておりますので、事業所任せにするというような考え方は全く持っておりません。したがって、そういう事業所に対する救急救命講習の段階が終わってからでも直接にその実態を見せていただくとか、直接アドバイスをして質的な低下のないようにしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○副議長（伊藤正数君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどの3点ほどご質問になった、まず第1点目の設備や人員等多様な保育需要にどう対応するのかということでございますが、これは先ほどもお答えさせていただきましたように、エンゼルプランの策定作業の中で考えてまいりたい、さように考えております。

二つ目の産休、育休明け入所予約モデル事業でございますが、実は昨年度から私どもも県の方へも協議をしてモデル実施をやりたいというふうなことを考えておりました。8年度へ向けて県当局へも働きかけ、実施に向けて現在頑張って検討を重ねているところでございます。何件ほど認可がされるのか、その辺のところはまだわかりませんが、頑張って検討してみたいと思っております。

それから、3点目の0歳児園をもっと増やせということですが、これにつけても来年度というのは今募集を締め切っている審査をしている最中ですが、即需要に合ったような措置ができるか、これかの検討ですが、できるだけ保育需要度の高い方の入所を重点に、入所措置の検討をしてまいりたいと思います。この点についても1点目と同じように、現在行っておりますエンゼルプランの中で検討を進めてまいりたい、そんなふうに思っております。来年どうするということは、今ここでは申し上げられませんので、ご了承願いたいと存じます。

○副議長（伊藤正数君） 伊藤修一君。

○伊藤修一君 ご答弁ありがとうございます。

先ほどの保健福祉部長の答弁の中で、来年度というわけにはということでありましたけれども、現在の四日市における現状の認識ということで、私は申しておるわけでありまして、エンゼルプランを策定すると、そういうことではありますが、その策定についても、国から補助金が200万円出ているわけです。そして、その策定については、本年度3月までに策定せよと、そして、市民約2,000人から3,000人のアンケートをとれと、こういうような指定まであるわけです。そういう現状の中で、市民の皆さん方がどのようなエンゼルプランに対する期待を持ってみえるかと、そういうことを考えますと、単に入所予約モデル事業は国の補助金だからということではなくて、市の単独でも、例えば補助金以外にも入所予約だけでも受け付けていけるような体制や状況が必要ではないかと思えます。

さらには、そのエンゼルプランの策定にかかわる検討メンバー、実際には四日市の全庁的な取り組みの中で推進が必要になっていくわけですが、ただ単に3月時点でそれが策定されたと、そういうようなことで終わることがないように、来年度の実施については推進本部というような形で、施策を実践していただけるような体制を強く要望したいと思います。

それから、救急救命体制の方でございませけれども、救急救命士の制度

と、それから、普通救命講習とはやはり車の両輪のようなものと私も思っております。次の課題が救急医療との連携であることも承知しております。そういう意味で、今後消防本部におきましては、医師や看護婦の皆さんとの連携、協議会などを定期的に行っていただく、現在救命士の方の研修も行っておるわけですが、さらにそれを充実していただく、平成9年に終了する救急高度化事業が次の10年以降の事業計画を作成する段階にも来ているわけです。そういう意味で、四日市の消防本部におきましては、次の新しい取り組みのためにも、そういう医療機関との連携を考慮していただいた四日市救急マスタープラン、そういうようなものを策定していただいて、救急高度化事業や市民救急員制度や救急医療体制の充実などについて明確に市民の皆さんにもこのように取り組んでおる、このように推進していきたいというものを策定してはいかかかと思えます。現実にはいろいろなマスタープランが市の方にもあるわけですが、そういう部分については、ぜひ早急に取り組んでほしいなと思えます。

最後に、この救急体制のことを研究しておりまして、前参議院議員の常松克安さんが救命士制度に随分尽力いただいたということがわかりまして、お話を伺う機会の中に、「助かるはずの命にはあしたは待てない」と、この言葉をいただきました。ぜひここでお伝えして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（伊藤正数君） 市川悦子君。

○市川悦子君 済みません、関連お願いします。

救急体制の充実について関連でお願いいたします。島村消防長には誠実なお人柄と、それから誠意あふれるお仕事ぶりを拝見して、私の最も信頼する理事者の方の一人であります。また、消防職員の方々には限られた時間の中で複雑な医療の専門教育を学んでおられて、また一刻を争う過酷な現場の中でご努力いただいていることを本当に深く感謝しており

ます。この感謝の気持ちでもってきょうは質問させていただきます。

日本の救急体制は欧米より10年遅れていると言われていまして、救急車の中に医療は存在しないとも言われています。私は前々から救急車の中にナースなりドクターなりが同乗していただいて、そしてより高度なプロフェッショナルな立場でもって状況判断していただきたい、処置をしていただきたいと、そんな思いでもって過去2回ばかり質問をさせていただきました。市民が安心して命を預けることのできる救命体制が整備するまで、こういったご質問を投げかけていきたいなど、そんなふうに思います。

消防長、平成5年の私の質問のお答えの中で、救急救命活動は消防活動の一部という考えをなされました。そして、より専門性の高い陣容の強化の必要をお認めになりました。昨年の12月の質問では、実は私の大切な友人がクモ膜下出血で亡くなっております。やむにやまれぬ思いで質問したわけですが、このとき、実はクモ膜下出血でありながら、設備のない病院に運ばれ、そしてすったもんだの末、ちゃんと設備の整った病院に運ばれたとき、そのときには時既におそし、3日後に亡くなったわけですが、こういうふうな初歩的な状況判断ができる体制、専門的な判断ができる体制を整えていただきたいということで、ナースカーあるいはドクターカーの導入について強く要望させていただきました。そのときに消防長はお断りになった理由として、職員の増員は無理。二つ目に、女性の待機の場所がない。三つ目には、救急業務専従とせざるを得なくなることからくる将来の処遇の問題がある。4番目に看護婦の不足。こういった4点を挙げられました。私、この4点を聞いておまして、解決は難しい問題ではないんじゃないかと、そんなふうに思いました。このことについて、最初の1点目は人的な機構改革でもありますので、庁内全体の立場に立ったところから助役か市長かどちらかにお答えいただきたい。以下の3点について、こんなふうに消防長がお答えになったからには、問題解決に向けて当然ご努力されていると思いますので、その進捗状況についてお伺いしたいと、そ

んなふうに思います。お願いいたします。

〔私語する者あり〕

○副議長（伊藤正数君） 消防長。

○消防長（島村 隆君） いつも貴重なご意見をいただいておりますが、ご質問の内容は前回、前々回にもいただいた内容でございますが、そのときからご提案を参考にしながら、前向きに検討してきたつもりでございます。しかし、おっしゃられた四つの事情といえますか、いろんな障害は解消いたしておりますので、現時点でも残念ながら、将来の課題ということで受けとめさせていただくというようなご答弁しかできない状況でございます。ただ、今後そういったいろんな救急体制充実のための施策というのはあるわけでございますので、それを検討する中で大きな材料といえますか、採用できる条件をいろいろ視野に入れながら、全体を考える中での参考にさせていただきたい。余り芳しい答弁ではございませんけれども、そういったことでご勘弁をいただきたいと思っております。

○副議長（伊藤正数君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） この問題につきましては、消防の実態等も踏まえて、将来の中で考えさせていただきたいと存じます。

○副議長（伊藤正数君） 市川悦子君。

○市川悦子君 ありがとうございます。東京都は職員を毎年20人ずつ10年間にわたって看護学校に3年間通わせたと、そういうふうなことも聞いておりますし、西宮では、これはランデブー方式といって、ドクターカーの配置をしているわけですが、ここではドクターカーを配置することによって、救急隊員の方々により高度な知識と技術をより早く学ばせることができたと、それが一番の効果であったということを聞きました。そんなことから、今お答えいただいたことは、いつ実現するのかなというふうな感じがしますが、今伊藤議員の方から要望されましたマスタープランの中でもぜひ盛り込んでいただきたいなと思っておりますので、その辺をよろしく願い

いたします。どうもありがとうございました。

○副議長（伊藤正数君） 暫時、休憩いたします。

午後0時14分休憩

午後1時1分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久保博正君。

〔久保博正君登壇〕

○久保博正君 食事の後で、少しまぶたが仲よくなると思いますが、しばらくの間、ご辛抱をちょうだいしたいと思います。通告の順に従いまして質問させていただきます。

ことはちょうど戦後50年の記念すべき年に当たります。この間の科学の発達は大変なもので、過去何百年、何千年よりも激しいものだったと言われております。このため、生産と消費、そしてそれに伴う自然破壊は自然の回復力をはるかに上回るものであったため、自然は再びもとに戻ることはない、このように言われております。しかし、本日は環境問題についてでありませぬので、後日に譲るといたしまして、モータリゼーションの結果、あふれ出した車に対して、道路の整備の立ちおくれを指摘し、その対策について質問いたします。

私は、かつてこの席で戦後復興の政策で、マッカーサーが「これからの日本に必要なものは道路の整備である」このように主張したのでありますけれども、日本政府は「そうではない。鉄道の整備こそ日本に必要なだ」、このように食い下がりがまして、結局鉄道整備に力点を置いた復興計画が進められたことを述べたことがございます。戦後50年たった現在、このときのモータリゼーションの到来を予想し得なかった政策の失敗が道路問題で苦しまなければならなくなると、このように思います。

間もなく21世紀を迎えることになりましたけれども、こうした政策の失敗

や積み残しを引きずったまま21世紀を迎えるのはまことに心苦しい限りであります。こうした問題を少しでも解決しておく、そういった義務と責任を強く感じる次第であります。こうした点を踏まえまして、21世紀の四日市を考えてみますと、今でも道路問題でありますけれども、21世紀にはますますその重要度が増大することが確実であろうと思います。現在、計画段階から一歩踏み出している道路計画に第2名神、北勢バイパス、そして伊勢湾岸道路といったものがありますけれども、大きな社会的な変化がなければ21世紀前半には完成することになると、このように思います。

もう1点は、リニアの問題でありますけれども、そのよしあし、必要性の有無といった問題は置くとして、これも恐らく可能性の高い鉄道敷になるであろう、このように考えております。

先日、亀山の市会議員と1日ご一緒する機会を得ましたが、その人の話ぶりから、亀山市はリニアで燃えているな、このように感じた次第であります。そのスピードと経済性から考えまして、鈴鹿山麓研究学園都市周辺といったところ、四日市か鈴鹿に駅をと、こういうふうに考えるのはちょっと無理があるのではないかな、このように感じた次第であります。そこで、100歩下がって考えてみました場合、亀山市に三重県のリニア新幹線の駅というのが妥当なところではないか、このように感じた次第であります。

このように考えますと、四日市から亀山までのアクセスとしては国道1号、国道306号、そして東名阪自動車道といったものがありますけれども、もう1本、農免道路ではありますが、小山田記念病院前でミルクロードに接続するフラワーロードといったものがございまして。これに乗りますと、国道1号の半分の時間で亀山に到着いたしますけれども、市の中心部からフラワーロードの入り口まで相当な時間がかかり、ロスタイムは大変なものであります。そこで、リニアを視野に入れた場合、小山田記念病院前を起点といたしまして、フラワーロードを延長する形で、市中心部のできる

だけ近くまでもってこれないものかと思わずにはおれません。これについてのお考えを伺いたと思います。

もう一つの考え方といたしまして、四日市西部、いわゆる内陸部の南北線として、笹川通り西部、すなわち県道宮妻峽線まで延伸、さらにできるなら国道477号、いわゆる湯の山街道まで延伸できればと思いますので、ぜひこの点についてのご一考をお願いしたいと思います。

今世紀中に30万都市になるかならぬか微妙なところではありますけれども、21世紀には県内は言うまでもなく、県外からの人口の流入が予想されますので、西部の開発は必至であります。そう考えますと、南北線は急施を要することになるだろう、このように思いますので、積極的な取り組みをお願いしたいところでございます。

次に、既存の道路についてでありますけれども、市道に認定されている距離は約2,000kmで、そのうち4m未満の道路が約800kmございます。確かに緊急自動車道も入れないような細い道路が私の町内にもありますし、市内に多く見受けられるところであります。朝夕のラッシュには通学路にまで車があふれ、子供が常に危険にさらされていることはご承知のとおりであります。このため、土地区画整理事業以外にも都市計画部には地区計画があり、建設部には後退用地要綱といったものが準備されております。これによりますと、沿道の民家が建て直すのを待って、4mあるいは6mといった道路を確保していくという考え方でありまして、10年、20年、中には50年というスパンで道路計画をしなければならないということでもあります。それぞれの地区には生活道路として緊急不可欠な道路があると思うのでありますけれども、これを特定市道に指定して、四、五年で拡幅する法整備、そしてそのための財源措置を講ずる必要があるかと思うのであります。これにはその沿道の住民の協力が必要であり、納得していただかなければなりませんので、そうした点を留意して検討をお願いしたいところであります。

最後に、介護共済制度について、その後の進行状況や考え方についてお尋ねいたします。

今、私のところに相談に来られる大きな問題として、在宅介護の限界を訴えたり、退院を迫られたが、在宅では無理だという悲痛な叫びであります。両親であったり、あるいは連れ合いであったりさまざまでありますけれども、核家族化の傾向はますます強くなっておりまして、在宅では十分な世話もできない上、家族も苦しんでいるという実態であります。そのため、寝たきりになった親を入院させてくれる施設を希望されるのでありますけれども、1カ月に10万から15万円の経費が必要とわかれると、やむを得ず在宅で頑張るという結果になってしまいます。もちろん多くは兄弟でお金を出し合うとか、借金をして中間病院に入院、あるいは年金で入院といった、うまく行くケースにはほっとするところでもあります。10年前からこの問題については何度も提案した、当時のネーミングとして福祉共済制度が導入されておるならば、こうした苦しみを市民に与えなくてもよかつたかなと悔やまれてならぬところでもあります。

とは言いまして、私の考え方とほぼ同じものを厚生省が介護保険制度として平成9年には導入予定ということでもありますので、私の考え方は四日市市では受け入れられませんでしたけれども、国の方でその方向に進んでいることに安堵しているところでもあります。しかしながら、これで老後は安心か、高齢化対策は万全かといえ、必ずしもそうではない、危惧の念を抱かざるを得ないのであります。ドイツではことし4月から同じような制度が実施されましたが、希望する人の4分の1が対象外として除外されているという実態であります。厚生省が実施しようとしているのは、このドイツの制度を模しているわけでありまして、ドイツと同様、対象にならない人が相当数に上るものと見なければなりません。

そこで、これを補完する制度が必要だろう、このように思います。それがここで申し上げる介護共済制度ではなかろうかな、市単独か県下13市で

協力し合うか、あるいは県にも協力を仰いで、県下全体で実施するとか、方法はともかく、介護共済制度を地方として実施することが必要になると思うのであります。今や世界は社会保障制度が存亡の危機にありまして、弱者切り捨ての方向に突き進んでいることは、アメリカの予算停止という形であられた政府と議会の対立や、今、フランスがゼネストに突入しているのも、この点での政府と国民の対立にはかなりません。福祉はかゆいところに手が届くきめ細かさが望まれるわけでありますけれども、国ではそこまで手が回らないに違いありません。一日も早く、たとえ小人数からでも手をつけていくことを望んで、第1回目の質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） ただいま、リニア新幹線の停車駅に絡みます道路についてご質問がございました。お話では亀山を第一の有力地ということでお話がございましたが、現在、県の方におきまして、第3次三重県長期総合計画の中で、県内停車駅設置のための運動の展開を位置づけておるところでございますが、実際はまだ県内のルートも決まっていない、こういう状況になっております。したがって、新駅の場所につきましても不確定な部分が多いところであるわけでございますが、仮に亀山にしろ、鈴鹿山麓周辺部にしろ、これが設置された場合には、東名阪、第2名神の高速道路でありますとか、北勢バイパスや中勢バイパス、それから国道1号、国道306号等の幹線国道、さらには特に南北間の主要道路になります鈴鹿亀山道路、それからフラワーロード等が重要な役割をもってくるということになるかと思えます。

どの地域にこの駅が設置されるにせよ、アクセス道路というのは非常に重要な役割を持ってまいりますので、早い段階からの取り組みが必要であると考えられます。とにかく本市といたしましては、その道路の問題もさることながら、リニア中央エクスプレス建設促進三重県期成同盟会を通し

まして、この中央新幹線の早期実現と、それからこの停車駅の適切な場所への設置のための運動展開を行っていかねばならない、そのように思っておるところでございます。ひとつ議会の方におかれましても、よろしくご支援の方を賜りたいと思う次第でございます。

具体的な道路の問題につきましては、建設部長の方からお答えさせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） ご質問のリニアに関連いたしまして、フラワーロードからのアクセスの道路計画と、こういうことにつきましてご答弁を申し上げます。

現在、フラワーロードのちょうど交差点が先ほどもございましたように、かつてのミルクロードが四日市菰野大安線という県道に昇格したところでございます。ちょうど小山田温泉病院の周辺でございますが、それからご指摘のように、国道477号までの、距離にいたしまして大体5.5kmあるわけでございます。また、北勢バイパスがちょうど小松と山田町の真ん中ぐらいいに来るわけでございますが、それと現在の県道の四日市菰野大安線の北に、水沢の方に行く、この間がおおむね4kmぐらいいあるわけでございます。したがって、6kmと4kmの間に大体位置するのがそのフラワーの現在とまっているところでございます。したがって、全体的にはそのメッシュの中に一つの道路網が必要かな、こういうような考えを持っているわけでございます。そういうことで、我々といたしましては、このミルクロードのやはり一つは拡幅、あるいは北勢バイパスの連携をより強化する、そういうことが必要ではないか、こういうように考えておるわけでございます。

そういう中でも現在言われましたように、ミルクと言いますけれども、県の四日市菰野大安線でございます。これから宮妻峡線、高花平からずつ

と西に行く、この道路、県道の宮妻でございますが、これは農地や山林で現在大きな土地利用が図られていないということで、さらには開発の要因は十分に考えられるわけでございますが、それから土山線に行く一部の間に、ちょうど小山田から内山の方でございますけれども、あそこにご存じようにゴルフ場とか産業廃棄物の処理場がある、こういうふうな地形のところと、高さ的には大きな谷が二つばかりあるわけでございます。そういう中でございますので、非常に地形的な問題、あるいは土地利用の一部を利用されているという二つの難問題はあるわけでございますけれども、やはり我々、これを何とか伸ばすということは今の現状の中では非常に難しゅうございます。しかし、あの周辺の開発計画とか、そういうインパクトをやはり打ち出す中で、当然その道路網は必要であろうかと、こういうふうに考えておるわけございまして、いずれにしましても今後このルートにつきましても再度一遍調査をして、それと同時に周辺の開発の醸成ができるようなこともひとつ踏まえた中で取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございますので、ご理解をいただきたい、このように思います。

それから、2番目の特定市道の件でございますが、おっしゃるように、一般の生活道路の中には地域にとっては大変その地域の狭い中にも一つのルートというのはその中の幹線というんですか、そういうようなことになっておるといことで、その辺の整備ということはおっしゃられたわけでございます。ご意見もございましたように、四日市には約800kmぐらいの4m以下の道路があるということも事実でございますが、我々としてもその辺については大変苦勞をしておるわけでございます。しかし、前回の阪神・淡路の災害等を見ますと、やはりそれぞれの地域の集落の中でのやはり防災面という意味では、本当に1本の道路というのは大なり小なりの幅を持ったものが必要ではなからうか、こういうふうにも私も認識をするわけでございます。

しかしながら、今日今まで私どもが取り組んでおるのは、どちらかといったら、今ちょっとございましたように、建築後退制度とか、そういう中で、あるいは建設部道路課が担当しております市内のそういう生活道路では局部的な改良、隅切りをしたいとか、土地の地権者の協力を得られる範囲の4mそこそこの部分的な改良に現在やっておるような状況でございます。そういう中でございますが、やはり今後の問題としてはそういうことも含めていかなければならぬ。しかし、私どもといたしましては、四日市の交通渋滞を緩和するためには、現在、都計決定されている街路をより一層整備することがまず第一でもあると、そういうふうにも認識するわけでございます。

しかし、今回、建設省が8年度の予算に向けまして、実はこういう防災の観点から生活道路の中で、ひとつ消防活動もできるような道路を都市局の方でひとつそういうのを事業化を図っていこうと、こういうふうな形で建設省におかれましては、8年度、大蔵省への要求の中に、6m以上の道路をそういう法制化も含めて整備を図っていこうという要求をなされているように、私たち聞き及んでおるわけでございます。

したがって、やはり全体的にこの阪神・淡路の状況を見た中では、それぞれの地域の中の一つの幹線という防災活動に可能な道路ということがそういうことで6mと。本来、街路事業におきましては、非常に広い幅になるわけでございますが、6m以上の道路の整備も今後そういう都市局の事業として採択をしていこうと、こういうふうなお考えもしておりますので、我々はその辺の具体的な指示がございましたら、それに向けまして、今後前向きに検討、研究をさせていただきたい、こういうふうにご存じのところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまのご質問の2点目、介護共済制

度の必要性についてお答え申し上げます。

市民の互助精神に基づく介護共済制度の創設という貴重なご提言を賜りまして、まことにありがとうございます。昨年の9月議会において、国の公的介護保険とあわせてご質問をいただいておりますので、その点を踏まえてご答弁を差し上げたいと存じます。

さて、国は平成9年度に健康保険、年金、労災保険、失業保険に次ぐ第5番目の保険制度として公的介護保険の導入を進めております。この背景といたしましては、ご承知のとおり、急速な高齢化社会の到来、それに伴いますところの要介護者の増加、介護期間の長期化、介護者の高齢化及び家族形態の変化、女性の社会進出の増加などによりまして、従来のような家族によりますところの介護が期待できなくなっているという現状がございます。また、長期化する介護は家族自体のさまざまな生活破綻や健康問題などを引き起こすなど、その影響は高齢者自身にとどまらず、家族全体まで波及するという厳しい状況も生み出しておりますこともしばしばございます。したがって、問題の所在は、要介護老人の増大による国民全般の介護への不安の高まり、家族の重い身体的、精神的負担等にあると考えておるところでございます。

次に、ご指摘のドイツの介護保険制度でございますが、ドイツには我が国がとっております公的な措置による老人ホームの入所といったシステムが今日まで存在せず、専ら要介護者本人の収入、財産の投入に依存し、家族の費用負担に伴う社会扶助給付のみが存在しておりました。そこで、高齢化の進行に伴い、これを改めるべく1995年4月から新たに介護保険制度の導入に踏み切ったわけでございます。この制度の内容は、介護の必要性に応じて、受給者のランクを3分類し、現物給付及び現金給付の上限を定めたものとなっております。しかしながら、近々の報告では、議員のご指摘にもございましたように、被保険者の何割かが現金給付となったり、その結果、個人の経済的負担もかなり必要といった、今後検討すべき課題が

見受けられるようになっております。

一方、我が国におきましても、ドイツのように多額の国庫債務を抱えていることから、公費の投入はせず、ほとんど保険料で賄う仕組み、あるいは北欧のように、すべて公費でという発想はともになじまないという判断から、適切な公費負担を組み入れた社会保険方式をうたっております。

先ごろ、厚生省の老人保健福祉審議会が取りまとめた中間報告、新しい高齢化介護システムの確立についてを見ますと、第1には、家族介護の限界、制度間格差、公的サービスの不足等といった高齢者介護の現状と問題点に触れ、そのためには新しい介護システムが必要と述べております。

また第2に、社会的支援体制の整備、利用者本位のサービス体系の確立、社会通年による介護費用の確保といったものを指摘し、総合的、一体的な介護サービスが提供される、新たな介護システムを創設していくことが必要と述べております。これは新ゴールドプランに基づき公的サービスを量、質ともに増やし、総合的に提供していこうというもので、その財源としては先ほども述べましたように、適切な公費負担を組み入れた社会保険方式によるシステムについて具体的な検討を進めていくことが適当としております。

第3に、介護サービスの範囲、水準、認定方法や介護支援体制、現金給付の問題、現行制度とのかかわり等の整理が必要であること、また費用保障としては社会保険方式の導入をうたっておりますが、保険料や保険者の問題、公費、事業主負担の問題、利用者負担、さらには民間保険や既存の医療保険、老人保健制度との関連等について検討を進めていく必要があるとしております。若干専門的な用語が多くなり、まことに恐れ入りますが、このような我が国が導入の計画をしている公的介護保険制度の目指すところは、福祉サービス、医療サービス、保健サービスが一体的にパッケージとして提供できる仕組み、すなわち介護サービスの一元化にございますが、しかしながら実施までにはまだまだ検討すべき事項も多く、紆余曲折を経

るものと想像いたしております。

こうしたことから、現下、民間等の保険会社による新たな商品開発についても模様眺めといった感がございます。本市の昨今の情勢を見ますと、コミュニティー単位や簡易制度によります介護等の現物給付を行う協議会や団体といったものが組織されつつあり、この傾向は国の公的介護保険創設の動きにもかかわらず、今後も続くものと思われまます。これは互助精神や連帯意識という言葉の裏に、住民の老いや寝たきりに対する根深い不安感があるものと考えられます。したがって、高齢化社会の到来に向けて住民が公的介護保険プラス1の安心機能を引き続き求めることも十分予想されますし、サービスを受ける側から言えば、公的介護保険を補完する安心機能がたくさんあって、自分の選択によって選ぶことができることが好ましいことだと思われまます。

また、ご提言のように、市独自の共済制度で出発するとなりますと、交通共済のように、市民全般の加入を対象としたものとはなりづらく、また一方では支給対象者がかなりの高率で発生してくるという想像もできますので、住民のニーズなどがどの程度あるのかといった市民アンケート等による市場調査とあわせて、会員数、掛金など、どの程度確保が必要なのか、あるいは障害の程度に応じて、どの程度の見舞金、一時金を支出できるのかといったことも精査する必要があるかと思われまます。

したがって、今後の公的介護保険に関する国の動向を注意深く見守りつつ、ご提唱の介護保険制度、あるいは従前よりご提言をいただいております福祉公社も念頭に入れ、鋭意調査研究を行ってまいりたいと考えておりますので、どうかご了承賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 久保博正君。

○久保博正君 ご答弁ありがとうございました。

一番最初のリニアの件につきましては、先日、ちょっと亀山の市会議員と話をしまして、私と亀山の市会議員との温度差を非常に感じたというの

が実態でございまして、我々の中からほとんどリニアの声が上がらないけれども、向こうでは毎日のように、リニア、リニアと。したがって、この勢いがどうも亀山に持っていかれるんじゃないかなと。なろうことなら四日市にあってほしい、こう願うのはもちろんでございますので、その点だけはどうぞお含みおきをいただきたいと存じます。

そこへもしリニアが亀山へいく、あるいは四日市に来るとか何とかでなくて、一番今、私が言いたかったのは、先ほどの西南部の開発というものはこれから四日市にとって一番大事だろうと。ともかく内陸部の開発のために、今いわゆる工業用地をどんどんつくった、けれどもちょっと売れないというようなことでありますけれども、これがもしも住宅政策ならばどうだったろうか、こんな感じがいたしておりますので、その点でここは恐らく将来、東西線はあるんですけれども、すべてその3本か4本ある東西線へ向かって、朝はラッシュで車が数珠つなぎなんですね。たまたま私が逆方向に走るときには非常にスムーズに走れる、これは皆さん、皆経験されていることだと思いますので、やはり四日市のネックはそこなんだと。ともかく南北線が非常に少ないじゃないか、国道1号しかり、国道23号しかり、本当にどの道路をとっても満杯だ。したがって、そのところへ全部入ってくるわけでありまますので、しかも東西線にも随分と車が入る。したがってこれを何とか解消するためには、このあたりに1本どうしても道路が欲しい、これはどの人も感じるころではないかな。今、そのような形で非常に前向きな答弁をちょうだいいたしまして、ありがたいなと、こういうふうに思っております。

しかし、これは10年、20年待ったんでは意味がないわけでありまます。どうか、北勢バイパスというのが入ってまいります。しかしながら、四郷高校よりもさらに下に下がってくるというわけで、その西側というのは何も道路がない、あっても本当に車が1台通るか通らぬかという状況でありまますので、これを何とか一日も早く実行に移していただければ、四日市の

発展は随分変わってくるのではないか、こんな感じがいたしておりますので、その点ひとつよろしくお願いをしたいと存じます。

それから、特定市道につきましては、先ほど防災の話がありまして、やっと阪神大震災の結果が出ました。約8割から9割の人が圧死しているというので、これはもう大変なことですが、そうなってくると、そこへ行くにも道路が狭い。四日市の場合なんかを見ましても、多くの人が恐らく、もっと大変な悲惨な状態になるんじゃないかな、こんな感じがいたします。今、建設省の方でという話がありました。確かにそういうのを待っていけば、8年度の予算がふっとんでしまったら、それは前に進まないわけでありますので、何としても四日市でやるんだと、国がやらなければ何もやらぬ、これが今までの四日市の姿勢でありました。けれども、そうであってはいけないな、やはりよそがやらなくても、ともかく日本でたった1カ所四日市がやったというものをつくり上げていく必要はあるかな。石橋をたたいて石橋を壊してしまうようなことがあってはならない。やはり渡り切らなければいかぬだろう、こういうふうに思いますし、ぜひそういった今、四日市の置かれている立場というのは、本当に道路が狭い、どこへ行ってもみんな行き詰まりだ、よそから来た人たちは四日市の道路はわからぬというのが第一印象であります。本当にそういったことをひとつぜひ勘察していただきまして、生活道路の拡充のために何をなすべきか、今何が必要なんだといったところをひとつ精査していただければ大変ありがたい、こういうふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

それから、最後になりましたけれども、介護の件であります、本当にやっとかみ合ったかな、今までは本当にとんでもない答弁ばかりでございまして、介護がそれほど不要なのか、四日市とはそれほど介護に十分手が尽くされておるのか、こういう思いで10年間過ごしてまいりました。けれども、やっぱりやっここへ来て、答えがかみ合ってきたな、質問と答弁がやっとかみ合ってきたなという感じがいたしております。

国がそういう介護保険制度というのをを出してきたから、四日市もやっと思いを向けたのか、あるいはそうではないよと、やはり必要だと思うから答えが出たのか、その辺のことはちょっとまだまだ感じが違うわけでありませけれども、いずれにいたしましても、寝たきりの方を抱えた家族というのがどれほどの思いで、私のところやあるいは皆さんのところへ、あるいは行政の方へお願いに行くか、これははかり知れないものがあるだろう。

まだ、四日市の場合は、よく聞くとところによると、施設がたくさんあって、よその土地と比べれば十分過ぎるほどあるんだ、こういう感じがいたしておりますので、その点は大変ありがたい、こういうふうに思います。しかしながら、必ずそこへ行くにもお金なんだ、お金がなければ、自分の大事な親を入れることもできない、こういったことをどうぞ感じていただいて、一日も早くそういう人たちが本当に自分も出した、そして行政も出していただいた、そういうお金でもって親を入所させることができた、こういうような、あるいは先ほども石川議員の方からありましたけれども、ホームヘルパーについてもお金が要るわけであります。そういったこともあわせながら、これからの福祉というのは、私は前にも申し上げました、ただ与えられるだけではいけない、やはりこれから必要なものは自分もある程度払う、こういう世界が来る、こういうふうに申し上げて10年たったわけであります。どうかその辺のことをお願いしたい、こういう感じであります。

また、例えば高額医療というのに対して、本当に多くの人たちが苦しんでおった。けれども、今は本当に高額医療助成制度というのがございますので、助かっておる。あれを市の方から5億円ぐらい出ているだけで、それであれだけの人たちが助かっているんだ、そういうことを考えますと、この介護助成制度というのは恐らく十分な機能を発揮して、大勢の人たちが本当に安心と安全のネットワークの中に我々はおるんだな、こんな感じがされるのではないかな。どれほど市民が喜ばれるかわからない。私は、

ドームのことに反対するわけではありませんけれども、もう少し底辺のところを目を置いた行政のあり方というものが今問われているのではないか、こんな感じがいたしております。

かつて、入院したときの介護助成制度というのをつくってくれ、何遍も頼みまして、やって平成元年にできました。最初は400万円ぐらいでした。しかしながら、400万円ぐらいでだんだん目減りしてくるかな、これでもう使う人がいなくなって結構なことだな、こういうふうになっておりましたら、昨年は1,000万円まではね上がっておりました。やはり需要がそれだけ膨れ上がっているんだな、こんな感じであります。たったわずかな小さな制度でありますけれども、それによって何人かの人たちが助かっているんだ、こんな感じを私は抱きました。この制度が導入されるならば、恐らく我々の想像し得ないほどの多くの人たちが助かるだろう、こういうふうになりますので、よろしくご賢察のほどをお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野崎 洋君） 暫時休憩をいたします。

午後1時39分休憩

午後1時56分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に基づいて質問をいたします。

来年度予算と施策についてであります。決算議会を踏まえて、今進められております来年度予算編成に当たり、市長の基本姿勢についてお尋ねをしたいと思います。

先日の平成6年度の決算においては、長引く円高不況の中で税収も大幅に落ち込んでおります。所得税減税による減収、あるいは法人市民税も最

高値と比較いたしますと、60%近くに大きく落ち込んでおります。

今日の経済情勢は政府与党が経済対策として公共事業への投資を行っておりますが、来年度に目に見えてよくなるという状況ではなく、先行き不透明となっております。市民の間では企業のリストラによる人減らし、合理化、あるいは配転、出向、時間外もなくなり収入が減っていますし、中小企業においても不況による売上減少や下請の切り捨てや単価の切り下げなどによって倒産するなど、先の見通しが不透明であります。不況の中で新規採用も少なく、新卒者の4人に1人、25%の人々が就職浪人と言われております。このようなときこそ来年度予算においては不要不急の事業はやめて、市民の暮らし、福祉を守る立場に立ち、施策についてもその立場を貫くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

一つには来年度の財政の見通しについてお尋ねをいたします。さらに、一般会計、特別会計、企業会計を含めた起債総額が約1,500億円となり、償還額も多額に及んでおります。その返済に当たり、今日の低金利時代の中で、金利がバブル経済のときに借り入れた金利よりも安くなってきております。この起債を高金利のものから低金利のものに切りかえるなどして、市財政への負担を軽減すべきであります。繰上償還も含めて対策を行うべきであり、国に対してもこのことを強く求めていくべきであり、その取り組みについて市長のお考えをお尋ねいたします。

市民の所得が減収している中で、バスの値上げ、JRの値上げなどが行われようとしていますが、市民生活を守る立場から、来年度は市の公共料金である国民健康保険料を初め、市営住宅の家賃、保育園、幼稚園の保育料、あるいは各種の手数料、使用料などは値上げをすべきではないと考えますが、市長はどのように対処されるのか、お尋ねをいたします。

次に、官官接待の問題であります。9月議会でも質問をいたしましたし、先日の来年度予算要求のときにも一切中止することを申し入れましたが、必要最小限は行う、官官接待はやめないということでありましたが、今さ

らこれだけ国民の批判がある中で、国や県も招待しても応ずるはずがありません。規制を設けて行うのではなく、この際一切行わないと声明され、市民世論に答えられることを強く望みたいと思いますが、市長の考えを改めてお尋ねをいたします。

地方自治体は市民の命と財産を守ることが大切ですが、ことしの1月17日起こった阪神大震災では5,500人からの死者、20万棟からの家屋の倒壊で未曾有の被害を出し、改めて地震防災対策の必要性が見直され、国を初め地方自治体でも取り組みを強めております。私ども日本共産党も先日市長に対して、9分野177項目にわたって来年度の予算要求を行ってまいりました。そして、その第1番目に地震防災対策について18項目の要求を行いました。市民の要求が強い地震対策を重視した予算にすべきですが、市長の考えをお尋ねいたします。

次に、農業振興について、市長の姿勢についてお尋ねをいたします。

今、政府は米まで含む農産物の総自由化、あるいは農家の9割の切り捨てにつながる新農政、さらに食糧制度の廃止を含む新食糧法の実施による3悪農政で日本の農業が根底から破壊されようとしています。今、農家の間からは、なぜ米を輸入しながら減反を押しつけてくるのか、四日市でもことしは水田面積の20%が減反させられた、来年度は30%までに増やされようとする怒りが大きくなっております。

また、新農政により農地拡大を行い、認定農家制度で合計で53戸に農家をまとめようとしておりますが、そのことにより90%以上の農家が切り捨てられようとしております。このような農業切り捨てに反対し、農家経営を守る立場に立って奮闘すべきですが、市長の考えをお尋ねいたします。

次に、市民の安全、暮らし、福祉を守ることについてであります。今長引く不況の中で中小業者の不安と苦しみは極限に達しております。何よりも資金難に苦しむ中小業者に対して、金融機関では融資さえできない、

行わない、こういうところもあります。先日、私も中小業者で組織をされております民主商工会の皆さんと一緒に、北伊勢信用金庫と三重銀行との交渉に参加をさせていただきました。その中でも貸付金利の引き下げや低利融資の切りかえなど、積極的にを行うよう申し入れましたところ、二つの銀行も積極的に取り組んでいるとのことでありました。ぜひ市の融資制度の中でも金利の引き下げ等に積極的にこたえるべきであるし、返済猶予制度や借りかえ制度にも積極的にこたえとともに、特に業者の要求が強い不況対策資金や独立開業資金の貸付限度額の大幅引き上げを行うべきであります。いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

さらに、バブル時代に住宅を購入し、高い金利のローンを組んだ市民が多くみえるわけであり。最近の低金利時代の中で低金利のものに借りかえを行い、少しでもローンの支払いが安くできるようにすべきであります。市独自でも相談窓口を設置したり、積極的にPRを行うなどして、市民生活を守るべきですが、その取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、福祉の問題ですが、ゴールドプランに基づき取り組みがなされておりますが、各年度の実施計画に基づいて取り組んだとしても、計画目標値を達成することができるのでしょうか、お尋ねをいたします。

県の資料でも平成5年度決算において、四日市市は1人当たりの福祉の予算が13市中において10番目の位置であります。平成4年度は9番目でありました。もっと福祉の予算そのものを増やさなければ市民の福祉充実の願いにこたえることができません。来年度は福祉の予算を大幅に増やすべきですが、いかがお伺いなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 佐野議員の第1点目についてお答えを申し上げます。

我が国経済は、巨額の不良債権問題に加えまして、急激な円高等があり、景気の失速、産業の空洞化が懸念をされている状況でございますことはご承知のとおりだと思います。一部半導体などの産業等についてさらに拡充の投資が行われるようではありますが、企業環境全体で言えば、依然として厳しい情勢にあります。

平成6年度決算では市税において初めて減収ということで、対前年度比マイナス4.4%となっております。来年度におきましても、市税の伸びは余り期待できない上に、平成6年度から行われている市民税の特別減税が引き続き実施をされる見通しでありますし、さらに国庫補助負担比率の引き下げの恒久化に伴います影響でありますとか、あるいは数次にわたります経済対策の地方負担の大部分を地方債に依存をしておりますため、本市の6年度末における市債残高は、一般会計で681億円、特別会計、企業会計を含めると1,571億円ぐらいに達しております。こうした状況の中で8年度の予算編成に当たりましては、本市行財政改革の大綱ののっとりまして、既存の事務事業についても徹底した見直しを行い、簡素、合理化、縮小を図りますとともに、今後、急速に進む高齢化などへの行政需要に対応するために、長期的展望と将来におきます財政負担に留意して編成を行っていくつもりであります。

2点目の地方債の借り替えの問題ですが、現在のように低金利の時代に市債の借り替えができれば、これにこしたことはないわけですが、大蔵省、自治省の同意がこれはなかなか得られませんし、銀行から借り入れております縁故債について、借り替えではなく繰上償還で残額を一括返済する方法を認めてもらったところもありますけれども、現実には元来起債というのは長い期間かかって長年月でそれぞれの時代の市民が負担をしていくという建前で認めてもらっておるわけですから、ある一定の時期にそれを繰上償還をいたしますと、そのものについて市民が直接負担をする、こういうことになるという点が一つございますし、さら

に金利が安いときにどっと返すということにつきましては、今度は金利が上がったときにどうなるのかというような問題もあるわけでありまして、こういった点から大蔵省、自治省の方では、そう容易には認めてもらえないというのが今日の実態でございます。

本市におきましては、借り入れ対象施設の除却等の場合を除きまして、昭和63年3月に縁故債2億7,620万円を4行から、平成2年3月に2億1,268万円を繰上償還を行っておりますが、いずれの場合も財政状況におきまして比較的余裕のあった時期であり、今後繰上償還を随時に行うといたしますと、借り入れ時の条件として貸付利率の変動制が導入される可能性というもの、あるいは先ほど申しましたように、条件の悪化が予測されるわけであります。

また、一般会計と特別会計を合わせました銀行等縁故債の平成6年度末残高は政府系資金を除きまして145億円余りとなっており、全体に占める比率の10%近くでございます。最近はこれが増加傾向にあるわけであり

ます。こうした中で、一方的に金利が安いからといって繰上償還を行うことは、今後資金調達の場合に非常に困難になってくるという心配もあるわけでありまして、銀行等と慎重に協議をした上で実施しなければならないかというふうに思っておりますが、それには非常に困難があるというふうにご承知おきを賜りたいと思います。

なお、公共料金についてであります。行政といえどもコスト意識を持って、経営体としての効率化を可能な限り進めまして、経費の節減に努力をした上で、受益者負担の原則のもとに受益と比べて明らかに負担の低いものにつきましては適正に見直しを行っていくべきであるというふうにご承知おきを賜っておりますので、ご理解を賜っておきたいというふうに思います。

次に、官官接待の問題が出されました。私の気持ちとしては、官官接待

というようなものはできるだけやめたいというふうに思っておりますけれども、すべてをやめるといふわけにはいかない。やはり多少のものはやむを得ないところがあるかというふうに考えておるわけでありませう。

この間の共産党さんとの来年度の要望のときに、私が簡単にやめますよと、こういうご返事を申し上げましたが、それは私の気持ちでそう申し上げたことであり、すべてをやめるといふわけにはまいらないというふうに思っております。しかし、接待等の経費の支出につきましては、必要最小限度にとどめておきたいというふうに考えて、したがってこの種の経費の支出につきましては、執行基準を作成いたしまして、経費の目的、範囲、出席者等、厳密に運用してまいりたいと考えております。

執行管理につきましても、この意義と効果を十分に検討いたしまして、事前の協議を部内で行って決めてまいりたいと思っております。平成8年度の予算では申し上げましたように、7年度当初予算の交際費の中の食糧費というものを20%カットする予定であります、そのカットした残りのものについての執行につきましては、今申し上げましたような厳重な姿勢で臨んでいきたいということを改めて申し上げておきたいというふうに思っております。

農業についてのご質問がございましたが、以下のご質問についてはそれぞれ担当部の方からご返事を申し上げたいと思ひます。

○議長（野崎 洋君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（赤塚宗信君）登壇〕

○農林水産部長（赤塚宗信君） それでは、ご質問のうち農業振興に対する市の基本姿勢についてお答えを申し上げます。

皆様ご承知のように、農業は安定的な食糧生産をその目的としておりますが、そのほかに国土あるいは環境保全、景観形成等、多様な機能を有しております、緑豊かな自然環境の維持、増進を通じて、潤いのある快適な地域社会の形成に大きな役割を果たしており、今後とも適切な施策に

よって農業振興に一層努めてまいることが必要と存じます。

しかしながら、日本の農業は就業人口の減少、従事者の高齢化、兼業化の進行、国際情勢への対応、さらにまたご質問の中にもありましたように、新食糧法の施行への対応等、新たな局面を迎えておまして、その振興のためには特に農業経営を担う生産者、あるいは生産組織の育成確保と効率的な土地利用の推進が大きな課題となっております。

そこで、本市といたしましては、四日市市農業経営基盤の強化促進に関する基本構想、これを平成7年3月に策定しまして、向こう10年間に育成すべき効率的かつ安定的な農業類型と育成戸数、及び農用地の利用集積に関する目標を定めたところでございます。今後、認定農業者制度の活用、農業構造改善事業等の諸事業の推進、さらには農用地の利用集積のための諸施策への取り組みを通して、目標とする農業、農村の健全な発展と、食糧の安定確保を目指してまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 2点目のうち、独立開業資金と不況対策無担保資金の限度額の引き上げについて、さらに住宅ローンの相談窓口につきましてご答弁を申し上げます。

本市の中小企業向けの融資制度は中小企業振興資金を初めといたしまして、7種類の制度を持っており、多くの中小企業の方々にご利用いただいております。そこで、ご質問の独立開業資金並びに不況対策無担保資金の限度額の引き上げについてでございますが、まず不況対策無担保資金につきましては、バブル経済崩壊に伴いまして、担保価値の減少により融資を受けられない状況が予想されたことから、時限的に新設をしたものでございますが、本年12月1日から無担保、無保証人扱いでございます小規模事業資金の特別小口扱いの限度額がこれまで500万円であった

ものが750万円に、さらに融資対象企業といたしましても、従業員が5人未満であったものが20人以下というような条件緩和がなされたところをごさいますて、この制度のさらなる利用を働きかけてまいりたいというように考えております。

次に、独立開業資金の限度額の引き上げについてでございますが、ご承知のとおり、本市の制度融資につきましては、市中金融機関の融資の補完的なものと考えておるわけでございまして、1年以上の事業実績が前提としているところでありますが、新規開業を促進するために特に条件緩和を図り、この制度を設けたものでございます。したがって、類似の制度融資の国民金融公庫の独立開業貸付制度があるわけでございまして、これでは運転が4,800万円、設備資金が6,000万円の融資制度がございまして、これらの制度の利用を促進してまいりたいというように考えております。

続いて、住宅ローンの相談窓口についてでございますが、制度によりまして借り替えができないものもあるわけでございまして、一般的に申しますと、借入金を一たん返済し、保証とか登記を組み直して、新たな住宅ローンを受けるといような形にもなるわけでございまして、四日市市消費者センターにおきましては、このような相談がありました場合は、借り替えが可能かどうか、その際の事務手数料はどうなるのか、そのような詳細につきましては、金融機関に問い合わせながら説明をしてまいりたいというように考えておりますし、また消費生活情報でございます生活情報よっかいち等でも周知に努めてはどうかというふうに検討してまいりたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） 地震対策について質問がございましたので、お答えをいたしたいと思っております。

地震による災害から市民を守ることににつきましては、阪神・淡路大震災

の被害状況、教訓を踏まえて、現在、防災アセスメント及び各種の被害想定調査を行っているところでございます。9月の議会、あるいはまた今議会にもこの辺の調査費をお願いしているところでございますし、同時に特別委員会でも今議論をされておまして、間もなく中間報告もいただくことになっておるということでございます。

したがって、それらを参考にいたしまして、この方針につきましては、地域防災計画を修正するとともに、今、国の防災会議の方でも、あるいは県の防災対策室の方でも地震対策を検討されているところでございまして、この整合性を図りつつ、緊急かつ重要な政策を最優先にして、来年度の編成を行っていきたい、かように考えておりますので、ご了解を願いたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 一番最後に県下における福祉予算のランクづけのお話がございましたので、ご答弁申し上げます。

人口割で申し上げますと、本市はパイが大きく、その結果、そのような数字が出たわけでございまして、ほかの市町村に比べ、個々の福祉施策なりサービスがそれほど劣っているとは考えておりません。しかしながら、先ほど議員のご指摘いただきました趣旨につきましては謙虚に受けとめ、福祉の向上に向けて最大限の努力をしまる所存でございますので、どうかよろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 佐野光信君。

○佐野光信君 答弁いただきましたけれども、非常に残念なことに官官接待やめると一言で言ってしまうれば終わりなのに、ぐずぐずと言われておりました。残念です。和歌山県でも既に知事がやめると、特に北海道の事件を契機として、そういった官官接待の一切中止が多くのところ出てくると思っております。ぜひ市長もやめていただきたい、このことをお願いしておき

たいと思います。

それから、福祉の予算ですけれども、パイが大きいといっても、一人一人にしてみれば比較ができるわけですし、遅れていないと言われましたけれども、けさの質問でも施設は十分あるけれども、マンパワーでは不足している、こういつて保健福祉部長は答えたではないですか。まさに福祉の予算が少ないからこそ、きのうもあれだけの議論がなされたわけですし、ぜひこれはもっと予算を大幅に増やしていく、こういう福祉を充実させることこそ、景気対策にもつながるわけです。ぜひそのことを市長を初めとして肝に銘じて予算を増やしていただきたい。

また、不良債権とかいろいろ言われていますが、最高の金利が8.2%で支払っているわけですね。困難はわかります。銀行とも十分話し合っ、今3.15%の金利でございまして、8.2%といたら倍以上なんです。ぜひこれを粘り強く銀行とも相談をしていただいて、一部繰上償還するなどして金利負担を軽減していく、そのことに取り組みをしていただきたい。

地震について、私はいろいろ特別委員会に所属しておりますけれども、要は予算を増やしてほしいということですので、よろしく願います。

○議長（野崎 洋君） 時間が参りましたので、佐野光信君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 引き続き一般質問を続けます。藤岡アンリ君。

〔藤岡アンリ君登壇〕

○藤岡アンリ君 日本共産党を代表して質問をいたします。

初めに、四日市ドームについてお尋ねをいたします。

既に、ドームの建設が始まっております。しかし、今からでも中止せよと多くの市民から大変厳しい批判の声が上がっています。日本共産党では10月の下旬に自治会長さん、議員兼務の方は除きましたけれども、スポーツ団体の役員さん691人にアンケート葉書を郵送して、ドームについての

意見を寄せていただきました。葉書や電話で283名から回答をいただき、これを集約いたしました。質問は、1賛成、2今からでも中止せよ、3その他と三つの項目から一つ選んで、その上にご意見も書いていただきました。アンケート結果は、今からでも中止せよが226名、80%です。賛成が26名、9%。その他が17名、6%。回答なしが14名、5%。こんな結果でした。どの葉書にもご意見の欄にはびっしりとご意見が書かれています。ドーム自体の問題点を指摘したものには、「この施設では公式試合ができない」「目的が中途半端である」「隣接する競輪場だけでも大渋滞するのに、ドームができたりますます大変」「完成後の維持管理に大きな負担がかかる」などです。また、「この不況時に建設の必要はない」「福祉や下水道整備、防災対策、ごみ処理場など、もっとやるべきことがある」「市民に詳しい説明もないまま推進するのは問題だ」など、市の政治姿勢を批判した意見も寄せられています。市民不在で建設が進むドームに対する批判や怒りがこのアンケートを読んでいますと、びんびんと伝わってまいります。

ドーム本体と周辺整備を合わせて200億円もの巨額を要する工事を一方で進めながら、財政が苦しいからと福祉や暮らしにそのしわ寄せが来いています。例えば、昨年からことしにかけて水道料金や下水道料金が大幅に値上げをされています。また、市内では来年の予算で備品や旅費などを1割カット、こんな方向さえ出ているそうです。また、建設のための起債65億円はその返済が12年にわたり、まさに市民の税負担にかかってきます。東京都の世界都市博中止の例もあるように、アンケートにあらわれた「今からでも中止せよ」、この80%の声に市は謙虚に耳を傾け、ドーム建設は中止すべきではないでしょうか。市民のドーム建設反対の声にどうおこたえになるおつもりなのか、市長のご答弁をお願いいたします。

次に、市営住宅について質問をいたします。

最近、大瀬古新町の8戸続きの簡易平屋建てに住んでいらっしゃる方か

らご相談がありました。ちょうど南側に掃き出し窓があります。大変建てつけが悪くて、窓の開け閉めが大変です。私、昨日も行って、実際にやってみたんですけども、動かないところが多いんです。窓の開け閉めは大変ですし、雨戸がありませんから、風が吹いてくると戸ががたがたする、そして雨も吹き込む、戸のすき間から風が吹き込む、風に飛ばされたものでガラスが割れることも再三だそうです。市に言いますと、修理をしていただいたことありますが、何しろ大変古いので、その戸の木が腐りかけています。何とかしてください、こんなご相談でした。この住宅は、お年寄りや障害を持った方が住んでみえます。建て替えまで我慢せよなどと冷たいことを言わずに、ぜひこの窓をサッシに替えてください。

次に、建て替えの問題ですが、この住宅は昭和32年、1957年の建築ですから、ちょうどことして38年たっています。この住宅の耐用年数は35年間、当然建て替えの時期が来ています。厚生省の調査結果によりますと、あの阪神大震災で死亡の43.7%が65歳以上の高齢者であり、家が倒れて下敷になって圧死された方が77%と報告をされています。地震災害には住宅問題がいかに重要かということがこのことでわかります。もし、震度7直下型の地震が起こったら、真っ先に被害が出るのはこのような古い住宅であることは間違いありません。

私の近所に幾つか市営住宅がありますが、昭和28年建築の石塚町住宅、昭和30年と31年に建設された泊ヶ丘住宅、昭和31年の永宮町など、本当に心配です。建て替えの計画は一体どうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

耐用年数をオーバーした住宅については、建て替えるのが当然だと思いますが、ここにもう一つの心配があります。既に建て替えられている住宅について家賃を見ますと、例えば7,000円が、建て替えた家賃5万3,000円、7.5倍と大変高くなっています。再入居者については傾斜家賃という制度をとっておりますけれども、それにしても低所得、年金暮らしではとても

払えそうもありません。これでは建て替えしたら、住むところがなくなる、こんな大変な事態にもなりかねません。どうしていただけるのか、お答えください。

最後に、家賃の減免についてお尋ねをいたします。平成2年4月に市営住宅の家賃が引き上げられました。同時に、減免制度が大幅に改善されました。現在、市営住宅は26団地、3,109戸あるそうですが、平成4年12月議会の水野和子議員の質問によりますと、対象人員が約500人、減免申請者はわずかに80件となっております。ことし調べましたら、平成6年度の申請は97件となっています。2割にも満たないわけです。なぜ申請する人がこんなに少ないのでしょうか。対象者には市から通知を出す親切が欲しいと思います。減免の基準額ももっと引き上げて、お年寄りや年金暮らしの人たちがそこで安心して住み続けられる家賃体系にしていきたいと思います。温かいご答弁を期待して、第1回目の質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） 四日市ドームの建設を直ちに中止せよという話でございますが、ちょっとこのドームがこれまで100周年記念事業として決定をされてまいりました経緯について申し上げますが、まず市制100周年記念事業懇話会というのが平成3年度に設置をされまして、この市制100周年記念事業として何をやればいいのかということをも市民30人の委員さん方でいろいろご検討いただいたわけでありまして、そしてその後、市制100周年記念事業推進市民会議という、いわゆる100人委員会というのができまして、これは平成4年度でございますが、ここでいろいろ具体的にいわゆるメモリアル施設についてご検討いただいたわけでありまして、そこで、出ましたのがこのドームでありますとか、それからサッカー場というようなものもいろいろ出たわけでございますが、その後市議会におきましても、平成3、4年度にわたりまして市制100周年記念事業特別委員会、

こういうものができまして、いろいろご審議を賜りましたのはご承知のとおりでございます。

そういった経緯の中で、最終的に多くの市民が子供から老人まで多くの階層の方々が天候に左右されずに利用できる施設と、こういうことでドーム型多目的スポーツ施設、これの建設が決まったわけございまして、しかもこれは第6次の基本計画の中に折り込みがなされております。したがって、この第6次基本計画につきましても、議員の皆様にもご説明を議員説明会でさせていただきましてご承認をいただいた、そのように理解をしておりますし、さらに当然にこの事業予算というものはこの議会の議決を経て、現在の着工に至っておる、こういうことでございます。

したがって、アンケートがどういう経緯でなされまして、どういう設問でどういう結論かということは、結果だけお伺いしたわけでございますので、ちょっとその結果の意味がよくわからないところもございますが、とにかくできるだけ多くの市民の方が100周年の記念事業ということでこのメモリアル施設の建設について喜んでいただいて、そしてできるだけ今後これを有効に使っていただく、そういうことで使い方の内容の問題につきましても、どういう競技ができるのかとか何とか、公式競技のこういうものができないではないとか、こういうご意見がいろいろございますが、やはりあれもこれもということになりますと、やっぱり限りがございますので、できるだけフレキシブルな使い方ができる施設、こういうふうにご理解をいただきまして、そういうことを考えてまいりますと、これまでにとっても行うことのできなかつたような行事ですかとか、あるいはスポーツ競技自体に限りまして、そういうものができるようになってくるものもあるわけでございますので、そういうことでできるだけ前向きにお考えいただきまして、できるだけこの施設を有効に使う、こういうことでご理解を賜りたいと思う次第でございます。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 2点目の市営住宅の諸問題ということにつきましてお答えを申し上げます。

本市では昭和58年度から順次木造を中心とした老朽の市営住宅の建て替え事業に取り組んでまいっておるところでございます。本年度もご承知とは思いますが、西伊倉町市営住宅建設事業では中層耐火構造3階建て2棟18戸を完成させまして、また小牧町市営住宅建設事業といたしましては、中層耐火構造3階建て15戸、耐火構造2階建て6戸の建設を予定しているところでございます。

また、ご意見ございましたように、現在3,109戸の市営住宅を私ども管理をさせていただいているわけでございますが、ご指摘のように、いろいろ木造とか、いろいろ耐用の年数があるわけでございますが、耐用期限を一応切れたというのはおおむね14%に達しているような状況でございます。

ただいまご指摘の永宮町、大瀬古新町を初め、まだまだ多くの老朽住宅が残っておるわけございまして、防災面からもこれらの住宅の建て替えなどによる機能更新につきましては今後とも推進してまいりたい、かように考えておるところでございます。

また、再入居者の家賃の軽減についてでございますが、一般的に市営住宅の建て替えに伴う家賃につきましては、工事費、それから土地取得造成費、そういうところから、あるいは県からもいただく補助金、こういうものをいろいろ算定いたしまして、さらには近隣の市町、及び周辺地域の家賃を参考にして決めておるところでございます。そして、従前入居者に対しましては、建て替え後の家賃をそのまま採用いたしますと、本当に大きな金額になるわけございまして、その辺を十分考慮いたしまして、建て替え前の家賃との経済的な負担ができる限り格差がないようにということで、直ちに新家賃に切り替えるというのではなく、一応10年をめぐり、新しく入居された方と一般の方と同じような形に上げていく、こういうよう

な形で10年間でそういうふうな傾斜家賃を上げさせていただいているということでございます。入居以前の家賃の変動につきましては、そういうことでございます。

一方、市営住宅の管理についてでございますが、住宅管理人からの修繕依頼に基づいて対応をいたしておりまして、特に緊急を要するものにつきましてはより迅速に対応をいたしておるところでございます。また、年次的に防水工事や建具のアルミサッシ化などは計画的に進めておるわけでございます。市営住宅の維持管理に努めているところでございます。

次に、家賃の減免についてでございますが、入居者世帯の中で失業や疾病などを原因といたしまして、著しく収入が減少した、生活が困窮した場合には、本人からの減免申請に基づき、規則に基づいて一定の額を減免いたしているのが現状でございます。

なお、入居者の実態把握のために、毎年収入報告書を提出いただいておりますが、その報告書のみでは家庭の状況等の把握ができないこともありまして、入居者本人からの申請をしていただくことを原則といたしておるところでございます。しかし、病気などで身体的に不自由な方々には申請の手続を行ったりいたしております。ご指摘のとおり、今後におきましては、随時発行している市営住宅だより等も活用しながら、今後一層PRに努めてまいりたい、このように考えておるところでございますので、よろしくご理解を賜りたい、このように思うところでございます。

○議長（野崎 洋君） 藤岡アンリ君。

○藤岡アンリ君 ご答弁をいただきましたけれども、まずドームの問題ですが、どんなアンケートをしたかというのは先ほど申し上げたとおりで、えらい面倒くさいアンケートをしたわけではありません。きょう、その葉書を一部持ってまいりましたけれども、その他というところに○を書いた方でも随分反対のようなご意見もあるんです。私はその他の方へ入れたけれども、例えば「四日市市は他の県、他の市に比べてスポーツ施設は

最低です。だが、不況の時期になぜなのか、市政の建設業界に対しての救済事業ではないか」みたいなご意見もあります。それから、これは中止せよというご意見ですけれども、「100億の巨額を投じて建設するドームよりも、身近な道路の整備の促進をしてほしい。四日市の道の悪さは三重県一だ」と書いてあるのもあります。

それから、あと幾らでもあるわけですが、本当に葉書に上から下までびっしりご意見が書いてあるということは、いかにやはりこのドームについて市民の皆さん方が、こういう葉書が行ったのは初めてだと思いますけれども、本当に困ったという、そんな意思を伝えていらっしゃると思えますし、もう一つは95億円の中で5億円は何か寄附金で賄うなどということ、いろんな市の職員やスポーツ関係の方やら、また自治会へも全市民から寄附を集める動きだというようなことも聞いております。寄附を強制するのかというような市民の声もありますので、この寄附の問題についてもやはり考えていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、何か市民の声を集約して、このドームをつくったというようなご回答もありましたけれども、私の聞いたところでは、平成4年にできた100人委員会の中では、総合公園をつかって、その一画にドームをつくるんだというようなことで、別にドームをつくるということが衆議一決したわけではないということと、それから市民にどう事前に知らせたかということについては、やはり随分PR不足というか、市民の気持ちを聞くのが足らなかったのではないかと、そんなふうに思います。

それから、住宅問題についてですが、建設部長からご返事をいただきましたけれども、本当に老朽化した市営住宅が多いと思うんです。その中でも特に、今本当に困っていらっしゃる例を申し上げたんですが、一体大瀬古新町の掃き出し戸をどんなふうに直していただけるのか。今、高花平ではサッシに替えている途中だそうですね。できれば本当に困っていらっしゃるし、夜、掃き出し戸の方を向いて寝られるんですね。そうする

と、風がふいてくるたびにがたがた音はするし、雨が降ったら吹き込んでくる、そういうようなところでお年寄りや障害者の方が暮らしていらっしゃることを、本当に私見て、これは直してもらわなければいけないと痛切に感じましたので、ぜひこのことについてはもう一度ご返事をいただきたい、こんなふうに思います。

それから、減免のことについてですが、確かに1990年に市営住宅の家賃が引き上げられたときに、これも改定をされました。私ども、このときにはピラを出したんですけれども、例えばどれぐらいの収入があったら、減免制度が適用されるかというのは、ご本人たちよくわからないんですね。それで私らのところにもよく相談にみえるんですけれども、多分ご夫婦と子供2人で年収220万円とか、それから年金者のご夫婦で230万円とか、こんな例を書いてあれしたんですけれども、月額でいきますと18万円ぐらいの収入以下なら減免が2分の1か3分の1できるのではないかと、こんなふうに思います。

けさも私のところへ電話がかかってきましたので、ぜひともこの減免についても本当に500人ぐらいあると思うんですよ。これも聞いたけれども、教えていただけなかったんですが、多分それぐらいあるのに、なぜ2割以下しか申請ができないのか。アピール不足なのか、どうやってPRをしていらっしゃるのか、そのこともちょっとお伺いをしたい、こんなふうに思います。

それから、ドームのことについては、寄附の強制の問題についてはお答えをいただきたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） ドームの寄附は総額建設事業費95億円のうち5億円をお願いする、こういうことになっております。これは5億円という大金を財源として期待をさせていただくということもごさいすけれども、それもさることながら、市民の皆様が100周年のメモリアル施設

を建設するに当たって、そういった浄財を投ずるというような形でご参画をいただけたら、それも一つの方法であろう、100周年事業にそういった格好で参画をしたということも一つの方法であろう、そういうふうなことでお願いをさせていただいているわけでございまして、20年前の80周年の文化会館を建設するときにも、やはり5億円という金額でお願いをさせていただいた経緯がございます。これはあくまで寄附でございますから、何が何でもしてくださいという強いお願いはさせていただいておりませんし、今の経済情勢というのはこれもよく承知をいたしておりますので、そういったむしろ後者の趣旨をご理解いただきながら、ご理解、ご参画をいただけたら大変ありがたい、そういうことでお願いをしておるところでございます。

できるだけ多くの市民の皆様からご寄附をいただければ大変ありがたい、こういうことでお願いをしておるわけでございまして、ご寄附をいただきました方々のお名前はしかるべき方法で施設の中に将来にわたって書きとめておくような方法もあわせてとりたい、そういうふうに考えておるところでございます。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

○建設部長（矢田禎雄君） まず1点目の大瀬古新町の木製の雨戸の問題でございますが、私の方もいろいろ担当に聞きますと、確かにおっしゃるようになり老朽して、雨戸がひずんでおるような状態で、時には風が入ってくる。私の家も実はまだ木製の建戸で、風が吹けば、本当にカーテンが飛びまして、親戚の者が来たら、えらいここは涼しいのと、よく言われているわけでございますけれども、そういうことで木製であるということ非常に修繕の仕方が難しいわけでございますが、かといって今すぐ直ちというわけにまいません。したがって、もう少し専門の建築屋さんにも再度現地を見てもらって、当面の対応として何らかの処置を8年度から進めていきたい、このように考えておるわけでございます。

それからもう一つ、減免のことでございますけれども、これ一概には言えないわけでございますけれども、いろんな人の条件があるわけでございますが、月收入というのか、本当に自分の使える金額、3万5,000円の場合で大体2分の1、それから3万8,500円ぐらいになると3分の1と、こういうふうな方について減免をしていくと、こういうふうな減免の制度になっております。

それから、減免の件につきましても、今後より一層そういうことも細かい中身を書いた形のチラシとか何らかの通知をいたしまして、より一層PRに努めてまいりたい、こういうふう考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 藤岡アンリ君。

○藤岡アンリ君 ドームの問題については強制的な寄附ではないというお答えがあったんですけれども、よく自治会なんか回ってきますと、ほかの寄附なんかでも、自治会から一括して出すとか、それから回覧板でピューと回してしまっって強制的にやってしまうとか、そういうことがよくありますので、特に強制をしないようにということをぜひともお願いしたいのと、やはり市民の声がこれだけ反対があるということを謙虚に受けとめていただきたい、再度申し上げます。

それから、住宅の方に関しましては、再生マスタープランというのが平成5年度にできたわけですが、これを読ませていただいても、建て替えというのはずっと書いてあるんです。例えば、整備必要性、緊急性というのはプラスであらわれていまして、4とか5というのはたくさんあるんですけれども、しかも右の方には活用方法としては一部建て替えとか全部建て替えとかいろいろありますけれども、いつどうやってするかという計画は入っていないんですね。それについて私は質問をしたんですけれども、そこら辺もぜひとも今後の検討課題になるのかもわかりませんが、早急にぜひお金がないんじゃないかと、使い方だと思うんですよね。ぜひよろしくお

願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後3時12分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中森慎二君。

〔中森慎二君登壇〕

○中森慎二君 それでは、一般質問の2日目の最終バッターとなりました。皆さん方、大変お疲れのことと思いますが、しばらくの間ご協力をいただきたいと思っております。今回の質問につきましては、大きく5点ほど質問をさせていただきます。ご答弁のほど、よろしく願いをいたします。

まず、第1点目でございますが、ファミリーサポートセンターの設置についてということで質問をさせていただきます。

児童家庭施策につきましては、時代の要請に応じて段階的に発展をしてきましたが、近年は出生率、午前中の伊藤修一議員のお話にもございましたように、出生率の低下というものが大変な社会的な問題になってきております。本当に希望する子供さんの数と、実際の子供さんの数のギャップというものは、すべての家庭と、またすべての子供たちの問題であろうかというふうにも思っております。この少子化の現象には伊藤議員も触れられましたけれども、教育コスト、あるいは住宅の広さ、女性の仕事との両立など、さまざまな原因が重なり生じてきたわけでありまして、その中でも地域社会の希薄化、それと家庭の小規模化の結果、子育てについて近親者との助け合いが少なくなり、子育て家庭の育児不安を助長させている面と女性の社会進出とが相まって、現在の状況を生む大きな要因だと私は考えております。

そこで、地域社会の希薄化と働く女性支援の両面を解決できればという

のが今回取り上げさせていただいたファミリーサポートセンター事業であります。この事業は、簡単に申し上げますと、地域において子供さんを預かってあげてもいいよという育児の援助をしていただける方を会員とし、一方子供さんを預かってほしいと望んでみえる方を、援助を受けたい会員としてそれぞれを登録することによってネットワーク化を図って、組織を発足して、育児と仕事を両立できる環境を地域のボランティア的相互援助により整備をしていこうという事業であります。これは平成6年度に労働省が新たに出した仕事と育児両立支援特別援助事業をファミリーサポートセンターという名称で事業が進められております。現在、全国では八つの都市で発足を見ている現状にあります。

では、具体的にどのようなことをやろうとしているのかということですが、福岡市の例で見れば、以下五つの内容がございます。まず一つは、保育施設の保育開始前、あるいは保育終了後、子供さんを預かること。二つ目に、保育施設と自宅の間の子供さんの送迎を行うこと。そして三つ目として、学校の放課後、また学童保育終了後、子供さんを預かること。四つ目としては、突発的な場合に子供さんを終日預かっていただくこと。五つ目としましては、子供は援助を行う会員の自宅を原則として使用します。そして、宿泊は行わない。などの活動内容がございますが、この事業の特徴は、現在実施されております保育サービスでは対応できない、つまり午前7時から午後7時までを基本的な時間として、このすき間の時間を会員が家族の代役を努めるシステムとなっております。

また、利用料金は導入した都市によりさまざまではありますが、利用者から1時間当たり500円から700円程度の利用料金を直接援助者に支払うことにより成り立っております。

また、育児の援助をしていただける会員の方々の条件として、保母などの資格は求めておりません。65歳以下の熱意のある方ならば、どなたでもお願いをしているという状況であります。しかし、教育の必要もあること

から、おおむね20時間程度、福岡市の場合でありますと、一定期間の教育を受講していただき、正式に会員となっていただくシステムとなっております。また、万が一の事故に備えまして、補償保険制度なども整備して、会員が安心して活動できるような配慮もなされております。

この事業には、働く女性の支援施策として国から2分の1、県から4分の1の補助も受けられ、何よりも建物など、ハード整備に費用がかからない即効性のある事業であると考えております。この四日市においても三重県内の市町村に先駆けて、このファミリーサポートセンター事業をぜひ取り組んでいただきたいと思います。いかがお考えでしょうか。

また、実施時期につきましては、ぜひ8年度中にファミリーサポートセンターを設立して、9年度当初からサービスが実施できるようご検討いただきたいと思います。あわせてお考えをお尋ねいたします。

もう一つ、本事業は先ほど申し上げましたとおり、労働省のメニューでありまして、所管から申し上げますと、商工部の所管となりますが、事業の性格上、ぜひ女性課での所管業務としていただきたいと思います。その点についてもあわせてお尋ねをいたします。

続きまして大きな2番目、地区市民センターの施設機能についてお尋ねをいたします。

地区市民センターは現在23地区にそれぞれ配備をされ、行政の第一線事業所として、多様化する市民ニーズにこたえるべく、日々業務の遂行をいただいておりますが、現在、地区市民センターに求められている課題は、施設的なハード面、そしてソフト面とたくさん問題があるのではないかと考えております。

例えば、私どもの地元、同じ桑原議員がよく申し上げております行政区域と小学校区域の問題、あるいは地区市民センターでの窓口業務の問題、あるいは事務スペース、会議スペース、駐車場、コミュニティスペースなど、市民センターそのものの立地場所の問題など、それぞれ23地区なり

の問題を抱えながらの現状ではないかというふうに考えております。過去、市長から、地区市民センター構想が打ち出され、地区人口規模に応じた整備基準により整備がなされてきましたが、それらの問題を踏まえ、現在の地区市民センターの機能について市民部長としてどのような認識に立ち、どう問題意識としてとらえられてみえるのか、ぜひお尋ねをしたいと思います。

次に、現在、平成6年度から7年度で地区市民センター機能の調査研究がなされていると伺っております。これらの検討から将来の地区市民センター機能はどうあるべきなのか、お考えをお示しいただきたいと思っております。

次に、将来の地区市民センター機能の整備には時間と大変大きな財政的支出を必要とするわけですが、その整備ができる時点まで待つことができない、短期的にぜひ整備をしていかなくてはならない部分も数多く山積をしています。

例えば、駐車場の問題であれば、現状において隣地の手当てができる状態であっても、将来にわたってその保証はないわけでありまして、調理実習室など、地域の各種サークル活動や地域福祉の拠点として、コミュニティスペースの確保など、改修すべき点は多々あるのではないかと考えます。その点を踏まえ、いかがお考えか、お尋ねをいたしたいと思っております。

次に大きな3番目、がん検診の受診推進施策と検診の補助についてお尋ねをいたします。

現在、四日市保健センターにおきまして、市民の疾病の早期発見あるいは早期治療を図るため、現行チェックの意味から各種健康診断業務が取り組まれておりますが、平成6年度の検診等の受診率は胃がんで10.5%、子宮がんで9.9%、肺がんで2.4%、大腸がんで6.2%など、いずれも四日市市の目標受診率30%を大きく下回る結果となっております。これら各種検診の実施方法は各地区市民センターなどを巡回する地区巡回検診と、もよりの指定医療機関を利用する医療機関検診、そして総合会館にあります保健

センターを利用した検診と、3種類の方法で実施をされております。検診を受けられた市民のうち、検査項目にもよりますが、おおむね70%から80%の方が医療機関検診を利用してみえるのが実態となっております。

四日市保健センターにおいて積極的に受診率アップに向けご努力いただいていることは十分認識をいたしておりますが、現状において、目標の3分の1でしかない受診率を考えると、何か打開策を打ち出さない限り、目標受診率30%の達成は非常に困難なものと考え、今回質問をさせていただきました。そこでまず、この平成6年度の受診率の実態に対して、どのような分析をしてみえるのか、お聞かせください。

次に、なぜ受診率が悪いのかということですが、健康は自分自身のことだから、もっと市民みずからが自覚を持ってもらわなくては、そう片づけてしまえば、それまでのことですが、人間、健康なうちは検診の必要性はわかっている、なかなか行動に結びつきにくいところがあります。身近な方が病気などで倒れたときに、自分も検診を受けなくてはと考えるのが現状ではないでしょうか。

また、仕事の関係上、平日の指定された日時で時間がとれないということが受診率低下の理由の一つではないでしょうか。であれば、いつでも自分の都合のよいときに受診ができるようにすればよいわけでありまして、例えば自宅で採取した便や尿、あるいは血液を郵送で送り、検査の後、検査結果が郵便で通知されるという方法もあります。この内容は肺がん、胃がん、大腸がん、腎臓病、ぼうこうがんなどのための尿検査、子宮けいがん等の検査などが利用できるそうであります。

こうした方法であれば、自分の都合のよいときに受診できますので、受診率アップの一つの方策かと思っておりますが、ぜひ四日市でも取り組まれてはとありますが、お考えをお示ください。

次に、成人病と言われている中で、脳に関係するくも膜下出血、脳梗塞などが占める割合が大変高くなっております。また、それら脳にかかわる

発病は死亡に至るケースも多く、命を取りとめても長期にわたる治療やリハビリなどが必要であり、予防的見地からの脳ドックの必要性は私が声を大にして言うまでもなく、皆さん十分ご理解をいただけることだと思います。現在では、医療検査機器も大変発達をしております、人間の脳の中を手にとるように診断できる医療機器、核磁気共鳴映像法（MRI）や磁気共鳴血管撮影（MRA）も開発されております。四日市市立病院にも既に導入をされておりますが、しかしこれらの医療機器を脳ドックなどで使用した場合、国民健康保険の適用がなされないために、受診者は高額な検査料、約6万円以上を負担しなくてはなりません。そこで、これらの国民健康保険の適用外の脳ドック受診者に対して、高額な検査料の負担を少しでも軽くして、1人でも多くの市民の方に受診をしていただけるよう補助する必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか、お示しをいただきたいと思ひます。

次に大きな4点目、市の公用車の小型化及びリース化の対応についてお尋ねをいたします。

現在、四日市市には各種420台の公用車が配備をされています。この台数には水道局関係の分は含まれていない台数であります。そのうち地区市民センターと保健福祉部を中心に67台、約15%が軽自動車、つまり小型車が配備をされています。私は、現在の財政厳しき折、経費削減の観点から公用車のうち可能な限り小型化するべきではないか考えるわけあります。管財課において、各課の公用車の運行状況について過去調査されたと伺っておりましたが、その結果からどのような結果が得られたのか、まずお聞かせください。

また、普通車と軽自動車との燃料費あるいは購入価格について、例えば燃料費であれば、市公用車の年間走行距離より計算をして、1台当たりどれぐらい経費削減になるのでしょうか。お聞かせをください。

次に、公用車のリース化対応についてであります。現在、民間の企業で

は社有車に対する車検あるいは定期点検などの車にかかわる諸管理を省力化する意味からも、車のリース化が数多く進められております。車のリースとは燃料費を除く車にかかるすべての経費をリース期間で案分をし、月々リース料金を支払っていき、車種も自由に選べる方式であります。車の新規購入と比較をして、初期投資金が少ない、また先ほど申し上げたとおり、車にかかわる諸管理を省力化できるなどのメリットがあります。

現在、本市においてもピーク業務対応のために一部車のリース化がなされておりますが、本格的なリース化拡大の方向も必要かと思ひますが、経済計算的見地に立ってご意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に5番目、コンビニエンスストアを利用した市民サービスについてお尋ねをいたします。

米国で生まれましたコンビニエンスストアが日本に本格的に導入されて約20年がたちました。現在では全国に約2万店舗以上の展開がなされ、近隣立地、長時間営業、日常生活に必要な最小限の品揃えなどによるワンストップショッピングの提供により、消費者の志向に対応して着実に根を広げてきています。このような現在、このコンビニエンスストアという言葉は子供さんからご年配の方々まで大変なじみの深いものとなっているのではないのでしょうか。また、コンビニエンスストアでは身近性、24時間営業のほか各種サービスの取り扱いを実施しています。具体的には写真の現像、宅配便、車検の取り次ぎ、ガス、NTT、電気、NHKなどの料金の払い込み、自賠責保険、生命保険料の払い込みなどのほか、ファクスあるいはゼロックスなどのサービスを提供しています。近くにあつて、いつでも開いていることから、利便性を生かせるサービスだというふうに考えています。

そこでお尋ねをいたしますが、この身近性、24時間営業という魅力に対して行政の業務の一部を担っていただくことはできないのだろうか、素朴に感じ、質問をさせていただきました。当初、市民の方々が市に納めてい

ただ税金なども取り扱うことができないのかなどと調べてみましたが、地方自治法上、指定金融機関により徴収ということになっておりまして、現状では無理なようではありますが、しかし使用料あるいは手数料、賃借料などの収納については、収納事務の委託化をすることができることになっておりまして、水道使用料金、及び現在スポーツ課のみで徴収をしておりますスポーツ施設の使用料などの収納はコンビニエンスストアに委託することは可能だというふうに思います。この点についてお考えをお聞かせください。

次に、住民票の取次サービスをコンビニエンスストアに委託してはと考えてます。現在、住民票の発行は、地区市民センターもしくは本庁窓口にて直接出向き、請求する一般的な方法と、土日の閉庁対策として平日電話により市民課へ依頼をしていただき、土曜または日曜日に市役所の警備室へ依頼者が直接取りにきていただき、手数料と引きかえにお渡しするシステムになっています。もし、コンビニにて取り次ぎが可能とするならば、依頼者は土曜、日曜または時間的制約なしに、自宅近くのコンビニに出向き、所定の申込用紙に記入して、所定の料金を支払うことにより手続きが完了いたします。コンビニエンスストアのお店はその用紙をファクスにて市民課へ送付し、受け取った市民課職員がその依頼者の自宅へ郵送をし、依頼者の手元に届くこととなります。ただし、これは土日が役所が閉庁でありますので、対応が月曜日という部分も現実にはございます。本来でありますと、依頼に対して市民課からファクスでコンビニエンスストアへ住民票が送付できれば、リアルタイムで市民の要望にこたえることができるわけですが、残念ながら現状では公印の問題等で無理なようであります。

これらのことは私の思いのままお話を申し上げましたが、コンビニエンスストアを活用した行政施策はまだまだほかにもあるのではないかと思います。今、提案をさせていただきました事項に対してのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1問について、組織の問題がありますので、私からお答えを申し上げたいと思います。

この問題は、今度の議会で非常に問題になっております子育てと職業との両立の問題であろうかというふうに思っておりますが、核家族化が進みまして、隣近所のつき合いというものが非常に希薄になってきておる、子育てが困難で、家庭で孤独に子供がなっておるというような状態は決して好ましい状態ではないかと思えます。働く女性が安心して子供を生み育てることができるような社会的支援が必要だと思っておりますし、隣近所の助け合いというのが、私はやっぱり極めて大事なことだというふうに思っております。

現在、児童福祉課あるいは教育委員会青少年課などで、ご議論がありましたように、さまざまな支援事業に取り組んでいるわけではありますが、ファミリーサポートセンターは先ほどお話がありましたように、通産省の女性施策プランの中で指摘をされておるところでございまして、市民、特に働く女性にとって子育て支援の新しい選択肢として取り上げられたのでございまして、極めて大事なことだろうと。

そこで、本市では中堅の女性職員で構成をいたします女性施策検討会議というのがございまして、既存の子育て支援事業を含めながら、このファミリーサポートシステムをどういうふうに本市の実情に合った地についた事業として計画することが好ましいか、具体的に検討、協議が行われております。また、女性課では今年度から子育て支援ボランティア養成ゼミナールの実施を計画しております。地域で子育てを支援する人材の養成にも努めておるわけでございます。さらには、昨年度から実施をしております地域女性会議でも地域に点在するさまざまな女性がネットワークを結

びまして、お互いに子育てを支援し合うということをしよという機運も高まりつつあるわけであります。

そこで、このようにファミリーサポートシステムを視野に入れた事業を具体的に展開しようと検討を進めておるわけでありましたが、今後は児童福祉課、青少年課、商工振興課、女性課など、関係部局が連携を取り合うことはもちろんであります。利用する方々の声を反映した本市独自のファミリーサポートセンター、あるいはそのシステムの設置に向けまして、お話がありましたように、8年度中に調査を進めてまいり、どの程度の費用がかかるかということも検討をいたしまして、できるだけご趣旨に沿って早く実現できるように図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

したがいまして、これは女性課の方で取り扱わせていただくということをご承知を賜りたいと思ひまして、私からご答弁を申し上げた次第でございます。

○議長（野崎 洋君） 市民部長。

〔市民部長（南部和雄君）登壇〕

○市民部長（南部和雄君） ご質問の第2点目と第5点目のうち、市民部の所管にかかる点につきましてご答弁申し上げます。

まず、2点目の地区市民センターの施設機能についてでございますが、最初に地区市民センターの施設、特にハード面の現状についてお答えを申し上げたいと存じます。

センターの会議室の利用状況は地域によって若干の差異がございますが、最も利用頻度が高い施設で利用日数率は約80%でございます。利用率といたしましては60%に達しておりまして、利用内容を見てまいりますと、その8割は十数人のグループによる自主サークル活動によって占められておるのが現状でございます。最近3年間の利用状況はほぼ横ばい状況でございます。また、事務室につきましては、地区市民センター構想が発足当

時と異なりまして、ご承知のとおりOA機器の増設などによりまして手狭になってきております。特に、地区市民センター構想発足以前に建築された建築物につきましては、若干執務上の問題点も認められるところでございます。

また、駐車場につきましては、地域の人口や面積、地形的状況、隣接する公共施設の駐車場の有無等の要素を考慮して整備しておりますが、収容台数は十数台のところから50台までさまざまでございます。駐車場の面積の確保はある程度の限度はあることから、その有効利用について地区住民の皆さんのご理解を得ながらご使用いただいております。現状でございますが、明らかに面積の不足するセンターも存在することは事実でございます。

次に、地区市民センターの将来の整備運営に関する考え方につきましてお答え申し上げます。昭和53年度以来、計画し実施してまいりました地区市民センターのソフト面の機能につきましては、現在、地域社会づくりの事務、すなわち社会教育や地域振興事業でございます。及び窓口事務の両部門において機能の点検及び新たなシステムに関して調査研究を進めておるところでございます。

将来の施設設備計画のあり方につきましては、この調査研究の成果を基盤とするとともに、地区市民センターが事業面でとらえなければならない大きな社会的潮流と考えられます。一つは生涯学習の積極的展開、二つ目は高齢化への対応、三つ目には高度技術化、情報化への対応を基本視点として行きたいと考えております。したがいまして、現在の調査研究が終了した時点で引き続き第7次基本計画に向けて施設のハード面の調査研究に移る予定をいたしております。

なお、当面の対応につきましては、さきに述べましたように、施設面の問題点を解消するため、ご指摘の駐車場問題の改善も含めまして、年次的、計画的に改善に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願

いしたいと存じます。

それから、5点目の住民票の写し等の関連でございますが、住民票の写し等の証明書は社会経済活動のあらゆるところで利用されておまして、本市における証明発行件数も年々増加する傾向にございます。一方、お仕事等の都合により、開庁時間内に必要な証明書の請求手続を行うことが難しいという市民の方のためにサービスの方法を常に検討してきたところでございます。従来から戸籍抄本及び住民票等については、郵送による事務取り扱いを行ってきておるわけでございますが、平成4年12月からはご指摘の電話予約による住民票の写し等の交付サービスも開始いたしております。

ご提案のありましたコンビニエンスストアでのいわゆる取り次ぎにつきましては、営業時間が24時間の店もあり、開庁時間内に手続ができない方についてもそれが可能となるなど、大きな魅力を持っていると考えております。しかしながら、ファクシミリ通信の手続方法については、法的な問題や正確な取り次ぎができるかどうかなどの検討すべき課題がございますので、今後十分研究させていただきたいと存じます。どうぞよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどご質問の3点目のがん検診の受診推進施策と検診の補助についてお答え申し上げます。

現在、市が実施しておりますがん検診は胃がん、子宮がん、大腸がん検診等、5種類でございますが、その受診推進策といたしましての受診者の利便性の向上など、これまでの主な取り組みについてご説明を申し上げます。

まず、集団検診では基本健康審査、胃がん、子宮がん等の検診セットで実施し、1日のうちに受診していただける方式といたしております。医療

機関実施の胃がん、子宮がん検診につきましても、年次的に対象者の年齢の拡大を図ってきております。

また、当市の国民健康保険の受診者は同保険からの助成により無料で受診していただけることとしております。しかし、ご指摘のように、受診者の伸びは頭打ちとなっております。ご提案いただきました検体を自分で容器等に採取して、検査機関へ郵送する検診につきましては、受診者の利便性という点で評価はできますが、しかし市といたしましては、老人保健法に基づく業務を実施しており、検診内容も国の定めました実施要領に沿って行う必要がございます。現在のところ、法に基づく業務にかえて、これを直ちに採用することは困難でございますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

なお、今後とも各種検診の周知策として「広報よっかいち」への記事掲載や組回覧のほか、新たに国民健康保険加入者へ郵送する各種の個人あて通知の封筒にも受診のPR表示も行うことなども検討しており、受診の推進に努めてまいりたいと存じます。

老人保健法に基づく健康審査事業の評価としての受診率につきましては、その対象者数の算出方法が示されておらず、国勢調査や国民健康保険の加入者等の統計資料、アンケート調査の結果を用いるなど、それぞれの市町村で異なった方法で行われております。現在、本市におきましては、昭和62年2月に行いました市民健康実態調査に基づく対象者割合を対象年齢層の人口に乗じて推計しております。しかし、その後の変化もございまして、対象者につきましても改めて検討してまいり所存でございます。

次に、脳梗塞の早期発見を目的としたMRI等を使った脳ドックの検診料への助成のご提言がございました。脳卒中等の予防教育や早期発見、またリハビリなど、寝たきりを防ぐ取り組みの一環として、その取り組みについて今後研究してまいりたいと存じますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） 第4点目の市公用車の小型化及びリース化対応についてということでご質問がございますので、お答えをしていきたいと思えます。

先ほど申し上げられましたように、本市では市立四日市病院、水道局を除きまして、軽自動車の67台を含めて、小型、これは1,300ccクラスでございますが、この公用車が420台保有をしているわけでございまして、さらにまた1年以下のレンタル車両といたしましては、これもご指摘がありましたように、業務の繁忙期におきまして補完的に月平均13台を運行しているような状態でございます。

そこで、3点ほど質問があったわけでございますが、この運行状況について分析をした結果はどうかということと、小型化による経費の節減にどれほどの効果があったのかということと同時に、この補完的に行っておりますリースと買い取りの問題との間での省力化の問題、この3点だと思えますが、今申し上げましたように、公用車の導入に際しましては、業務内容を勘案して、相当以前から体制としては小型化、1,300ccクラスを基準として設定をしておるわけでございます。この小型化につきましては、ご承知のように、経費については普通車の、買い取りの場合につきましては約2分の1程度安くなるわけでございますし、当然のことながら燃費につきましても12から15kmぐらい1ℓ当たり走る、こういうことで非常に安くといえますか、経費の節減につながっていくのではないかと考えておるところでございます。

さらにまた、このレンタル化の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、このリースを行っておりますのは、特に業務の繁忙期及び国の国庫補助金の方で事務的に導入を義務づけられている部分について導入をしているところでございまして、具体的な数字は別にいたしましても、

買い取りの場合は、特に公用車の更新に当たりましては、基準といたしまして、使用経過年数10年、走行距離10万kmを設定をしているわけでありまして、この10年間というのを一つの基準におきますと、1台当たり直しまして約1台90万円から100万円の車を買うとする場合に、それを1年に直しますと、燃費、保険を含めまして約23万円程度が1年で消化をする分でございますが、リースになりますと、今借り上げております平均でございますが、保険、燃料費はこれは別になっておりますので、約74万円が1年間にかかる、大体3分の1程度、買い取りの方が安くなる、こういう数字的には結果が出るわけでございます。

したがって、今後もこの車両の使用頻度の問題、あるいは損耗の問題を考慮いたしまして、先ほど申し上げましたように、10年というのをもう少し伸ばす方法も既にとっているわけでございまして、これらの調整を行っているところでございます。全体を通じてご質問のありましたように、当然市の行財政計画の中でも経費節減ということが重大課題となっているところから、この自動車の買い替え、あるいはまた使用についても重要な推進計画の中での一つの柱として位置づけをしておりますので、今後車両の効率的管理についてさらに努力を重ねていきたいと思えます。

最後になりましたが、分析の結果はどうなっているのかということでございますが、ご承知のようにソフトの面からハードの面まで、例えば市民センター、先ほど申し上げられましたように、福祉の問題、このソフトの面での運行、さらにまた建設、下水というハードな面での測量機器を乗せた運行等々がありますし、当然清掃だとか消防だとか、この特殊車を使った運行の問題がございます。したがって、現在、昨年度実施をしてきたわけですが、これらの中身の問題とそれから車種の問題も含めて現在検討中でございますが、まだ今日的な状況の中では分析が完成をしていないという状態でございますので、なるべく早く分析をいたすと同時に、先ほど申し上げました経費節減等についても積極的に対応していきたい、かよ

うに考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 収入役。

〔収入役（栗本春樹君）登壇〕

○収入役（栗本春樹君） 5点目のコンビニエンスストアを利用した市民サービスに関連しまして、いろいろ貴重なご意見をいただきました。そのご質問の一つには使用料とか手数料など、公共料金の徴収業務あるいはまた収納業務にかかる問題でございまして、これは各部局が所管いたします予算執行上の事務として各部局の専管的処理にゆだねられておるものであるわけでございますが、問題が各部局にわたる問題でもございますので、私の方から総括して答弁をさせていただきます。

そこで、ご質問の趣旨でございまして、使用料とか手数料あるいは賃貸料などの公共料金の取り扱いについて、コンビニの活用が図られないかという内容であったと思いますので、まず最初に法律上の問題につきまして、若干触れさせていただきたいと思います。

これはご指摘のように、地方自治法施行令第158条にその法的根拠がございまして。その規定によれば、普通地方公共団体の歳入のうち、使用料、手数料、賃貸料、それからもう一つ貸付金の元利償還金、これに限っておるわけでございますが、これに限定して収入の確保の増進に寄与するとか、あるいは市民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限りまして、私人にその徴収または収納事務を委託することができる、こういうふうに規定されておるところでございまして。

したがって、ご質問のように、仮にコンビニエンスストアを利用して、これらの公共料金の徴収または収納業務の委託をしたといたしましても、告示がしてあれば違法性はなく、法の趣旨に沿った対策の一つとして認められておる行政行為でございまして。その観点から、このご提案につきましては大変興味深く拝聴させていただいた次第でございまして。その事例といたしましては、近くでは名古屋市におきまして、平成5年3月から水

道料金の収納事務に限って大型コンビニエンスストア1社に委託して実施している状況にあるということでありましたので、早速問い合わせをいたしましたところ、その制度導入の背景につきましては、徴収員制度をとっていないということとあわせて、土曜閉庁の実施に伴って検討がされたようでございます。結果として収入の確保の増進と住民の便益の増進の観点から同制度をスタートさせたということのようでございます。

また、先ほどもご質問の中で言われておりましたように、同じ公益的事業であります電気とかガス等の料金徴収が既にコンビニに委託して実績を上げておるということもあったと思われるわけでありまして。そこで、考えられますことは、これからもコンビニの出店につきましては全国的にも全国チェーンとして急速にその数を拡大してきておる状況にあり、しかも営業時間帯が深夜に及ぶということ、土曜日、日曜日も開店しておる、こういうことからどこでもいつでも開いておる店として、市民生活にも密着してきていることを考えますと、このような方式は本市におきましても今後十分に論議するに値する対象であろうというふうに考えておるところでございまして。

ただ、税も含めまして、一般的に公共料金の取り扱いにつきましては、安全確実な方法によるという原理原則がございまして。そのため、本市では従来よりマンツーマンによる徴収方法か、あるいは金銭を専門的に取り扱う金融機関への直接的な振込や口座振替をその基本としておるところでございまして、このことにつきましては、他のほとんどの地方都市でも同様でございまして。いまだコンビニ活用が見られていないのが実態ではないかというふうに考えておるところでございまして。

また、名古屋市の事例でもおわかりいただけますように、水道料金以外の公共料金の取り扱いにつきましては、なお従前のとおりでございまして。それは一般会計の場合におきましては、使用料、手数料等の種別が多様様にわたっておりますし、同じ種類のものでも施設ごとに区分いたしてい

きますと、かなりの数に上がるのではないかというふうに思います。そのため、その取り扱いが複雑になるために実施されにくいのではないかとも思っているところでございます。

また、コンビニエンスストアに委託した場合には、当然に取り扱い手数料が必要であることや、あるいはまたそのためのソフト開発に要する費用も必要であること等、コスト面において、その増が見込まれることなども考えあわせていかなければならないと思っておるところでございます。そしてまた一方、本市におきましては、現在、口座振替の加入促進に向けまして努力中であるわけでございますので、それへの影響はないかといったことも問題となるのではないかというふうに思っております。したがって、メリット、デメリットの議論をよくする必要があると思っております。

いずれにいたしましても、新たな提案でもございますので、今直ちにご提案を採用するというにはならないわけでございますが、その趣旨については理解できますので、一度事務改善委員会にも問題提起をして、関係部局が連携をして、他市の実態あるいは民間で行われている実態等々調査をして、まず十分に議論から始めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それからもう1点のファクシミリを活用した市民サービスという点につきましても、先ほど市民部長から所管する部分について答弁をいたしました。そういうことも含めまして、同じようにこれまた事務改善委員会等で組織、横断的に議論すべきが順当ではないかというふうに考えておるところでございます。あわせてご理解をいただきたいと思えます。

○議長（野崎 洋君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（鎌田 悟君）登壇〕

○水道事業管理者（鎌田 悟君） 第5点目のご質問のうち、水道料金の収納事務のコンビニエンスストアへの委託についての考え方をお尋ねいただきました。これについてお答えを申し上げたいと存じます。

ご指摘のありましたように、コンビニエンスストアは金融機関の休業日であります土曜日、あるいは日曜日を含めまして深夜まで営業しております。料金をお支払いいただく場所の拡大など、市民サービスの向上につながり、あわせて収納率のアップにもなるなど、大いにメリットがあると考えられるところでございます。そのため、コンビニエンスストアの店舗が多く立地、営業し、また水道料金の収納方法として集金制を採用していない名古屋市、大阪市、神戸市、こういう大都市を中心に、近年コンビニエンスストアへの委託が増えてきておる状況もでございます。

しかしながら、本市といたしましては、現在集金を希望しておられるお客様が約20%でございます。訪宅集金をさせていただいている状況もでございますので、今すぐコンビニエンスストアの利用とはまいらないかと存じますけれども、収納方法につきまして、引き続き収納効率のもっともよいとされております口座振替の一層の普及を図る努力をいたしてまいりたいと考えておるわけでございます。同時に、時代の変化、あるいはお客様のニーズを十分見きわめまして、収納方法を多面的に研究をいたしまして、当然のことながら、コンビニエンスストアの利用も含めまして議論を深めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 中森慎二君。

○中森慎二君 それぞれご答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、1点目のファミリーサポートセンターの設立についてであります。市長からご答弁をいただきました。私の趣旨を十分お汲みをいただきまして、8年度十分調査をして、早い時期に実施をしていきたい旨のご答弁だと理解をさせていただいております。ぜひ平成9年は100周年という大きな節目の年でもございます。働く女性を支援する大きな施策の一つとしてぜひ9年度からの実施に向けてご努力をいただきたいと思えます。また、関係部局も大変多くなっておりますので、よく庁内での調整をいただいて、

実のある施策として実施をしていただきますように、あわせて要望しておきたいと思います。

それから、地区市民センターの問題につきましては、市民部長の方からご答弁をいただきました。現在の状況についての問題等も提起をされたわけですが、会議室の問題、サークル等の増加に伴って利用者が非常に多いという問題、あるいは駐車場の問題等、認識をいただいておりますし、また将来の地区市民センターのあり方についての問題についても調査研究を現在していただいている中での問題を踏まえて対応していきたいということでございますので、その旨をぜひお願いをしたいと思うんですが、その中で駐車場の問題等も含めて短期的な整備というものは、各地域それぞれの状況を踏まえておると思います。ぜひそこら辺のところ、23地区市民センターからいろんな面での情報を吸い上げていただいて、この地区では何が現実の問題になっているのか、こういった部分をぜひ集約をいただいて、短期に整備していくものは何なのかということをご議論をさせていただいて対策をとっていただきたいと思っておりますし、またあわせて長期展望に立っての対応について3点ほど、部長の方からもお話がございました。生涯学習、福祉の問題、それからOA化の対応等、3点ほどお話がございましたけれども、そこらのところも十分調整をしていただくようお願いをしたいというふうに思います。

それから、3番目のがん検診の問題ですが、保健福祉部長から本当につれないご答弁でございまして、大変寂しい思いをしておりますが、この問題については私もいろいろと勉強させていただきました。郵送を伴う検診については、老人保健法上の項目と合わないから、国あるいは県の助成が受けられないからやらないんだというのが本音ではないかと私は思っています。この受診率の低下というものの、本当に真剣に考えていく、また向上したいんだということを考えていく場合においては、今までにないことをひとつ取り組んでいかなくは、本当に上昇していく気持ちがあるんだろ

うかということ、私は真剣にお話をしたいというふうに思っています。私はあくまで一つの方策を提示をさせてもらったわけですが、現状の中ではなかなかそれは無理だと思うんですよ。ですから、ぜひ一歩踏み込んで新しいシステムを織り込んで受診率の向上をアップしていくんだというふうなことをぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

それから、脳ドックの話も、全然何か答弁になっていないようなお話だったんですが、これもちょっと調べてみました。国保のこし平成7年度5月、1カ月の入院患者さんの医療費における脳障害に関する比率が約10%、1割あります。1月に7,123万6,000円で、私はがん患者さんの方がもっと多いんじゃないかと思っていたんですが、がん患者さん、いろんながんを含めても8.56%、医療費は大体同じぐらいですけれども、それぐらい脳障害に関する病床の方が多く入院をしてみえる現実というものをぜひ触手をしていただきたいと思うんです。

年間に置きかえれば8億5,500万円という莫大な医療費が脳に関する病気のために国保だけに限っても支払いをされています。そのうちの1%でもこの脳ドックの方に振り向ければ、私は必ず医療費の削減というものにはつながってくるというふうに思っているんです。そういう意味で、この脳ドックの問題について、もう一度ぜひ保健福祉部長にお答えをいただきたいんですが、そういった医療費の削減ということも踏まえる中で、例えば半額の3万円を1人補助をしたとして、200人対象にしても600万円です。昨日、南部議員のお話、百数十万円からすると、かなり高額なお金になるかもわかりませんが、全体に医療費を削減していく意味においても、ぜひ取り組んでいただきたい施策だと思いますので、もう一度ご答弁をぜひいただきたいというふうに思います。

それから、公用車の小型化及びリース化の問題につきましては、リース化については余りメリットがないんだというようなお話であったかというふうな受けとめをさせていただきました。これはいろいろなとらえ方が

あつての上だと思ふんですけれども、その中でも小型化については、私は必ずメリットがあるというふうに思っています。それをリースにするのか、現金購入にするのかはいろいろ手法はあると思ふんですけれども、総務部長の方からも小型車のメリットはあるんだというご答弁であったと思ひますし、ぜひ車を買いかえるときに、現在、今1,300ccの車を配備されているから、次、新しくするときもそれでいいんだという短絡的な考え方ではなくて、本当にその車がこの部署に必要なのかということをも十分論議をいただき、車の新規購入に当たっては対応していただきたい。当然、行財政改革の中の取り組みの一つとして取り組んでいただいているということですので問題はないと思ひますが、ぜひその点、よろしくお願ひをしたいと思いますというふうに思ひます。

それから、5点目のコンビニエンスストアの活用ですが、いろいろ私の勝手な思ひをお伝えしましたが、これについては現在、四日市市にコンビニエンスストアが約40店舗あります。三重郡を足せば50店舗になるんですが、代表監査委員の長谷川監査委員は今、名古屋の方にお住まいですが、名古屋市水道局がコンビニを活用しているというお話がございましたが、例えば、役所の昼休みでも長谷川監査委員は近くのコンビニエンスストアで水道料金が払えるというような、端的に言えばこういうことなんです。身近なところにある店舗をどう活用していくかということでありまして、今すぐにお返事をいただくという気持ちはございません。しかし、24時間、身近な施設としてあるものを、本当に活用をして協力をさせていただくものがあるのではないかという観点の中で、ぜひいろいろな方面からご論議をいただきたいというふうに思ひしておりますので、その点だけお願ひをしたいと思います。

再質問の方、よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどの老人保健法による検査が補助金

絡みというふうなご理解をいただいたようで、私の舌足らずの答弁でまことに申しわけございませんでした。これは保健事業実施要領というのがございまして、この胃がん検診については例えばX線を使用して検査をなささいというふうな形で指導がまいっておりますので、それに従って実施をしなければならないということで、必ずしも補助基準を満たすということで申し上げたわけではございません。おっしゃる意味合いは確かに斬新なアイデアのご提案ということで、一つの方法に固執せずに、いろんな方法を講じて検診率を向上してほしいというお気持ち、ご提案は十分理解しておるつもりでございます。

それから、脳ドックについて、先ほどご答弁差し上げたように、実施に向けて研究したいということは、例えば対象年齢をどの辺にするのかとか、それから例えば国保とタイアップすれば、議員ご提案のように、ある市では脳梗塞等の血管系のものが高額医療の4分の1を占めるというような、そういう例もございまして。そういうこともあわせてこれから研究したいということでご答弁を申し上げたわけでございます。どうかよろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 中森慎二君。

○中森慎二君 ご答弁ありがとうございます。

ぜひ脳ドックの部分についてはよく研究をいただき、早期に補助体制の導入について取り組んでいただきますように、最後に要望して、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（野崎 洋君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、あす午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時11分散会

会 議 録

第 4 日

(平成7年12月8日)

○議 事 日 程 第 4 号

平成 7 年 12 月 8 日 (金) 午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 116 号ないし議案第 132 号 …………… 質疑・委員会付託

第 3 議案第 133 号ないし議案第 140 号 …………… 説明・質疑
委員会付託

議案第 133 号 平成 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第 134 号 平成 7 年度四日市市競輪事業特別会計補正予算
(第 1 号)

議案第 135 号 平成 7 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予
算 (第 2 号)

議案第 136 号 平成 7 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算
(第 3 号)

議案第 137 号 平成 7 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補
正予算 (第 3 号)

議案第 138 号 平成 7 年度四日市市老人保健医療特別会計補正予
算 (第 2 号)

議案第 139 号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関
する条例の一部改正について

議案第 140 号 四日市市職員給与条例の一部改正について

第 4 議案第 14 号 沖縄県駐留米兵による女子小学生暴行事件への厳正な
対処及び日米地位協定の抜本的見直し等を求める意見
書の提出について …………… 説明・質疑
委員会付託

○本日の会議に付した事件

1. 日程第 1 ないし日程第 3

2. 日程第4 削除

○出席議員 (40名)

小井道夫
石川勝彦
市川悦子
市川正徳
伊藤修一
伊藤正数
伊藤雅敏
伊藤正巳
宇野長好
大谷茂生
小川政人
葛山久人
川口洋二
川村幸康
久保博正
桑原勇
小林博次
笹岡秀太郎
佐藤晃久
佐野光信
瀬川憲生
田中武
田中俊行
谷口廣睦

土井数馬
豊田忠正
中森慎二
南部忠夫
野崎洋
橋本茂
長谷川昭雄
濱口善元
日置記平
藤井浩治
藤岡アヅリ
藤原まゆみ
古市元一
水野幹郎
毛利彰男
森真寿朗

益田力

○欠席議員 (1名)

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
助	役	奥山武助
収	入	栗本春樹
港	湾	梅木勇二
調	審	須原賢治
市	整	佐々木龍夫
	公	
	室	
	長	

計 画 推 進 部 長	山 口 奉 文
総 務 部 長	小 畑 廣 次
財 政 部 長	野 呂 修
市 民 部 長	南 部 和 雄
保 健 福 祉 部 長	服 部 美 次
商 工 部 長	米 津 正 夫
農 林 水 産 部 長	赤 塚 宗 信
環 境 部 長	玉 置 泰 生
都 市 計 画 部 長	西 田 喜 大
建 設 部 長	矢 田 禎 雄
下 水 道 部 長	馬 淵 貞 夫
消 防 長	島 村 隆
病 院 事 務 長	谷 口 淳 一
水 道 事 業 管 理 者	鎌 田 悟

教 育 長	小 竹 章
-------	-------

代 表 監 査 委 員	長 谷 川 昭 彦
-------------	-----------

○出席事務局職員

事 務 局 長	有 竹 正 宏
次 長 兼 議 事 課 長	伊 藤 千 秋
副 参 事 兼 議 事 課 長 補 佐	福 島 和 幸
議 事 係 長	井 上 紀 久 夫
主 事	濱 田 信 二
主 事	芝 田 敏 樹

午前10時1分開議

○議長（野崎 洋君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は39名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしく願いをいたします。

日程第1 一般質問

○議長（野崎 洋君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

谷口廣睦君。

〔谷口廣睦君登壇〕

○谷口廣睦君 おはようございます。それでは、通告に従いまして、4点ほど質問させていただきますが、この4点の内容については若干関連性もございまして、多少個々のタイトルの中で重複する点もあろうかというふうに思います。また、時間的な関係で多少抽象的な内容にもなるというふうに思いますが、極めて慎重に発言をしながら質問をさせていただきますが、ややもすると片足、片手ぐらいが通告よりちょこっとぐらいははみ出ることがあるかもしれませんので、ひとつよろしくご理解をいただいて、議長も隣からメモが来たら、メモは見ないで置いていただいて、ひとつ寛大にお願いしたいと思います。

それでは、1番目の四日市市総合計画の見直しについてであります。ご承知のように、四日市市は基本構想として21世紀、2001年を目標に、12年間にわたる長期構想を策定し、その策定した内容を昭和62年の12月議会においてその構想を議決したところでございます。その議決の内容としては、やはり大筋には魅力と活力に満ちた産業と文化のまち四日市、これを

実現するためにそれなりの構想を議決し、それをより具体化するために、それぞれの年次にわたって、第6次を設定して、その第6次については、若干省略はいたしますが、五つのテーマ、いわゆる福祉、文化・教育、産業、潤い、交流といったものを大きなテーマにしなが、それぞれの年次に従って予算化をし、そして行政担当者あるいはまた議会側とも協力しながら、住みたい四日市ということの実現に向かって、それぞれ努力をしてきたというふうに思います。

しかしながら、今日のような戦後50年にもなかったような長期にわたる不況、長期不況に見舞われる中で、最近ではまた、構造的金融不安とも相まって、社会経済情勢は極めて厳しい情勢になっておることは先刻ご承知のとおりだと思いますが、今後の見通しにつきましても、2点目の質問の中で若干触れさせていただきますが、この不況についてもそう簡単に大きく改善される見通しもないのではないかとこのように思います。

そういった状況の中で、第7次の基本計画についてもそろそろと準備をしなければならないときに来ているんじゃないかというふうに思います。そこで、この基本構想の基本的なものについては、いわゆる62年ということになれば、バブル経済最盛期の時代であって、あるいはその時代背景をにらんだ中での構想であって、いわゆる右肩上がりの経済情勢というものをしながらの一つの精神というか、中身を持ちながらの計画であったというふうに思います。具体的には、あの基本構想の中には期間なり数字なりというものには余り明記はしてありませんが、しかし、それなりの精神的なものは随分盛り込まれておる、こういった中での代表的なものについては、やはり100周年事業もその時分からある程度見越した中での構想あるいは計画もしてきたというふうに思います。それからまた、いわゆるJR貨物ヤードの問題、この辺についてもそれなりの大きな構想に入っておったというふうに思います。

しかしながら、今日のようなこういうような社会情勢、経済情勢の変化

になってきたということになれば、いわゆる12年間の長期構想でありますから、今日のような、くどいように申し上げますが、情勢の変化になってくれば、それなりのやはり見直しというものも必要ではないか、このように思います。そういったことで、見直しをしよう、あるいは見直しをしていかなければならないということになるとは思います、そういった内容について、見直しをするということになれば、当然これは議会でも議決した内容でありますから、議会にもその見直しの内容を提示してもらいたい、こういうふうに思うわけではありますが、その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

次に、2点目の平成8年度の予算編成期を迎えてであります、今財務部長を中心として平成8年度の予算案編成に向かって、もちろんこれは須原調整監も中心になっていると思いますが、そういった形の中で大変各部課でのヒヤリング等々でご苦労を願っておるのではないかと思います。しかし、今申し上げましたように、我が国経済も長引く不況の中で、また構造的とも思えるような金融不安、あるいは政府の特例公債の連発、財政運営悪化、これを何とかしなければならないということで、先日も大蔵大臣による財政非常事態宣言を行うなど、大変厳しい状況にあるというように思います。今申し上げたとおりであると思います。

しかし今、ここ二、三日の新聞を見てみましても、若干今後の見通しについては、これは先日の市長の答弁でも若干触れられましたが、半導体あるいは電気機器、紙・パルプ、自動車等々から成る産業では多少の設備投資計画あるいは利益改善、こういうものが若干改善されてきたというふうに思います、しかし、これも昨日来、若干議論になっておりましたが、これはいわゆる各企業のリストラ等々によって、あらゆる角度の努力の結果の一つのあらわれであって、大きく市場が好転したというふうには見れないのではないかと、こういうふうに思います。

そういった情勢背景の中で、我が四日市市の財政についても少し述べさ

せていただきます。

これもきのうの佐野議員の質問の中で若干の見通しも触れられておりましたが、11月の決算議会において、総務委員長長の報告も十分聞かせていただきましたが、この報告の内容を聞かせていただく中で、平成6年度の個人市民税あるいは法人市民税等についても、ここ四、五年、税収の減収の内容になっておるのではないかと思います。そしてまた、四日市市の財政状況を少し述べさせていただきますと、これは財政部担当から余りきちっとしたことは聞いておりませんので、余りヒヤリングをやると物が言いにくくなりますので、ヒヤリングをやらなかったんですが、私なりに少し分析させていただきますと、財政調整基金についても、30万都市になれば、せめて五、六十億円の調整基金ぐらいは持っておらなければならないのではないかとことを市長も過去の議会の中の答弁でも触れられておったというふうに思っておりますが、しかし、この財政調整基金についても、今30億円弱になっておるのではないかと思います。そしてまた、減債基金についても、19億3,000万円程度、この減債基金の19億円程度の内容についても、この運用益については、若干取り崩しておると、こういうふうな状況にあるのではないかと思います。また、都市基盤整備基金についても、6年度では15億円強ということになっておったと思いますが、しかし、7年度予算執行の中で、これはほとんど取り崩しておられるのではないかと、こういうような状況で、四日市市の各種基金についても今代表的なものを少し申し上げましたが、かなり厳しい状況になっておるのは事実であると思います。

また、公債費比率の問題についても、6年度末ベースでありますけれども、普通会計ベースでいって712億円、これも昨日若干数字が出ましたが、712億円程度、あるいはこれを市全体で眺めてみますと、1,571億円、これもきのう数字が出ましたが、そういうことにプラス、先々日の日置議員の質問の中で若干出てきましたが、日置議員の下水公共事業だという強いご

発言の中で耳を澄ませておったんですが、その中での理事者の答弁の中では、公共事業としての起債、これもやはり710億円ぐらいになっておるのではないかと、こういうような答弁を聞いたわけでありまして。こういった内容をトータルしてみますと、今四日市で2,200億円程度の、わかりやすく言えば借金があるのではないかと、こういうふうに思います。この2,200億円の借金を赤ちゃんからお年寄りまで全28万7、8千人の人口に割り返してみますと、1人当たりの借金が60億円あるいは70億円（発言訂正…235ページ）近くにまでなっておるのではないかと、こういうふうに思います。これは単純な計算ですから、誤っておったら指摘してください。後で教えてもらったら、また私の頭も変えますから。そういう単純計算からいくと、そういうふうになりますが、しかし、この起債等についても、これをどどん何しても、実際に事業ベースにそれを当てはめるとというのは四五十%弱になるのではないかと。いわゆる元利償還分を、きのうの話にもありましたように、早く高い利子から低い利子へ借りかえよと言いますが、しかし、そういう元利償還資金というものを繰り延べしていきまると、実際の事業費に当てはまるのは五、六十%ぐらいしか本当の事業費に充てられていないのではないかと。これがどどん増していくと、これからの市債、公債についても、そういうものだけに追っかけられる数字に変わってくるのではないかと。これは全く私の素人的な発想なんですが、そういうことからいけば、これもまた今の公債費比率が6年度末で12.6%、こういうことも言われておりますが、平成11年度には十四、五%になる、こういうような見通し推計も11月の決算議会で委員長報告にもありました。しかし、公共下水道事業の起債なんかを含めての、今の数字から割り返してみますと、もう既に十五、六%ぐらいいっておるのではないかと。そうしますと、自治省のそれなりの指導要項というか、指導性の中で、自治体の公債費比率の十五、六%が限界だよという内容に既に到達しておるのではないかと、このように推測できるわけでありまして。

そういった中で、これは全く私の素人的な内容であります、こういう財政状況を踏まえながら、これから8年度の予算編成をする中では、私が言うまでもなく、徹底した歳出の見直し、あるいはいかに重点的な効率的な配分に汗をかいてもらう必要があるのではないか、このように思います。

また、今ちょっとしゃべりながら思いついて、思いつきのままで申しわけないですが、私は五、六年前に、市税の滞納金についても伺った経過があるんですが、そのときには約十二、三億円、そこまでいったかなという気がしたんですが、恐らくちらっと聞いたところでは二十数億円の市税の滞納もあるというふうに聞いておりますが、この二十数億円の滞納の中身についても、今どうなっておるのか、どれだけの回収努力をされておるのかということも、今しゃべりながら思いついて申しわけないですが、この辺についても、もしわかっておったら教えていただきたいと思っております。

今申し上げたように、8年度の予算編成をする中で、繰り返し申し上げますが、徹底した歳出の見直し、いかに重点的、効率的な配分というものに汗をかいてもらう必要があるのではないかと。そういう汗の出方によっては、昨日来も南部議員、ちらっと私の顔を見ていただいておりますが、南部議員の大きな涙もこぼれるような怒りの中での訴え、こういったものも、その汗のかき方によっては、なくなるのではないかと。涙が出たかどうかわかりませんが、それぐらいのきつい一つの要請もあったことも事実であります。そういったことで、できたらこの予算編成がきちっとできるまで、ここに座ってござる部長以上ぐらいは、1泊2日ぐらいで、徹底的にひとつ来年度の予算については、いかなる言葉だけではなくて、重点的、効率的な配分ができるかということは、徹底的にひとつ議論をしていただきたい。

そしてまた、きのうまでも多少、四日市の縦割り行政の問題についてもご指摘もありましたが、部長会、いわゆる庁議の中でも相手の課、部のことを言うこと自体がタブーだというような風潮がある。お互いに議論して

いい方向に持っていこう、いかなる市民のための予算を執行しようとする事になれば、時には相手の課、相手の部のことについても、こんなものということではだめではないですか、このぐらいはこうではないですかと激論があってもしかりではないか。しかし、お互いに相手の課、部のことを言うこと自体が、どうもタブーのような気がしているような雰囲気があるようでございますから、そういうことについても、徹底的にひとつ議論をしていただき、またこれについては、昨年の6月議会に私は申し上げましたように、収入役等についても、財政部が設定した予算がどの程度効率的に運用されているかということは、収入役もきちっと、データ学的にチェックをしていくという役目もありますよと言ったことも覚えておるわけですが、そういうことからいけば、この研修等をもしやるということになれば、収入役あたりも中心になって、いろいろ水を差されながらやってもらってもいいのではないかと。そういうふうにも思います。そういった形で、こういう限られた財政の中で、時には多少薄くなることもやむを得ない、時には厚くもしていかなければならぬということを再三申し上げておきたいと思っておりますが、来年度の予算編成期を迎えて、どのような重点的配分になろうとしておるのか、どの程度汗をかこうとされておるのか、ひとつ財政部長のご所見をお伺いしたいと思っております。

以上が、来年度編成に向かった内容ですが、11月の決算議会の中でも、少しつけ加えますが、あの決算の中で見ますと、まだまだ部、課の中でプロジェクトあるいはまた各課からのコンサルタントへの移管数字が、こちらが出ておるとこちらが出ておると同じような内容で、伝わっていくとダブっていると、そういった一つのむだということになりますか、ダブリによるむだな予算執行もあるように思います。また、建設委員会の委員長報告にもありましたように、どなたとは言いませんが、厳しく指摘をされた議員さんもおられますが、なるほどそのとおりだと思いますので、よろしくひとつお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、3番目の監査体制の問題につきましては、これも昨年の6月議会で、私は監査体制の問題について、監査委員の何十年ぶりの登壇をしていただいた伊藤治郎さんの顔を思い浮かべるわけですが、いわゆる平成3年度に自治省の各自治体の監査体制の強化という一つの法改正があった。その法改正については、今まではいわゆる経理面、数字的な監査に終始しておったけれども、今後は行政執行面に至る内容まで監査体制は突っ込みなさい、そして、いかに効率的な執行をされておるかということについて、あるいは中身がどうなっておるかということまで監査は突っ込みなさいというような、わかりやすく言えばそういったような内容の改正になったのではないか。そのことによって、四日市市の監査体制についても、今までの監査の内容からどう変えていくのか、お伺いをしたい。

もし今準備がなければ、私が申し上げることについて、これからぴしっとひとつ勇気を持ってやってほしいということを経理委員に申し上げて、そして伊藤代表監査委員は、「なるほど言われることもよくわかる。精いっぱい私なりの努力をして汗をかいてみたい」というふうに言われておって、さてとなったら、二、三カ月たったら、体調を崩して退任されると。何だかなというふうに思っておったら、市のOBの方が寄ってたかって、余り張り切ったらどうするんだと、がんがんとついて倒してしまって、つぶしてしまったんじゃないかというようなことが私たちの耳に少し入ってきました。これは誤りがあたらお許しをいただきたいと思いますが、そういうことがもし事実とするなら大変なことなので、その後を受けた長谷川代表監査委員、よろしくひとつその辺を吟味していただいて、これからの四日市の発展のためには、監査委員の役目がどれだけ大切かということもかみしめていただいて、それ以後、引き継ぎの中でどの程度改善をされつつあるのか。

その当時申し上げたのは、行政の中だけではなくて、いわゆる1,000万、100万ぐらいの補助金を出しておるところの外郭団体までも監査をやりな

さいと、監査を受けるということが決まっただけでもかなりの響きがあるわけですから、やってほしい。

また、私も数年前に監査委員をやらせていただきましたが、小学校とか中学校とか保育園なんかに監査に行っても、監査するような内容はほとんどないわけです。経理面なんてほとんどない。行くと、「監査委員さん、うちの便所が悪くなったので、帰っていったらよく言ってほしい」と、まるきり要望を聞きにくいみたいな感じで、「ああそうですか、ご苦労さんですな。帰っていったら、よろしく言うておきますわ」と、これが監査の仕事かなと思って、不思議にこうべを傾けて帰ってきた覚えもありますが、いずれにいたしましても、中には聞くことがないから、あなたのところの保育園、幼稚園の敷地面積、建物の内容について財務監査をちょっと聞いてみると、校長も園長も「どれだけありましたかな」ということも知らんぐらいの人がおるわけです。そんなところへ監査行っておるより、ちゃんと本庁でやればいいわけですから、そういうところで時間をつぶすだけの時間があれば、もっと中身の違った形で監査をやる必要があるのではないかと申し上げたと思いますが、それ以後、どのように監査を強化されてきたのか、一言、新しいひとつ長谷川代表監査委員のご所見をお伺いしたいというふうに思います。

さて、次に4番目ですが、4番目の内容については、本題に入る前に経過について若干だけ触れさせていただきたいと思います。

四日市市の都市再開発ということの中で、加藤市長は5期20年、途中からわかりませんが、基本構想の中にもあったと思いますが、四日市市は港地区の再開発、港の内容については、港議会があると言うなどしかられるかわからぬけれども、四日市があつての港、港があつての四日市ということからいけば、当然触れなければならぬというふうに思いますが、四日市の港周辺の再開発、そして、JR四日市駅周辺の高架、あるいは貨物ヤード移転後のオフィスビル街の再開発、そして近鉄四日市駅周辺の商業

ゾーンとしての開発、この大きな三つの柱を四日市の再開発としての柱に加藤市長も主眼を置いてこられたのではないかと思います。その中で、近鉄四日市駅周辺の商業ゾーンについては、まあそれなりに格好もついてきたんではないか。また、東の駐車場の問題、あるいは商店街の問題等々については、いろいろと問題も残しておりますが、まだまだ十分とは言えませんけれども、一通り格好はついてきたんではないか。そうなりますと、今度は港については、中部新国際空港との関係があって、そう簡単に、市としてもどうかというふうに思いますが、となりますと、JR四日市駅周辺の再開発、高架、こういった問題の中で、やはりそれを開発しようとするなら、貨物ヤードを移転しなければ、それができない。建設省かどこか知らんけれども、国については、あそこを全部きちっとして再開発ができるような状況ができたなら、それなりの予算をつけますよというのが政府の見方だったと思います。そういった形で、そういう機運が生まれて、前々年度ぐらいでしたか、300万円ぐらいの調査費がついたと思いますが、300万の調査費がついたということは、それなりに関心を持っていただいた経過ではないかというふうに思います。

しかし、そういった形の中で、いろんな経過はあったにしても、あの貨物ヤードを移転するということが、最終的には霞の駅の西に決めたということで、霞地区西の地権者の人たちが、そういった一つの四日市の再開発というものを理解するがために、我々の先祖から持ってきた土地を売るんじゃないくて、四日市が、我々が協力することによって、そういう再開発ができるという夢を持つなら協力しましょうという機運が生まれてきたことも事実だと思います。そういうことで、いよいよそういった具体的な作業に入ってきたところで、計画推進部長がかわられた。そういうことで、新しくかわられた山口新計画推進部長も就任されて二、三カ月になると思いますので、その辺の経過については、十分に研究をされたというふうに思います。

しかし、ご承知のように、先ほど申し上げたような、国のこういう経済情勢になる中で、今後の見通しがどうなるのかも、今地権者の方は、何かびたっとそれがとまったような感じを受けておる。盛んにいろいろ話もあったけれども、最近、ここ四、五カ月は、ぼーんと谷口さん来んようになったと、こういう話も聞くわけです。そうであるなら、せっかく我々もそういうことで協力をしようとしたんですけれども、これからの経済情勢、社会情勢によって変わっていくなら、我々は協力する必要もない。一体どうなっておるんだということを持ちと、これは一部の人かわかりませんが、私のところへも聞きに来られた人がおります。そういうことで、これからの見通しについて、山口新部長のひとつ見通しをつけてのお考えを聞きたいというふうに思います。

これについても、あるいはまた、来年度の予算編成の内容についても、市長も、きのうだったかおとといだったか、ちょっとやじられたような内容もありますが、健康も100%と、いまいちょっとというような気もあるでしょうが、この辺でひとつ大きなリーダーシップなり、あるいは目先を見てもらって、この辺をひとつ、貨物ヤードの移転あるいは、この辺の二つ目の開発についても、何か格好をつけないと、やめるにやめれないよと。加藤市長もいつやめるんやないかなという、ひとつの空気もあるようですけれども、しかし、この辺の一つの目をつけないと、なかなかやめるにやめれないよという気持ちがあるんじゃないかという気すら私は察するわけでありまして。部長の中にも、そういう前向きな財政の問題についても、こういった肝心の問題についても、真剣な議論というか、やや市長がいつやめるんじゃないかという、ざわざわの雑音の方が先に先行しながら、市長の方もちらちらとそういう雑音が入っておるやにも聞いておりますが、しかし、市長もこの辺で、もしこの内容について答弁をおれもしようというお考えがあるんなら、この辺でひとつぴゅっと締めてもらうというか、一部をここで述べていただいてもいいんじゃないかなというふうに思います。

これ以上余りしゃべると脱線して、しかられてもいけませんので、この辺で終わりたいと思いますが、いずれにいたしましても、私の意のあるところを十分踏まえていただいて、熱意ある心のこもった、単なるメモをべらべら読むんじゃなくて、答弁に立つ人はそれなりの心を心としての答弁をお願いしたい。

最後に、余り批判的なことばかり申し上げても失礼なので、ちらりと、ここ3日前に私の耳に入ったんですが、前回の質問の中で、財政部と収入役室とは執行する側あるいは使う側とのコミュニケーションを十分やる中で、いかに効率的にということをお願いしたんですが、それ以後、谷口議員さんがいいことを言ってもらったので、ここ二、三カ月ずっと月に2回ぐらいずつ財政部と収入役室とのコミュニケーションをやることによって、かなりの効率を上げておりますということを、余り派手なことを言う人ではない人から聞いたので、それは真実ではないかなと、このように思いますので、よろしくひとつそういうものも大いに伸ばしていただいて、あすへの四日市発展のために努力をしていただきたい、このように思います。

質問はかなり抽象的になったので、お答えが難しいとは思いますが、以上、4点にわたって質問を終わらせていただきますので、よろしくひとつお願いを申し上げたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（野崎 洋君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 谷口議員の質問にお答えをいたしますが、その前にちょっとお断りをさせていただきたいと思います。

第1点については、私から私の考えを率直に申し上げたいと思います。第2点につきましては、私は今日の経済情勢につきまして、詳細にご説明を申し上げるのは避けたいと思いますが、いずれにいたしましても、行政水準の維持ということは極めて大事でございますし、社会情勢の変化もあ

りますので、それに合わせた効率的な執行をしなければならないというふうに思っております。間違えるといけませんので、詳細な数字的なことは財政部の方からお答えをさせていただくことにしたいと思っております。なお、その他の連続立体に関連したご質問、あるいは港に再構築をいたしますご質問等々につきましては、それぞれ担当部の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

そこで、まず第1点でございますが、先ほどご指摘のありましたように、現在の基本構想というのは、魅力と活力に満ちた産業と文化のまち四日市を目指して策定をしたのでございまして、第6次基本計画はこの基本構想のもとで、平成6年度から市制施行100周年となる9年度までの主要な事業計画を位置づけたものであります。ところが、基本構想策定時の昭和62年の経済情勢というものは、ご承知のように、資産インフレということで、非常に活況を呈しておったわけでありまして、それから4年後の平成3年には、このバブルがはじけまして、円高も進行すると、そして今日では複合不況と言われるような状況に陥ったのでございます。

そこで、既に現在の第6次基本計画策定時の平成5年度におきましても、このような状況を十分認識をまいらねばなりません。第6次基本計画策定時におきましては、産業の空洞化を食いとめ、産業構造の変革にもつながるよう十分配慮をする。さらに大事なことは、市民生活の多様な変化にも対応するとともに、今申し上げたような空洞化をやめようということで、まず一番大事なことは、今日のモータリゼーションの進展によります都市基盤の整備ということが大事であるということから、そのことが計画の大きな柱に位置づけられているわけでございます。しかし、一方で、人口も2010年ごろには既にピークを迎えまして、2020年ごろには高齢化もピークが来るということで、地方都市が経済的な活力を維持し高めながら、快適な住環境の整備というものをあわせて推進をしていかなければならない。そのためには、より一層厳しさを増します今日の経済情勢、財政情勢

あるいは国家的プロジェクトの整備の動向などを的確に予見をしながら、従来型の発想から脱却をした総合計画づくりというものが必要ではないかというふうに思っております。特に今日では、地方分権が叫ばれている状況でございます、従前の国、県の補助制度を踏襲するなど、今までの制度の延長で安易に計画策定を行うなどは確実性に乏しくなっていくであろう。むしろ、オリジナリティーにあふれる地域づくりというものを自分たちの知恵と努力で創造をしていく必要があるかというふうに私は認識をいたしております。

なお、本市におきましては、従前より、フューチャー21北勢の発足など、広域的なまちづくりの重要性を強く認識し、将来ビジョンの策定や一体的な施策の展開に努めてまいったのでありますが、この中核市の制度がさらに変えられようといたしてございまして、なかなか30万の人口だけで中核市というふうにはいかない、さらに、それぐらいの力を持っている都市は人口とは別に、中核市の持つような権限を与えてもいいんじゃないかと、そういう動きさえ出てきているわけでございますので、その権限強化に向けて、今後より一層本腰を入れた取り組みをすべきであるというふうに考えているところでございます。

こうしたことを念頭に置きながら、本年度は総合計画策定の基本姿勢あるいは手法につきまして根本的な見直しを行って、来年度ではこれからの主要テーマとなります高齢社会、国際社会、情報社会、快適環境、さらには経済的な活力の再生等を切り口としながら、市を挙げた横断的な検討に入らねばならないというふうに思っております。また、近々、次期全国総合開発計画の指針が発表されようといたしてございまして、こういった国の動き等も十分にらみながら、土地利用あるいは今日の交通状況の混雑さを緩和するという交通体系の確立、そして都市の原動力となります産業あるいは保健、福祉、教育、文化など、いま一度視点を変えた見直しを行いたいと思っております。これは今議会でも特に福祉の問題については十分ご

議論がございました。そういったことを背景にしながら、私は新たな時代にふさわしい中部圏の中核都市として誇れるような総合計画づくりに入りたいと考えております。

なお、その際に、地域にかかわりを有します住民の方々や企業の将来展望などに、今までも増して十分な目配りを行いながら、基本計画レベルの将来像をイメージした上で、構想の策定を行っていくと、そういった地に着いた取り組みをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。なお、これは当然のことでございますし、ご指摘がありましたように、議員の皆様方のご意見は早い段階からお聞きをして、実効性の高いものにしてまいる所存でありますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

さらに、第2点の予算編成に絡みまして、詳しいことは先ほど申しましたように財政部の方からご報告を申し上げますが、同時に私は予算執行の確実性あるいは部内の合意を得るためにも必要でございますので、行政改革というものは組織機構の見直しを含めまして、来年度当初に徹底的に行ってまいりたいというふうに考えておりますので、この上とも各種のご意見を折に触れちょうだいをすることができれば幸いかというふうに思っております。

なお、その他の点については、それぞれの担当部の方からお答えをさせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 財政部長。

〔財政部長（野呂 修君）登壇〕

○財政部長（野呂 修君） それでは、平成8年度の予算編成を迎えて、厳しい情勢の中で、どのような考え方で対応していくのかというご質問にお答えをさせていただきます。

谷口議員の方からいろいろ数字等もご紹介がございましたけれども、きのうまでの市長の答弁等にも一部出ておりますが、もう一度その辺も含め

て数字等もご紹介をさせていただきます。

バブル経済が崩壊いたしました、その後の長期不況でありますとか、平成6年度から続けられております住民税の特別減税というような措置等が影響いたしました、四日市の税収に関しましては特に平成5年、6年度の個人市民税、2年連続の減というようになってまいりましたほかに、特に法人市民税におきましては、平成元年以来、5年連続減というような状態になっておりまして、元年のピーク時が104億円ございました。それが6年度には56%にまで落ち込んできたというような状況になってございます。このような事態から、先般の決算議会でもご報告申し上げましたけれども、市税総額が平成5年度に508億円余りあったものが、6年度には486億6,500万円と、4.4%もの初めて総額でダウンするというような事態になっております。また、ご紹介のありました市債の残高につきましても、平成4年以來ずっと政府の方で続けられてまいりました経済対策その他によって急増してきておりまして、市債の残高につきましては、きのうの市長の答弁の中にも一部ご紹介をさせていただいておりますけれども、もう一度ご紹介いたしますと、一般会計におきまして、平成6年度末で681億円、公共下水等の特別会計で685億円、それに病院とか水道の企業会計を含めると、総計で1,571億円という先ほど谷口議員のご紹介にあったとおりの数字でございます。2,000億円というふうなお話もございましたが、総計で1,571億円ということになります。したがって、6年度の公債費比率が12.6%ということになりまして、6年度から住民税の減税等に伴って、減税された分については、減税補てん債というような新しい起債の発行等をしてきておりますために、そういう補てん債の償還等が始まる平成10年、11年ごろにりますと、公債費比率が次第に上がって、14%台ぐらいになっていくのではないかとこのふうな見通しを立てております。

景気の回復が思わしくない中で、一定の行政水準を維持していくためには、何としても財政規模そのものも余り減らすということができない、こ

ういうようなことから、平成4年度以降、やむを得ず基金の取り崩しを行ってまいりました。財政調整基金は平成7年度末残高で34億円、それにご紹介のあった減債基金とか都市基盤・公共施設等整備基金を含めましても、40億円程度に減少してしまうというような見込みになっております。したがって、3基金のピーク、平成3年度末には120億円ほどございました。約3分の1まで減少してきたというような実態であることをあらかじめご紹介をさせていただきます。

こういう厳しい財政事情の中で、8年度の予算編成を行っていくわけですが、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、行政の効率的な執行、これを徹底的に進めると、既存の事務事業についても引き続き見直しを行いまして、簡素合理化でありますとか縮小、こういうのを図っていくとともに、さらに今後確実に進むであろう高齢化社会の到来にも対応していくというようなこともございますので、今後さらに高度多様化していく行政需要に的確に対応するために、長期的な視野に立つことを忘れずに、計画的、効率的な行政運営を行っていきたい。一つ一つの施策とか事業を吟味、厳選しながら、予算編成を行っていききたいと、かように考えております。

次に、各部局によるコンサルタントとかプロジェクトでダブっているんじゃないかというようなご指摘がございました。近年は、自治体の行政も次第に高度化、専門化が要求される時代になってきておりますので、コンサルタント等を利用するという事例は非常に多くなってきておりまして、各種の委託調査を行っておりますが、こういう委託に関しましては、各部局において十分にあらかじめこの内容検討をやるということを予算調整の場でも指示をさせていただいておりますが、さらに企画調整課などとも連携いたしまして、ダブっているとか、そういう体制にならないように、真に有効な調査結果が得られるように、効率的な委託を進めるように取り組んでまいりたいと思います。

それから、滞納の状況についてご質問がございました。さきの決算議会でもご報告いたしました。市税の収納率、6年度は95.03%というように、前年度が95.55%でしたので、0.5%余りダウンするというような残念な結果になりましたが、95.03%はまだ三重県内の13市では高い方から4番目というような率になっておりますけれども、特にここ数年は景気の低迷が続いておりました、破産とかいうようなことから、大口の滞納というのが増えてきておりました、収納率そのものは全国的にも低下する傾向にございます。

こうした中で、6年度の税の収入未済額でございますが、24億8,400万円余りという巨額になってまいりました。この収入未済額24億円余りをどう滞納整理しているのかということでございますが、今財産差し押さえでありますとか、手形、小切手などでお預かりしているものなど、処理済みのものがその中で11億5,700万円ほどございます。したがって、残りの13億2,800万円ほどを納税課の方で折衝をして、納税を進めるというふうに努めておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長(野崎 洋君) 理事者の方に申し上げます。時間の関係もありますので、ご答弁は簡潔にお願いします。

代表監査委員。

[代表監査委員(長谷川昭彦君)登壇]

○代表監査委員(長谷川昭彦君) それでは、3点目の監査体制とその後の見直しについてのご質問につきましてお答えを申し上げます。

その前に、先ほどいろいろ叱咤激励をいただき、真摯な気持ちで受けとめさせていただきました。いろいろお話ございましたが、今後の業務の上で参考にさせていただきたいと思っております。

ご指摘のとおり、平成3年4月の法改正によりまして、監査委員の監査権限が拡充されたところでございます。それは、まず1点目といたしまして、行政監査が法定化されたことでございます。また、2点目といたしま

して、戸籍や国民年金あるいは生活保護等の機関委任事務につきましても監査ができることとされたところでございます。

次に、3点目でございますが、監査の運営を円滑にするため、監査結果に関する報告の決定または同報告に添える意見の決定の際は、監査委員間で合議によることとされたことでございます。

なお、ご承知のとおり、法の改正前から例外といたしまして、住民監査請求の場合の監査結果の決定につきましては、以前から合議が認められてきておりますので、参考までに申し添えさせていただきます。

それから、その他監査委員の服務、分限規定等が整備されたことでございます。

以上、これらのことにつきましては、平成6年6月の議会におきまして、谷口議員のご質問に当時の伊藤監査委員からお答えをいたしておりますが、制度の改正のたびに監査委員の監査権限は拡充されてきております。そこで、これらを具体的に進めるために、行政監査として、平成6年度には助成行政を取り上げ、補助金、交付金及び負担金が効率的かつ適正に交付されているかどうかについて、従来より厳しくその見直しを求め、そのことを指摘事項あるいは所見として監査結果に公表してまいりました。そして、7年度においても、引き続き助成行政を取り上げ、その後、各部局においては、交付に当たって公正かつ効率的な助成を行うため、どのような見直しがなされたかにつきまして検証をいたしてまいりました。その結果、補助金について、一部の部署において廃止並びに減額等の見直しが図られ、わずかではございますが、その効果があらわれてきております。今後も継続して監視を続けてまいりたいと考えております。

さらに、7年度においては、行政運営の効率化と職員の健康管理面等の視点から進めております時間外勤務の縮減について、その実態を行政監査の視点から検証に努めているところでございます。また、今後は食糧費、交際費及び委託料等々、時宜を得たテーマに焦点を絞り、行政監査の視点

から検証に努めてまいりたいと、かように考えているところでございます。そのほか、工事監査につきましては、本年度から社団法人大阪技術振興協会の技術士による監査を12月に予定しております。工事監査の充実強化にも努めてまいりたいと考えております。

このように行政監査が法律で認められることとなった一つの背景として、公正で能率的な行政に対する住民の関心の高さがあり、これにこたえるため、これまでの定期監査に加え、効率性や組織及び運営の合理性等の視点に立った行政監査を専任の職員により本格的に実施する予定で、人員増の要求をお願いしているところでございます。

なお、行政監査を初め、定期監査用の関係資料等により、事務局職員による事前調査を強化し、効率性も高めるために、本年度から出先の施設である市民部の地区市民センター、あるいは教育委員会では幼稚園及び小中学校、さらには保健福祉部の保育園等のように、経常事業が行われている部署につきましては、監査が4年で一巡するようにいたしましたところでございます。したがって、これら監査内容の充実強化がとりもなおさず行政改革の推進につながることから、機構改革による組織の肥大化を防ぐため、監査の立場から、厳しく意見あるいは指摘を行っているところでありますが、今後とも大胆かつ的確に監査を実施していくべきであると考え、これを強力に推進してまいりたいと存じますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（山口奉文君）登壇〕

○計画推進部長（山口奉文君） JR貨物ヤードの移転問題に対するその後の進捗状況についてお答えさせていただきます。

JR四日市駅周辺の再開発の前提となる貨物駅移転計画の状況でございますけれども、昨年来の羽津地区地権者との協議によりまして、単価面での交渉を進めているところでございます。今年度は従来のように地権者全

員との協議会ではなく、各町から連絡委員を選出していただき、連絡委員協議会を組織して交渉を進めているところでございまして、今後とも単価面でのご理解をいただくよう、粘り強く努力してまいりたいと存じます。連絡協議会につきましては、10月末に開催しておりますし、近々開催することも考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 谷口廣睦君。

○谷口廣睦君 ありがとうございます。

時間がないので再質問は控えさせていただきますが、いずれにいたしましても、一つだけちょっと訂正をさせていただきますが、私の今の発言の中で、1人当たりの借金が60億円というふうに発言したようですが、何か議員の中からざわざわとした顔が私に見えたので、私何か失敗したかなと思って聞いたら、「あなたは60万円を60億円というふうに言った」ということでございますので、単純平均にして1人当たりの借金は60億円ではなくて60万円の間違いでございますので、よろしくご訂正を議事録もお願いをしたいと思います。

さて、いずれにいたしましても、行政改革等についても、いろいろな形で私は申し上げましたが、行政改革推進委員会という名はいいけれども、ひとつ我々の目線に、かなりの努力をしていただいておりますということが、必ず私たちの目線に合わせるように努力をしていただいて、8年度予算については、しっかりと汗をかいていただきたいということをご要望申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（野崎 洋君） 暫時、休憩をいたします。

午前11時1分休憩

午前11時12分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 それでは、通告の順に質問させていただきますが、久しぶりの質問でございますので、要点だけきちっとご答弁いただきたいのと、こんなふうに思っています。私ども、今回の質問をするに当たりまして、1年ほど勉強したわけですが、21世紀を目前に控えて、借金ばかり残ったのではまずいではないか。バブル経済が崩壊しても、市の体質がバブルのまま残っているのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。その点を含めて、これからどうしたらいいのか、何を今しなければいけないのか、こういうことでいろいろ論議をした中の一部を質問をさせていただきたいと、こんなふうに思っています。

まず、第1点目について、四日市ドームについてでございます。これは関係者のご努力で建設が着々と進行しているわけです。しかし、最近になって、だんだん声が大きくなってきましたのは、中途半端じゃないかと、この時期に何でこういうものをつくるのかと、こういう声が非常に大きくなってきたということ。それから、ドームを建設するがゆえに、どうして私どもの身近な道路なりどぶを直してくれないのかと。4月初めには三つぐらい直すよと言っていたやつが、今になったら、二つ外された。1個しかやってくれない、こういう不満が渦巻いているわけです。この前の議会でご答弁いただいておりますのは、ドームをつくっても、そういう影響はしませんよということを聞いていますから、安心をしておったわけですが、どうもだまされたのかなと、こんなふうに思えてきたわけですから、その辺について、ちょっと質問しておかんとまずいかと、こんなふうに思っています。

ドームの建設について、ここで改めて振り返ってみて、整理をしておきたいと思うんですが、市長の過去の答弁を聞いていますと、議員から言われたからドームつくったんだと。市長公室長の答弁では、100周年を推進していく委員会で100人の委員から聞いたらドームがよろしいよと、こ

ういう話だったと。第6次基本計画にも入っていますよと、こういうふうなことだったんです。私ども議会としては、いつも議員としては不満になることがあるんですが、何か既成事実をつくって、内容を発表されないうちに、結局は押し切られてしまうと、こういうふうなことなんです。その中身としては、さっき言いましたように、これをつくることで住民には影響しませんよと言いながら、しかし、あれはあかん、これはあかんということで削ってしまう。とうとう12月補正でも、例えば道路なんかは全くやられていない。市単の補正はない。従来は市単の補正が随分あったわけですが、それほど大きな削られ方がされている。これはほかにも要因があるわけですが、今この時期に無理して本当にドームをつくる必要があるのかと、こういうふうなことが今改めて疑問になってきたと、こんなことです。ですから、そんな疑問の気持ちを持ちながら、確認のために聞いておきたいんですけども、一体建設費全体が幾らかかって、後の維持管理費、これが幾らかかって、この前から論議がありますように、一体これ、最初は多目的スポーツ施設として発表されていましたが、答弁を聞いていますと、多目的施設に変更してきたのかなと、こんなふうに思っています。ですから、きのうご答弁は教育長でしたから、多目的施設だと教育長では若干おかしいし、さてどんなふうになるのかなと、こんなふうなことが気になるわけですから、その辺を含めてご答弁いただいております。

次に、寄附集めをやっているわけですが、団体とか企業とか、それから個人ですね、これは自治会を中心にやっているんですが、私どもに相談来るやつは、大体反対という声を聞いているわけです。建設関係については、1万円ぐらいから100万円ぐらいですから、これはふだん稼いでおれば出してくれると思うんですが、ただしドーム建設にかかわっている何割かの会社は全く寄附もせずに、ぬくぬくと仕事だけしているということで、これは厳しく取り立てをせないかなというふうに思っていますけれども、

一体どれぐらいの人が賛成して、どれぐらいの人が反対しているのか。____市の方の数字を聞かせていただきたい。

それから、次に、地元企業優先ということで、建設の場合やっているわけですが、ドームに地元もしくは地元準じる企業が、言いかえると、日ごろ実績を持っている企業が何割か排除されて、そうでない企業を使っていると、これは約束違反ではないかというふうに思うわけです。話を聞いていますと、例えば、見積価格に対して、見積もり価格が適正かどうかは別にしまして、28%ぐらい、ですから1億のものなら2,800万円やりなさいと、それではちょっと赤字が出ますからできませんと断れば、かねてから予定しています四日市以外のところの業者を使うと、こういうふうな方向が出ていますが、市の方からは地元企業もしくは地元準じるところを使えというふうに指示をしたのか、安ければ安いほどいいという指示をしたのか、議会では地元を使えというふうに聞いていますし、建設企業、ゼネコンに対しては、世間相場で金を払っているというふうに私ども理解をしていますから、こういう異常事態に対してどんな処置をされたのか、そこのところをお聞かせいただきたい。これは部品もありますが、余りいろいろ聞くと長くなりますから、建設関係だけでも結構です。

その次に、鹿島建設がメインになるわけですが、関東で2年続けて汚職を出しています。それで汚職体質が改善されたのかなと、名古屋支店は大丈夫かなというふうに思っておったんですが、この入札をした後、また名古屋で汚職が出ている。ですから、100周年のめでたいドームをこういう汚職企業に引き続き建設させるということについては、断じて容認できない。その辺一体どう考えているのか。

それから、最初にも申し上げましたように、かなり財政状況は悪化しています。悪化している中で、このまま建設を続けていくということになりますと、やっぱり借金すれば借金払いが要るわけですから、この際、多目

的スポーツ施設が若干変更して、多目的施設の性格を帯びてきたわけですから、少しドームそのものを設計変更して、前橋のようなドームにしてはどうか。まだ時間的に間に合うのではないかと、こんなふうに思っていますが、そのあたり少しお聞かせいただきたい。そうであるとすれば、もし設計変更が可能で、そういう方向がとれるとすれば、特別会計から借金の返済ができるようになりますから、一般会計には全く影響が出ない、こういうことですから、したがって、住民にも悪影響を与えていかない、こんなふうに思っています。ただし、その場合は、3セク方式、民間でやるとか、施設を民営化するとか、こういう処置が要ると思いますが、その点もご答弁をお願いしたいと思います。

第2点目、交通渋滞の解消についてお尋ねしたいと思います。

これはドームの建設にも若干絡んでいますが、最近の交通渋滞は大変ひどくなってきました。ここ四、五年、本当に目を覆うような状況でございます。したがって、幹線道路の整備は急務だと思うんですが、今の懐ぐあいでは市単で道路をつけるというのは不可能に近いわけですから、この四日市市内を走っています国道1号なり23号なり、こういう国道部分の拡幅、これをやっぱりしていく必要があると思うんですが、聞いてみましたら、四日市からはこれら拡幅については要望が出ていないと。ですから、せっかくここを走っている、そして四日市だけ国道1号が狭いわけですが、やっぱり要求を出して広げていくべきではないかと、こんなふうに思います。名四国道についても、これは既にこの車線で完了しているということですが、しかし、交通量の多いところは3車線、両方合わせて6車線のところがかなりあるわけですから、こういう四日市のような場所も、特にドームに隣接している場所については、市単で金のない時期に無理して道路をつけるという愚かなことはやめて、名四国道の拡幅、それから、三滝川から南については立体化の提案が今されていますから、そういうものをちょっと北側へずらしていただくだけで事足りるわけですから、そういう

点も含めて、何とか考え方がないのかと、こういうふうに思います。これは南北道路ですが。

それから、東西道路についても、富田山城線を早いこと物にせんとまずいと思うんですが、今までの答弁を聞いていますと、今にも無料化できそうな、そんな答弁をいただいているんですが、しかし、よく考えてみますと、三重県じゅうにある有料道路のうち四日市だけただにせいと、これはできぬ話ではないかと。ですから、管理組合かどこかで早く買っていただいて、その後、この道路を6車線もしくは8車線にして、国道1号を高架で越していくと、東西道路はかなりゆとりができるかなと。あと、国道47号の早期開通、それから、南北道路では、北勢バイパスの早期開通ということ而努力していけば、この四日市の交通渋滞の問題はかなり解消ができるかというふうに思うわけです。

しかし、道路というのは広げれば広げるほど車が寄ってきますから渋滞するというのが通例でございますので、単純に道路だけ直すということではなくて、例えば、金沢市がTDM方式で、バス会社と連携をしたり、それから時差出勤、こういうことを試行し始めたということを開き及んだわけですが、四日市でもそろそろこういうことをすべきだと。この前、1人乗り通勤は自粛するというをやられたようですが、成果のほどは聞いていませんが、そういうもろもろの問題を含めて、交通渋滞をどうしたら解消できるのか、こういうことを一度ご検討いただきたい。

時差出勤なりバス利用、特に時差出勤なんかですと、事業所がちょうど1万5,567、従業員が15万8,638人お見えになるわけですが、ちょっと時差をつけていただくと、かなり楽になるかなと。あるいは、その手本として市役所ぐらいは時差出勤できる者については時差出勤したらどうかと、こんなふうに思うわけでございます。

それから、でき得れば、後の濱口議員が質問をひょっとしてするかもわかりませんが、四日市のまちづくりについて、町の真ん中ばっかりに高度

にいろんなものが集積していますが、それでは均等した発展に四日市全体がなりませんから、農村部に工場をつくったり、遊び場はもちろんそういうのを分散配置することが大事なわけで、もう一遍都市計画上、まちづくりを見直してみて、とりあえず工場移転を何割かするような、そういう努力をしたらどうか、こんなふうに思うわけです。

次に、3点目として、電波障害対策についてお尋ねしますが、この項については、電波対策というより、むしろ情報対策ということでお聞きをいただき、ご答弁をいただきたいとします。

既にこの町の真ん中は、基金方式で、それ以外は中電の共聴組合、あるいはまた個人の共聴組合、あるいは団体の共聴組合で電波対策が完了してきたわけです。したがって、そのネットを使いながら、市の情報も伝達をされていると、こういうことですが、あと1万ちょっとぐらいの家庭では、そういう恩恵から外れていると、こういうことですから、これも市の政策の方として、電波対策をあわせて情報ネットを張っていくべきではないかと、こんなふうに思います。聞くところによりますと、河原田と大きいところでは保々地区が残っている地域と。水沢も一部残っているという話を聞いたわけですが、河原田については何か自治会の方でおまとめいただいたところへCATVが接続すると、こういうことで聞いていますから、あとは大きくは保々になるのではないかと、こんなふうに思います。その辺の対策をお聞かせいただきたい。

ちょうどことしアメリカでは、CATVとインターネットが接続されてテストをやられるそうです。日本ではあと2年後にCATVとインターネットが接続されて、新しい方向が模索をされてくるわけですが、四日市も早くこれまでに幹線を引っ張り終わっておきますと、テストケースの一番乗りが可能でございますので、そういう意味で、情報社会をまさに先取りする格好でもう一步踏み込んでご努力をいただきたいなと、こんなふうに思っています。

それから、ちょうど四日市にキャブテンシステムによります北勢インフォメーションサービスがつくられています、これは静止画像を送っているわけですが、今申し上げたようなことがネットされると、静止画像ではもう時代のニーズに合わない、こんなふうだと思いますので、2年をめどにして、ですから、CTYで全体がネットされたあたりをめどにして、整理統廃合、これをしていったらどうかと、こんなふうに思っています。

以上3点を第1回目の質問とします。

○議長（野崎 洋君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 第1点目の四日市ドームについてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、このドームの事業費でございます。現在概算でございますが、約130億円を見込んでおるところでございます。内訳でございますが、ドーム本体が約95億円、アクセス道路、駐車場整備、外構工事等関連事業費が約35億円という格好で試算をいたしておるところでございます。

なお、ドーム建設事業がその他の公共事業を圧迫するのではないかとということでございますが、この事業は第6次基本計画、平成6年から9年の中で位置づけております。また、地域総合整備事業債の財源措置を受けて実施するものでございます。大プロジェクトが実施される場合、その他の投資的事業との調整は当然必要でございますが、市民サービスの低下を招くような経常的な事業に影響を与えるような事業でないようにと考えておるところでございます。

それから、これの維持管理についてでございますが、現在の私どもの考えております試算では、人件費を含めまして年間約2億円程度になるかというふうに思っております。

それから、これの性格でございますが、多目的スポーツ施設ということ

で統一をしておるところでございます。

それから、寄附金の要請についてでございますが、これにつきましては、建設費用の財源の確保と100周年記念事業への参加を求めていくという意味を含めまして、昨日も市長公室長の方からお答えしておりますように、募金目標額を5億円というふうにいたしておりまして、市民の皆様を初め、各種団体、企業等に呼びかけているものでございまして、平成9年まで広くお願いをしていく予定でございます。この募金を進めるに当たりましては、商工会議所会頭を委員長といたしました建設募金委員会が設置されまして、ここを通じてお願いをいたしておるところでございます。寄附金の金額につきましては、市制80周年記念施設でございます文化会館建設寄附金の実績を参考にしながらお願いをいたしておるところでございます。

それから、四日市ドームについて汚職企業の取り扱いはどうなのかというご質問でございます。全国的に公共工事に関します不祥事が生じておりまして、これによりまして公共工事に対する不信を抱くということになれば、本当に残念なことだと思っておるところでございます。本市におきましては、全くそのようなことはないというふうに確信をいたしておりますし、また、万一そのようなことが生じた場合は厳しい処分に対処する所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

さて、四日市ドーム本体の建設は、鹿島・鴻池・生川・串本特定建設工事共同企業体によりまして工事を進めているところでございますが、このうちの1社がご指摘ございましたように、最近名古屋発注のごみ焼却場をめぐる建設工事において起訴されたので、これをドーム建設工事から除外したらどうかということでございます。この点につきましては、まず、地方公共団体が既に締結いたしました工事契約につきましては、私人間の契約と同様に、民法上の契約者対等の原則というのが適用されるものでございまして、これに基づいて工事が進められているところでございます。したがって、今回の事件をもって、施工業者から除外するといことは

できかねるというふうに考えておるところでございます。

それから、地元企業について、単価だけでそれが決められておるのではないかと、あるいは地元企業対策についてどのように考えているのかということでございますが、地元企業対策についての私どもの考え方については、難易度の高いもの、あるいは大規模工事の発注につきまして、地元企業の受注機会の確保ということがどうしても必要であろうということで、地元企業を入れました共同企業体方式を採用しておるところでございます。今回のドーム建設につきましても、地元企業を含めました共同企業体による発注をいたしております。建築工事は、先ほど申し上げましたように、鹿島建設・鴻池組・生川建設・串本組の共同体で実施いたしておりますが、このうち生川建設と串本組は市内の業者でございます。電気設備はきんでん・千歳電気工業・泗水電機の共同企業体でございまして、この泗水電機というのが市内でございます。また、機械設備は三建設備工業・朝日工業社・岡田工業の共同企業体でございます。この岡田工業が地元でございます。合わせまして、市内の業者が4社参加をいたしておるところでございます。私ども、大手業者が工事を落札した場合、市内の工事業者の下請業者への参入、また市内業者からの材料購入につきまして、文書でのお願い、あるいは現場説明のとき、またその他の機会をつかまえて協力を要請いたしておるところでございます。しかし、この下請の選定でございますが、直接請負者が下請を選定するに当たりましては、請負者が契約条項にあるように、責任を持って工事を完成させるという義務がございますので、その施工能力あるいは製品の性質はもちろんでございますが、やはり営利企業でございますから、損益計算も考慮して選定するのはやむを得ないのではないかとこのように思っておるところでございます。

私ども先ほど申し上げましたように、事あるごとに地元企業の参入をお願いしておるわけでございますが、これを強制するということには、やはり建設業法上の問題もあり、できないことでございます。しかし、私ども

地方公共団体では、地元業者の育成という観点から、今後ともでき得る限り市内業者の受注する機会が得られるよう、請負業者に対して指導、要望してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、現在の多目的スポーツ施設を別の方向への設計変更はできまいかということでございます。多分これは前橋の例でございますが、競輪場を併設したドームをつくっておるわけでございますが、このような機能を取り込んだらいかかということではないかと思うわけでございますけれども、現在の時点では、これはちょっと無理だということにご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 交通渋滞の解消ということについてお答えを申し上げます。

本市の幹線道路であります国道1号、23号は正直、言われましたように慢性的な交通渋滞を生じております。生活、産業活動はもとより、防災、救急活動、沿道環境の面からも、我々としても憂慮しているような状況でございます。こういうことも踏まえまして、建設省におきましては、たびたびお答えをさせていただいておるわけでございますが、臨海部の国道1号、23号に集中する自動車交通量を適切に分断、誘導させ、交通渋滞を緩和すると、こういうことによりまして、本市に北勢バイパスというものが事業化をさせていただいているところでございます。現在、北勢バイパスにつきましては、川越町の南、国道23号との交差でございますが、それから大矢知までの間、おおむね6kmでございますが、本年度一部用地買収に入ると、こういうことございまして、23号、1号の交通緩和を図ることから、建設省としては当面北勢バイパスを対応していくと、こういうことでひとつご理解を賜りたいと、このように思います。現在、富田山城

線までの区間につきましては、平成14年ごろ供用開始すると、こういうこととでございます。市といたしまして、今後、北勢バイパスにつきましては、地域北勢17市の同盟会もございまして、同盟会ともども一日も早く完成するように今後ともより一層陳情促進をしてみたいと、かように思うわけでございます。

しかし、現在の国道1号の中でも、部分的な交差点の改良によって、交通渋滞解消が図れるということから、現在、金場の交差点、富田の茂福の交差点、この辺の交差点改良につきまして、今建設省におきまして、調査を進めていただいております。

それから、富田山城線の拡幅でございますが、現在、三重県を通じまして建設省に対して無料化ということに働きかけていただいております、中間報告の中では国の方もおおむね無料化についてご理解をいただいたと、こういうこととございます。したがって、今後早い時期に実質的な無料化というわけでございます。我々といたしましては、当面はまず無料化を第一といたしまして、その後、4車という線で拡幅を、もちろん国道1号の立体とか、こういうことも含めまして、ひとつ4車線化とか、現在の拡幅を進めていきたいと、このように考えておるところでございます。

それからまた、時差出勤による交通渋滞の緩和でございますが、これにつきましては、平成6年におきましても、建設省を主体としまして、運輸省、県、公安委員会ということで、交通需要マネジメント、こういうものを計画いたしました。これに基づきまして、本年、市といたしまして、関係企業、市職員ともども実際に自動車通勤削減調査ということで、3回ばかり車を乗らないということで実施をしたわけでございます。しかし、現在のところ、3回の結果としては具体的には建設省から打ち出されないわけですが、ちょっと言いますと、部分的には渋滞延長が、従来300mあったやつが200mぐらいになったとか、道路の通過交通が5分とか7分短縮できたとか、こういう形でございます。最終的な結果は出てないわけでござ

いますが、いずれにしても、これから道路整備はより一層進めるとともに、一方ではこういうふうな交通需要マネジメントということで、ハード、ソフト両面にわたって、より一層推進してまいりたいと、このように考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと、こういうふうに思うわけでございます。

○議長（野崎 洋君） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） ただいま交通渋滞の解消についての中で、市の職員だけでも時差出勤をしてはどうかというご提言がございました。ご承知のように、始業時間は8時30分となっておりますわけでございますが、その対応につきましては、ご提言がありましたけれども、窓口業務を初め各所属における業務開始の問題につきましては、私たちといたしましては、現行の体制が実態として一番効率的だろうと考えているところでございますし、もし時差出勤をすれば、新たな人員体制の問題、あるいはまた、業務内容の問題等についても具体的に検討しなければならないと、かように考えておるところでございます。

さらにまた、これらの業務の内容というのは、直接住民とかかわっているところとございますので、住民ニーズあるいは各施設の運営、さらに住民合意形成というのが非常に重要になってくるということとありますので、見直し等につきましては、提言として今後の研究課題とさせていただきたいと、こう思っているところでございます。当然、車通勤者に対しては、特に公共交通機関を利用できる職員については、それへの転換を奨励しているところでございます。先ほど建設部長が申し上げましたように、ノーカーデーの実施についても、逐次やっているところでございますが、今後十分検討してまいりたいと、かように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） 電波障害対策について、特にCTYの未対策地域の解消についてご答弁申し上げます。

本市におきまして、CTYが平成2年1月から放送開始をいたしまして、現在加入者は6万世帯を超えまして、本市におきます重要なメディアの一つとなっております。このように全国的に見ましても、高い加入率を持っております背景には、この事業をご承知のように、電波障害対策としての役割を大きく担ってきた経緯がございまして、さらに、放送エリアも同時に拡大をされてまいったところでございます。

そこで、ご質問の放送エリアを全市域に拡大するという点につきましては、現在放送エリアが行っていない地域というのは、多くは人口がまばらになっておりまして、こうしたところへのケーブルの敷設ということは、多額な経費を要する、こういった事実がございまして、しかしながら、ここまで多数の世帯をカバーするに至っております状況を見た場合、ご指摘のように、市内での情報格差、こういう面も新たな課題として検討する時期に来ているのではないかと認識しております。

さらに、最近、ケーブルテレビといいますのは、マルチメディアの重要な担い手としてクローズアップされてきておりまして、単なる放送の手段としてだけではなくて、幅の広い活用が今後期待される情報関係のインフラとして将来に向かって大きな可能性が期待されてきております。

こういった状況にあるわけでございまして、これを行いますCTYは第3セクターということございまして、第3セクターといいますが、一つの企業であります以上、企業独自の採算性にのっとった検討がまず必要であろうと、そういう認識をしているところでございます。

しかし、そういったいろいろな条件を踏まえているわけでございまして、本年度から私どもの方では、企画調整課ですとか、情報管理課が中心となりまして、地域情報化に関する調査研究というものを開始いたしました。

市内での関係各課との検討ですとか、あるいはいろいろなメニューを打ち出しております郵政省を初めとする関係各機関からの情報収集を行っておりまして、この中でケーブルテレビを主として今後どのように位置づけていくかという点を整理しました上で、ご指摘の点につきまして、これからの方向性を定めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

また、次に、北勢インフォメーションサービスにつきましては、昭和63年の4月からキャプテンを通して本市のテレピア構想の推進に中核的な役割を果たしてきたところでございまして、近年の情報機器の発達ですとか、キャプテンを取り巻く環境の変化が生じまして、各家庭への普及につきましては、非常に前途が困難な状況となってきております。しかしながら、キャプテンという現在北勢インフォメーションサービスが導入しておりますメディアの問題とは別にいたしまして、市政情報を中心とした市民への広報ですとか、あるいは市民からの意見を収集する新しい広聴の担い手としての役割は今後強化していく可能性もあるわけでございまして、場合によっては、情報センター的な、あるいは情報の交換機的な方向性が考えられるのではないかと、そういうふうなことも考えておるところでございます。したがって、さきに申し上げましたように、本市の総合的な地域情報化というさまざまな形態というものを考えました場合、こうした今ありますこれらの情報機関の第3セクターの役割というものも改めて見直しを図りまして、今後、先ほど申し上げましたような、調査研究の中で今後の方向性を総合的に考えてまいりたい、そのように考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 小林博次君。

○小林博次君 ろくでもない答弁をようけしてくれたけども、聞いておることにきちっと答えて、1年生に答弁するならそれで結構だけれども、聞いておる中身が違うので、もうちょっとまじめに答えてほしい。

結局、例えばドームの問題で言いますと、鹿島建設が四日市のドームで汚職しておるといふに私は申し上げたわけではないので、企業全体として汚職体質が変わっていない企業が、こんなめでたい100周年のドームを引き続き建設することが異常ではないか。例えば、四日市で地元企業の不祥事があったときに、今やっている仕事も返させられた。これは任意ですな。自発的に返しなさいということで、もちろん新しい契約も解除させられた。こういうことを考えると、どうして大きいところだけ優遇されるのか。都市計画部長のもとに10月29日付の新聞に、名古屋の新南陽工場の不正事件の処分が載った新聞がありましたから、まだ細かい発注をしていない時期に、何とか処置したらどうかということで差し上げたんですが、ナシのつぶて。振り返って考えてみますと、例えば、このドーム建設の始まった去年の2月、鹿島建設が汚職で指名停止中に、ここで説明会を開いていますよね、技術的な。そんなことを考えていくと、ここで何かあったと私申し上げませんが、汚職体質が変わっていない、そんな企業を、そのまめでたいところに使うということについては、断じて許しがたい。業法にあるか、どんな法律にあるか知らんですけれども、中小の場合は、あんたどこ汚職した、あるいはあんたどこ不祥事があったから、この際ちょっと辞退しておいてくれと、任意で辞退させたじゃないですか。どうしてこれができないですか。同じような扱いをすべきでしょう。これも答弁してください。

それから、今となっては、例えば前橋のように競輪場を使用するのは無理やと、これは技術的にできないのかどうか、やる気がないのでできないのか、ちょっとわかりませんが、私どもはまだ、技術的にもできるし、時間的にも間に合うと、こんなふうにいるわけです。過日の委員会で、競輪の勉強をしたところでございますが、ここで披露すると時間がありませんから省略しますけれども、十分にそっちで借金返済ができる。

それから、さっき市の方から答弁がはっきりありませんでしたが、例え

ばここへ金を使うので、市単で金を使いますから、地元要求、自治会要求について影響していないと言いますが、はっきりと影響しているわけです。そのところをもう一回、してないというなら、12月補正は市単全く組まれていませんし、地元要望はほとんど切り捨てられています、それをはっきりとしておいてください。私らはだまされたままで、はいそうですかと、引っ込むわけにはいかない、そういうことです。

それから、交通渋滞の問題についてですが、私申し上げたのは、国道1号、23号、市の方は国に拡幅してくれという要求を全然していないじゃないかと。それにもかかわらず、ドーム建設に関連して、市単で、ドームへのアクセス道路をつけようとしておる。道路コスト15億円あるわけですが、こういう私ども別の税金で、目的税で道路を整備するために国税払っているわけです。何で横に国道がありながら、四日市市民だけが余分に自己負担せにゃいのか。何のために国の法律があって、制度があるのか。だから、要求をしたが、しかし道路は拡幅してくれないから自分でやるというならやむを得ぬですが、要求もせず、努力もせず、市費を使うというのはもってのほかです。こういうことを申し上げているわけです。ちょっと回りくどく言いましたので、わかりにくかったと思うので、もう一回ご答弁をいただきたい。

今のあなたの答弁を聞いていますと、1号、23号がいっぱいだから、北勢バイパスを早く。その早くという答弁が、平成14年と、今たちまち困っているのに、9年も10年も先の話をもじめな顔してここで答弁するようなことと違うでしょう。そのところをもう一回自己反省を含めてご答弁いただいております。

それから、富田山城線についても、これは無料化も確定するわけですね。いつから確定するんですか。すれば、買い取れというようなむだなことは言いませんが、そのめどとか、その次の富山線の拡幅をどんな日程で考えているのか、明らかにしておいてほしいと思います。

それから、電波障害の問題、これはマルチメディアの進展に伴う準備作業であるわけですが、それから、やっぱり地形の問題で電波対策が要るということですが、たとえ1戸でも要るわけです。市長公室長の答弁を聞いていますと、1万戸ぐらいのところは距離も遠いしコストもかかる。だから、CTYは民間企業だから、そんなものできぬと。そんなものできぬようなところへ、どうしてことし2,000万円の元金を4,000万円に増やすんですか。そんなのやめたらどうですか。言うことも聞かんようなところへ。それを改めて答弁してくださいよ。これは、大勢が電波障害対策が終わり、情報ネットが張りめぐらされた中で、一部分の人たちが谷間になるというのは、政策的に問題だから、私ご提言申し上げたわけです。CTYに肩入れして、CTYがもうかるような話をここでしているわけじゃないんです。別にCTYができなければ、四日市市でやるべきではないかということで、政策問題として提起したわけで、そういう意味のご答弁をいただきたいなと、こんなふうに思います。

○議長（野崎 洋君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 1点目の鹿島建設を指名に入れた点でございますが、ご指摘ございましたように、鹿島建設につきましては、宮城県あるいは建設大臣に係ります汚職事件があったことは、私どもも承知をいたしておるところでございます。こういうふうなことににつきましては、本市といたしましては、指名停止基準を設けておりまして、厳正に対応しておるところでございます。この指名停止期間が切れておるといいますか、その終了後での入札でございました。

それから、指名通知の中で、既に辞退をさせておる例があるというふうにおっしゃられましたけれども、これは確かにあろうかと思えます。入札行為に入ります指名通知を出してから、そういうふうな疑惑等があった場合については、やはり指名辞退、入札辞退ということは行っておるところでございます。

それから、もう一つは、ドームの建設につきましての前橋の例は、私申し上げまして、そのような競輪を組み入れることについて、全く検討しなかったのではないかとということでございますが、これにつきましては、私ども担当の者が前橋の方へ参りましていろいろ研究もいたしたわけでございます。しかし、既に四日市競輪場につきましては、多額の改修費も入れておるといふことと、それから、このドームをつくる場合に、現位置での建て替えということになりますと、かなりの長期間、競輪をストップしなければならぬというふうな事態等もございまして、これの導入はあきらめたといひましょうか、見送ったという経緯がございまして。

また、市単事業の圧迫の問題でございますが、先ほど申し上げましたように、このドーム建設に使います財源措置は、地域総合整備事業債、充当率が75%でございまして、3年据え置き12年間返還ということでございまして、できるだけ市民サービスの低下を招くことのないようにということで、この事業を導入して実施をいたしておるといふこととでございます。

○議長（野崎 洋君） 奥山助役。

○助役（奥山武助君） 交通渋滞の問題でございますけれども、本市におきましては、国道23号線、それから1号ということで、非常に交通もふくそうしておりまして、1日の交通量も非常に大きいわけでございます。こんなことから、北勢バイパスの早期開通ということで、同盟会もつくって、関係市町村で陳情を再三やっておるわけでございますが、それと並行いたしまして、1号、それから23号の交通渋滞解消を早急にしたいということからして、まず1号におきましても、23号におきましても、交差点の改良を早くやって、そして停車時間帯を少なくするのが得策であろうということで、そういう陳情をいたしております。

それで、ドームに関連いたしましては、競輪場の北側の交差点の拡幅と申しますか、交差点の左折レーン等をつくるとか、そういう対応を並行してやっていただくように現在お願いをいたしておるわけでございます。

それから、富田山城線の無料開放につきましては、従前から厳しく願ひなり要望をいたしておるわけでございます。現段階におきましては、有料道路というような予算の性格づけからいたしましても、国の有料道路課等の指導も受け、こちらの要望も伝えて、やっと先ほど部長が答弁いたしましたように理解を得たという段階でございまして、あとどのような形で無料化していくかという詰めに入っておる段階でございまして、まず第1段階といたしましては、従前の今まで管理組合で管理者である三重県知事が答弁をしておりますのは拡幅をしてから無料と、こういうことでしたが、ここ一、二年の間に、無料化を先にして、そして後、それが決定してから、残りの2車線についてどうするかというような形で、やっと市の意向も伝わってきたというふうに思っておりまして、早急にこれについては、無料化が一日も早くできるように、一層努力をしていきたい、このように思っております。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） ケーブルテレビの未敷設地域への対応でございまして、決してCTYだけの問題というふうには考えておりませんが、これにつきましては、情報格差という点からは、非常に大きな課題であり、我々にとりましても、市政情報等を流す立場にありますから、当然大きな課題であると、そういうふうにご考えておるところでございまして。

ただ、それぞれの地域におきましては、過去の経過等がございまして、その地域地域によっていろいろ事情も違うところもございまして、そういったものを全部ひっくるめて、すぐ市がというわけにもまいらないところがございまして、今後の方向については、できるだけ早く100%敷設されるのが一番いいわけでございまして、そういった事情もございまして、これからの展開の方向性ということもございまして、そういうことをにらみながら、できるだけ早く情報格差がなくなるような手だてを具現化していきたい、そういうふうにご考えております。

そういったことで、すべてCTYだけの責任ということで、2,000万円出したら終わり、増資をして終わり、ということでは決してございませぬので、その辺よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 小林博次君。

○小林博次君 ドームの問題ですが、これ入札の技術上の問題を質問したわけじゃないんです。何遍も繰り返しますけれども、こういうおめでたいことをするのに、どうして汚職体質の企業でさせるのか。例えば、自分のものやったら、絶対お断りしますよ、これは。どうして断らぬのか。言ったことはないわけでしょう。断ったらいいですよ。また次に仕事あげますから、体質が変わるまでしばらくほとぼりを冷まして、それから来てくださいと申し上げたら引っ込んでいくでしょう、こんなものは。天下の鹿島ですから。一市議員にぶつぶつ言われるような筋合いのものとは違いますやろ。ただ、そこのところをもう一回きちっと答弁が欲しいんです。地元の中小には、不祥事があったときは、引き下がらなさいという指示をして、仕事を返した。大きいところはどうして差別があるのか。何かあるのか。だんだん質問の向きが変わってきますが。それから、まだ時間にゆとりが出てきたみたいで、もうちょっと中身のことで質問しておきたいんですが、地元もしくは地元基準のような、そういう業者を、言いかえると、実績のある業者をできるだけ使ってやってくださいよと、こういう指示をして、しかし実際には、私どもの知っておる範疇でも、返事としてはおちょくられたような返事が返ってきたわけですね。1億円のものなら2,000万円ぐらいでやったってくれと、できんやったらよそへいきますよと。最初から決めてこられたわけね、大体。裏できちっと話を聞いていますと。そうすると、地元優先というよりは、むしろ、答弁を聞いていますと、地元優先というよりは、相手も経済活動だからということで行くんでしたら、例えば、1億円のものが2,000万円できるといふ実勢価格があるなら、95億のドームの費用、これは本体価格が50億か60億か知りませぬ

が、高過ぎるではないかと、これは。今世間では、半値の8掛け、どうしてここだけ100%金が出るのか。半分の金、寄附してもらったらどうですか。嫌がる市民から寄附取らんと。その辺、もう一回答弁してください。

それから、交通渋滞解消の問題で、何遍も申し上げているのは、国道1号や23号の拡幅要求を四日市はしていないじゃないですかと。交差点改良をちょっとしたぐらいで、何ほどの交通渋滞解消ができるのか。だから、そういう努力をしてないということを指摘しているわけ。努力しなければ、努力してないということを認めて、これからは、10年も先の話をせずに、せめて二、三年先のことで何とか対応するような、そういうご答弁をいただきたいわけ。その二、三年先に何とかするというやつを、丸々市費で出すというやり方はおかしい。それは住民サービスの低下にしかならない、こういうことです。

ですから、もう少し総合的に物を考えていただいて、というのは、例えば金の余った時代の道路行政なら、それでもいいです。市費使っても何してもやりゃいいです。しかし、借金も増えてきたし、国においては、もう既に200兆円を超える借金で、新年度予算は8兆から10兆円の赤字国債を発行するようですが、返すあてのない借金をするわけですね、これから。そうすると、四日市も今開発公社やみんな入れると2,000億円超えておるんじゃないですか、借金は。四日市の開発公社だけがバブルがないというわけではなかったわけでしょう。バブルのときにええかげんなものを買って込んで困っておるわけでしょう、実際問題として。そうすると、そういうもろもろの問題を全部処理をせなあかんという局面を迎えておるわけですから、そういう立場に立って、道路行政もあるべきではないか。ドームをつくるならつくるで、それもそういう方向でいくべきではないかというふうに申し上げているわけです。市長の答弁が欲しかって、なかったんですが。したがって、市全体としてはバブル体質が残ったままじゃないかと。それで電球1個減らせとか、人を減らせとか、微々たるもんで締め上げて

いる。こういうことでは話にならぬということです。

だから、市長にこの際、聞いておきたいんですが、私今まで余り市長にも文句言ったことないんですが、市長も立派な方で、市長を支持してきた最大の理由というのは、堅実に市政運営をしていただいたと。その姿勢があれば、なおかつしていただいてもいいなと思っているわけですが、しかし、このドーム建設に至っては、今の財政状況から考えると、かなり無謀じゃないか。堅実な市長が一体どうしたんやと、こんなことを言いたいわけです。しかし、つくるといふ方向で動いたもんなら、しょうがないですが、本当に市民の声やら財政のことを考えるなら、市長はここで英断をすべきだと、こんなふうに私は思っているんです。

それから、そのこととあわせて、バブル体質、これをやっぱり解消していく必要があると思うので、全体に流れているバブル体質を、この際なくしていくような、そういう検討をすべきやと、検討というよりは、そういう指示をすべきやと、こんなふうに思います。その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 100周年記念事業につきましては、いろいろご心配をいただいております、大変ありがとうございます。私自身は、ドームの建設というのは、実は100人委員会で100周年にどう対応するかということについて、それぞれの各界の市民の代表の方のご意見をいただきまして、その中で、そのご意見を読んでおりますと、市政オールオーバーにわたって書いてあるわけでございます。したがって、100周年の記念事業として、じゃあ何をやるのかということについての結論が出ていない。したがって、私は委員長に質問をしたんですが、それは委員長として、市長がこの中から選んでもらうのが一番いいじゃないかと。中から選ぶということについては、私はそれなりに意義のあることだというふうに考えまして、その中から、四日市にないものは何かということをよく考えて、や

はりドームかなという感じがいたしたのでございます。このドームについて議会へお諮りをしてみようという気になったわけでございます。当時の計算は非常に大ざっぱでありまして、詳細な計算ができていたわけではありませんが、このドームが議会でいろいろご議論をいただいた結果、やっぱりこれしかないなど。

当然、100周年記念事業ですから、100周年のときに、そういう記念事業がありますよということを市民の皆さん方にお伝えをするということはもちろんであります。その100周年の時代に生きていた人、その人々がその施設を利用できるということが私はもう一つこの100周年の記念事業になるのではないだろうか。そういった意味では、私は年配者の方々に對して、記念事業は決まったが、でき上がったものが見ることができなかった、あるいはそれを利用することができなかったということは残念なことではないかなというふうに考えまして、できるだけ早くこれをやっていたくようにお願いをしてきたという経緯がございます。

ご議論はいろいろあろうかと思いますが、あの100人委員会の中で出されたいろんなご提言、その中から選ばせていただいたということで、議会のご同意も、ご議論はあったわけでございますが、やはりちょうだいすることができたということで、それに向かって建設をしていったらどうだろうか。

100周年のイベントということでありますから、私はその記念の式典をやらなきゃいかぬ。その記念の式典というものは、やはりその時代に生きてきた人たちにできるだけ多く参加をしていただくという意味で、このドームの建設というのは、それに間に合うようにしたいというのが私の願いでございます。この点、お若い方々からみれば、ご批判もあろうかということとは十分承知をいたしておりますが、あえてそういう気持ちで踏み切ったということについて、ご理解をちょうだいをしたいなど。足りない点はたくさんございますけれども、私はこれは、私自身の気持ちを申し上げたのでございます。ご理解賜りたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 時間が参りましたので、小林博次君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） 古市元一君。

○古市元一君 ドーム建設については、これは今、私たちは議会で予算も認めたんだから、ここで逃げる気持ちは毛頭ないけれども、当時の情勢と今の情勢を考えたときに、なぜドームが必要なんだという市民の声は非常に強い。それから、いまひとつは、今説明のあったように、130億円の金、これは一体市の試算で幾らかかるんだと、国から幾ら来るんだと、県から幾ら補助が来るんだと、一銭も来ないのかわかりませんけれども、そういうような明細をひとつ知らせよと。

それから、いまひとつ、寄附金によって一部を充当しようとしておるけれども、この寄附金が集まらなかったときには、一体どうするんだと。1戸当たり100円の寄附金、これは私たち議員は1人も知りませんよ。自治会に集めよというような発動をされたことについては、議員としては知らない。自治会長から言われて、そんなことがあったのかなと、これは私一人かもわかりませんが、41名の議員の方は、恐らく知らないと思う。こういうような寄附金が集まらなかったときにはどうするんだ。

いまひとつは、もっとほかに、先ほどからも質問がたくさんあったように、ごみ処理の問題、これはもう今、ごみ処理の焼却場はパンクしつつある。朝明終末処理場は大きく改修しなきゃならぬ。いろんな公共施設がたくさんあるときに……。

○議長（野崎 洋君） 関連質問の範囲にとどめていただきたいと思いません。

○古市元一君 いや、関連質問だから待ってくださいよ。だから、そういうときに、このドームが果たして9年までに必要なのか。100周年の事業

には、文化会館で事業をやれば十分事足りるじゃないかという声も強いわけです。したがって、そういう点の明細をひとつ、今ここで答弁は求めませんけれども、できる限り、予算の内容その他、ひとつ周知徹底していただくことを心からお願いを申しあげ、関連質問とします。

○議長（野崎 洋君） 要望ですか、今のは。

○古市元一君 答弁が欲しいけれども、時間がもうないでしょう。

じゃあ答弁やってください。

○議長（野崎 洋君） 暫時、休憩をいたします。

午後0時17分休憩

午後1時17分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） 午前中のご質問にお答えを申し上げます。

ご質問は、ドーム関係の経費についての財源内訳はどうなっておるか、というお話でございました。冒頭にご説明を助役の方から申し上げましたように、ドーム本体は95億円ということになっておりまして、それに道路関係、駐車場関係の経費が35億円で、総額で130億円と、こういうことになっております。財源は、ドーム本体の方に、つまり95億のうちですが、95億のうち、起債が67億円、これは地域総合整備債でございまして、充当率70%ということでございます。それから、寄附が5億円、一般財源が23億円と、こういうことでございます。それから、その周辺の道路、駐車場等の財源としましては、今のところ一般財源で35億円、そういう計算になっております。

○議長（野崎 洋君） 古市元一君。

○古市元一君 財源の内訳はよくわかったけれども、このうち寄附が5億円というふうにおっしゃられましたね。これはどういう方法で集めようと

しておるのか。各自治会へあんたの方から出したそうだけれども、我々議員は何も知らない。だから、自治会長から言われても、それは知ませんというよりほかに答弁がしようがないわけなんだ。これに対する経緯はどういうふうに考えておるかということが1点。

それから、もう1点は、年間2億円の一般持ち出しをしなきゃならぬと、これはあくまでも算定であって、今ここではっきり答弁は求められないとは思いますが、私は、地理的な問題等からいって、恐らく2億円では足りないだろうと思うし、これに起債がついてくると思う。したがって、大体どれくらいの年間持ち出しになっていくのか、もう一度答弁を願いたい。

それから、いまひとつは、小林議員から質問のあった汚職企業に対する対応は、もう少しはっきりと答弁を願いたい。この三つを再度答弁願います。

○議長（野崎 洋君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） 寄附は5億円を予定しておりますが、お願いの仕方はそれぞれ各種団体ですとか企業ですとか、それから特に今回のメモリアル施設へ市民の皆様が総じてかかわっていただいたというふうな意味合いも込めまして、市民の皆様方にもお願いをするということで、自治会を通じてお願いをしておるところでございますが、確かに改めて市会議員の皆様方に詳しくはご説明をしておりません。といいますのは、自治会の方で話が十分最終的に詰まったのがつい最近だったそうでございますので、各党派の方へ説明に今月中に上がるという予定になっておりましたので、その中でご説明をさせていただこうと、そういうふうに思っていたところでございます。この点がちょっと後先になりましたことについてはおわびを申し上げます。

それから、維持管理費でございますが、一応人件費も含めまして2億円ということは先ほど申し上げましたが、それにつきまして、収入は今のところ料金体系もまだ十分決まっておりますが、これだけの施設でござい

ますから、先般もお答えしましたように、できるだけこちらが企画をするようなところまで考えまして、施設をフルに利用できるような体制をつくりまして、収益を上げて、必要な経費をカバーしていきたいと、そういうふうに考えておるところでございます。

○議長（野崎 洋君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 午前中の小林議員の質問でございまして、鹿島建設の契約を取り消すべきではないかということでございまして、現在午前中にも申し上げましたように、既に契約もいたしておまして、これを施工業者から除外するということはできかねるわけでございます。

○議長（野崎 洋君） 古市元一君。

○古市元一君 大体わかってきたけれども、納得はしにくいような答弁でございまして、まず、汚職企業については、過去において、港湾の方で決定してからも、そういう汚職が発覚した場合に、そういうゼネコンを取り下げた事例もございまして。したがって、法的にいつかは取り下げることができるんじゃないだろうかと思っておりますが、その点に対するもう一度ひとつ何をしてもらいたい。

それから、もう一つ、無理をしてドームを今建設した場合に、一般市民のサービスに低下をしないというけれども、先ほど言いかけて時間がなかったと言わなかったけれども、今ごみ焼却とか、それから、朝明処理場、これは別途会計になると思っておりますけれども……。

○議長（野崎 洋君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） ただいまご質問ございましたように、契約後に取り消したという経緯もあるということでございまして、実は午前中にご質問を受けた後、私どもの中でそういう過去に経緯があったかどうか調べたわけでございますが、私の調べた限りでは、そういうことはなかったということでございまして、なお一遍調査をいたしたいと存じます。先ほど申し上げましたように、今回、ドームの契約の鹿島建設を契約から外すとい

うことはどうしてもできかねるというふうに考えております。

〔私語する者あり〕

○議長（野崎 洋君） 暫時、休憩いたします。

午後1時25分休憩

午後1時46分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、加藤助役から発言を求められておりますので、これを許します。加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） ただいまの質問の中でご指摘ございました工事契約を結んでから、それを破棄した例はないというふうに私申し上げたわけございまして、その中で、港の件も含めての印象を与えたわけでございますが、この港の件も含めまして、そういうふうな契約行為が破棄されたことはないとおっしゃった点につきましては、深くおわびを申し上げたいと存じます。私の言葉足らずで、四日市市内の中では私の知る限りではそういう例はないということを一括して申し上げてしまったわけございまして、港の件については調査をさせていただきたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 濱口善元君。

〔濱口善元君登壇〕

○濱口善元君 市民クラブの濱口善元です。くしくもきょうは12月の8日、大東亜戦争勃発の日でもあります。改めて平和を望むものであります。

さて、ことしは余りにも日本を脅かす事件が続きました。阪神大震災、地下鉄サリン事件と大変な年でもございました。師走となり、昨今忙しくなってきました。今、市民も業務に追われてとても大変な12月です。この時期に質問しますので、一生懸命頑張ります。理事者の皆様の答弁が実りあるものであってほしいものです。検討します、努力します、ご理解を賜

りたいと思いますという答弁ではなく、いつごろ、どのようにしてと具体的に明示願いたい。

さて、通告に従いまして、教育問題、いじめについて質問させていただきます。

昨年12月に、愛知県西尾市立東部中学校で13歳の少年、大河内清輝君がいじめを苦にした自殺事件がありました。その後、岡崎市立福岡中学校、福島県石川町立石川中学校、そしてまた、新潟県の伊藤準君の自殺と、自殺とは関係ありませんけれども、小学校6年生のポイコット事件と、一体いつまで同じことを繰り返すのだろうかというやり場のない思いでいっぱいです。改めて教育荒廃の実態が浮き彫りにされてきているのです。平成7年になると、阪神大震災、地下鉄サリンなど大事件が立て続けに発生し、いじめ問題は新聞紙上から姿を消し、学校からはいじめや教育の荒廃といった問題は解決してしまったかのような感じさえ受けた。しかし、オウム報道の陰に隠れるような形で、5月にまた福岡県角田中学校でもいじめを苦にする自殺が発生しています。これらのいじめ、教育の荒廃に対する解決策は依然としてその糸口さえ見つかっていないと言わざるを得ません。

これらの事件を契機に文部省は、昨年12月に緊急的にいじめ総点検を実施しました。それによると、小学校で8,477件、中学校で7,906件、高校で1,291件、特殊教育諸学校で114件の合計1万7,788件のいじめが発生しています。この数字はあくまで調査時点でのいじめ件数です。それにもかかわらず、93年度総数の2万1,598件の82.4%にも上っているのです。小学校では、91年度7,718件、93年度6,390件の年度総数をも上回っています。このことからわかるように、依然として深刻ないじめは存在しており、多くの児童生徒、担任教師、父母はその解決策に苦悩していることがうかがわれます。

皆様も知っていることとは思いますが、大河内君の書いた遺書を

紹介します。

家族の皆さん、14年間本当にありがとうございました。僕は旅立ちます。でも、いつか必ず会える日がきます。そのときには、また楽しく暮らしましょう。お金の件は本当に済みませんでした。働いて必ず返そうと思いましたが、その夢もここで終わってしまいました。そして、僕からお金を取っていった人たちを責めないでください。僕が素直に差し出してしまったから、いけないのです。まだやりたいことがたくさんあったけれど、本当に済みませんでした。いつも心配をかけさせ、わがままで、育てるのにも苦労がなかったと思います。おばあちゃん長生きしてください。お父さん、オーストラリア旅行ありがとう。お母さん、おいしいご飯をありがとう。おにいちゃん、昔から迷惑かけて済みません。

以上であります。何と感じましたでしょうか。

いじめが我が国で大きな社会問題になったのは1979年9月に埼玉県で中学校1年生の男子生徒が自殺し、その原因がいじめであることが明らかになって以来であります。中でも1986年2月に東京都中野区の中学校で起こった事件を覚えていますか。教師も加わっていじめた葬式ごっこ事件はまだ記憶に新しいと思います。教師の人間性が問われる問題でもありましょう。今までにとうとい命が奪われたにもかかわらず、この15年間の教訓は生かされていないのです。この世に生を受けて、まだつぼみも開かぬまま、みずからその命を断つなどということほどくやしいことはありません。どんなにつらい目にあっても、それをぬぐい去って、それに耐えて生きていってこそ可能性があるのですから。今日、いじめの原因としてさまざまなことが論じられていますが、私は第1に偏差値偏重教育による子供たちの意欲が喪失させられているのではないかと思うのです。第2に、大人社会の差別や偏見が子供社会に反映した弱肉強食の社会が子供たちに敏感に感じ取って、それを実践してしまっているのではないかと思うのです。第1は教育制度の問題でもあるでしょう。第2は、命を大切にす教育、

一人一人の心を大切に教育の充実ではないかと考えるものでございます。

しかしながら、しかしながらです、現実と理想とは全く違うのです。彼らが今求めているのは親や教師や地域が、きょうからでも、今からでもできる具体的な活動であり、具体的な施策でなくてはならないのです。教師と生徒が密になり、地域社会と連携をとるなどという抽象論ではないのです。こんな抽象論ではどう対処していくか全くわからず、途方に暮れるだけなのです。途方に暮れているときに、子供たちは悩み、苦しみ、また自殺が起こり得るのです。私は余り教育に対して期待が強過ぎるのではないかとこの考えを持っています。決して皮肉ではございませんけれども。

6月の一般質問でもいじめ問題を取り上げ、具体例を述べさせていただきましたが、検討していただけたでしょうか。あのとき、前教育長がいじめの手引きたるものを配布されましたが、どのように活用されたかをお聞かせ願いたい。

私は、最近、いじめの実態を少しでも把握したいため、市内の小中学校を訪問させていただきました。幾つかの例を挙げることにしましょう。

小学校4年生男子児童の例であります。いつもこの児童は靴が隠されている。思い余ってその児童は校長先生のところへ行っただけです。校長も真偽を知りたく担任の教師に聞いたところ、担任は「あの子は時々そをつくし、余り信用せんといてほしい」と校長に告げたそうです。何という教師の言葉かと驚かされました。現実に靴がなくなっているのですよ。全く愛ある教師の姿とは思えません。教師の教育こそ必要と思われてなりません。これとよく似たケースが3件ほどございました。

それから、登校拒否の生徒が、ある中学校ではクラスに1人いるということです。クラスに1人ということは、10クラスあるならば10人はいるということです。「なぜ登校拒否になったのですか」と私は尋ねました。「よくわかりません」と。今その生徒はふれあい学級に通っているとのことで

ありました。答えてくださった学校の校長先生にはありがたいと思うが、しかしながら、本当に真実を伝えてもらえなかったというのが、私の率直な気持ちであります。ある校長はこうも言うておりました。「教育委員会から具体的な案が出ませんので、私は納得いきませんよ。もっと具体的な方法をとってくださいと言ってください」とも言うておりました、教育長さん。

学校はなぜか閉鎖的な感じがしてならないのです。みんなで考えていかなければならないのに、いじめをなくそうとしているのではなく、いじめを隠そうとしているのではないのですか。いろいろ質問、意見を言わせていただきましたが、教育長も新しくなり、新しい感覚の中でどのような具体策をお持ちなのか、お聞かせください。

市長も6月の答弁の中で、大きな問題であり、そして、関心を持たざるを得ないとも言っていましたね。そして、社会的問題とも言っていましたね。覚えていますね。それから、あなたは入院してしまいました。その後、もう忘れたか否かはわかりませんが、そんな抽象論ではなく、四日市市長として取り組んでもらいたいと私は思うのでございます。ですからこの際、この前も1回目のとき忘れましてね。2回目でも答えてもらいましたけれども、今度は1回目から忘れずに、四日市市長として責任ある答弁をお願いしたいと思います。

次に、2番目の質問をさせていただきます。将来の四日市について、本市が目指す都市像。

一体都市というのは何であるのか。ニューヨークという世界的な巨大都市ですら、さらなる前進をするべくいろいろな対策がとられています。情報こそがその核となり得るという確たる方針を打ち立てて、新しい都市づくりに向かっているのである。

さて、四日市の将来はどうなるのか、目を向けてみよう。基本構想、12カ年計画が出され、そして第6次基本計画は昭和62年12月に基本構想に掲

げる魅力と活力に満ちた産業と文化のまち四日市を基本目標とする五つの像、1、健康で心のかよう福祉のまちづくり、2、豊かな心をはぐくむ教育、文化のまちづくり、3、活気あふれる産業のまちづくり、4、快適で潤いのある生活のまちづくり、5、心のふれあう交流のまちづくりの実現を目指し、総合的、計画的な市政運営を図るための指針となるものであり、市民憲章や人権尊重都市宣言を初めとする各都市宣言の理念を踏まえて、21世紀に向けて本市のまちづくりの基本的方向を定め、その具体化の方策を示そうとするものであると述べられているが、このようなまちづくりでは夢がないと言わざるを得ない。まして、地域格差が広がる一方であります。なぜなら、中心部にいろいろのもの、文化だとか公共施設が集約されていて、農村部を見ると、都市施設としての集積が見られない。バランス、調和のとれた都市像とは言えないのではないかと。

第6次基本計画を見ても感じられないし、都市化、スポーツ公園、文化施設をつくるという方向性が位置づけられていない。配置計画がないということでもあります。第7次計画を平成8年度に検討し、平成9年度に実施の運びとなるであろうが、このようなことでまちづくりを推進したとしても、過密化、過疎化は解消できないのではないのでしょうか。産業、教育、文化、福祉、スポーツを広々とした農村地域を生かした施設が必要であろう。そのようなものを配置させることによって、バランスのとれた四日市の発展と言えるのではないかと。もちろん、ほかにもインフラ整備、下水道だとか道路等も必要でありましょう。しかし、新都市計画法のままでまちづくりを進めていくと、農村の人口が減少していくばかりであります。少子化社会であり、人が減ってきているのです。だから、農村部の過疎化は明らかであります。嫁さんの来てがないというのが日本全体から見ても明らかと言えましょう。このような対応策をとっていたとしたら、目に見えてじり貧していくのでございます。だから、農村部の活性化のために、地区計画あるいは何らかの方法を取り入れた、都市部と農村部を比較して活

性化ビジョンを打ち出してほしいものです。住民の声を反映させながら対応して行ってほしいと思います。

世界的においても、21世紀は食糧危機の時代に入ると言われています。農村部の活性化こそが、いろんな意味において四日市発展に役立つのではないかと。そうしないと、発展もしないし、まちづくりにもならないと思うのです。中心部だけがよくては、真のまちづくりとは言えないのではないかと。考え方ぐらひは整備して、第2次計画の中に盛り込んでほしいと切に望みます。年度途中であっても、この考え方を取り入れてほしいと思うが、どうか。

四日市に生まれてよかった、四日市に来てよかった、四日市に住んでよかった、そんな四日市であってほしいものです。自然と緑を破壊することなく、慎重なる対応を望みます。

続きまして、3点目の桜台第3造成工事について質問させていただきます。

桜台第3造成工事が着工されてより、地元住民によりいろいろと不満が私の耳に入ってきております。特に桜台第3造成工事のように、隣接するところで行われる工事は、十二分な地元代表の声を聞き、さらに十分な協議を経た上で着工されるべきことであることは当たり前のことではないのか。さらに、宅地造成を並行して新規の道路を通す計画があるとなれば、なおさらのことでありましょう。

質問に入ります前に、二、三確認をしておきたいことがございます。

1、桜台第3造成工事及び新設道路計画の具体的な青写真を地元住民に提示したのはいつだったのか。1、着工開始の日は、いわゆるブルドーザー等が造成地に入ったのはいつだったのか。1、隣接する宅地のすぐ前で造成工事が行われるわけですから、当然、騒音、砂ぼこり等で地元住民に多大な迷惑が及ぶことが予想されて当たり前のことです。住宅公社、工事関係業者等に対して指導等がどのように行われたのか、お聞きしたい。

宅地造成工事に伴って起こるほこり、ブルドーザー等工事車両の豪音で、隣接住民はどれほどの忍耐を強いられたか想像できるでしょう。関係住民の悲痛な叫びが私の耳に入ってきました。息子が夜勤で朝帰宅してから、騒音と震動で寝ることもできず、自分の家から追い出されるような形で親戚の家に避難したそうです。

また、ある奥さんは、一様にこう言っていました。ほこりが余りにひどいので、洗濯物は工事のない日曜日しか外で干すことができないんです。たまたま日曜日が天気が悪かったらお手上げなんです。手は挙げませんでしたけれども、こんなばかなことがあっていいのでしょうかと。

また、こんな声もありました。もともと桜台団地の中でも環境面では一番いいところだったんです。朝晩、ウグイス、小鳥の声を聞き、四季それぞれの自然の景観は訪れる親戚、知人もうらやむところでした。この何物にも代えがたい精神的充足感にひたった日々を送っていました。

このような声が私の耳に入ってきたのは6月の初旬でした。隣接住民の人たちが工事の成り行きに不安を感じ、具体的な工事内容を市側に要求したそうです。もちろん、具体的な青写真1枚目を通したこともなく、道路が家のすぐ前に、しかも、家の前をふさぐ形で施工されていることを知る由もありません。地元住民の声を聞いた桜台連合自治会は、事態の重要性に気づき、市側に一連の造成工事の青写真の提示を要望しました。自治会の仲介で、市側と住民との対話が持たれたのは、工事が始まってから何月何日でしたか。直接隣接する住民は初めて聞く造成工事の概要を知って、びっくりするとともに、道路の路線等について猛反対しました。2回、3回、市側の説明会を設けて意見調整が行われたようですが、一貫して言うことは、住民不在で青写真に沿った計画が実行されていることに対する不満でした。この説明会が持たれた時点では、道路の路線変更等、住民の意見が入る余地が全然皆無の状態にまで来ていたという事実なのです。四日市の行政の姿勢の一端が、この宅地造成の一件からしてもうかがい知る

ことができます。住民のための諸施策が、住民不在で行われていいものでしょうか。

最後に、つけ加えておきましょう。この宅地造成及び道路施工等に対して、最もその陰で被害を受けているAさんは、大所高所から見れば、市側から提示、実施されている計画は、地域住民にとって歓迎されるべきところであるかもしれぬが、しかし、物事には表裏一体という言葉があるように、ごく一部のところで、表舞台と裏腹に、陰に隠れた被害者がいるということを中心にしておいてほしい。思いやりのある心の行政の姿勢が足りないのではないかとおっしゃっていました。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） ただいまは貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

教育問題につきまして、ご答弁させていただきます。

昨年11月に愛知県西尾市の中学生の大河内清輝君がいじめを苦しんで自殺した事件は、まことに痛ましいものがありまして、最近また、新潟県上越市で中学1年の伊藤準君が5人からいじめを受け、遺書を残して自殺いたしました。改めていじめ問題の深刻さを感じさせられるところであります。

さて、本市におけるいじめの件数は、ことしの4月から10月末までに小学校で19件、中学校で20件であり、いじめの態様の主なものは、小学校では暴力や冷やかしのからかいであり、中学校では暴力や言葉での脅かしであります。教育委員会といたしましては、上越市のでいじめ問題を深刻に受けとめ、11月29日に全小中学校にいじめ問題に対する取り組みについての通知を出しました。そこでは、指導の重点として、まず全教職員が学校全体の問題として対応すること。次に、日ごろから先生と子供との触れ合いを深め、子供同士の仲間意識を高めながら信頼関係をつくること、さらに、

保護者や地域の方々、関係機関との連携を密にして協力関係を築くこと等、いじめ問題に対する取り組みの周知徹底を図ったところであります。

また、本年7月には、「いじめに関する指導の手引き」を小中学校の全教職員に配布し、校長、教頭の管理職研修会や生徒指導担当者会議で活用し、学校における生徒指導体制の見直しやいじめに対する具体的な指導の方法の改善に努めてまいりました。

しかしながら、手引き書の活用につきましては、まだ十分とは言えないところもありますので、指導主事が出向く校内研修の場や、小中学校への生徒指導についての定期的な学校訪問の中で、その有効な活用について指導の徹底を図っているところでございます。

また、生徒みずからがいじめに取り組む姿勢を持つことをねらいといたしまして、本年8月に実施しました中学生サミットでは、市内21中学校の生徒会役員を中心に、いじめをなくすために取り組んだ生徒会活動での実践が発表されました。それをもとに分科会で意見交換が行われ、自分たちでいじめを追放するための解決策を考えるなど、中学生の意識の高揚に努めてまいりました。

いじめ問題の解消のためには、こうした学校の教職員と児童生徒とがかかわっての対応が大事でありまして、その根底には、命を大切に、自他を思いやる温かい心を育てる教育の充実に努めることが肝要であると考えております。

いずれにいたしましても、いじめ問題は今や大きな社会問題であり、とりわけ人間尊重の基本にかかわる問題であると受けとめ、家庭や地域との連携を深めながら、さらなる取り組みを進めてまいり所存でございます。

濱口議員のご指摘のように、いじめの原因とか対応につきましては、個々に違いますので、それを十分に踏まえて指導すべく、12月12日、15日に行われます小中学校の校長会でもその徹底を図る所存でございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） いじめの問題で私が考えた場合には、一市民としての子供の教育に対してどういう対策を市としてとっていくかということが問題ではないかというふうに考えておるわけでありまして、元来、子供の教育というのは、学校だけが背負うものではありません。当然、親の責任というものもあろうかというふうに思います。しかし、今日、経済の変化によりまして、家庭の中におきます親子のあり方、あるいは家庭内の教育に対する責任感の感じ方というものが昔とは随分違っておるわけでありまして、これも経済優先の社会の全体風潮がもたらした一つの結果がここにあらわれてしまっておる。親も子も、あるいは先生も、当然その中に入るわけでありまして、みんな経済ということに少しこだわりがあり過ぎるように私は思っております。多少経済的には不如意になることはあるかもしれませんが、今のように父親も母親もともに稼ぎに出ると、そういった状況の中で、小さな子供さんの養育をだれが責任を持ってやるかということについて、もう少し男も女も含めまして、全体で考えていく必要があろうかというふうに私は考えておるわけでありまして。

それには、やはり何といたしましても、福祉の施設が整っていること、あるいは文化の施設というものが整っているということが大事ではないかというふうに思います。特に私は、農村部におきます生活のあり方そのものが現代社会に対する一つの大きな悲願になっているというふうに思います。したがって、農村部の活性化というものを図りながら、地に着いたまちづくりを進めていかなければならない。多少私は時間がかかるというふうに思いますが、公園でありますとか、あるいは文化施設でありますとか、そういったものを農村部におきまして、その地域に合った状況にもっていきながら、必要があるだろうと、そういうふうに私は思っておるわけでありまして、農村部におけるあり方というものを十分農業者の方々とも

意見の整合性を図りながら努めていかなければならないかというふうに思うわけでありませう。

ただ、私は、周辺地域におきまして、団地を開発する場合に、初めのうちはいい団地ができたなということではありますが、だんだん用途地域の指定等の関係もありまして、農業地域でなくて市街化区域に編入しようという声も強くなってまいりますし、住宅をつくるということについても、空気のいい、環境のいい場所を求めて人々はそこに集まってくる、それはごく自然の実態だろうかと思えます。しかし、人々が集まってくれば、おのずからそこに生活の状況が変わってくるということでもありますから、現在ある農村地域の開発というものについて、いましてそういった面から見直してみる必要があろうかと。その地域にふさわしい施設をそこにセットしていくべきだというふうにご考えておるところでございます、逐次その面につきましては、これから私は進めていくつもりでございます。こういった点について地域の方々のご協力もぜひお願いを申し上げたい。

私はよく農業関係者の団体の方々、特に若い農業青少年との話し合いというものには時間を割いて、人々の意見を聞いておりますが、やはりそういった人々は非常に熱心に農業を通じての、あるいは農村を通じての文化ということについて、非常に関心をお持ちでいらっしゃいます。したがって、私はそういった事業を地道に展開をしていくことによって、人々の心の荒廃を少しでも和らげていくことができるのではないだろうか。住宅ができれば道路もできる、道路ができれば車も走るといのが今日の社会の体制でありますけれども、できるだけその中で今言ったような人々の心が荒廃をしていかないような方向づけをしながら、十分議論を尽くして各種の施策を展開していこうという所存でございます。ご協力をお願い申し上げます。

私は今日まで一生懸命のことで努力をしております。用途地域の問題が一番問題になる。そして、増える車をどうさばっていくかというこ

とも大変な問題になります。そういった個々の事業を通じての出費も相当大きくなってくる。そうすることによって、財政的な影響も出てくるわけですが、その方向づけを今申し上げたような方向で、農村部におきます各地域のあり方については、それなりに方策もあるというふうにご考えております。これは抽象的な話になりますが、一つの例を挙げれば、水沢地区におきまして、今牧場をつくろうといたしておりますが、この牧場、あるいは川島でございますが、農地開発を30haぐらいですが、新たにいたします。四日市で農地開発をやると言ったら、実は東京の官庁の人々がびっくりされて、「何で農地開発をやるのか」と。「工場をつくるのか」と。そうじゃないんですよ。農地開発をやって、私は、いわゆる土地になじんだ市民生活ができるようにいたしたいからやるんだということで、今日ようやく国の方にも認めてもらいまして、新しい農地開発を進めておるところでございます。同時に、そこに関係する地主の方々、今度は桜台の中に土地を持っていらっしゃるということもございまして、いろいろその辺の関係を調整しながら、今日までやってまいったということでございます。

そこで、水沢はお茶が中心でございますから、お茶畑を中心にいたしまして、星の広場をつくり、さらにそれを拡充強化をしていこうと、拡充強化の仕方について、今部内で議論を進めている段階でございます。なお、そういった議論を部長会で正式に議論しようと思っ、問題点を私はぶち出しました。しかし、農林水産部は農林水産部の考え方がありますし、その考え方について多少の変更をしてほしいなということなんです、なかなかこれは、ほかの部長は、余り口出しをされないというような実態があるわけでありまして、そういった面について、私は先ほど午前中にご返事を申し上げましたけれども、みんなが、ただ賛成、反対と言っているだけではなしに、一つの事業の意図がどこにあるかと、そしてその意図がだめなものならだめ、いいものならいいということで議論をしてほしいと。そ

ういった意味で、私は組織機構の思い切った改革をやるということをお願いを申し上げます。お互いによそのことを言うのは非常に気が引けるという気風がありますから、これを打破していかないことには、私は将来いいまちができていかないだろうと、こういうふうに思っておりますので、そのつもりでやらせていただきたいと思います。ご協力のほどお願いを申し上げたいと思います。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 3点目の桜台造成工事につきまして、ご答弁申し上げます。

ご指摘の団地は、三重県住宅供給公社が大竜地区共同施工土地改良事業から一部を買収しまして、桜台第3団地として団地造成を行うものでございます。面積的には約2.0ha、80戸ばかりの計画でございます。本市では、この計画と整合を図るために、桜台住宅団地の密集する当地域の道路網計画につきまして、計画いたしまして、桜台智積線として本年度から新規事業をしたわけでございます。この道路は、現在の桜台一丁目の道路から北の矢合橋に向かいましたの道路計画、さらには、この矢合橋から北へ行きまして、県道の土山線、あるいは国道477号と、そういうところへ結んでいく道路でございまして、これを今年度から新規事業としてスタートして、今回の事業につきましては、そのうちの桜台本町から矢合橋の間の延長にいたしまして約810mばかりを今年度から着手したと、こういうことでございます。

この計画の地域住民への説明につきまして、いろいろご指摘ございました。一部は土地改良、それから団地、そして道路ということで、土地改良区住宅供給公社、市の道路の三者で、それぞれの計画の進捗に合わせまして、前年度より連合自治会、単位自治会、あるいは次に自治会役員、さらには周辺住民へと順次説明をしたところでございます。説明会は平成6年

10月27日に道路計画と大竜土地改良計画並びに住宅団地造成計画をあわせて、桜台地区連合自治会にも説明をさせていただきました。

そうした中で、まず土地改良事業に現地の方は着手をしたわけでございます。その後、数回の説明会を経まして、桜台連合自治会に対し話をいたしまして、平成7年3月に団地の造成を着手したわけでございます。さらに、道路計画につきましては、この7年の9月15日に、現地において丁張り等も上げながら、周辺住民に理解を求めたところでございまして、手順といたしましては、土地改良が先行し、引き続き団地、現在私の方の道路はまだ着手はいたしておりません。

ご指摘の件につきましては、三者一体の事業であるため、それぞれの計画が確定するのが時期的にずれたということで、周辺の関係者へ、道路計画につきましても詳細な、高さの関係とか、そういうものが不足したということで、私ども舌足らずということで、深く反省をいたしておるところでございます。

また、一部の皆さん方のご要望といたしましては、道路が高くなることによって、周辺と個人の宅地との高さが大きく変化してくると、そういうことで、環境面においていろいろご意見をちょうだいしておるわけでございます。実際に道路と民地との間には、かなりということではないわけですが、5m以上の道路が一つありまして、その東側に団地ができると、こういうことでございまして、大変恐縮に存ずるわけでございますが、道路をつくることによって、住民の方の日照権とか、著しい環境阻害といえますか、そういうものには当たらないというか、住民にご協力を願う範囲と、こういうふうに私どもはお願いをしておるわけでございます。

しかしながら、周辺住民への説明の中で、いろいろご意見もちょうだいしておりまして、その辺を十分尊重しながら、やはり家の近くに道路が来るということで、よりのり面等には植栽を施したり、化粧ブロックを採用するとか、できる限り環境面に十分配慮した道路構造に変更しながら、

できるだけご理解いただくように、また、ご迷惑のかからないように、今後とも進めてまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

最後になります、今後とも周辺住民とのコンセンサスを図った上で道路工事を進めてまいりたいと、かように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 濱口善元君。

○濱口善元君 ご答弁ありがとうございましたと言いたいですけれども、言えません。全く答弁になっていない。なぜならば、誠意が感じられないからである。検討するだとか、考えようとか。先ほど私言いましたでしょう。なぜこんなことを言うか、建設部長、聞いておいてほしい。私はあなたに2カ月ぐらい前に、三重県の供給公社と直接かかわる住民と誠意をもって話してみてもどうかと言った。言ったというのは失礼ですね。言いました。そのときあなたは、言っておきますと。それから、一言も電話もなにもない。今からやるといっても信用できますか。できません。

私はね、言わんこうと思ったんや、市長。きのうね、私の家に、この件から手を引いた方がいいと違うかとか、ばかげた電話がかかってきた。どういうことですか、これは。何ということだ。憤りを覚えてならない。これはさておいて、誠意があるならば、これからどうして具体的にするのか、教えてほしい。今までのことでは、困っておるわけや。現実にA氏の家からは、もう景色が見えぬ。見えないんですよ。その実態、法律にのっとって、言うた私法律とかよくわかる、法律に代わるものもあるはずや。それを問うておるんや。誠意を尽くせば尽くすほど、住民は、人間は安心して豊かな暮らしができるんや。それが誠意や。誠意のかけらのない者に、こうする、ああすると言うて、今答弁もらったとて、納得しかねない。違いますか。声がまた大きくなってごめん。再度答弁をお願いしたい。

それから、私知らぬもんでごめんなさいよ。計画推進部長、突然です。あんた何仕事しておるのか、わからんのやわ、はっきり言うて。だから、

2番目の目指す都市像、あんたどういとお考えを持っておる。あんた名古屋から来ておるけれども、四日市の実態はどんなんか、どうですか。まず建設部長から、済みません、答えてもらえませんか。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

○建設部長（矢田禎雄君） まず1点目の2カ月前に我々が話しに行くということは、確かにそういうことを申し上げました。これは、周辺の方で、5軒の方がございまして、そのうちの代表格というものを含めて、いろいろ要求が出されておるわけでございます。したがって、まず私は、そういう直接的に非常に危惧するところと、若干これはそういう要望にも当たらないと、そういうのもいろいろあるわけでございます。それで、あの周辺一体に来ておるということで、まず外枠については、基本的な理解を求めなければいけないと、そういうことで、道路課を通じて、その人と接触してきたわけでございます。そういうことで、それがある程度固まれば、実際に一番迷惑しておる方には、その時点で行きます。

それと、ひとつこれははっきりとご答弁させていただきますが、私今、議員から、ほかの人から圧力をかけたということでございますが、一切それは天地神明に誓ってやっておりますので、それだけは誤解のないように、ひとつお願いしたい。

ただ、我々思いますのは、道路をつくることによって、気持ちとしてはよくわかるわけでございますけれども、従前の地形が、確かに家の周辺は農地で低うございました。しかし、それから東へ行きますと、東名阪のところ非常に丘陵地でございました。それを住宅団地をするときに、全体的に土を切り盛りをするために、高い土を東へ持ってきたと、そういうことで、確かに敷地から数メートルは高くなったわけでございますけれども、しかしこれは、ある程度の受忍ということで、地権者の方にもご理解をいただきたいと。しかし、私の方も道路として必ず設計しますので、その辺で今後もその方とは十分にご理解いただくように、できるだけ環境に配慮

していきたいと、こういうことで、これからも誠意を持って話をさせていただきます。こういうことでご答弁とさせていただきます。

○議長（野崎 洋君） 計画推進部長。

○計画推進部長（山口奉文君） 将来の都市像をどう思うかということについて、私の個人的な見解に及ぶところもあるかと思えますけれども、四日市を取り巻くこれからのいろんなプロジェクト、道路等々のプロジェクトを考えますと、四日市の開発ポテンシャルというのは、一段と高まるものというふうに理解しております。四日市は、第2東名・名神とか、新空港とか、北勢バイパスとか、東海環状自動車道等々の高速交通インフラをうまく活用していけば、さらなる発展が望める。そういうものにうまく対応して、総合計画の中で進めている諸般のいろんなプロジェクトを推進していけば、30万都市にとどまらず、さらに大きな都市に発展する可能性がある。私個人としましては、大阪に対する神戸のようなイメージで、名古屋に対する四日市というところをもっていただけたいんじゃないか。個性ある、神戸としてはイメージございますけれども、そのような都市になっていったらいいのではないかと、そのように思っております。

○議長（野崎 洋君） 濱口善元君。

○濱口善元君 建設部長、本当にね、今度ありがとうございます。そして、本当に誠意を持ってやってくださいね。期待しております。

最後に、教育長、いじめを見て見ぬふりをしたり、それが自殺や犯罪に波及したり、人の心を傷つけないように、学校内とか教室内の秩序をいかに維持するかということが、解決すべき大切な課題だと私は思う。そして、特に学級担任は、児童生徒の前では、月光仮面のおじさんようになって、正義の味方になって、悪を滅ぼし正義を打ち立てるように、教員はやっていかないと、私はいけないと思うんやわ。学級担任にやる気を起こさせるためにはどうするかと。あの管理職の下で働きたくないとか、あんな校長はあかんとか、よく耳にするんや、私の耳に。タコはできないけど、よく

聞くんや。ですから、そういう指導も必要ではないかと、私は思うわけです。

最後に、春が来た。桜の花が満開の中で、にぎやかにおにぎりをぱくつく家族がいる。小鳥の声を聞きながら、読書にふける人がいる。夏が来た。プールの中では、はしゃぎ回る子供たちがいる。頭から飛び込み、ぶつかり合い、めそめそ泣いている子供がいる。やけつくような暑さの中、必死にスポーツに運動に取り組む子供たちがいる。秋が来た。紅葉を楽しみながら感傷にふける人がいた。冬が来た。スキーシーズン到来。滑って転んで、転んで滑って、なかなか前へ進めない子供たちがいる。お年玉をもらい、何かを買おうと悩んでいる子供たちがいる。でも、そこには僕ははいないんです。

この命をかけるいじめの実態を特効薬として、教育長、真剣に考えてもらいたい。

私の質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 暫時、休憩をいたします。

午後2時47分休憩

午後3時4分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤正巳君。

〔伊藤正巳君登壇〕

○伊藤正巳君 いよいよ本年最後の質問者になりました。大変皆さんお疲れのところとは思いますが、ご協力をいただきたいと思います。

通告に従いまして、4点ほど質問をさせていただきます。

まず、補助金行政についてであります。

21世紀の到来を間近に控え、我が国は高齢化、情報化、国際化といった社会情勢の変化に直面するとともに、経済の構造的変革を迫られており、

これら諸課題に的確に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を築き上げていくことが求められています。また、阪神・淡路大震災などの教訓から安全な地域づくりに対する要請も高まってきており、地域の総合的な行政主体である地方自治体が果たす役割はますます大きくなってきています。一方、現下の地方財政は景気回復のおくれの影響を受け、税収の動向が厳しい中で新たな財政需要にも積極的に対応する必要性があることなど、極めて厳しい状況にあります。このような状況下においても、豊かで安心できる魅力のある地域社会づくりを実現するため、災害に強い安全まちづくり、地域経済の振興、農村漁村の活性化、生活に密着した社会資本の整備、少子・高齢化などに対応した総合的な地域福祉政策の展開など、積極的に推進していかなければなりません。

自治省は、平成8年度地方行財政重点施策案を発表いたしました。その中で、地方分権推進法の趣旨を踏まえつつ、事務事業の廃止縮小による国庫補助金などの整理縮減を進めるとともに、地方の自主性にゆだねるべき事務事業に係る国庫補助金などを地方一般財源化するとし、いわゆる超過負担の解消を図るとともに、適正な財政秩序を堅持するとしています。

本市においても、戦後初めて2年連続して税収入が減少するなど、本市の台所事情は極めて厳しい状況であることは、ご承知のとおりであります。午前の谷口議員の質問の中にもございましたが、まさに財政危機と言えるのではないかとこのように思います。その中で、国、県からの補助金も従前のような考え方を変えていかなければ、ますます財政圧迫が予想されるのではないのでしょうか。

平成7年度の本市の補助金の実態を見ますと、当初予算によれば、総額24億5,800万円であり、うち各団体への補助金は336団体、1億4,900万円となっております。一口に補助金といっても、さまざまな形態があることを承知しておりますが、その中で、民生費が突出しており、267団体に約9,000万円、次いで教育費、12団体に1,600万円、商工費に12団体、

1,500万円、以上がベストスリーであります。

そこで、お尋ねをいたしますが、補助金を算出し、交付するに当たり、補助対象の団体などを適切にチェックされているのかどうか。従来から何年も続いているから、機械的に毎年補助をするという安易さはないのでしょうか。補助対象となる団体は正常に運営されているのか、チェックするなどして適正性を欠くものは直ちに打ち切るなど、また、減額するなど、思い切った措置を講ずるべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。行財政改革を推し進めるというのなら、人的合理化のみを見据えるのではなく、財政面から見ても徹底した補助金行政の見直しを図るべきと思いますが、考え方をお示しいただきたいと思えます。

次に、福祉問題のその1、授産施設等の補助金の使われ方です。さきに質問いたしました補助金行政に関連をいたしますが、小規模授産施設への運営費補助金に対して質問をいたします。

心身障害者小規模授産施設「みはま作業所」を初め6施設に対し5,400万円、わかば共同作業所を初めとする精神障害者小規模授産施設の3施設に対して1,300万円が平成6年度の実績で報告をされています。私は本来、こういった施設は、公立で建設から管理運営をすべきものが正当であるというふうに考えを持っておりますが、限られた財政の中で、非常に厳しい面もあり、民間の皆さんの手を借り、また団体の力を借りて障害者の社会参加への手がかりをつかもうとしているのはやむを得ない事実でしょう。これらの施設に対し、県、市から補助金が交付をされています。県からは約三十数%が補助をされており、残りは市からであります。

このような状況の中で、施設の一つとして幸の風作業所があります。同作業所は、昭和63年6月に開所され、以来、重度の障害者も受け入れ、通所できるということから、評判も非常によく、市内のみならず、市外からの希望者も多くあり、作業所も手狭になったことから、平成3年度に増築計画が出され、2階部分が増設をされました。今日までの関係者の熱意と

努力には頭が下がる思いをしております。

今回質問いたします第1点目は、このすばらしい作業所に対して、今日的に補助金を交付することが妥当かどうかという事実であります。なぜならば、補助金の使われ方、適正性について、極めて金銭疑惑があることが保護者会を初め関係者の間で発覚をしております。同作業所への補助金は、平成6年度の実績でいえば1,150万円が支出されており、この金額は通所者数も多いこともあり、他の5施設と比較すれば一番多くの補助金が交付されています。本来、小規模授産事業補助金は、作業所の実支出と収入の差が特定できないと補助金額も特定できないという制度であり、同作業所の場合、帳簿類、証拠書類など、整備されていないどころか、市に対し虚偽の決算書が作成され、報告されている事実が見られるのであります。このことは、本年3月に市から同作業所に対し出された指導監査に係る中間講評でも明らかにされておりますし、あわせて、管理運営においても、運営委員会体制に問題ありと明確に指摘もされています。私は、授産施設の設置目的である障害者を持つということで、一般企業への雇用されることは困難なことから、授産活動を通じ、生活指導と合わせ、社会参加と自立と福祉の向上を図るといふ、この各施設の運営体に敬意を表するものであります。しかし、さきに申し上げた事例が事実であり、作業所の管理者同士でお互いが告訴し合い、係争中の団体に対し、本年度も4月から10月まで7カ月間で576万円が支出、交付されております。果たして正当に使われているかどうかを考えるからであります。

第2点目は、運営主体は同作業所の運営委員会であるわけですが、運営資金の大半を県、市からの補助金に負うところが多い作業所で、どのように使用されていたのか、全くつかんでいないとは申し上げませんが、開設以来、それに近い状態であったことに監督する立場にある市当局はどういうお考えを持ってみえたのか、お尋ねをしたいと思います。

第3点目は、他の施設には少なくともこういったことが、たとうわさ

にしろ出ていることはないのか、お尋ねをしたいと思います。

最後になりますが、これら各作業所の運営と努力には頭の下がる思いがしているのは先ほども述べましたが、補助金が有効に使われることを望むものであり、同作業所に対して何ら特別な意味は持っておりませんので、つけ加えておきたいと思っております。

福祉の2番目の問題は、障害者乗馬の効果と施設の新設についてお尋ねをしたいと思います。

障害者が乗馬によって得られる効果は総合的な健康増進、循環器系の向上と消化器や膀胱などの多機能への適度な刺激、脊椎の支持及び運動の発達、さらに頭部と体の統制や平衡感覚の向上にあるとされています。若干障害者乗馬の歴史と発展について述べてみたいと思っております。

古代ギリシャ時代には、既に乗馬療法という概念が存在し、それがいつごろからどのように始まったかは定かではありませんが、少なくとも紀元前5世紀には戦争で傷ついた兵士を馬に乗せることにより治療をしていたという記述が残されています。乗馬療法という言葉を最初に用いたのは、今世紀初頭、イギリスで第1次世界大戦で負傷した兵士の治療のため、馬を病院に持ち込み、乗馬を取り組ませたそうであります。その成果はヨーロッパ全土に広がり、1969年には国際障害者乗馬協会の発足とつながり、今日では日本を初め23カ国がこれに加盟をし、世界的な規模での活動や交流が活発に行われております。日本では、1980年代に入ってようやく顕著な活動が行われるようになり、1984年、栃木県に開設をされました騎望苑では、身体、知能、情緒障害児のレクリエーションとリハビリを目的とした活動が行われるようになりました。その後、障害者乗馬という方法論は多方面で大きな関心が高まり、また期待感を持って認識されるようになってきています。

一方、医学的に見てどうであろうかということですが、アメリカではOT、作業療法士、ドイツではPT、理学療法士、それぞれが病院や

施設のリハビリの一環として馬を使い、社会的な認知を受け、効果を上げています。また、スポーツの種目として、障害者用の補助具も開発されるなどしています。さきに申し上げた効果があり、加えて、馬は生き物でありますから、馬と触れ合うことにより、情緒障害や精神障害にはとてもよい効果があることも実証されています。これは馬に乗るため、背筋をピンと伸ばし、体のバランスを保たなければなりません。それが機能回復につながると言われております。国立特殊教育研究所の滝坂先生は、確実に変わるということは実証された。乗っていたという気持ちが、脳性麻痺で動かなかった体を動かし、上体を起こせるようになり、自閉症の子供が安心感と愛着を持ち、馬に乗れるようになれば、ほかのことも自信が持てるようになると明らかにされています。

施設面では、我が国はまだですが、兵庫県宝塚市、神戸市の幸せの村、青森県十和田市などでは、施設づくりを目指そうとしていますし、東京都葛飾区では、既に実施され、成果の報告も聞いております。また、岩手県のある町村では、施設をつくったけれども、指導者不足で続かなかった具体例もございます。

さて、四日市でもこの障害者乗馬を取り入れ、一生懸命社会参加を目指しているグループがあります。しかし、施設は菰野町にある民間の乗馬クラブを利用していることが多く、多くの費用もかかるわけで、だれでもというわけにはいきません。そこで、幸い本市では、地域内拠点地域の水沢地区は農業とレクリエーションの融合した市民農業公園として位置づけられ、自然と触れ合う絶好のポジションにあり、立地条件としては最高の場所であると思われませんが、この施設をつくることについて、お尋ねをしたいと思います。

2点目は、全国障害者交流乗馬大会が毎年開催をされております。市制100周年記念事業の一環として、この大会を積極的に招致してはという考えをお持ちではないか、お尋ねをいたします。参考までに、昨年開かれま

した青森県十和田市では、市制40周年の行事としてことしの9月に開催されたことを申し添えたいと思います。

大きな3番目の中部浄化センターの跡地ではありますが、本議会で下水道整備の質問が多く出されました。全市完成100%までには気が遠くなるような遠大な計画と多額の費用がかかることも知りました。しかし、関係者のご努力により、少しずつではありますが、一步一步前進していることもまた事実であり、敬意を表するとともに、今後もその計画遂行に全力を挙げていただくことを願うものであります。

さて、野田一丁目にあります中部浄化センターは昭和46年に建設がされ、三重団地、坂部団地など西部住宅団地が誕生するころとあわせて建設をされました。いよいよその役目を終える時期がやってきました。それは北勢沿岸流域下水道四日市幹線が平成8年度中にほぼ完成するだろうと言われておりますし、早ければ本年度末にも流域下水道への切りかえがされると聞いております。浄化センターの必要がなくなるわけですから、当然取り壊しが行われるのではないのでしょうか。その跡地利用について、地域住民の意見を十分聞いていただくようお願いをするものであります。この広さは約1万6,000㎡の跡地でありまして、地域の市民の方が多目的に使える運動広場などの建設を考えていただきたいと思いますが、ご所見を伺いたいと思います。

最後の4番目の質問ですが、末永・本郷土地区画整理事業の進捗状況についてであります。

平成2年に本格的にスタートいたしました同事業も丸5年を迎えることになり、この間、地元の皆さんの全面的なご協力のおかげで、日を増してまちの様子が変わりつつあるのが目に映るようになってきました。本年度もあと3カ月を残すことになりましたが、進捗状況についてお聞かせをいただきたいと思います。

このままの推移でいけば、完成予定年度に果たして到達できるかなとい

うことも思う部分もありますので、状況についてお尋ねをしたいと思いません。

1回目の質問を終わります。

○議長（野崎 洋君） 財政部長。

〔財政部長（野呂 修君）登壇〕

○財政部長（野呂 修君） 第1点目の補助金行政について基本的な考え方についてご答弁をさせていただきます。

四日市市は昭和60年9月に四日市市行財政改革大綱というのを作りまして、その中で補助金制度につきましては、支出の目的、適時性あるいは支出根拠などを見直しの視点として適正化に努めるという基本方針のもとに、それ以降、4次にわたる行財政改善整備計画を作りまして、支出目的でありますとか、支出の効果等を毎年見直しまして、サンセット方式でありますとか、縮小等を進めてまいったところでございます。

こうした経過から、平成7年度におきましては、納税貯蓄組合に対する維持奨励金など4件の補助金を廃止いたしましたほか、同じく納付奨励金の補助額を2分の1にするなど、適宜見直しを行ってまいりました。この結果が、7年度当初予算における補助金の総額、先ほど伊藤議員からご紹介があったような金額になってきているという状況でございます。

補助金というものは、本来、市民の公益性のある活動を促して、地域社会づくりの活性化を図ろうとするもので、公益性の高い事業や団体につきまして、市が直接実施するよりも効率的で効果が上がるというものもございまして、極めて重要な働きをしているものだと考えております。しかし、そういう補助金をより効果のあるものとするためには、ご指摘がございましたとおり、漫然と機械的に、習慣的に、また惰性的にといたしますか、そういうような補助をしていくことを防ぐことが非常に大事だと思います。団体の活動の公益性が高いかどうか、また、使い道等については、実績報告書の提出のみで終わらせることのないように、より厳しく実態の把握に

努めるというチェックも予算調整の場では行っておりますし、現下におきましても、さらにチェック体制を強化する、また、補助の期間につきましても期限つきで終わらせるといった方法ができないかどうかというようなことも検討する必要があるのではないかと、かように考えているところでございます。

補助金問題の基本的な考え方につきましては、以上のような考え方で今後も臨んでまいりたいと思っておりますが、ご提言を踏まえまして、さらに一層市民の皆様あるいは団体等、関係者のご理解を得ながら、補助金の合理的、効率的な執行に努めていきたいと考えております。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまご質問いただいた2点目の福祉行政についてお答えいたします。

まず、第1点目の授産施設等の補助金の使われ方でございますが、小規模授産所の補助金につきましてお答えいたします。障害者が日々利用する施設として、授産所がございます。現在、本市には、国の認可を受けた施設として、市が設置する共栄作業所、あさけワークス、福祉法人が設置、運営する清和ワークキャンパスと青空ワークがございます。このほか、国の設置運営基準を満たしていない、いわゆる小規模授産所というものがございます。心身障害者を対象としたものが6カ所、精神障害者を対象としたものが3カ所ございます。これらの小規模授産所は、そのほとんどが障害者の保護者たちによって設置、運営されております。したがって、財政基盤も脆弱であり、運営費のほとんどを県と市の補助によって賄われているのが実情でございます。設置、運営の基準は、県の心身障害者小規模授産所設置運営要綱に基づいております。その趣旨は、国や自治体も鋭意、障害者の福祉サービスの充実を図ってきておりますが、まだまだ十分とは言えない面がございますことは事実であり、それを補うものとして小

規模授産所の役割を評価し、補助を行っているものでございます。

さて、当該施設につきましては、昨年度、県及び市の補助金要綱に基づき県市合同の監査を実施し、改善を要する点が認められましたので、その後の中間講評におきまして、管理運営体制の明確化を図ること、帳票等の不備で一部確認ができなかった経理内容について報告を行うことの2点を運営主体である運営委員会に対して求めるとともに、その後も実態の把握に努めてきたところでございます。

ただ、その後、施設の運営体制が変わるとともに、現運営者と前運営者とがその運営権をめぐる係争中でございまして、市としては、現在その推移を見ながら慎重に対処しているところでございます。

このような小規模授産所の問題につきましては、市の指導が十分でなかったとの先ほどご指摘がございましたが、もともと小規模授産所は本当に経験のない保護者たちの熱意によって設置されたことから考えますと、社会福祉法人と同じような経理、運営を要求するわけにはまいりません。むしろ、これまでは障害者の活動の場の確保のため、不足している授産所の数を増やすことがまず優先されていた面もあったことは否めません。ただ、ご指摘のとおり、現在のように授産所の数も随分充実されてきたことを考えますと、今後はその内容の充実に一層力を入れてまいりたい、その必要があると考えております。そのため、本年9月、14カ所の通所施設を対象とした通所施設連絡協議会を設置したところでございます。これは、研修及び施設間相互の意見や情報の交換を通じて、施設運営のレベルアップを図っていかうというものでございます。また、個々の授産所につきましては、年度末に報告を受ける実績報告書に基づき授産所すべてについて確認指導を行い、施設運営の資質の向上と補助金の使途のチェック体制を強化していきます。

なお、そのほかにも運営の適正でない施設があるのかどうかというご質問でございましたが、今まで実績報告に基づく確認を行った結果、運営の

不適切は確認されておりません。

次に、このような施設に引き続き補助金を交付するのは問題でないかというふうなご指摘がございましたが、補助金を継続しておりますのは、このまま即補助金を打ち切るとは20数名の障害者の更生の場を奪うことになるということでございます。もちろん、通所者をほかの授産所に移すことも考えられますが、当該施設は他の授産所ではなかなか受け入れが困難な重度の障害者を多数受け入れており、それも難しいかと存じます。したがって、今後運営に問題があると判断された場合、補助の打ち切りなども考えるわけでございます。

引き続きまして、第2点目の障害者乗馬の件でございますが、ご提案の件につきましては、障害者のリハビリテーションの一環として、また自然との触れ合いといった観点からの発言かと存じます。障害者のリハビリテーションにつきましては、屋内にて療法士が行う理学療法、作業療法、言語療法等がございまして、また、水の浮力を利用した水中療法などもございます。また、ある地域では、絵画療法を実践しているところや、最近一部の老人ホームにおいては、音楽療法といったものを取り入れ、一定の効果を上げているようでございます。ただ、ご提案の乗馬療法につきましては、音楽療法や絵画療法同様に、医学的測定効果について今後の調査研究を待つ段階かと思われま。

また、乗馬を前提としている以上、障害内容も限定されるでございましょうし、動物を扱う療法でありますので、指導者等の問題もあろうかと存じます。

本市におきましては、リハビリテーションの推進体制としては、乳幼児につきましては、家庭児童相談室を初め、地域における療法の拠点としてあけぼの学園を位置づけしております。その内容の充実を目指すとともに、障害者の療育体系を検討、療育センターの整備について研究を進めているところでございます。

また、中途障害者についても、保健センター、障害福祉センターで実施している機能訓練事業を中心に、順次地域保健センターを整備していく所存でございます。

さらに、スポーツやレクリエーションを気軽に楽しんだり自然との触れ合いといった観点からの多目的広場や、療法の一環として水中療法も実施できるようなプールを持つふれあいセンターも整備の予定でございます。乗馬につきましては、ふれあい広場など多く障害者が集まる場所において、体験の機会を設けてまいりましたが、今後もさらにそのような場を増やしていくとともに、水沢地区にございますふれあい牧場につきましては、動物観察、体験的教育といった視点での環境整備について今後検討してまいる所存でございます。

いずれにいたしましても、ご提案のような新しい療育分野の提言かと存じます。今後そのような分野への研究や新知識の確保にも努めてまいりたいと存じます。

次に、全国障害者交流乗馬大会の招致の件でございますが、馬術スポーツのミニ大会という趣旨で、既に平成9年度まで開催会場が決定しており、実施場所の問題もございますので、本市の開催は当然困難な状況のようでございます。以上の点から、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） 下水道部長。

〔下水道部長（馬淵貞夫君）登壇〕

○下水道部長（馬淵貞夫君） ご質問の第3点目の中部浄化センターの跡地についてお答えいたします。

当浄化センターは、三重団地の浄化センターといたしまして、昭和48年8月から供用している施設であります。敷地内には処理施設のほかに、下水道サービスセンターがあり、機材、人工ふた等の下水道維持管理資材置き場として活用しております。ご指摘のように、平成7年末には、流域下水道に切りかえるべき工事を現在進めているところでございます。接続後

は、当処理施設は閉鎖いたします。しかしながら、野田川流域は、今後、野田、生桑地区の開発が予想されますので、流出量の増加に対応できるよう、平成元年度、新規に処理場用地全体に野田ポンプ場を建設するよう都市計画決定をしております。また、現施設の跡地活用につきましては、当面、管理施設も含め、下水道サービスセンターとして有効に活用してまいりたいと考えております。

以上のとおり、跡地の利用につきましては、空き地も少なく、また、当用地は国庫補助金で購入していることもありまして、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適化法により困難と思われまので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（西田喜大君）登壇〕

○都市計画部長（西田喜大君） ご質問の第4点目、末永・本郷土地区画整理事業の進捗状況につきましてお答えいたします。

この事業につきましては、平成2年8月に三重県知事より事業認可を得まして、平成3年度に仮換地指定を行いまして、平成4年度から建物移転等の工事に着手いたしましたところであります。権利者の皆さん方の大変なご協力をいただきまして、平成7年度末には移転を必要といたします建物約400戸のうち120戸、率にいたしまして28.9%の移転が完了する見込みでございます。この間、街路築造工事あるいは宅地造成工事を進めまして、並行して公共下水道工事も進捗しております。また、平成7年度には、再開発住宅の供用を開始いたしました。事業費ベースでは、今年度末予定31.3%、事業の約3分の1が完了したことになります。今後は引き続きまして、建物移転を行うとともに、区画道路、都市計画道路の築造等鋭意行い、事業の進捗を図ってまいらる所存でございます。

また、事業の完成見込みでございますけれども、国の補助要綱との関連から、実施計画は平成11年度としておるところでございますが、市の総

合計画の位置づけでは平成14年度を予定しております。今後とも国、県に対しまして補助事業費の増額や確保につきまして一層強く要望してまいり所存でございますが、現状では2年程度のおくれが生ずる見込みでございます。地元権利者の皆さん方のご協力にお答えすべく今後とも予算確保に努めながら、一層の進捗に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（野崎 洋君） 伊藤正巳君。

○伊藤正巳君 ご答弁ありがとうございます。

まず1点目の補助金行政であります。言葉は悪いですが、補助金の垂れ流しという言葉が以前使われたことがあります。これらのことのないように、ぜひ主体性と決断力を持って当たっていただきたい。けさの谷口議員の質問の中に、きちっと基本的な考え方も出されましたし、市長からもそういうお話を聞かせていただきましたが、本当に一度徹底的に見直しをして、補助金のための補助金、そんなことのないように、今財政部長から、きちっとした答弁をいただきましたので、ぜひ平成8年度の予算編成に向けては、その辺の効果が実際に上がってくるようなことで、全庁的な取り組みをお願いをしたいと思います。

福祉問題のことでございますが、補助金の使われ方ですが、これは多分、今例を出して申し上げました幸の風の作業所というのがあるわけですが、この運営が極めて玉虫色とありますが、保護者会においても不明な点が多いというのが現実に今現在あるんです。従来ですと、あそこに送迎用のマイクロバス、普通車のマイクロバスがあるんですが、それを以前は使って、通所される家を回っておったわけですが、所長がかわってからは、そういうサービスがなくなりました。現実に今ございません。保護者がそこへ通所をさせるという事実がございます。したがって、平成6年度の予算の中にあります月平均26人という数字が出ておりますが、今現在は十数人まで減っております。これは補助金のほかに、中身のことで

すから、余りしゃべらんでもいいのですが、補助金のほかに、保護者に対するいわゆるしわ寄せと申しますか、独自の施設運営に対する金額が徴収をされておるといふ事実もございまして。これはいろいろ保護者会で決めたことですから、それはいいですが、その運営委員会で決めたことで、それでいいわけですが、全体のものになっていない。要するに、足元を見るといふ言い方は悪いですが、そんなふうなことが見受けられます。

したがって、今も保健福祉部長、言われましたが、ことしの3月に中間講評を出された時点で、平成7年度の4月からの交付については、英断をもって当施設に対して補助金を打ち切るなどの、そういう判断が必要ではなかったかなというふうに思うわけでありまして。

ただ、通所されてみえる方々については、何ら責任はないわけですが、その辺のところから言いますと、保健福祉部として、指導性の問題はなかったのかどうかということについても、質問をいたしましたから、答弁をお願いをしたいというふうに思います。

それから、障害者乗馬の件ですが、実は私も障害者乗馬がこれだけ効果があるというふうには思いませんでした。国立特殊教育研究所の滝坂先生とお話をさせていただいたり、いろいろ見せていただきましたら、東京の葛飾の例ですが、ちょっとご紹介しますが、コップを持たない娘が馬に乗れるなんて思いもしなかった。あんなに喜ぶなら、もっと早く乗せてあげればよかった。親が子供の可能性を摘み取ってしまっていたんだと、そういう話もありますし、馬がいるだけで何時間もさくにつかまってワラを馬にやっていたと。

また、四日市のグループの皆さんのお話も聞いてみましたが、馬に乗る前には、歩行する際に手すりが必要だったのが、乗馬の後にはしばらく手すりをつかまらなくても歩けるようになったという、そういう事例は幾つかございます。今申し上げました二つ、三つの例を挙げましたが、私もこれからまだ勉強させていただきますが、ぜひ保健福祉部長も今現在、東京の葛

飾には2年、開設されてあるわけですから、ぜひお互いが勉強をしてこの問題に取り組んでいきたいということだけでもいいわけですが、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、中部浄化センターの跡地であります、これは今、国との関係もあって非常に難しいというお話がありました。ヒヤリングのときにもお尋ねをしましたが、雨水ポンプ場をつくる予定だというふうに、平成元年に一応都市計画決定されておると、こういうふうに聞いております。しかし、それは何年先かということについては、まだ具体的にもちろん決まっていないうことでもありますから、その間だけでもいいわけですが、海蔵地区は非常に公園の数も少ないということもありまして、それにかわる施設として、もちろん市で管理をいただくわけですが、借用ができないかという地域の皆さんの声が大きいうことだけ申し添えておきたいと思ひます。

それから、最後の末永・本郷土地区画整理事業の問題ですが、今も答弁ありましたが、計画は延びるであろうと。別にこれは、そんなに問題ではないんですが、ただ問題は、あれだけまちづくりが明確になってきますと、いよいよ今まで住んでおった家から離れたくないという気持ちが強かったのは、あれだけの形が見えてきますと、じゃあうちも区画先のところへ行きたいなと、勢いの問題ですから、そういう気持ちが高まったときがあるんです。ところが、なかなか予算的な問題で、しばらくちょっとお待ちくださいという実態がございます。これはお金のかかることですから、やむを得ぬと思ひますが、私が申し上げるのは、そこへ変わってもいいよという、その勢いのあるときに、その家はそこへ行ってもらおうということは貴重なことやと思うんです。これは市単ではとても無理だと思ひておりますが、そういう事情も十分聞いていただきまして、ぜひ国からの予算を含めて、今も都市計画部長、答弁で申されていましたが、働きかけをしていただきたい。そういう方々がどんどん増えることによって、計画も一日も早

く完成をすることによって、住環境の整備がされるというふうに思ひておりますので、今いろいろ申し上げましたが、ご努力をお願いをしたいと思います。

保健福祉部長の答弁だけお願いをして、私の質問は終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（野崎 洋君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどの小規模授産所に対する指導の面でございます。先ほども答弁で申し上げたように、過去の指導は必ずしも嚴重なものでなかったことを反省いたしてあります。したがいまして、先ほどご答弁差し上げたように、14カ所の通所施設を対象とした連絡協議会を設けておりますので、これを活用して十分研修等をし、もちろん現地で見守り指導というふうなことも、これまで以上に努めてまいりたい、そんなふうと思ひております。

現在も、昨年度以上の現場指導は行っておりますが、先ほどのご指摘を受けまして、さらに十二分な指導をしてまいりたい、そう思ひておるところでございます。

それから、2点目の乗馬療法でございますけれども、先ほども申し上げたように、これから十分勉強したいと思いますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（野崎 洋君） これをもって一般質問を終了いたします。

暫時、休憩をいたします。

午後3時49分休憩

午後4時9分再開

○議長（野崎 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第116号ないし議案第132号

○議長（野崎 洋君） 日程第2、議案第116号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）ないし議案第132号町及び字の区域の変更についての17件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 提案された議案のうち、2件についてお尋ねをいたします。

まず最初に、議案第116号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）のうち、歳出、第8款土木費第8項住宅費についてお尋ねをいたします。

今回、特定優良賃貸住宅供給促進事業費として5,768万6,000円の事業予算がつけられております。特定優良賃貸住宅制度は、建設費補助と家賃補助を行うことによって、民間家賃よりも低く抑えられる。そのことによって、市営住宅に入居しようとしても、わずかに収入がオーバーする人や、市営住宅に入居を申し込んだが外れた人にとってみれば、大変助かる制度だと思えます。そこで、この特定優良賃貸住宅制度を四日市としてどう位置づけられているのか、また、今後どう進められようとしているのか、お尋ねをしたいと思えます。今回の場合は、管理期間は何年と設定されているのか。あるいは家賃補助は総額幾らで、その中で市費負担分は幾らになるのか、お尋ねをしたいと思えます。

第2点目は、議案第130号工事請負契約の締結についてでございますが、四日市ドーム建設に伴い、（仮称）羽津午起線橋梁整備工事で上部製作のため、5億8,298万円でもって契約をしようとするものでありますが、一つには、下部工事は一体どうなっているのか、お尋ねをいたします。

二つ目には、この橋を含めた総工事費は一体幾らなのか。

三つ目には、この橋を通すことによって、渋滞がどれだけ解消されるの

か、お尋ねをいたします。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） まず最初に、特定優良賃貸住宅についてというところでございますが、特定優良賃貸住宅は、先般もご質問ございましたときにお答えさせていただき、若干重複するわけでございますが、中間所得者層の公的住宅の需要に対応するため、民間土地所有者が建設する良質な賃貸住宅を知事の認可を受けた民間法人や、公的主体、すなわち県とか市とか公社、こういうものが管理を受託し、国、県、市が共同施設工事費の一部助成や入居者の家賃負担の軽減のための補助、公庫融資に対する利子補給の補助を行う制度でございます。したがって、従来の公営住宅中心の住宅施策から、公営住宅の資格要件である収入基準を超える中間所得者層等、より広い市民層を対象とした住宅供給を行おうというものでございまして、住宅行政サービスの公正さと、地域の良好な住環境整備の促進につながる制度と、このように考えております。

条件を満たす物件につきましては、三重県が認定し、国、県、市がともに建設費の一部、家賃の補助を行うものでございまして、公的住宅の管理期間等に一定の制約を受けるものでございます。今年度はそういうことで三重県が3件いたしまして、うち1件について今回上程させていただいております。27戸の建物を建てると、こういうことでございます。

本制度は中間所得者層の本市への定着やスプロール化をした中心部への人口誘導及び民間賃貸住宅の住戸専用面積の向上、さらには景観の向上等にも大きく貢献するものと考えておるわけでございまして、無制限に採用するというものではなく、構造、面積、主要道路と接する道路幅員等の条件を設定しております。限られた財源の中で認定し、補助を行うものでございます。今回予算を上げさせていただいておりますのは建設費の補助ということで、市といたしましては、おおむね1,450万円ぐらいで、あとは国、

県が支出したやつを一たん市へ受けまして、それを合わせて民間の方に支払いをするということをごさいます、市の方としては1,450万円程度でございます。

なお、補助金の助成につきましては、現在、完成まで若干期間がかかりますので、これにつきましては一括ということで、次期のときに計上させていただきますと、こういうことをごさいますので、ご了解を賜りたいと思います。

期限につきましては、若干先方とのあれもあるわけでございますが、一応20年、10年というスタンスがあるわけでございます。

それから、2点目のドームでございますが、下部工につきましては、既に発注をさせていただいておまして、工事に着手しておるところでございます。全体事業費は先ほど市長公室長の方からございましたように、アクセス道路としては、全体北南も含めまして、約15億円と、こういうことでございます。

それから、事業効果ということでございます。まず1点目には、ドームの開催時及び霞ヶ浦緑地の利用者の国道23号への負荷が軽減するということでございます。公園あるいはドームから出てくる車が、直接今の状態であれば、23号にいきなり入ってくる。それが別のルートをすることによって、23号への負荷が軽減されるということが1点でございます。

また、午起交差点から直接、国道1号あるいは金場新正、高浜昌栄の南北道路に速やかに分散できる。海蔵川にかける（仮称）午起橋を南下いたしまして、そして、六間道路の交差点がございますが、そちらの方へ入ることによって、直接1号とか、あるいは金場昌栄線、そういうところへ連続して行けると、こういうことでございます。

さらに、2点目といたしましては、国道23号の午起交差点での中心市街地への右折車両の渋滞解消にもつながる。現状のままでございまして、どうしても23号を通過して、中心市街地へ入るときには、一番最初の道路とい

たしましては、午起末永線、通称六間道路でございまして、あそこには信号がございまして、右折はあるわけでございますが、非常に流れが、東側から交差点が入ることによって、右折車両がスムーズに入ると、こういうことでございます。

また、3点目といたしましては、ドームというのは多目的であり、また市民各層から利用していただくと、こういうことございまして、幼稚園児から高齢者までの幅広い利用が考えられます。したがって、車だけではなく、やはり歩行者や自転車の利用も非常に予測されるわけございまして、現状の23号の歩道利用より、東側、南側の道路を通過いただくことにより、より安全に通行が可能だと、こういうふうに私どもは期待をいたしておるところでございます。

また、この羽津午起線につきましては、4点目といたしましては、将来的には三重橋垂坂線の整備に伴いまして、現在ございます四日市競輪場へ入る陸橋がございますが、この南部がどうしても三重橋垂坂線を中期、長期的に直す中で、あの橋はどうしても撤去せざるを得ないと、そういうふうな状態になるわけございまして、そうした中でも、この橋あるいは南側の道路を整備することによって、そういうときの対応もできると、これが4点目でございます。

それから、もう一つは、5点目でございますが、三重橋垂坂線との接続を図ることによって、国道1号あるいは今回予定しております午起橋から南の羽津午起線、さらには三重橋垂坂線、午起末永線と、こういうふうな長方形の内環状的な道路としても活用できると、こういうふうに私たちは大いに期待をしておるわけでございます。

また、最後になりますが、6点目でございますが、午起橋につきましては、大震災時のときに、霞ヶ浦緑地を復旧の拠点と位置づけ、羽津午起線を緊急輸送路として利用することも今後考えられるのではないかと、こういうふうなことございまして、以上のような効果がございまして、平成

7年度より計画的に取り組んでまいり、現在に至っておるような状況でございます。

○議長（野崎 洋君） 佐野光信君。

○佐野光信君 第1点目の特定優良賃貸住宅制度の問題ですけれども、27戸はわかりましたけれども、今後の位置づけ、どう位置づけていくのか、市営住宅との関連も含めて、何戸ほど今後建てていくつもりなのか、そういう点。あるいは家賃の問題だって、今補助するのに、スタンスが10年、20年であると、一体この桜の計画は何年で管理年数を計算してあるのか、その点、明らかにしていただきたいと思えます。

それから、橋の問題では、えらいサービスよく説明されたようですけれども、結局、この橋つくっても、午起で渋滞するだけじゃないですか。これが通れば渋滞が解消すると盛んに言われているけれども、本当にそうなのかどうかというのは、シュミレーションもちゃんととったはずですし、逆に、私はあっと思ったのは、子供たちが、通過する道路にも自転車、歩行者が通過する。自動車がどんどん走り出したら、安全面は一体どうなるのか。ちゃんと歩道もつくってするんですか。その点がますます疑問になってきた。お答えいただきたいと思えます。

○議長（野崎 洋君） 建設部長。

○建設部長（矢田禎雄君） まず、1点目の家賃でございますが、これは一応家賃補助、今大体考えるのが1万6,000円程度ではなかろうかと、負担額を5%ずつ順次年次的に上げていくと、こういうことになりまして、そのままいきますと、おおむね六、七年ぐらいで大体市場家賃となり、家賃補助が打ち切られていくと、こういう制度でございまして、耐用の20年がそのまま20年間家賃を補助するという意味ではなくして、一応年間5%ずつ補助を減らしていく。すなわち、個人の方が増えていくと、こういうこととございまして、おおむねそれでいきますと、7年ぐらいで大体家賃補助が打ち切りになるわけでございます。

それから、先ほど言いました道路の関係でございますけれども、ご存じのように、国道23号というのは正直言って慢性的な渋滞でございます。このドームのアクセス道路をつくることによって、本線自体の交通渋滞の緩和ということは大変難しい問題でございます。というのは、あくまでも局部的でございます。われわれが考えておるのは、いかに市民の各層の方が、南側の道路を利用して、あの23号の渋滞を通らなくして行けると、これが大きな問題でございます。橋につきましても、今回は2車線と片側の歩道を考えております。したがって、道路もそういうことで歩道をつけていきまして、23号を通るよりも、目的地がはっきりとドームとか公園ということで、大きな車もそうは走らないのではないかと、そういう意味では、23号を通るよりも、そちらを歩いていった方がより安全であると。

それと、ここではっきりとさせていただきたいのは、23号を、このドームの橋をつくることによって、渋滞を緩和すると、こういう形は正直言います。あの区間の橋でございますので、ならないわけでございますが、ドームを利用していく方々が、より従来の形よりも速やかにドームへ行ける、あるいはドームから出られると、こういう目的が大きいわけでございます。その辺はご理解いただきたいと、かように思います。

○議長（野崎 洋君） 佐野光信君。

○佐野光信君 特定優良住宅、建設費補助は管理20年と20年未満では補助金が違うんですね。だからこそ、今度は何年にしたんだということをお聞きしたわけです。

それから、道路は解消にならないということとでございますけれども、ぜひそれぞれの対応する委員会で審査をお願いいたしまして、私の質疑を終わります。

○議長（野崎 洋君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付いたしました付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 議案第133号 平成7年度四日市市一般会計補正予算(第4号)ないし議案第140号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○議長(野崎 洋君) 日程第3、議案第133号平成7年度四日市市一般会計補正予算(第4号)ないし議案第140号四日市市職員給与条例の一部改正についての8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(加藤寛嗣君)登壇〕

○市長(加藤寛嗣君) ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第133号から議案第140号までは、職員等の給与改定に伴う補正予算及び条例改正案であります。

人事院は去る8月、給料、扶養手当等一般職の国家公務員の給与について、本年4月にさかのぼり0.90%引き上げるよう勧告いたしました。本市におきましても、勧告を尊重し、一般職に属する職員の給与等を国家公務員に準じて改定するため、職員給与条例の一部を改正しようとするものであります。

また、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、地方交付税単位費用積算基礎の改正などに伴い、学校医、保育所の嘱託医師等の報酬額を本年4月にさかのぼって引き上げようとするものであります。

なお、各会計の補正予算案は、給与改定等に要する経費を補正するもので、財源には、一般会計におきましては繰越金等を、その他の会計におきましては繰入金及び繰越金を充当いたしております。

以上が各議案の概要であります。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(野崎 洋君) 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野崎 洋君) 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長(野崎 洋君) この際、ご報告申し上げます。

日程第4、発議第14号沖縄県駐留米兵による女子小学生暴行事件への厳正な対処及び日米地位協定の抜本的見直し等を求める意見書の提出については、発議者から取り下げの申し出がありましたので、議事日程から削除いたします。ご了承願います。

次に、12月6日までに受理いたしました請願は既にお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は12月11日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

陳情につきましては、提出がございませんでした。

○議長(野崎 洋君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は12月18日午後2時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時28分散会

会 議 録

第 5 日

(平成7年12月18日)

○議 事 日 程 第 5 号

平成 7 年12月18日 (月) 午後 2 時開議

- 第 1 議案第116号ないし議案第140号 …………… 委員長報告・質疑
討論・採決
- 第 2 議案第141号及び議案第142号 …………… 説明・質疑
討論・採決
- 議案第141号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第142号 人権擁護委員の推薦について
- 第 3 委員会報告第 5 号 請願の審査結果について …………… 採否決定
- 第 4 発議第15号ないし発議第22号 …………… 説明・質疑
討論・採決
- 発議第15号 駐留米兵による女子小学生暴行事件への対処及び日
米地位協定の見直し等に関する意見書の提出につ
いて
- 発議第16号 定住外国人の地方参政権を求める意見書の提出につ
いて
- 発議第17号 義務教育費国庫負担制度の存続を求める意見書の提
出について
- 発議第18号 「小中学校第 6 次・高校第 5 次学級編制及び教職員
定数改善計画」の早期完結と新定数改善計画の早期
策定を求める意見書の提出について
- 発議第19号 「学校(園)週 5 日制」の実施に伴う、現行学習指
導要領及び幼稚園教育要領の早期改訂を求める意見
書の提出について
- 発議第20号 重度知的障害者を対象とした通所施設の早期制度化
と精神薄弱者通所更生施設への財源措置の充実等を
求める意見書の提出について

発議第21号 精神薄弱者通所更生施設への助成を求める意見書の提出について

発議第22号 新たな「食料・農業・農村基本法の制定」に関する意見書の提出について

第5 委員会報告第6号 防災対策特別委員会の中間報告について

第6 常任委員会の閉会中の継続調査について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (41名)

小井道夫
石川勝彦
市川悦子
市川正徳
伊藤修一
伊藤正数
伊藤雅敏
伊藤正巳
宇野長好
大谷茂生
小川政人
葛山久人
川口洋二
川村幸康
久保博正
桑原勇

小林博次
笹岡秀太郎
佐藤晃久
佐野光信
瀬川憲生
田中武
田中俊行
谷口廣睦
土井数馬
豊田忠正
中森慎二
南部忠夫
野崎洋
橋本茂
長谷川昭雄
濱口善元
日置記平
藤井浩治
藤岡アンリ
藤原まゆみ
古市元一
益田力
水野幹郎
毛利彰男
森真寿朗

○出席議事説明者

市助	長	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
助	役	奥山武助
収	入	栗本春樹
港	湾	梅木勇二
調	整	須原賢治
市	長	佐々木龍夫
計	画	山口奉文
総	務	小畑廣次
財	政	野呂修
市	民	南部和雄
保	健	服部美次
商	工	米津正夫
農	林	赤塚宗信
環	境	玉置泰生
都	市	西田喜大
建	設	矢田禎雄
下	水	馬淵貞夫
消	防	島村隆
病	院	谷口淳一
水	道	鎌田悟
水道事業管理者		
<hr/>		
教	育	小竹章
<hr/>		
代	表	長谷川昭彦
監	査	
委	員	

事	務	局	長	有竹正宏
次	長	兼	議	事
課	長			伊藤千秋
副	参	事	兼	議
事	課	長	補	佐
				福島和幸
議	事	係	長	井上紀久夫
主			事	濱田信二
主			事	芝田敏樹

午後2時1分開議

○議長(野崎 洋君) これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は41名であります。

本日の議事につきましてはお手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議案第116号ないし議案第140号

○議長(野崎 洋君) 日程第1、議案第116号平成7年度四日市市一般会計補正予算(第3号)ないし議案第140号四日市市職員給与条例の一部改正についての25件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

石川勝彦君。

〔総務委員長(石川勝彦君)登壇〕

○総務委員長(石川勝彦君) 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第116号平成7年度四日市市一般会計補正予算(第3号)の関係部分についてであります。

第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入につきましては別段異議はありませんでした。

○出席事務局職員

次に、歳出についてであります。

第2款総務費につきましては、高度情報化事業の一環として、ケーブルテレビの事業主体である第3セクターの株式会社CTYへの追加出資金が計上されておりますが、今後とも市民への情報提供の有効な手段となるものと考えられることから、ケーブルテレビの積極的な活用に努めていくべきとの意見があったほか、番組内容について意見がありました。

第4款衛生費及び第8款土木費の関係部分につきましては、別段異議はありませんでした。

また、第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正につきましても、別段異議はありませんでした。

議案第121号四日市市税条例の一部改正につきましては、個人市民税等の前納報奨金の算定方法等を変更しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

議案第122号四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、及び議案第123号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましても、別段異議はありませんでした。

議案第132号につきましては、団体営土地改良総合整備事業の施行に伴い、町及び字の区域を変更しようとするものであり、別段異議はなかったのですが、市内にはいまだ飛び地となっているところがあることから、地域の実情に即した町及び字の区域の整備に努めていくよう要望いたしました。

議案第133号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、議案第135号平成7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第139号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第140号四日市市職員給与条例の一部改正についての以上4議案につきましては、いずれも国家公務員に対する人事院勧告を尊

重して、本市職員の給与等について、平均0.95%の引き上げを行おうとするものであります。

当委員会といたしましては、今日の厳しい財政状況のもとにあって、限られた財源を有効に活用し、職員の自覚と創造性を高めていく観点からも、今後ともより一層効率的な行財政運営に努めていくとともに、職員の士気の一層の高揚を図るため、給与体系の是正等に努めていくよう要望いたしました。

そのほか、囑託職員等の身分保障の充実について意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもって、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（野崎 洋君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

土井数馬君。

〔教育民生委員長（土井数馬君）登壇〕

○教育民生委員長（土井数馬君） それでは、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第116号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）の関係部分のうち、歳出第3款民生費につきましては、低年齢児保育促進事業について、少子化傾向が進む中、子育て支援体制を充実、強化する見地から、市としても低年齢児の保育園受け入れに積極的に取り組んでいくとともに、0歳児の途中入園について、出産前から入園申し込みができるようすべきとの意見がありました。

次に、歳出第10款教育費についてであります。内部小学校の増築事業につきましては、児童数の増加に伴う教室不足を解消しようとするものであります。校舎の増築に伴う運動場の確保と小学校における適正な学級数

について理事者の考えをただしたのであります。

理事者からは、「今回の増築は、既存校舎を改修し、普通教室を25室から27室に増やすとともに、この校舎と屋内運動場の間の中庭部分に新たに図工室、図書室、音楽室などからなる特別教室棟を整備しようとするもので、運動場については現状のままですと十分対応できると考えている。また、小学校の適正な学級数については、1校当たり24学級を想定しており、30学級を超える状況が長く続くようであれば、分離も検討すべきと考えている」との説明がございました。

当委員会は、児童・生徒数の増加が著しい学校につきましては、用地拡張等の将来計画についても早い時期に検討を行っていくとともに、学級数等についても十分な配慮を行う中で教育環境の一層の向上に努めるよう要望いたしました。

また、図書室などの特別教室の配置場所、特別教室の整備に伴う備品の充実について意見がございました。

青少年野外活動センター施設整備事業費につきましては、防煙垂れ壁の補修費用の計上ではありますが、火災などの災害に備え、教育施設の各種防災、避難設備等の保守・点検を充実、強化するなど、施設利用者の安全確保に万全を期すよう要望いたしました。

このほか、幼稚園の正規職員の増員を図るべきとの意見がございました。

議案第119号平成7年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）、議案第138号平成7年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託をされました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（野崎 洋君） 次に、産業公営企業委員長をお願いいたします。

日置記平君。

〔産業公営企業委員長（日置記平君）登壇〕

○産業公営企業委員長（日置記平君） 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第116号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）の歳出第6款農林水産業費についてであります。

今回の補正の主な内容は、農業農村活性化構造改善事業費の追加計上等国・県の補助事業の確定に合わせたものであります。一部委員から、農業振興費に関連して、本年度実施された「農業経営基盤強化推進事業」と過去に実施された「集落営農モデル育成特別事業」との補助の整合性に十分意を配すべきとの意見がございました。

議案第120号平成7年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第134号平成7年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）の2議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

簡単でございますが、これをもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（野崎 洋君） 次に、建設委員長をお願いいたします。

中森慎二君。

〔建設委員長（中森慎二君）登壇〕

○建設委員長（中森慎二君） それでは、建設委員会に付託をされました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第116号平成7年度四日市市一般会計補正予算（第3号）の

関係部分のうち、歳出第8款土木費の関係部分についてであります。

第1項土木管理費につきましては、建築紛争裁判に係る訴訟費用について意見がありました。

第2項道路橋梁費につきましては、一刻も早い道路整備を図る観点から、同一路線において異種事業の採択による複数箇所からの部分整備が実施されておりますが、継続性のある一体的な道路整備に努めるべきとの意見があったほか、測量設計業務費用の算出方法について意見がありました。

第3項河川費につきましては、準用河川横川河川改修事業の現在の認可区域の整備をより一層強力に進め、事業の継続性を確保するとともに、上流区域においても早期整備着手に努めるべきとの意見がありました。

第5項都市計画費の関係部分、第6項公共下水道費及び第7項都市下水道費につきましては、別段異議はありませんでした。

第8項住宅費につきましては、住宅事業費及び特定優良賃貸住宅供給促進事業費が計上されておりますが、このうち特定優良賃貸住宅制度につきましては、中間所得者層の公的住宅への需要に対応するため、本年度に要綱が制定され、本市で初めて当制度による住宅が建設されるものであり、別段異議はありませんでした。

歳出第14款災害復旧費、第2項土木施設災害復旧費につきましては、本年5月11日の集中豪雨により被災した土木施設に係る災害復旧費の追加計上であり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第117号平成7年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第2号)につきましては、同一箇所において工期の異なる下水道工事が施工されておりますが、通行どめの長期化に伴う地域の日常生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、部局内の連携をより一層強化するとともに、異種工事の同時施工など施工方法に創意工夫を重ね、工期の短縮による円滑な交通の確保を図り、生活の利便性向上に努めるよう要望いたしました。

議案第118号平成7年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第

2号)につきましては、市街化区域内農地の無秩序な市街化を整理するため、緑住区画整理事業が推進されておりますが、桜地区においては、地域住民の理解と協力のもとに、対象区域隣接農地を積極的に包含していくなど、広域的かつ一体的な整備による良好な市街地の形成と良質な住宅地供給に努め、総合的な整備を図るべきとの意見がありました。また、末永・本郷土地区画整理事業を進める上で有効な手段とされるグループ移転の推進について意見がありました。

議案第125号四日市市特別工業地区における建築制限の緩和に関する条例の制定につきましては、本市の地場産業である「大矢知そうめん」などの乾麺製造業を保護育成するため、「第3種特別工業地区」を定めて、乾麺製造業に限り、建築の制限を緩和しようとするものであり、同時に緩和された工場の建築物について、構造の制限を加え、地域の住環境を保全しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第130号につきましては、四日市ドームへのアクセス道路整備事業の一環として、(仮称)羽津午起線橋梁整備事業の工事請負契約を締結しようとするものであります。当事業の必要性及び効果について、理事者から「現状の国道23号午起交差点は、中心市街地方向への右折車両による交通渋滞発生のネック箇所になっているが、羽津午起線の整備により、同交差点から直接国道1号や金場新正線(三滝通り)等の南北道路へ円滑に車両を誘導することができることから、四日市ドームの開催時及び霞ヶ浦緑地利用者の国道23号への負荷を軽減することができる。また、四日市ドームは車だけでなく、徒歩や自転車での利用も予想されることから、(仮称)午起橋の建設により、現状の国道23号よりも安全な通行が確保できる。さらに、羽津午起線は将来的に三重橋垂坂線の整備に伴う既設ランプ型出入口の改築時における緑地への代替出入口として利用することができるとともに、三重橋垂坂線との接続を図り、国道1号・午起末永線を結ぶ長方形の内環状的道路としての活用が可能となり、体系的な整備に

基づく総合的な道路整備を推進することができる。

このほか、(仮称)午起橋が先の阪神・淡路大震災の復旧仕様に基づいた耐震設計を採用していることから、大震災時には霞ヶ浦緑地を災害復旧拠点として、羽津午起線を緊急輸送路として活用することも可能である」との説明がありました。

また、一部委員から出された一般道路財政に及ぼす影響及び国庫補助事業の採択への取り組みの問題については、理事者から、「事業費については、アクセス道路整備事業費として同施設南側の羽津午起線と北側の霞ヶ浦4号線で約15億円を見込んでいるが、市制施行100周年記念事業費の一部であり、一般道路事業とは別枠であることから一般道路財政を圧迫することはない。また、長期にわたる景気の低迷などによる大変厳しい財政状況の中において、国庫補助事業の採択による事業推進は有効な方法と考えられ、これまでも十分検討を重ねてきたところであるが、当事業の施行地が公園緑地内であり、以前のランプ型出入口設置時においても同様の理由により道路補助事業として採択されず、公園施設の一部としての位置づけから、わずかな補助金を獲得するにとどまった経緯を見ても、国庫補助事業として採択されるには難しい状況にある」との説明がありました。

これに対して一部委員より、当事業が財政状況の大変厳しき折、国庫補助事業の採択によらず、市単独事業により推進されていることから、道路事業財政を圧迫し、市民生活に影響を及ぼしているとの観点から、反対意見がありました。

また、現状での競輪開催時には、名古屋方面からの利用者が多数を占めていることにかんがみ、四日市ドーム南側の施設整備を推進するよりも北側に位置する富田山城線の無料化や国道1号の整備促進を重点的に行う方がより大きな効果が期待できることから、国や県への働きかけを強力に行うべきとの意見がありました。

このほか、同事業による実効性を高めるとともに、より一層の交通渋滞

緩和を図る観点から、橋梁の十分な幅員確保に努めるべきとの意見がありました。

なお、本件につきましては、先ほど報告いたしました反対理由により、同委員から少数意見として留保したいとの申し出がありましたが、所定の賛成者が得られず、少数意見の留保には至りませんでした。

このほか、議案に関連して、橋梁下部工事を分割発注したことにつきましては、理事者から「施工現場は海蔵川を挟んで約130m離れており、河川内に橋梁を設けない構造であるため、資材搬入も右岸側は午起交差点、左岸側は競輪場の出入口を使用する工事方法となり、距離を隔てた別工事とするのが適当である。また、当橋梁の供用開始は四日市ドームの開設時をめどとしているため、右岸左岸の橋台を同時に築造して工期の短縮を図るとともに、地元業者でも十分対応できる工事内容であることから、地元業者の育成と工事受注の機会均等を図る観点に立って、分割発注することとなった」との説明があり、当委員会はこれを了とした次第であります。

議案第124号四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第126号四日市市特別工業地区建築条例の一部改正について、議案第127号四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部改正について、議案第128号市道路線の廃止について、議案第129号市道路線の認定について、議案第131号工事請負契約の締結について、議案第136号平成7年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第3号)及び議案第137号平成7年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)の8議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長(野崎洋君) 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質問がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、日本共産党四日市市議団を代表いたしまして、今12月定例議会に提案された25議案のうち市民の暮らし、福祉を守る立場から、議案第130号工事請負契約の締結について反対をいたします。

この工事は、霞ヶ浦緑地に四日市ドームを建設することから、国道23号との交通渋滞を解消するために霞ヶ浦緑地から午起へ向けて、（仮称）羽津午起線橋梁を関連工事を含めて15億円で整備しようとするものであります。私ども日本共産党市議団は、一般質問の中でも明らかにしましたように、今日の長引く不況のもとで、市民の暮らし、福祉を圧迫したり、交通の便が悪く、使い勝手が悪い四日市ドームは今、建設する必要がありませんし、それに関連した工事を進めることは認めることはできません。

また、自治会長さん等へのアンケート結果でも、返事をいただいた方の80%近くの方が、今からでも建設を中止せよとの声も寄せられています。その声にこたえるべきであります。霞ヶ浦緑地から午起への橋をかけても交通渋滞を緩和することにはなりませんし、渋滞箇所を先送りするだけであります。私ども日本共産党は、税金のむだ遣いである四日市ドームとそれに関連した今回の請負工事契約について反対をいたします。

○議長（野崎 洋君） これをもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第130号工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（野崎 洋君） 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた24件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第2 議案第141号 固定資産評価審査委員会委員の選任について及び議案第142号 人権擁護委員の推薦について

○議長（野崎 洋君） 日程第2、議案第141号固定資産評価審査委員会委員の選任について及び議案第142号人権擁護委員の推薦についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第141号は、本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、伊藤友一氏の任期が12月22日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を選任いたしたいと存じ、提案するものであります。

議案第142号は、四日市地区の人権擁護委員のうち、去る11月22日に任

期満了となりました刑部昭三氏の後任といたしまして、新たに三栗谷祐三氏を推薦するとともに、平成8年2月14日に任期満了となります大橋道夫氏、加藤一英氏、加藤道男氏、木下建市氏、佐々木照子氏及び松谷 昭氏を引き続き推薦いたしたいと存じ提案するものであります。

なお、各氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第141号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

次に、議案第142号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

〔伊藤友一氏、大橋道夫氏、加藤一英氏、加藤道男氏、

木下建市氏、佐々木照子氏、松谷 昭氏、三栗谷祐三氏入場〕

○議員（野崎 洋君） それでは、ただいま固定資産評価審査委員会委員、及び人権擁護委員に同意いたしました各氏からごあいさつがありますので、

よろしく願いいたします。

○伊藤友一君 固定資産評価審査委員会委員に選任されました伊藤友一でございます。引き続き職責を全うさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

（拍手）

○大橋道夫君 人権擁護委員の大橋道夫でございます。どうぞよろしく願います。

（拍手）

○加藤一英君 加藤一英でございます。どうぞよろしく願います。

（拍手）

○加藤道男君 加藤道男と申します。どうぞよろしく願います。

（拍手）

○木下建市君 木下建市でございます。どうぞよろしく願います。

（拍手）

○佐々木照子君 佐々木照子でございます。よろしく願います。

（拍手）

○松谷 昭君 松谷 昭でございます。どうぞよろしく願います。

（拍手）

○三栗谷祐三君 三栗谷祐三でございます。どうぞよろしく願います。

（拍手）

〔伊藤友一氏、大橋道夫氏、加藤一英氏、加藤道男氏、木下建市氏、佐々木照子氏、松谷 昭氏、三栗谷祐三氏退場〕

○議長（野崎 洋君） この際、ご報告いたします。

請願第7号国への義務教育費国庫負担制度の存続を求めることについて、及び請願第9号国への学校週5日制の実施に伴う現行学習指導要領の早期

改定を求めることについては、お手元に配付いたしました文書と差しかえの申し出がありましたので、ご了承願います。

日程第3 委員会報告第5号 請願の審査結果について

○議長（野崎 洋君） 日程第3、委員会報告第5号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対しご質疑がありましたら、ご発言願います。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、日本共産党四日市市議団を代表いたしまして、請願第6号生活保護の受給者を差別し、医療を受ける権利を侵害する医療券方式を健康保険証のような医療証に改善することを求めることについては採択すべきものだと立場から意見を述べるものであります。

憲法第25条に沿って定められた生活保護法第3条は、この法律により保障される最低限の生活は、健康で文化的な水準を維持することができなければならないと明文化しています。この法に従って、生活保護世帯の人権が守られねばなりません。被保護者への差別、人権侵害の大きな問題の一つが、生活保護の医療券方式であります。

生活保護世帯の人々は、病気になっても、一般の国民が保険証を持って病院に行けるのに対して、すぐ医者にはかかれません。まず福祉事務所に行き、ケースワーカーに病状を説明し、審査を経て、1カ月間有効の医療券を発行してもらい、指定した医療機関、病院にかかることができるシステムですが、これが保護世帯の大きな苦痛、負担になっており、本請願に述べられている実態、声に示されているとおりであります。ところが、全国の生活保護世帯が長年にわたって切望している、現行の医療券方式をやめて、病気になったらすぐに医者にかかる保険証のような医療証が欲しいという要求に対し、国、厚生省は一貫して背を向けてまいりました。

生活保護世帯の医療証実現の切実な要望は、当事者の緊急時、夜間、休日の円滑な対応のみならず、行政サイドの現場、福祉事務所の事務の簡素化につながることや、医師会、医療機関の実務的な要請とも合致することになり、関係各方面に歓迎される方向であります。今日、国民皆保険と言われながら、生活保護世帯に保険証の交付がない事態こそ、国政府の対応のおくれと言わなければなりません。本請願の願意を生かして、国に改善に向けての意見書を出すことは当然だと考え、本請願を採択するよう強く申し上げまして、私の発言を終わります。

○議長（野崎 洋君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

本件は、委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（野崎 洋君） 起立多数であります。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

日程第4 発議第15号 駐留米兵による女子小学生暴行事件への対処及び日米地位協定の見直し等に関する意見書の提出についてないし発議第22号 新たな「食料・農業・農村基本法の制定」に関する意見書の提出について

○議長（野崎 洋君） 日程第4、発議第15号駐留米兵による女子小学生暴行事件への対処及び日米地位協定の見直し等に関する意見書の提出について、ないし発議第22号新たな「食料・農業・農村基本法の制定」に関する意見書の提出についての8件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。水野幹郎君。

〔水野幹郎君登壇〕

○水野幹郎君 発議第15号駐留米兵による女子小学生暴行事件への対処並

びに日米地位協定の見直し等に関する意見書の提出について、発議者を代表し、提出理由の説明を申し上げます。

去る9月4日に沖縄本島北部の住宅地で発生いたしました駐留米兵による女子小学生暴行事件は極めて悪質、野蛮な犯罪行為であります。沖縄県民のみならず、日本国民全体にも大きな衝撃を与えました。

特に、現行の日米地位協定の内容が我が国にとって不平等な取り決めになっておる問題について、今回の事件を契機といたしまして、国民の間で新たな論議を巻き起こしております。

そこで、このような悲惨な事件の再発を防止するため、政府に対しまして、お手元に配付いたしました意見書を提出し、日米地位協定の見直しを初めとし、駐留米兵の綱紀肅正の徹底に向けた要請、並びに米軍基地の縮小に努めていくよう求めていくものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 石川勝彦君。

〔石川勝彦君登壇〕

○石川勝彦君 発議第16号定住外国人の地方参政権を求める意見書の提出につきまして、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

現在、日本には数多くの外国人が居住しており、日本社会に定着し、地域社会の一員として生活しておりますが、市民権としての参政権につきましては、いまだ認められていない状況であり、このことは内外人平等の国際人権保障にも反するものであると言わざるを得ません。

よって、政府に対し、日本が国際的にも責任ある地位を占めようとしていいる現状を考慮し、定住外国人に対する地方参政権の付与について、早急に立法措置を講じられるよう求めるため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうか、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 土井数馬君。

〔土井数馬君登壇〕

○土井数馬君 発議第17号ないし発議第21号について、発議者を代表しまして提出理由の説明を申し上げます。

発議第17号は自治体の財政力の差による県費負担教職員の給与格差を防ぎ、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る観点から、学校事務職員と学校栄養職員の給与費の国庫負担を廃止せず、義務教育費国庫負担制度の存続を求めるものであります。

発議第18号は、児童生徒に十分な教育を保障するため、学級定数の引き下げによる規模の適正化が切望されていることから、現行の学級編制及び教職員定数改善計画の早期完結と35人学級を柱とした新定数改善計画の早期策定を求めるものであります。

また、発議第19号は、子供たちの生活にゆとりと自主性を生み出すという「学校週5日制」の趣旨の実現に向けて「学校週6日制」を前提としている現行学習指導要領及び幼稚園教育要領の早期改訂を求めるものであり、それぞれお手元に配付をいたしました意見書を政府に提出しようとするものであります。

発議第20号、発議第21号につきましては、現在、重度知的障害者を対象とした通所施設がほとんどなく、社会参加の場の確保が大きな課題となっていることから、重度知的障害者を対象とした通所施設の早期制度化と精神薄弱者通所更生施設への財源措置の強化などを政府、県に対し求めるため、それぞれお手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 日置記平君。

〔日置記平君登壇〕

○日置記平君 発議第22号新たな「食料・農業・農村基本法の制定」に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げ

ます。

昨今の我が国農林漁業・農山村を取り巻く情勢は、農業基本法の制定後三十有余年を経過する中で、生産力の後退や担い手の高齢化・後継者不足、さらには農水産物の輸入増大による食糧自給率の低下など、大きな転機を迎えておりますが、こうした状況に的確に対応し、21世紀に向けて農林水産業の一層の振興を図っていくためには、食糧政策はもとより、農業・農村地域政策をも包含した総合的な基本政策の確立が不可欠であります。

そこで、政府に対して、これら農政理念、政策に目標を置く新たな基本法の制定を求めため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野崎 洋君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を一括採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第5 委員会報告第6号 防災対策特別委員会の中間報告について

○議長（野崎 洋君） 日程第5、委員会報告第6号防災対策特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

お手元に、防災対策特別委員会の報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

日程第6 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野崎 洋君） 日程第6、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長からお手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

お諮りいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（野崎 洋君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

この際、ご報告いたします。さきの9月定例会から今定例会までの総務委員会、教育民生委員会、及び産業公営企業委員会の閉会中の調査結果の報告が参っております。お手元に報告書を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

引き続きご報告いたします。小林博次君から、12月8日の一般質問の中で、不適切な発言があったので、後刻速記録を調査の上、議長において適切な措置を講じていただきたいとの申し出がありました。よって、議長において、そのように取り計らうことにいたしたいと思っておりますので、ご了承を願います。

○議長（野崎 洋君） 以上で、今定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、平成7年12月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後2時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 野 崎 洋

四日市市議会副議長 伊 藤 正 数

署 名 議 員 佐 野 光 信

署 名 議 員 日 置 記 平

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書
8. 防災対策特別委員会の中間報告について
9. 常任委員会の閉会中の調査報告について
10. 常任委員会の閉会中の継続調査項目

平成7年12月定例会会期日程

12月1日(金)	午前10時開会 議案説明
2日(土)	休 会
3日(日)	
4日(月)	
5日(火)	
6日(水)	午前10時開議 一般質問
7日(木)	午前10時開議 一般質問
8日(金)	午前10時開議 一般質問 議案質疑、委員会付託 追加議案説明、質疑、委員会付託
9日(土)	休 会
10日(日)	
11日(月)	各常任委員会
12日(火)	休 会
13日(水)	
14日(木)	
15日(金)	
16日(土)	
17日(日)	
18日(月)	午後2時開議 委員長報告、質疑、討論、採決 追加議案説明、質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(7. 11. 24)

議決事件一覧表

[市長提出議案] (27件)

◎ 12月定例会市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 一般質問

(1) 発言順位・発言時間

- ① 政友クラブ 3時間20分 ② 緑水会 2時間40分
 ③ 公明 1時間40分 ④ 日本共産党 1時間
 ⑤ 市政クラブ 2時間 ⑥ 市民クラブ 2時間
 ⑦ 新政クラブ 1時間

3. 通告(受理)期限

- (1) 一般質問 12月1日(金) 午後2時まで
 (通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可)
 (2) 議案質疑 12月6日(水) 午後4時まで
 (3) 請願 12月6日(水) 午後4時まで
 (4) 議員提案による意見書発議案
 12月6日(水) 午後4時まで
 (5) 討論・その他 12月13日(水) 正午まで

◎ その他

代表質問に関する申し合わせについて、次のとおり一部見直すことが確認された。

○ 代表質問の発言時間は、一人当たり答弁を含め1時間以内とし、再質問は行わない。ただし、答弁終了後、発言時間とは別に5分以内で所感を述べることができる。

議案名	議決結果
議案第116号 平成7年度四日市市一般会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第117号 平成7年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第118号 平成7年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第119号 平成7年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第120号 平成7年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第121号 四日市市税条例の一部改正について	原案可決
議案第122号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第123号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の別改正について	原案可決
議案第124号 四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
議案第125号 四日市市特別工業地区における建築制限の緩和に関する条例の制定について	原案可決
議案第126号 四日市市特別工業地区建築条例の一部改正について	原案可決

議案第127号	四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第128号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第129号	市道路線の認定について	原案可決
議案第130号	工事請負契約の締結について －（仮称）羽津午起線橋梁整備工事 （上部製作）－	原案可決
議案第131号	工事請負契約の締結について －小牧町市営住宅建設工事（第1工区）－	原案可決
議案第132号	町及び字の区域の変更について	原案可決
議案第133号	平成7年度四日市市一般会計補正予算 （第4号）	原案可決
議案第134号	平成7年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第135号	平成7年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第136号	平成7年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第137号	平成7年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第138号	平成7年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第139号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第140号	四日市市職員給与条例の一部改正について	原案可決
議案第141号	固定資産評価審査委員会委員の選任につい	

て	同意
議案第142号 人権擁護委員の推薦について	同意

（議員提出議案）（8件）

議	案	名	議決結果
発議第15号	駐留米兵による女子小学生暴行事件への対処及び日米地位協定の見直し等に関する意見書の提出について		原案可決
発議第16号	定住外国人の地方参政権を求める意見書の提出について		原案可決
発議第17号	義務教育費国庫負担制度の存続を求める意見書の提出について		原案可決
発議第18号	「小中学校第6次・高校第5次学級編制及び教職員定数改善計画」の早期完結と新定数改善計画の早期策定を求める意見書の提出について		原案可決
発議第19号	「学校（園）週5日制」の実施に伴う、現行学習指導要領及び幼稚園教育要領の早期改訂を求める意見書の提出について		原案可決
発議第20号	重度知的障害者を対象とした通所施設の早期制度化と精神薄弱者通所更生施設への財源措置の充実等を求める意見書の提出について		原案可決
発議第21号	精神薄弱者通所更生施設への助成を求める意見書の提出について		原案可決

発議第22号 新たな「食料・農業・農村基本法の制定」に関する意見書の提出について	原案可決
--	------

(請 願) (7件)

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹介議員	付託委員会	
7	7.11.17 受理 (7.12.18 差し替え) 国への「義務教育費国庫負担制度」の存続を求めることについて	四日市市西伊倉町2-8 三重県教職員組合三 泗支部 支部長 澤 田 吉 一 ほか3名	採 択
	小林 博次 藤井 浩治	教育民生委員会	
8	7.11.17 受理 国への「小中学校第6次・ 高等学校第5次学級編制及 び教職員定数改善計画」の 早期完結と新定数改善計画 の早期策定を求めることに ついて	四日市市西伊倉町2-8 三重県教職員組合三 泗支部 支部長 澤 田 吉 一 ほか3名	採 択

	小林 博次 藤井 浩治	教育民生委員会	
9	7.11.17 受理 (7.12.18 差し替え) 国への「学校週5日制」の 実施に伴う現行学習指導要 領の早期改訂を求めること について	四日市市西伊倉町2-8 三重県教職員組合三 泗支部 支部長 澤 田 吉 一 ほか3名	採 択
	小林 博次 藤井 浩治	教育民生委員会	
10	7.12.1 受理 新たな「食料・農業・農村 基本法の制定」を求める決 議及び政府への意見書提出 について	津市栄町一丁目89 食とみどり、水を守 る三重県民会議 議長 山 家 光 治	採 択
	佐藤 晃久	産業公営企業委員会	
11	7.12.5 受理 市立四日市病院への手話通 訳正規職員設置について	四日市市西松本町6-4 四日市市ろうあ福祉 会 会長 本 間 豊 子 ほか10,257名	採 択
	大谷 茂生 毛利 彰男	産業公営企業委員会	

(前回から継続のもの)

一般質問通告一覧表

番号	件名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹介議員	付託委員会	
5	7.9.11受理 定住外国人の地方参政権を 求めることについて	四日市市朝日町11-6 韓国民団三重県四日 市支部 団長 妻 守 得	採 択
	小林 博次 谷口 廣睦	総務委員会	
6	7.9.11受理 生活保護の受給者を差別し、 医療を受ける権利を侵害す る医療券方式を健康保険証 のような医療証に改善する ことを求めることについて	四日市市河原田町3898 四日市生活と健康を 守る会 松 川 栄 太 郎	不採択
	佐野 光信 橋本 茂	教育民生委員会	

順序	氏名	要旨	ページ
(12 月 6 日)	1 政友クラブ 田中俊行 (発言時間60分)	1 環境庁「地球環境戦略研究 機関」の誘致について 2 天津市との交流促進につい て 3 「第二文化会館」構想につい て	14
	2 政友クラブ 川村幸康 (発言時間60分)	1 ゴミ処理問題について (1) 分別収集の実態 (2) 収集業務の管理 2 神前地区の地区問題 (1) 下水整備 (2) 諸問題 3 行政運営の有効性について	28
	3 政友クラブ 日置記平 (発言時間60分)	1 下水道整備の推進について	48
	4 緑水会 南部忠夫	1 生活雑排水・汚水等の下水 処理施設の受益者負担の公平 について 2 地域福祉の中での障害者対	67

(12月7日)

	(発言時間60分)	策と精神障害者対策について 3 北部スポーツ文化公園の建設について	
5	緑水会 葛山久人 (発言時間40分)	1 Jリーグタウン四日市について 2 富田地区公園問題について 3 四日市中央緑地陸上競技場改修について 4 四日市伝統文化財について	91
6	緑水会 石川勝彦 (発言時間60分)	1 100周年記念事業への取り組みについて 2 観光行政について 3 老人福祉行政について (1) 高齢化社会に向けての姿勢 (2) ゴールドプランに関連して	108
7	公明 伊藤修一 (発言時間60分)	1 救急救命体制の充実と普通救命講習の普及について 2 少子化社会における低年齢児保育の充実について 3 住宅施策における公的住宅の拡充について	131

8	公明 久保博正 (発言時間40分)	1 21世紀まであと5年 (1) リニアに関連して (2) 特定市道の指定 2 介護共済制度の必要性	152
9	日本共産党 佐野光信 (発言時間30分)	1 来年度予算と施策について (1) 市長の基本姿勢を問う (2) 市民の安全・くらし・福祉を守ることを中心に	166
10	日本共産党 藤岡アンリ (発言時間30分)	1 四日市ドーム建設はただちに中止を -市民のアンケート調査結果より 2 市営住宅の諸問題 (1) 地震防災対策と修理・建て替え (2) 家賃の減免	176
11	市政クラブ 中森慎二 (発言時間60分)	1 ファミリーサポートセンターの設立について 2 地区市民センターの施設機能について 3 ガン検診の受診推進施策と検診の補助について 4 市公用車の小型化及びリース化対応について	187

(12
月
8
日)

		5 コンビニエンスストアを利用した市民サービスについて	
12	市政クラブ 谷口 廣 睦 (発言時間60分)	1 四日市市総合計画の見直しについて (基本構想・基本計画・実施計画) 2 平成8年度予算編成期を迎えて 3 監査体制とその後の見直しについて (行政改革による組織一元化) 4 JR貨物ヤードの移転問題に対するその後の推進状況について	215
13	市民クラブ 小林 博 次 (発言時間60分)	1 四日市ドームについて 2 交通渋滞の解消について 3 電波障害対策について (CTY、未対策地域の解消)	236
14	市民クラブ 濱口 善 元 (発言時間60分)	1 教育問題について(いじめ) 2 将来の四日市について (本市が目指す都市像) 3 桜台造成工事について	263

15	新政クラブ 伊藤 正 巳 (発言時間60分)	1 補助金行政について 2 福祉について (1) 授産施設等の補助金の使われ方 (2) 障害者乗馬の効果とその施設の新設 3 中部浄化センターの跡地について 4 末永・本郷土地区画整理事業の進捗状況について	281
----	------------------------------	--	-----

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	日本共産党 佐野光信 (発言時間15分)	1 議案第 116号 平成 7 年度 四日市市一般会計補正予算 (第 3 号) 歳出 第 8 款 土木費 第 8 項 住宅費 2 議案第 130号 工事請負契 約の締結について － (仮称) 羽津午起線橋梁 整備工事 (上部製作) －	298

付託議案一覧表

○ 総務委員会

議案第 116号 平成 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 3 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第 2 款 総務費

第 4 款 衛生費

第 8 款第 4 項 港湾費

第 5 項 都市計画費中都心整備

課関係部分

第 2 条 債務負担行為の補正

第 3 条 地方債の補正

議案第 121号 四日市市税条例の一部改正について

議案第 122号 四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償
等に関する条例の一部改正について

議案第 123号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につい
て

議案第 132号 町及び字の区域の変更について

議案第 133号 平成 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第 135号 平成 7 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号)

議案第 139号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部改正について

議案第 140号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○ 教育民生委員会

議案第 116号 平成 7 年度四日市市一般会計補正予算 (第 3 号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第10款 教育費

議案第119号 平成7年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算
(第1号)

議案第138号 平成7年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算
(第2号)

○ 産業公営企業委員会

議案第116号 平成7年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

議案第120号 平成7年度四日市市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)

議案第134号 平成7年度四日市市競輪事業特別会計補正予算
(第1号)

○ 建設委員会

議案第116号 平成7年度四日市市一般会計補正予算(第3号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費(総務委員会に付託した部分を除く)

第14款第2項 土木施設災害復旧費

議案第117号 平成7年度四日市市公共下水道特別会計補正予算
(第2号)

議案第118号 平成7年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算
(第2号)

議案第124号 四日市市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第125号 四日市市特別工業地区における建築制限の緩和に関する
条例の制定について

議案第126号 四日市市特別工業地区建築条例の一部改正について

議案第127号 四日市市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整
に関する条例の一部改正について

議案第128号 市道路線の廃止について

議案第129号 市道路線の認定について

議案第130号 工事請負契約の締結について

－(仮称)羽津午起線橋梁整備工事(上部製作)－

議案第131号 工事請負契約の締結について

－小牧町市営住宅建設工事(第1工区)－

議案第136号 平成7年度四日市市公共下水道特別会計補正予算
(第3号)

議案第137号 平成7年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算
(第3号)

駐留米兵による女子小学生暴行事件への対処及び日米
地位協定の見直し等に関する意見書

去る9月4日に沖縄本島北部の住宅街で発生した駐留米兵による女子小学生暴行事件は、沖縄県民のみならず、日本国民全体にも大きな衝撃を与えております。

今回の事件は、人道にもとる極めて悪質、野蛮な犯罪行為であり、被害を受けた少女の恐怖と苦しみ、家族の怒りや無念さを思うと激しい憤りを覚えずにはられません。

しかしながら、現在の日米地位協定では、日本側がかかる蛮行を行った被疑者を起訴するまでは国内法に基づく逮捕拘留ができないという不平等な取り決めになっています。

このように、日米地位協定は日本国内における駐留米兵の犯罪捜査の大きな障害となっていることは明らかであり、日米両国政府が早急に地位協定の見直しを行うとともに、沖縄県民の感情も考慮して米軍基地の縮小に努めていくことは国民の願いと言えます。

よって、政府におかれては、このような事件の再発を防止するため、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要望します。

記

1. 日米地位協定の見直しを行うこと
2. 駐留米兵の綱紀粛清を徹底するよう要請すること

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出いたします。

平成7年12月18日

四日市市議会

議長 野崎 洋

関係省庁宛

(内閣総理大臣・外務大臣・自治大臣・防衛庁長官)

定住外国人の地方参政権を求める意見書

現在、日本には数多くの外国人が居住しており、その大半は日本社会に定着し、地域社会の一員としての役割を果たしております。

しかるに、市民権としての基本要素である参政権については、いまだ認められておらず、いわゆる「自ら選べず、参加できない」という他律的な社会生活を余儀なくされている状況であり、これは内外人平等の国際人権保障にも反するものであると言わざるをえません。

また、人権の保障は世界の平和と安全につながるものであり、日本国民の願いでもあります。

よって、政府におかれては、日本が国際的にも責任ある地位をしめようとしている現状を考慮し、定住外国人に対する地方参政権の付与について、本年2月の最高裁判所の憲法判断等も踏まえ、早急に立法措置を講じられるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成7年12月18日

四日市市議会

議長 野崎 洋

関係省庁宛

(内閣総理大臣、外務大臣、法務大臣、大蔵大臣、自治大臣)

義務教育費国庫負担制度の存続を求める意見書

大蔵省は平成8年度の予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度のなかで学校事務職員と学校栄養職員の適用を除外し、その給与費2分の1の国庫負担分を地方に転嫁するやに聞き及んでおります。

申すまでもなく、義務教育費国庫負担制度は自治体の財政力の差による県費負担教職員の給与格差を是正し、教育の機会均等とその水準の維持向

上を図るために設けられたものでありますが、国庫負担制度の廃止は地方に多大の負担を求める結果となるばかりか、同制度の基本理念の否定にもつながりかねません。

よって、政府におかれては、学校事務職員と学校栄養職員の給与費の国庫負担を廃止せず、義務教育費国庫負担制度を存続させるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成7年12月18日

四日市市議会
議長 野崎 洋

関係省庁宛

(内閣総理大臣、文部大臣、自治大臣)

「小中学校第6次・高校第5次学級編制及び教職員定数改善計画」の早期完結と新定数改善計画の早期策定を求める意見書

平成5年度から6ヶ年計画で「小中学校第6次・高校第5次学級編制及び教職員定数改善計画」が実施されているところでありますが、小中学校の35人学級が見送られるなど、行き届いた教育を保障していく上で十分な対策が講じられていないのが現状であります。

申すまでもなく、学校教育は次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであり、従前にも増して教育内容の充実を図ることはもとより、学級定数の引き下げによる規模の適正化が切望されているところであります。

よって、政府におかれては、「小中学校第6次・高校第5次学級編制及び教職員定数改善計画」を早期に完結させるとともに、35人学級を柱とした新しい定数改善計画を早期に策定することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成7年12月18日

四日市市議会
議長 野崎 洋

関係省庁宛

(内閣総理大臣、文部大臣、自治大臣)

「学校（園）週5日制」の実施に伴う、現行学習指導要領及び幼稚園教育要領の早期改訂を求める意見書

近年の受験競争の激化や教育荒廃と言われる学校教育の実態を改め、子どもたちの生活と人生にゆとりと豊かな自主性を生み出すための休業日として平成5年9月から月1回実施された「学校（園）週5日制」は、本年度から月2回に拡大されました。

しかし、既に実施されている現行学習指導要領（幼稚園教育要領を含む）は幼・小・中・高（特殊学校小・中・高等部）のいずれも「学校週6日制」を前提としているため、このままでは子どもたちの負担が重くなることは避けられない状況になっております。

よって、政府におかれては、子どもたちの生活にゆとりをもたらす、自分の生活を自分で創り出すことを目的とした「学校（園）週5日制」の趣旨の実現に向けて、早期に現行学習指導要領及び幼稚園教育要領を改訂されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成7年12月18日

四日市市議会
議長 野崎 洋

関係省庁宛

(内閣総理大臣、文部大臣、自治大臣)

重度知的障害者を対象とした通所施設の早期制度化と精神

薄弱者通所更生施設への財源措置の充実等を求める意見書

現在、在宅で生活する重度知的障害者を対象とした通所施設はほとんどなく、十分な活動の場が確保されないまま在宅生活を強いられるなど、社会参加の場の整備が大きな課題となっております。

また現在、在宅で生活する重度知的障害者の重要な活動の場となっている精神薄弱者通所更生施設は、本来、中・軽度の障害者の利用を想定しているため、指導員の配置規準等も十分なものではなく、財源が乏しい自治体や福祉法人は運営に苦慮している状況となっております。

よって、政府におかれては、このような状況を一日も早く解決し、重度知的障害者が地域の中で可能な限り自立した生活を送り、社会参加できるようにするため、重度知的障害者を対象とした通所施設の制度化を早期に図られるとともに、精神薄弱者通所更生施設に対し、必要な財源措置を講じるなど、在宅重度障害者支援のための取り組みを一層強化されることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成7年12月18日

四日市市議会
議長 野崎 洋

関係省庁宛

(内閣総理大臣、厚生大臣、自治大臣)

精神薄弱者通所更生施設への助成を求める意見書

現在、在宅で生活する重度知的障害者を対象とした通所施設はほとんどなく、十分な活動の場が確保されないまま在宅生活を強いられるなど、社会参加の場の整備が大きな課題となっております。

本市におきましては、精神薄弱者通所更生施設「たんぼぼ」において重度の知的障害者を受け入れ、日常生活及び社会適応能力向上のための生活

指導、援助を行っておりますが、精神薄弱者通所更生施設は、本来、中・軽度の障害者の利用を想定しているため、国からの措置費も十分なものではなく、施設の運営に苦慮している状況となっております。

よって、三重県におかれては、このような状況を一日も早く解決するため、精神薄弱者通所更生施設に対し、必要な助成を行っていただくなど、在宅重度障害者支援のための取り組みを一層強化されることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成7年12月18日

四日市市議会
議長 野崎 洋

三重県知事宛

新たな「食料・農業・農村基本法の制定」に関する意見書

我が国の農林漁業・農山村を取り巻く状況は、農業基本法の制定後三十有余年を経過する中で、生産力の後退や担い手の高齢化・後継者不足、さらには生産基盤・生活基盤整備の立ち遅れや中山間地域を中心に過疎化が進むなど、大きな変化が見られています。

一方、我が国の食糧自給率は年々低下する傾向にあり、多くの食料を外国に依存することから国民の間には食料の安全・安定的供給に対し、不安感が高まりつつあります。

今後、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意によって、農林水産物の輸入が増大し、日本の農林水産業がますます衰退することになれば、その影響は他の産業全体に及び、我が国の経済社会にも大きな打撃を与えることとなります。

よって、政府におかれては、食糧自給率の向上を図るなど国内農林業の再建のため、食料・農業・農村を一体とした農政理念・政策に目標を置く

新たな基本法の制定に向け、下記の事項を基本指針として確立されるよう強く要望いたします。

記

1. 食糧自給率の向上、安全な食料の安定的供給を国の基本的役割とすること
 2. 農林水産業の持つ国土、環境保全など公益的機能を位置づけること
 3. 農林水産業の振興により、地域経済・社会の活性化を図ること
 4. 農林水産業の生産基盤と生活基盤を一体的に整備すること
 5. 中山間地域の農林業の振興、所得保障により、定住化を図ること
 6. 資源の循環により、持続可能な農林水産業を目指すこと
- 以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成7年12月18日

四日市市議会
議長 野崎 洋

関係省庁宛

(内閣総理大臣、大蔵大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、自治大臣)

防災対策特別委員会の中間報告について

当委員会に付託された事項について、会議規則第42条第2項の規定により、下記のとおり中間報告します。

記

1. 付託事項
大地震に備えた対策の強化など災害に強いまちづくりに関する調査研究
2. 調査の経過
別紙の報告書のとおり
平成7年12月18日

防災対策特別委員長 小林 博次

四日市市議会
議長 野崎 洋 殿

防災対策特別委員会報告書

当委員会に付託されました大地震に備えた対策の強化など災害に強いまちづくりに関する調査研究の結果についてご報告申し上げます。

平成7年1月17日午前5時46分、マグニチュード7.2の直下型の大地震が兵庫県南部を襲い、特に震度7を記録した神戸市等では、近代日本が築き上げてきたハイテク都市はわずか20秒で壊滅的な打撃を受けるとともに、これまでの日本の安全神話も一瞬にして崩壊しました。

この大震災では死者・行方不明者は5,500人を超すとともに、道路・鉄道や電気・水道・ガス・電話等のライフラインに大きな打撃を受けるなど、戦後最悪の地震災害となりました。

火の海となった神戸市街、我が家が全壊し茫然と立ち尽くす人、肉親を失い悲しみにくれる人等の姿がテレビ等を通じて連日にわたり私たちの目

にも届けられ、このような大災害が私たちの身の周りにいつ起こるかわからぬという切迫した不安を抱かせました。

今回の大地震は、これまで想定していた関東大震災時のようなプレートの歪みを原因とするものとは異なり、活断層を原因とする内陸型の直下型地震であり、地盤の強度など様々な要素も複雑に絡み合い、あのような大災害になったとされております。

本市においても、活断層の存在がいくつか確認されており、あのような直下型の大地震がいつ起こっても不思議ではない状況にあります。しかし、それがいつ、どこで、どれくらいの規模で起こるのかを予知することは現段階では難しく、日頃からの備えをしておく以外、対策はないのが実情であり、阪神大震災以降、本市においてもこれまでの防災体制やまちづくりについて、抜本的な見直しが始められたところでもあります。

当委員会は、こういった状況を踏まえ、過去に大地震が起きた長野市、福井市を視察するなど、本市の今後の防災対策のあり方について調査・研究を行ったところであります。

1. 本市の防災対策の現状について

本市においては、阪神大震災の教訓を受けて現在、地域防災計画等について見直しを行っているところであり、また本年度より総務部内に防災監を新設し、災害に強いまちづくりを目指して鋭意取り組んでいるところであります。

現段階における大地震に対する本市の防災対策については、以下のとおりであります。

- ・ 震度5以上の地震があった場合には市長を本部長として本庁舎9階第1会議室に災害対策本部を設置し、災害の状況等に応じて各部各班の相互応援体制をとる。
- ・ 災害対策本部は、被害の防御及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、災害状況に応じて準警戒体制、警戒体制、

非常体制の配備体制を整える。

- ・ 動員計画については、災害応急対策活動を行うための必要な人員を把握し、災害応急活動を確実にするために、災害応急対策要員を動員し、配備を行う。
- ・ 災害情報及び被害報告の収集並びに伝達については、防災行政無線、消防無線、非常無線、孤立防止用無線、災害用優先電話等により被害状況を収集把握し、応急対策の指示伝達を行う。
- ・ 災害緊急時に際して、避難者が一時的に安全に避難できるよう学校、保育所等を利用して市内に322ヶ所の避難所を指定している。
- ・ 被害者の救出については、消防本部が関係機関と連絡をとりながら、他の作業に優先して行うものとし、災害が特に甚大な場合には、自衛隊、海上保安部等関係機関の協力のもと救助に当たる。
また、医療体制については医師会、公的医療機関等の協力を得て非常事態に備えている。
- ・ 災害時における食料の確保と配給については、乾パン22,000食を保持し必要に応じて配給するとともに、市内13ヶ所の学校施設等を利用して炊き出し等を実施する。
飲料水については、緊急用貯水槽、給水車等の利用により一人一日概ね3ℓを供給できる。
- ・ 被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、9種類約40品目について四日市市商店連合会と協定書を締結し調達するとともに、必要に応じて供給拠点を設定し、自治会等の協力を得て給付する。
そのほか、医療関係機関、建設業関係団体、その他の各種団体等と連携をとり、災害発生時に各種応急対策が実施できるよう協力体制を整えています。

2. 今後の取り組みについて

今回の阪神大震災における地震は、プレートの歪みを原因としたもので

はなく活断層を原因とする直下型のものであり、地震規模の割りには被害が甚大であったのが特徴でありました。関東大震災級の地震が起きても大丈夫と言われてきた高速道路や新幹線の橋桁も崩壊し、これまでの地震対策は抜本的な見直しを余儀なくされたところであります。

現在、本市においては防災アセスメントや地震被害想定を実施し、これらの調査結果を踏まえ、地域防災計画の震災対策並びに防災まちづくり基本方針の策定を行い、その上で「災害に強いまちづくり」を目指して、順次防災対策の見直しを行っていく予定であります。大災害は予期せず起こるものであり、一日も早く防災アセス等の調査を行い、それぞれの地域の実情に見合った防災対策を講じていくことが強く望まれます。

本年9月の定例議会でも、防災まちづくり基本方針の策定、地震災害対策緊急事業の一環としての防災倉庫の設置等の地震対策事業が提案されたところでありますが、本年7月に施行された地震防災対策特別措置法の主旨にのっとり、緊急に取り組む必要があるものについては、早急に実施していくことが望まれるところであります。

特に、災害緊急時の物資の輸送、医療機関のアクセスを確保するため、ヘリコプターの運用、避難所と重複しない臨時ヘリポートの選定を行っていくことや地域の消防団、自主防災組織の育成、強化を進めていくことは急務の課題であると考えるところであり、今後、公共施設の建設に当たっては、可能な限りヘリポートの整備に努めていくよう望むものであります。

当委員会といたしましては、現在進められている各種の施策について、今一度、防災上の観点から検討を加えるなど、一步一步着実に「災害に強いまちづくり」に向かって取り組んでいくことを強く望むものであり、こうした努力の積み重ねがひいては誰もが安心して住むことのできるまちづくりへとつながっていくと確信するものであります。

特に、新年度予算の編成に当たっては、防災予算の拡充に努めるとともに防災上の観点を加味した防災まちづくり施策の推進に努めていくよう強

く望むものであります。

また、ひとたび大災害が発生すれば、行政だけの力では到底対応できないことは、今回の阪神大震災の教訓として明白であります。「自分の命は自分で守る。自分たちのまちは自分たちで守る。」こういった防災意識の啓発を進める中で、飲料水、食料等必要最小限のものについては市民も日頃から備えておけるよう啓発に努めていくことも肝要であると考えます。

最後に、阪神大震災の場合、災害発生後72時間の初動対応や情報収集・伝達の方法等に多くの反省点が見受けられました。また、これまで安全と思っていたものが、決して安全ではないという点もいくつか浮き彫りにされました。今後、それらを詳細に考察する中で、本市の防災対策の見直しについても引き続き積極的に取り組んでいくよう強く要望し、防災対策特別委員会の中間報告といたします。

常任委員会の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、別紙のとおり報告します。

平成7年12月18日

総務委員長 石川 勝彦
教育民生委員長 土井 数馬
産業公営企業委員長 日置 記平

四日市市議会

議長 野崎 洋 殿

総務委員会

○ 納税貯蓄組合について

納税貯蓄組合については、当委員会において本年6月に閉会中の調査事項として取り上げ、調査研究を行ったところであるが、制度の根幹に関わる重要な問題であり、現制度の存続の是非、プライバシー保護の問題、自治会との関係等について種々の意見が出されたことから、9月定例議会において、当委員会での議論を踏まえ、理事者側の再考を求める旨の調査報告を行ったところである。その後、理事者側からの再提案を受け、前回に引き続き「納税貯蓄組合について」を調査事項として取り上げ、調査研究を行った。

1. 新組織の概要（見直し案）について

当委員会での議論等を踏まえ、理事者側において再考され、提案された新組織の概要については、以下のとおりである。

- ・ 納税義務者全員を対象に、自治会の区域を単位として（仮称）納税協力会を組織化していく。したがって、サラリーマン等の特別徴収による納税義務者や自治会未加入者も対象となる。

- ・ 自治会と連携して活動は行うが、組織は別組織とする。
- ・ 全市域を一元化する形で事業が推進できるよう、市内28地区に地区納税協力会を設立する。また、その代表者で構成する（仮称）四日市市納税協力会連絡協議会を設立する。
- ・ 三泗地区納税貯蓄組合連合会に代表を出し、国・県・周辺4町との協調を図る。
- ・ 協力会には納税協力員を置き、納税思想の啓発・普及に努める。
- ・ 奨励金の使途については、地域の事業等を通じて納税思想の啓発・普及のための事業に充てるものとし、毎年度会計報告を作成する。
- ・ 口座振替促進のため、奨励金に口座振替件数による加算措置を講じる。
- ・ 奨励金の算出方法についてはプライバシー保護の観点から、滞納者が特定されることのないよう配慮し、A～C案を提示。

A案：町の全納税義務者のうち納期内納付件数×100円

+口座振替による納期内納付件数×100円

B案：町の全納税義務者の賦課件数×100円（または80円）

+口座振替による納期内納付件数×80円

{ 町の納期内納付率が85%を超える場合=100円
85%以下の場合= 80円

C案：町の人口×100円（または80円か60円）

+口座振替による納期内納付件数×80円

{ 地区の納期内納付率が90%以上の場合=100円
85%以上90%未満の場合=80円
85%未満の場合=60円

なお、平成9年度には新しい奨励金制度の運用が開始できるよう準備を進める。

2. 各委員の意見の概要

理事者側の見直し案に対し、各委員から出された意見の概要は以下のと

おりである。

- ・ 新しい奨励金の交付制度はできるだけ簡素化すべきである。
- ・ 新組織の活動内容については、納税思想の啓発・普及事業とし、過重な負担とならないよう配慮していくとともにそれぞれの地域に合った活動内容としていくこと。
- ・ 納税協力員については、地域の実情に合わせて配置すること。
- ・ 自治会組織と間接的に関与させ、連携がとれるよう配慮すること。
- ・ 新組織にこだわることなく、市が毎年地区を絞ってキャンペーンを行うなど市が主体となって納税思想の普及・啓発に努めるべきである。
- ・ 収納率の向上に向け、特別徴収を行ってくれる事業所の拡大に努めること。

また、口座振替の促進についても積極的に取り組んでいくこと。

- ・ 今後とも、新しい組織の設立に際しては、当委員会に対して適宜報告すること。

3. まとめ

市税を取り巻く環境は、長引く景気の低迷、個人住民税の特別減税等の影響から、市税収入の伸びが期待できない状況にある。

こういった状況の中、市民の納税意識のより一層の高揚を図り、貴重な財源を少しでも多く確保する観点からも、納税協力組織の活動は重要なものであると考える。

今後、納税貯蓄組合の見直しに当たっては、当委員会での議論を十分参考にして取り組んでいくとともに、広報活動等を通じて市民にも十分な理解を求めながら、新制度の運用に努めていくよう望むものである。

なお、新制度の運用に当たっては、全国自治体の先進事例となるものと思われることから、今後とも試行錯誤を繰り返す中で、より良き制度の確立に向けて取り組んでいくよう強く望むものである。

教育民生委員会

○ 重度障害者の現状と課題について

近年、障害者が「社会の一員として共に生きる」というノーマライゼーションの理念が社会に定着しつつあり、国においても、グループホームや福祉ホーム、デイサービス事業など、障害者が社会参加していくための様々な施策が検討・展開されつつある。

しかし、これらの施策はいずれも中・軽度の障害者の利用を想定したものであり、重度障害者が地域社会の中で可能な限り自立した生活を送り、社会参加していくためには、関係施設の整備を初めとして、なお一層の条件整備を図っていく必要がある。

そこで当委員会は、「重度障害者の現状と課題について」を閉会中の調査事項として取り上げ、精神薄弱者通所更生施設「たんぼぼ」の視察を行うなど、特に重度知的障害者の福祉に焦点を当て、調査研究を行った。

1. 「たんぼぼ」について

精神薄弱者通所更生施設「たんぼぼ」は、平成2年に県内ではじめて設置された重度障害者を対象とした通所施設であり、重度の知的障害者に活動の場を提供し、日常生活及び社会適応能力向上のための生活指導、援助を行っている。

通所者の状況については、肢体不自由や言語障害などを持っている重複障害者が入所者全体の64%を占め、定期的に通院治療を受けるなど医療を要する障害者が9割を超えているなど、全ての障害者が日常動作全般にわたって介助を必要としている。

当施設は、本来、通所更生施設という位置づけであり、就労可能な中・軽度の知的障害者に職業的訓練や指導を施すことを目的としているが、重度障害者を対象とした通所施設がないため、授産活動も困難な障害者を受け入れてきたものである。

また、退所後の適当な活動の場がないことから、入所期限である3年を

超えても引き続き障害者を受け入れているのが実態であり、これに代わる受入体制の整備が課題となっている。

2. 重度知的障害者施策の今後の課題

これまで、重度の知的障害者は、法的な整備の遅れなどの理由により、施設に入所するか、十分な活動の場が確保されないまま在宅生活を強いられることが大半であった。

そのような中、昭和54年に養護学校の設置が義務化され、重度の知的障害者も就学が可能となり、養護学校卒業後も在宅生活を続けながら活動できる場が求められるようになった。

しかし、重度障害者が利用できる通所施設は通所更生施設しかなく、本来、中・軽度の障害者ための通過施設である施設の入所者のうち70%近くが重度知的障害者が占める状況になった。

また、中・軽度の障害者を想定している通所更生施設に対する国の措置費は十分ではなく、財源が乏しい自治体や福祉法人は運営に苦慮している状況となっている。

一方、通所更生施設に通所していない重度障害者も少なくないことから、今後は重度の知的障害者を対象とした新たな活動の場の制度化を行いながら整備を進めるとともに、在宅生活を支援するための取り組みを強化していくことが求められている。

2. まとめ

こういった現状を踏まえ、各委員から出された主な意見は次のとおりである。

- ・ 広域的な視点で配置が求められる施設については、北勢地域の自治体が連携を強化する中で、県に対して設置の働きかけを行うこと
- ・ 健診の充実・強化など障害の早期発見、療育のための取り組みを強化するとともに、障害の発生を未然に防止する観点から、母親学級などを通じた教育活動を充実すること

- ・ あけぼの学園卒業園の専門的な訓練施設の設置が強く求められていることから、障害児を対象とした療育センター整備に向けた取り組みを強化すること
- ・ 社会参加の場がない重度障害者に対し、活動の場を確保し、社会参加を呼びかけていくこと
また、重度障害者の処遇の均等化を図る観点から、「たんぼぼ」通所者以外の在宅重度障害者への施策を充実、向上させること
- ・ 在宅重度障害者のための施設は移動に要する時間や通所の負担を考えた場合、可能な限り地域に密着したものが望まれることから、老人福祉施設など地域の既存施設を活用し、障害者の生活の場を確保すること
また、施設内容に応じて障害者を通所させるのではなく、それぞれの施設で個々の障害者に適したサービスを提供すること
- ・ 小規模授産施設については、重度障害者の生活の場、仲間づくりの場として大きな役割を果たしていることから、送迎の補助や職員の加配を検討するなど支援強化に努めること
- ・ 重度障害者に対して、デイサービスセンター的な施設の導入を検討すること
- ・ 養護学校卒業後の重度知的障害者の受け皿となる施設が不足していることから、新たな施設を早期に整備するとともに、現在の「たんぼぼ」通所者が引き続き施設を利用できるよう施設の拡充を図ること
- ・ 国・県に対して小規模授産施設、通所更生施設への支援強化や、福祉工場、障害者雇用支援センターの整備を働きかけること
- ・ 障害者住宅改造費補助制度について、所得制限の廃止や視覚障害者などへの対象拡大を検討すること

このように、今後、重度知的障害者の福祉を向上させていくためには、通所施設の設置が不可欠となっており、制度の確立が強く望まれている。また、当面の取り組みとして、現在、在宅で生活する重度知的障害者の

重要な受け皿となっている通所更生施設の受入体制の整備を図るとともに、地域での支援体制についても強化していく必要がある。

当委員会は、行政が重度障害者の社会参加のための条件整備に積極的に取り組むことにより、障害を持った方が安心していきいきと生活できる社会が一日も早く到来することを強く望むものである。

産業公営企業委員会

○ 競輪事業について

四日市競輪場は昭和27年1月に地方財政の再建と都市復興を目的として開設され、その収益金が公共施設の整備・充実等に充てられるなど、市政の発展に大きく寄与してきたところである。

しかしながら、昨今の競輪事業を取り巻く環境は、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷やレジャーの多様化等により、車券売上が年々減少するなど極めて厳しい状況にある。

こうした状況は四日市競輪においても例外ではなく、入場者数・売上高ともに平成3年度を境として減少しており、一般会計への繰出金についても平成7年度においてはその計上を見なかったところである。

そこで当委員会は、閉会中の継続調査として「競輪事業について」を取り上げ、四日市競輪の現状と問題点を踏まえつつ、競輪事業の活性化に向けた取り組みについて、マーケティング、施設の改善等に焦点を当てて調査・研究を行った。

なお、これらの調査・研究に当たり、一部委員からは競輪事業の存続そのものについて問題提起がされたところであるが、当委員会は、自転車競技法に基づく競輪事業の目的等を十分勘案し、なおかつこれまで競輪事業が本市財政に大きく貢献してきた経過も踏まえ、その活性化が第一義と考えて調査・研究を行った次第である。

1. 四日市競輪の活性化に向けて

調査・研究の過程で、各委員から出された主な意見の概要は次のとおりである。

(1) マーケティングの戦略化

①ファン対策の強化

- ・ 若いファン層を開拓していくため、先進地の視察を行いながら、より創意工夫を凝らしたプランの創出に努めること
- ・ 女性客を対象としたモニター制度を創設すること
- ・ 女性客の無料サービス・デーを設けるなど、新しいファンサービスの提供に努めること
- ・ 競輪場を無料解放して“競輪まつり”を開催するなど、家族連れで楽しめる競輪場としての雰囲気づくりにつなげていくこと
- ・ 入場券を利用した抽選やハズレ車券の活用等のファンサービス向上策について検討すること

②情報サービスの充実

- ・ テレビ等の活用による情報サービスの提供に当たっては、ファンの求める情報を効果的に提供できるよう、ソフト面の充実にも十分留意すること

③プロモーションの連動

- ・ 市制施行100周年記念施設として霞ヶ浦緑地内に建設が進められている「四日市ドーム」の中で競輪事業をPRしていく方法を検討すること
- ・ ふるさと産業まつり等のイベントにおいて、競輪教室コーナーを設置するなどファン対策と連動したPR活動により、相乗効果を生じさせること

④車番制の導入

- ・ 車番制はファンのために車券の選択肢を増やすサービスであり、レースの商品価値を高めるため、また将来的に特別競輪等を誘致するためにもこの早期導入を図ること

- ・ 車番制の導入に際しては、場内はもとより場外のファンにとっても、わかりやすい着順の発表方法を採用すること

⑤場間場外車券発売の推進

- ・ 他競輪場との間で車券の相互発売を行ういわゆる場間場外車券発売を積極的に推進するとともに、そのPR強化にも努めること

⑥ふるさとダービー、特別競輪等の誘致

- ・ ふるさとダービー、特別競輪の誘致は知名度アップや増収効果が見込めることから、平成9年の市制施行100周年における開催に向けて、特段の取り組みを行うこと
- ・ ふるさとダービー、特別競輪の誘致につなげていくため、車券発売を伴わない大きな大会の開催についても検討すること

(2) 施設の管理・改善

- ・ 競輪場全体の配色に工夫を凝らし、競輪に対するイメージの変化につなげていくこと
- ・ 喫茶・軽食コーナーにレストラン等若者志向の飲食店の導入を図ること
- ・ 南側入口の防暑対策等よりきめ細かな施設改修に努めること
- ・ 競輪場をより市民に親しまれる施設としていくため、風呂の設置について検討すること
- ・ 収益向上を図るため、場内への企業広告看板等の設置について十分な研究を行うこと
- ・ 場内のフィールド部分の開放について検討すること
- ・ 駐車場の補修、場内の清掃等施設の管理に万全を期すこと
- ・ 霞ヶ浦緑地内のスポーツ施設利用者との駐車場の競合や違法駐車等が見受けられるとともに、「四日市ドーム」の完成に伴いさらなる駐車場不足が懸念されるなど、駐車場に係る諸問題が山積していることから、立体駐車場の建設等今後とも関係部局と綿密な調整を図っていくこと

(3) その他

- ・ 名古屋、一宮等東海エリアの競輪場との競合を可能な限り避けるため、これまで以上に日程調整に努力すること
- ・ ファンの関心を高めるため、より有名な選手の招致に努めること
- ・ イメージアップ対策として入場門、案内所へのコンパニオンの配置が検討されているが、その検討に当たっては女性意識が高まりを見せつつある時代背景を十分加味すること
- ・ 日本自転車振興会等関係団体への交付金負担の軽減に向け、関係機関に対する働きかけを引き続き強力に行っていくこと
- ・ 将来におけるふるさとダービー、特別競輪の開催を見据え、競輪場と「四日市ドーム」の一体化について、今後ともあらゆる機会を通じて検討すること
- ・ 競輪開催時における実態・動向調査等により、今後の競輪事業の進め方を考える上で参考とすること
- ・ 事業収益を福祉事業等特定の分野に充てるよう検討すること
- ・ 従業員の職場環境整備に十分留意すること

2. 終わりに

競輪事業はこれまで既存のファンに依存した運営を続けてきた結果、ファンの高齢化やファン離れが年々深刻化している上、不況の影響もあってマーケットシェアも低下している。

さらに、昨今のレジャーニーズの多様化等への対応も迫られるなど、競輪事業は大きな転機を迎えていると言っても過言ではない。

四日市競輪においては、こうした状況を的確に踏まえ、新たな発想のもとに、21世紀を見据えた総合的な振興ビジョンを確立することが何よりも求められていると考える次第である。

このため、その基本戦略となるマーケティングの戦略化、施設の改善等について各委員から出された意見を十分踏まえ、体系的な整理を行うなど、

より魅力ある競輪場づくりに向け、なお一層の努力を払うよう強く望むものである。

常任委員会の閉会中の継続調査について

総務委員会	各種委員会等への議員の参画について	
教育民生委員会	同	上
産業公営企業委員会	同	上
建設委員会	同	上